

# 北朝鮮における集団主義と人権 - 「敵」を生み出す政治的言説-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-07-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 李, 恩元 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/19537">http://hdl.handle.net/10291/19537</a>

明治大学大学院政治経済学研究科

2017年度

博士学位請求論文

北朝鮮における集団主義と人権

— 「敵」を生み出す政治的言説—

Collectivism and Human Rights in the DPRK: Making  
‘Enemies’ in the Political Discourses

学位請求者 政治学専攻

李 恩元

# 目 次

凡例	iv
<b>序章 排除の政治</b>	<b>2</b>
第1節 研究の背景——北朝鮮における「敵」の出現	2
第2節 研究の方法	3
第3節 論文の構成	10
<b>第1章 北朝鮮研究の現在</b>	<b>12</b>
第1節 北朝鮮政治に関する研究動向	12
第2節 北朝鮮の人権状況に関する研究動向	16
(1) 北朝鮮の人権状況に関する調査研究	18
(2) 理論的研究	22
第3節 対北朝鮮認識と北朝鮮人権研究の限界	26
<b>第2章 「敵」という概念について</b>	<b>29</b>
第1節 「敵」の範疇	29
第2節 政治学における「敵」	33
第3節 「例外状態」と「インピューニティ」	39
<b>第3章 排除される人びと</b>	<b>42</b>
第1節 北朝鮮における「敵」	42
第2節 「敵」の人権	48
(1) 「管理所」の囚人	48
(2) 脱北者	54
(3) 正当な理由なく死に追いやられた人びと	62

<b>第4章 「敵」の起源</b>	<b>65</b>
第1節 「反国家及び反民族犯罪」	65
第2節 「敵」の起源としてのポストコロニアリズムと社会主義	73
<b>第5章 「敵」の排除と「集団主義の原則」</b>	<b>84</b>
第1節 集団主義の定義	84
第2節 社会主義と集団主義	91
第3節 ポストコロニアリズムと集団主義	96
第4節 集団的権利——集団主義と「人権」	101
<b>第6章 排除のメカニズム</b>	<b>105</b>
第1節 「政治化された人権」	105
第2節 排除の手段	114
(1) 相互監視	116
(2) 追放	117
(3) 強制失踪	119
(4) 「管理所」の運営	120
(5) 処刑	122
第3節 排除の常態化——国際的な視点から	125
<b>終章 人権、政治、そして「敵」の人権</b>	<b>137</b>
<b>文献目録</b>	<b>141</b>
(1) 日本語文献、論文	141
(2) 朝鮮語文献、論文	147
(3) 韓国語文献、論文	151
(4) 英語文献、論文、資料	159
(5) 国連公式文書	164
(6) ウェブページ、新聞等	169

## 図 表 目 次

【図表 1】 人間と人権に対するアプローチ .....	9
【図表 2】 韓国における北朝鮮人権研究の現状 .....	17
【図表 3】 フリーダムハウスによる北朝鮮の人権に対する評価 .....	21
【図表 4】 国連における北朝鮮の人権に関する報告状況 .....	22
【図表 5】 北朝鮮の人権状況に関する研究領域 .....	23
【図表 6】 北朝鮮における「敵」の範囲について .....	46
【図表 7】 「管理所」の概況 .....	49
【図表 8】 「管理所」の位置 .....	50
【図表 9】 在韓脱北者の数 .....	55
【図表 10】 北朝鮮出身の難民及び庇護申請者の数 .....	56
【図表 11】 脱北の動機 .....	58
【図表 12】 北朝鮮の「反国家及び反民族犯罪」 .....	66
【図表 13】 最高指導者及び「例外状態」に関する権限について .....	71
【図表 14】 北朝鮮における「敵」の起源 .....	76
【図表 15】 北朝鮮における「公民の基本的権利と義務」の変遷 .....	85
【図表 16】 北朝鮮の 1972 年憲法と 1992 年憲法の比較 .....	96
【図表 17】 「敵」の排除に至る負のスパイラル .....	115
【図表 18】 出身地域別脱北者数 .....	118
【図表 19】 北朝鮮における食糧の移動 .....	119
【図表 20】 北朝鮮の人権に対する国際連合の取り組みと北朝鮮当局の対応 .....	125
【図表 21】 国連総会における北朝鮮人権状況決議の表決結果 .....	129
【図表 22】 北朝鮮人権状況決議に関する「人権ブロック」の形成について .....	131

## 凡 例

- 北朝鮮の正式国名は「朝鮮民主主義人民共和国」であるが、本稿では便宜的に「北朝鮮」と略す。但し、韓国語文献や北朝鮮側の資料及び文献からの引用の場合は、原文のまま「北韓」または「朝鮮民主主義人民共和国」、「共和国」と記す。
- 引用文中の [] は筆者による補足説明である。
- 引用文中の中略箇所は […] と示す。
- 北朝鮮内部の諸資料及び諸文献からの引用文の和訳は筆者によるものであり、漢字で表すことができる名詞の場合は可能な限り直訳した。なお、北朝鮮の「朝鮮人権研究協会」による人権報告書を含む北朝鮮の人権に関わる英語文献や諸資料の和訳は、英語と朝鮮語を照らし合わせて筆者が行ったものである。
- 朝鮮、韓国の書籍または論文などを引用する場合は、初引用の際を除く再引用時には、「前掲」や“op. cit.”を用いず、著者名と書籍名または論文名を表記した。続けて同一の書籍または論文を引用する場合は「同上」を使用した。
- 北朝鮮内部の諸資料及び諸文献の場合、出版年などで「チュチェ歴」が使われているが、本稿では便宜上、西暦で記入した。
- 北朝鮮の特定概念名詞は初出時のみハングルを併記した。(例：「社会主義遵法性 [사회주의준법성]」)
- 朝鮮、韓国の人名及び機関名などの固有名詞は、可能な限り漢字で表記し、初出時のみハングルを併記し、原音に近い発音をカタカナで付けておいた。漢字表記が定かではない場合は、原音に近い発音をカタカナで表記し、初出時のみハングルを併記した。
- 朝鮮、韓国以外の国または地域の人名は、初出時のみ姓名のフルネームをアルファベットとカタカナで示し、2回目以降は姓のみを記した。

# 北朝鮮における集団主義と人権

## — 「敵」を生み出す政治的言説 —

「ひとたび光明がおとずれたのちに、われわれがふたたびこのような暗黒のなかで生活しなければならなかったことを、後世のひとびとはおそらく理解できないであろう。」<sup>1</sup>

セバスチャン・カステリオン

---

<sup>1</sup> シュテファン・ツヴァイク（高杉一郎訳）『権力とたたかう良心』、ツヴァイク全集 15、みすず書房、1963年、4頁。原本は、カステリオン『疑う技術について』1562年。

## 序章 排除の政治

### 第1節 研究の背景——北朝鮮における「敵」の出現

本稿が取り上げるのは、北朝鮮において人民の「敵」と呼ばれる、排除された人びとの存在である。「朝鮮民主主義人民共和国の人権に関する国連調査委員会 (Commission of Inquiry on Human Rights in the Democratic People's Republic of Korea [以下、国連調査委員会])」の最終報告書<sup>2</sup>によれば、北朝鮮の強制収容所である「管理所 (관리소)」には、少なくとも 8 万人以上の囚人が収容されているとされる。彼／彼女らは、飢饉と疾病のはびこる環境のなかで、日常化された強制労働と拷問に耐えながら死を待つ生を強いられる。しかし人権の死角に置かれているのは、彼らだけではない。毎年数百から数千人の人びとが生まれ育った故郷である北朝鮮から逃れようと「脱北」を試み、拷問され、処刑され、さもなければ「難民」または「不法移住者」として生き延びながら、様々な人権侵害に耐え続けている。「敵」とされたこれらの人びとは祖国を裏切った者として、その家族もが永続的に北朝鮮の外または周縁の閉ざされた空間に置かれることとなる。彼らは何故、人間であればだれもが持っている「はず」の人権を主張することができないのか。それは、端的に言えば、これらの人びとの人権が、個人に対する国家の絶対的優位性と国家同士の政治的関係性によって葬られているからである。

それではこうした「敵」とされる人びとは、北朝鮮においてどのようにして現れたのだろうか。

北朝鮮は、ソ連を中心とする社会主義陣営の人民民主主義国家の一つとして、1948 年 9 月 9 日に朝鮮半島の北部に建国された。これと時を同じくして、そのような「敵」も出現したのである。北朝鮮体制のイデオロギー的起源は、二つの共産主義にあった。それはすなわち、ヘンダーソンが論じているように、「植民地朝鮮での反対派としての共産主義」と「もう一つは占領軍であったソ連から北朝鮮に輸入された公式の共産主義」である<sup>3</sup>。この

---

<sup>2</sup> UN Human Rights Council, “Report of the Detailed Findings of the Commission of Inquiry on Human Rights in the Democratic People's Republic of Korea”, 7 February 2014, UN Doc. A/HRC/25/CRP.1.

<sup>3</sup> グレゴリー・ヘンダーソン (鈴木沙雄、大塚喬重訳)『朝鮮の政治社会』サイマル出版会、1973 年、320-40 頁。

二つの共産主義が、初期北朝鮮における封建的残滓の撤廃と土地改革、親日派の粛清の原動力となり、当時の人びとから一定の支持を得る一方で、「階級敵にたいする独裁」や「敵対分子の反抗」に対する鎮圧、全社会の「革命化、労働者階級化」を自然な政治的要求としたのである<sup>4</sup>。このようにして始まった集団的正義に基づいた排除は、今日に至るまで、「集団主義」の発揚とともに強化されてきており、公民の権利を条件付きのものにし、かつそれを制限することにまで及んでいる。

そこで本稿では、昨今の北朝鮮の人権状況を政治現象として捉え、それを支える「集団主義の原則」について歴史的な分析を行い、その「集団」概念における社会主義の要素とポストコロニアリズムの要素を明らかにする。これらの要素は、北朝鮮の政治的正統性（legitimacy）であると同時に、北朝鮮において「敵」を生み出し排除を正当化する根拠（justification）として用いられてきたからである。このような北朝鮮の「集団主義」に対する分析は本研究の土台を成すものではあるものの、この分析はあくまでも北朝鮮の集団的正義の起源を示すものである。これに加え、北朝鮮における公民の基本的権利と義務を基礎づける「集団主義の原則」、またそれを築き上げてきた歴史的要素に基づき、北朝鮮の人権状況とそれを取り巻く国際情勢、そして人権をめぐる対立構図について詳細な分析を行うことで、「敵」を生み出す排除のメカニズムの全容を明らかにすることが、本稿の目的である。

## 第2節 研究の方法

北朝鮮研究において考慮しなければならない点は、北朝鮮へのアクセスが著しく制限されている事実であろう。だが、北朝鮮の人権状況に関する情報や研究は、その数について言えば、決して少なくない。というのは、とりわけ冷戦終結後、北朝鮮の人権状況に関する研究が「量的成長」を成し遂げてきたからである。すなわち、人権の国際化及び冷戦体制の崩壊が北朝鮮における人権侵害の実態に目を向けさせ、さらには北朝鮮の食糧危機が脱北者と称される大量の難民と政治的亡命者を生み出したことにより、「謎だらけ」の「閉鎖国家」とされてきた北朝鮮の現状を確かめようとする「需要」とそれを明かす「供給」の関係を成り立たせたのである。しかしながら、「脱北者」の証言だけを頼りにしてしまう

---

<sup>4</sup> 高昇孝『朝鮮社会主義の理論』新泉社、1978年、25頁。

と、「部分的」事実の検証にとどまり、北朝鮮の全体像を推測し、分析することにおいてもその信憑性や客観性を欠く恐れがあり、結論としては北朝鮮体制の非民主性を告発することに主眼を置く既存研究の問題点を踏襲することになるであろう。従来までの北朝鮮研究の問題点については次章で詳述するとして、本稿ではこれらの点に留意しつつ、「脱北者」の証言や手記を取り入れながらも、国連人権理事会の普遍的定期的レビュー (Universal Periodic Review)<sup>5</sup>における国家報告書と成果文書、同理事会議長宛の北朝鮮政府のレター、「朝鮮人権研究協会 (조선인권연구협회)<sup>チョソン・イングオン・ヨング・ホヨベ</sup>」の人権報告書、北朝鮮人研究者による諸論文や論評、朝鮮労働党の機関紙『労働新聞 (로동신문)<sup>ロドシンムン</sup>』や北朝鮮の国営通信社である「朝鮮中央通信 (조선중앙통신)<sup>チョソン・ジュアン・トンシン</sup>」の記事などの一次資料のみならず、国際人権 NGO などによる人権状況報告書や国連調査委員会の最終報告書をも参照し、綿密な検討を重ね、多角的に分析していく。とりわけ、北朝鮮で出版された文献資料及び刊行物、『労働新聞』などについては、韓国・ソウル所在の「北韓資料センター」(韓国統一省傘下) に所蔵されている資料を大いに参照した<sup>6</sup>。また、20代から70代の元北朝鮮人10名へのインタビュー<sup>7</sup>を通し、

---

<sup>5</sup> 国連人権理事会の創設(2006年)に伴い設けられた、国連全加盟国の人権状況を普遍的に審査する制度である。審査基準は、国連憲章、世界人権宣言、当該国が締結している人権条約、適用される人権法などである。審査は、①被審査国による報告書(National Report)と②人権高等弁務官事務所が被審査国に関する国際条約機関及び特別手続による報告などに関連する国連公用文書を編集した文書(Compilation of UN Information)、③NGOなどの普遍的定期的レビューの関係者が提出した報告書(Summary of Stakeholders' Information)に基づいて行われる。北朝鮮の人権状況に関する普遍的定期的レビューは2009年12月(第1回)と2014年5月(第2回)に行われた。OHCHR, "Universal Periodic Review", <http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/UPR/Pages/UPRMain.aspx>, last accessed 10 October 2017. なお、北朝鮮の人権状況に関する普遍的定期的レビューの詳細については、次の拙稿を参照されたい。Eunwon YI, "An Overview and Analysis of the Second Universal Periodic Review of the DPRK: Universality and Politicization of Human Rights", *Asian Yearbook of Human Rights and Humanitarian Law* (Leiden: Brill, 2017), Vol. 1, pp. 245-263.

<sup>6</sup> 1989年5月に開設された韓国統一省傘下機関であり、北朝鮮内部の諸文献、定期刊行物、視聴覚資料だけでなく、統一問題及び対北朝鮮関係資料などが所蔵されている。통일북한자료센터 [韓国統一省北韓資料センター], <http://unibook.unikorea.go.kr/MA/>, last accessed 13 October 2017.

<sup>7</sup> 本インタビュー調査は、明治大学大学院研究調査プログラムによる研究活動として、2017年8月22日から同年9月1日にかけて日本と韓国で実施したものである。インタビュー対象者は、20代から70代までの、北朝鮮生まれの元北朝鮮人(現在は韓国国籍を取得)または日本生まれの在日朝鮮人(日本赤十字会と北朝鮮赤十字会との間で締結された在日朝鮮人の帰還事業の際に北朝鮮に渡った者)である。インタビューに応じた10名全員が北朝鮮に親族を残して来てい

「反動分子」や「反党反革命分子」、「人民の敵」などの概念が北朝鮮においてどのような場面で用いられ、社会にどのような影響を及ぼしているのかを調査した。以上のことは、北朝鮮の人権論と政治的メカニズムをテーマにした既存研究の限界を補完しかつ克服するためにも意義のある試みになると考える。

本稿では、「敵」とされた人びとが排除される北朝鮮の人権状況を検討し、かつその排除のメカニズムを政治的な観点から明らかにするための枠組みとして、人間が非市民状態の一個人にもなり得て、かつ国家という政治集団の構成員としての市民（公民）でもあるという人間の二つの側面に着目して論を進めていく。政治的な存在としての人間については、政治学の領域では、主権論やデモクラシー論——とりわけ、国民主権（人民主権）やシチズンシップの問題を中心に、その議論が展開されてきた。しかしながら、本稿の主題である、国民や人民とみなされない人びと、公民権（市民権）を与えられない人びと、公民の基本的権利を剥奪された人びとは、理論的にも現実的にも政治の影の領域に置かれていた。彼らの存在に光を当てたのは、どちらかと言えば、人権論である。人権は、政治学のみならず、法学、哲学、人類学、社会学、歴史学、心理学、経済学、環境科学などの分野で幅広く取り上げられている学際的なテーマではあるが、日本ではとりわけ、法学（憲法、国際法）的な視点から人権が語られることが多い。人権を侵害された人びとに再び人権を取り戻させるためには、人権の保障が規定されている国際法や憲法の視点から人権の様々な内容を吟味する必要があることは言うまでもない。しかし、そうした研究は、人権侵害の原因や背景を明らかにしていないのである。したがって本稿では、人権の歴史が民主主義や民主化の歴史と非常に密接な関係にあり、「敵」の排除の問題もまた支配／被支配の問題と切り離せないということから、カール・シュミットの主権論「友／敵」理論を入口としつつも、分析の枠組みとしては前政治的（pre-political）と政治的（political）アプローチをすることにより、北朝鮮の人権状況をめぐる因果性を明らかにする。

ここでの前政治的アプローチと政治的アプローチというのは、フリオ・モンテロ（Julio C. Montero）による人権に対する二つのアプローチを参照し応用した分析的枠組みである。彼は、人権について「前政治的要求（pre-institutional claims）」であり、「道徳的権利（moral rights）」である自然権として捉える「自然権的アプローチ」と、「当該国の居住者に対する政府の行為に関する規範」を人権とする「政治的アプローチ」という二つのア

---

るため、匿名を希望した。したがって、本稿で彼らの証言を引用する際には、苗字のイニシャルだけを使うこととする。

アプローチを提示しながら、人権に対する新しい捉え方としてこれらのアプローチを組み合わせさせたオルタナティブなモデルを提案している<sup>8</sup>。本稿が着目するのは、前者が普遍主義を基礎とする一方で、後者は相対主義的であり、かつ政治化されている点であり、したがってどちらも機能的側面において限界が見られるというモンテロの指摘である<sup>9</sup>。

「自然権的アプローチ」、すなわち前政治的アプローチは、人権擁護論者のほとんどが採用していると言ってよかろう。自然権は、1776年の「アメリカ独立宣言」や1789年のフランスの「人間及び公民の権利宣言」にも示されているように、世界人権宣言第1条「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」という一文の「生まれながらにして」という語句に関わるものである。それはまた、国家や憲法に先立って存在する権利ということから、いかなる国家権力もその権利を侵害することはできないとされており、国家に対する権利、前国家的権利とも称されてきた。その具体的な権利内容は、「即時性をもつ個人的権利」とされる「市民的・政治的権利を網羅する」諸権利、すなわち自由権として一般的には理解されている<sup>10</sup>。

一方、自然権としての人権に対する批判は、フランスの「人間及び公民の権利宣言」に対し、保守主義の立場から批判したエドモンド・バーク (Edmund Burke)<sup>11</sup>や、フランスの

---

<sup>8</sup> Julio César Montero, “Human Rights, International Human Rights, and Sovereign Political Authority: A Draft Model for Understanding Contemporary Human Rights”, *Ethics & Global Politics*, Vol. 7, No. 4, 2014, p. 144.

<sup>9</sup> ロナルド・ドゥウォーキンもまた、『権利論』において「抽象的権利」と「具体的権利」を区別して、権利の諸形態について説明している。彼は、「抽象的権利」が「一般的な政治的目的」である一方で、「具体的権利」は「より限定的に定義された政治的目的」であると論じている。この区別は、彼の述べる「普遍的権利」と「特殊的権利」との間の区別に結びつくと考えられるが、本稿で用いる「普遍主義」と「相対主義」にもそれぞれ対応するものだと言える。ロナルド・ドゥウォーキン (木下毅、小林公、野坂泰司訳)『権利論』木鐸社、1986年、114-115、166頁。

<sup>10</sup> 自然権の範疇に入る自由権は、第1世代の人権とされている一方で、「経済的・社会的・文化的権利のすべてを含む」諸権利で「漸進的権利」を指す社会権は、第2世代の人権と総称される。一方、第3世代の人権には、国際社会の連帯を基礎とする「開発権」、「平和への権利」、「環境権」などが含まれ、一般的には集団的権利 (collective or group-orientated rights) とみなされている。Andrew Vincent, *The Politics of Human Rights* (Oxford: Oxford University Press, 2010), pp. 131-146. H・ビクター・コンデ (竹澤千恵子、村島雄一郎訳)『人権用語辞典』明石書店、2001年、114、258頁。

<sup>11</sup> バークは「フランス革命についての省察」において、フランス革命の際に謳われた「人間の諸権利」について「人間の抽象的権利」と述べ、「それらが形而上学的にただしいのに比例して、道徳的および政治的には虚偽である」と批判している。エドモンド・バーク (水田洋訳)「フラ

権利宣言における「人権」がブルジョアの権利にすぎないと批判したカール・マルクス (Karl Marx) に代表されるように、当初は人権の抽象性に焦点が当てられていた。なかでも、北朝鮮を含む社会主義諸国の権利論にも大きな影響を与えたマルクスの「人権」批判論は、公民の権利と人権の相違を指摘するところからはじまる。

すなわち、いわゆる人権、つまり公民の権利 (droits du citoyen) から区別された人間の権利 (droits de l' homme) は、市民社会の成員の権利、つまり利己的人間の権利、人間および共同体から切り離された人間の権利にほかならないということである。<sup>12</sup> (強調原文)

マルクスによれば、公民と区別される「市民社会の成員としての人間、非政治的人間は、必然的に自然的な人間として現れ」<sup>13</sup> (強調原文)、「自分自身だけに閉じこもり、私利と私欲とに閉じこもって、共同体から分離された個人」<sup>14</sup>、すなわち、「利己的な人間」、「ブルジョア (bourgeois) としての人間」であると言う。

「人権」が漠然とした「人間」の権利であるというこうした批判は、とりわけ現代においては、人権の主体をめぐる議論へと展開されつつある。それは、20 世紀、無国籍者や難民、強制収容所の人びとが直面した状況に示されているとおり、ある政治的集団 (political community) から排除された者がその成員としての法的資格を剥奪されると、生まれながらにして有する不可譲の人権をも行使できなくなった事実が、その背景にある。こうした人権のアポリアを痛烈に批判したのが、ハンナ・アーレント (Hannah Arendt) であった。

アーレントは 1951 年に発表した『全体主義の起原』第 2 部「帝国主義」の「国民国家の没落と人権の終焉」と題する第 5 章において人権について述べている。彼女の人権論に貫かれている言説は、「人間が国家によって保証された権利を失い現実に人権にしか頼れなくなったその瞬間に崩れてしまった」<sup>15</sup>人権の虚構性である<sup>16</sup>。政治的集団に属することによ

---

ンス革命についての省察」(水田洋編『世界の名著 34 バーク、マルサス』中央公論社、1969 年所収)、123-125 頁。

<sup>12</sup> マルクス (城塚登訳)『ユダヤ人問題によせて／ヘーゲル法哲学批判序説』岩波書店、1977 年、42 頁。

<sup>13</sup> 同上、51 頁。

<sup>14</sup> 同上、46 頁。

<sup>15</sup> ハンナ・アーレント (大久保和郎、大島かおり訳)『全体主義の起原 2 (新装版) 帝国主義』

って保障される権利なき人権は存在し得ないと論じるアーレントの批判は、人権の普遍性を一種のネオ・コロニアリズムとするスラヴォイ・ジジェク (Slavoj Žižek)<sup>17</sup>や、主権によって排除された「ホモ・サケル」の生から人権の発展と変容を分析したアガンベンに引き継がれている<sup>18</sup>。このような普遍主義に対する批判とその非効率性については、シュミットの「友／敵」理論においても見られるが、これについては第2章で詳しく述べる。

一方、人権に対する「政治的アプローチ」は、アーレントが提唱した「諸権利を持つ権利」論に示されているように<sup>19</sup>、人権を政治的に捉え直すことをも含んでいる。その最たる例としては、近年議論の的となった「アジア的人権」を挙げることができる。それは、1993年にウィーンで開催された「世界人権会議」をめぐって顕在化し、中国やシンガポールなどが「欧米的人権」に対して「文化相対主義」及び「発展段階論」を主張し、権利保障のためには経済的発展が不可欠であると述べたことがその発端となった<sup>20</sup>。人権の普遍性を批

---

みせず書房、1981年、286頁。

<sup>16</sup> アーレントは「権利を法的に保障するものとしての国家と排他的共同体としての国民の概念の間」におけるパラドックスに人権の虚構性は付き物であると見ていた。したがって「国民国家の没落と人権の終焉」に展開される実効性のない単なる理想としての人権に対する批判は、「国民国家の致命的な欠陥と思われるものから免れた新しい政治秩序を構築する必要を証明すること」を目的としていたと言える。マーガレット・カノヴァン（寺島俊穂、伊藤洋典訳）『アレント政治思想の再解釈』未来社、2004年、46-47頁。

<sup>17</sup> ジジェクは、「職業や性別、市民権、宗教、民族的アイデンティティから「独立して」私が保持している「普遍的人権」の理想的な対象となるや否や、直ちに人権を奪われる」ことを実際問題として捉えていた。スラヴォイ・ジジェク（岡崎玲子訳）『人権と国家』集英社、2006年、165頁。

<sup>18</sup> 一方、「市民的」な構想に基づく政治的空間の創設によって権利が保障されるといった内容が盛り込まれたアーレントの「諸権利を持つ権利」論は、人権の形而上学的な基礎に政治的正当性を付与するジャック・ランシエールなどの研究や、コスモポリタンな見地から人権を捉えなおすセイラ・ベンハビブなどの研究において活かされてきたと言えよう。セイラ・ベンハビブ（向山恭一訳）『他者の権利：外国人・居留民、市民』法政大学出版局、2006年、56頁。Jacques Ranciere, “Who is the Subject of the Rights of Man?”, *South Atlantic Quarterly*, Vol. 103, Number 2/3, Spring/Summer 2004, pp. 297-310. Alison Kesby, *The Right to Have Rights: Citizenship, Humanity, and International Law* (Oxford: Oxford University Press, 2012).

<sup>19</sup> アーレントは、「諸権利を持つ権利」について「人間がその行為と意見に基づいて人から判断されるという関係の成り立つシステムの中で生きる権利」と定義しており、この定義に含意されているのは、政治体の市民（公民）としての活動を通して人権を具体化していくことの重要性であると考えられる。前掲『帝国主義』、281頁。

<sup>20</sup> 稲正樹「国連世界人権会議における「西欧型」人権批判論—中国、ミャンマー、フィリピン政府の場合—」『岩手大学教育学部附属教育実践研究指導センター研究紀要』第6号、岩手大学

判し、自由権の留保<sup>21</sup>を訴えるこうした傾向は、今日、北朝鮮をはじめとする非欧米諸国によって繰り広げられている人権論においても見られる。さらに言えば、実際において人権は、政治によって承認され、かつ保護されていると言っても過言ではない。それにもかかわらず、これまで北朝鮮の人権状況については、理論的にも実際的にも、前政治的アプローチが主流であった。北朝鮮における人権侵害（排除）のメカニズムを明らかにするためには、北朝鮮当局が国内的かつ国際的な政治の場において人権をどのように認識しているのかに対する研究が先行されねばならないと思われる。こうした観点から北朝鮮の支配原理を解き明かしていくことで、集団から排除された「敵」の政治的役割も明らかになるであろう。

ここで、もう一度強調しておくが、「前政治的アプローチ」と「政治的アプローチ」が対象とするのは、人権や人権状況だけに限らず、既述した通り、非市民状態の人間が自然権と関わりを有する一方で、市民状態の人間が国家の定めた「人権」の主体であるという、人間と人権をめぐる二つの側面である。以上のことをまとめると、下記の通りである。

【図表 1】人間と人権に対するアプローチ

	pre-political	political	post-political
Human Beings	個人、非成員	成員(国民、公民または市民)	?
Human Rights	自然権としての人権	「政治化された人権」	

【図表 1】に示すように、人間と人権に対し、前政治的アプローチと政治的アプローチを用いるのは、あらゆる共同体や集団にも属さない剥き出しの人間と人間が生まれながらにして持つ人権を、政治を超えて (post-political) 捉えることにより、「敵」を解体する道筋をつけることにつながるためでもある。このように本稿は、単に北朝鮮の政治的、社会的事象に対する理解を深めることだけにとどまらず、北朝鮮の事例を通して、権利を付与される者と人権を剥奪される者が決定づけられる包摂と排除の政治的メカニズムを明らかにすることにより、人権の時代とも称される今日において、人権侵害の度合いこそ異なる

教育学部、1996年、97-109頁。

<sup>21</sup> とりわけ、発展途上諸国では、経済発展（生活水準の向上、貧困の廃絶）が優先的課題であり、そのためには政治的安定が必要であると主張されている。

ものの、主権（集団）によって人間（個人）が非人間化されてしまう危険性が、国家主導の政治プロセスに常に内包されているということに警鐘を鳴らし、人権の死角に置かれている世界各地の「敵」とされた人びとに光を当てることのできる理論的土台を構築することを目的としている。

### 第3節 論文の構成

本稿は、「序章」及び「終章」のほか、6つの章から構成されている。具体的には、次のような内容を中心に議論を進める。

第1章「北朝鮮研究の現在」では、北朝鮮政治に関するこれまでの研究動向について分析を行う。また、1990年代における北朝鮮の人道危機に着目して北朝鮮人権研究の背景を検討し、北朝鮮の人権状況に関する調査研究及び理論的研究の動向と意義について論じる。さらに、北朝鮮研究の抱える限界については対北朝鮮認識を中心にその問題点を整理することにより、北朝鮮の人権問題に対する本研究のアプローチを明らかにする。

第2章「「敵」という概念について」では、本稿が対象とする「敵」の範疇を明示し、とりわけ政治学において「敵」がどのように捉えられてきたのかについて検討する。具体的には、カール・シュミットの『政治的なものの概念』における「友／敵」対立論を中心に、「敵」をつくるのが「例外状態」の創造と「インピーニティ（impunity [処罰されないこと]）」の問題に代表される国家主権の超法規的権限の強化につながる点を検討する。

第3章「排除される人びと」では、北朝鮮における「敵」の具体像として「管理所」の囚人、脱北者、正当な理由なく死に追いやられた人びとに焦点を当て、彼／彼女らがどのようにして「敵」と化し、排除されていったかについて詳細に述べる。

第4章「「敵」の起源」では、「敵」とされる人びとの起源に関する手がかりとして、北朝鮮の刑法に規定されている「反国家及び反民族犯罪」に注目し、北朝鮮体制の基礎をなすポストコロニアリズムと社会主義が「敵」を生み出し、かつその排除を正当化するものであることを北朝鮮内部の諸資料及び諸文献を通して検証する。

第5章「「敵」の排除と「集団主義の原則」」では、第4章で明らかにした「敵」を生み出すポストコロニアリズムと社会主義の要素が、北朝鮮における「公民の基本的権利と義務」の基礎とされる「集団主義の原則」とどのように関係しているのかについて政治と人権の観点から考察する。

第 6 章「排除のメカニズム」では、北朝鮮において「敵」が排除されることの正当性を北朝鮮の「人権」言説から読み解くとともに、「敵」を物理的に排除する手段として相互監視、追放、強制失踪、「管理所」の運営、処刑を提示する。また、北朝鮮の排除のメカニズムを支えるものとして人権と政治をめぐる国際的な諸問題に焦点を当て、「敵」に対する排除を常態化させる諸要因について考察を行う。

以上の内容を踏まえ、「終章」では、各章の成果をまとめ、本研究の結論を述べる。

## 第1章 北朝鮮研究の現在

### 第1節 北朝鮮政治に関する研究動向

1980年代後半まで、北朝鮮を対象とする研究は、主に韓国を中心に展開され、国家の安全保障やイデオロギーの観点から北朝鮮体制を分析していた<sup>22</sup>。それゆえ、冷戦期における北朝鮮研究は、北朝鮮の①理念的な性格、②支配類型、③統治構造に関する領域に留まっております。北朝鮮体制の政治的現象である人権侵害の実態を中心にした包括的な研究は極めて少なかった。それに加えて強調しておきたいのは、北朝鮮体制を社会主義体制として認識していた点である。こうした見地に立った多くの研究において、北朝鮮の体制は、①少数のエリートが支配する一党独裁、②唯一の価値体系の存在、③非自律的な政治社会構造、④「社会主義的民主主義」に代表される民主集中制を原則とする国家組織、⑤生産手段の国家所有（計画経済）が特徴として挙げられ、スターリン主義あるいは全体主義に結び付けられた。

例えばグレゴリー・ヘンダーソン (Gregory Henderson) は、北朝鮮について「植民地朝鮮での反対派」と称した。彼はその体制的特徴として、「ソ連から輸入された公式の共産主義」や1963年から1964年までの時期における経済上の業績、厳格な中央集権化などを挙げ、「国家的共産主義」と論じた<sup>23</sup>。そして、北朝鮮の人のびとが「中間的な自由」さえ許されていなかったことが金日成 (김일성) の独裁と過激主義を容易にしたと述べている<sup>24</sup>。

北朝鮮の粛清過程を分析したイ・ヨンピル (이용필) は、北朝鮮を、唯一体系の維持と継承のために政治テロが組織的で体系的に機能している全体主義国家であると定義した<sup>25</sup>。

---

<sup>22</sup> 「北朝鮮を客観的に認識することを妨げた最も大きな要因としては、朝鮮戦争以降より硬直したイデオロギー的偏向が挙げられる。初期の北朝鮮研究は、〔韓国〕政府当局の統一観が反映された反共的な広報資料の一種であったため、純粋学問として議論されることは難しかった。こうした反共イデオロギーの絶対性を前提にする研究が、韓国において北朝鮮社会を分析する基礎となったのである。」 김장희 [キム・チャンヒ], 『북한정치사회의 이해 [北韓政治社会の理解]』 (서울:법문사, 2002년), p. 28.

<sup>23</sup> 前掲『朝鮮の政治社会』、320-40頁。

<sup>24</sup> 「北朝鮮の人民は、東欧の社会ではほとんどだれの記憶にもあるような中間的な自由を許されていない。」同上、340頁。

<sup>25</sup> 이용필 [イ・ヨンピル], “북한 정치테러에 관한 연구 [北韓の政治テロに関する研究]”, 이용필편, 『북한 정치체계』 (서울: 교육과학사, 1985년), pp. 319-70.

とりわけ、北朝鮮の政治テロ<sup>26</sup>の特徴として「政治教養教育」、「大衆操作運動」を通じて動員される規範的権力 (normative power) が統治イデオロギーと結びつき「恒久的粛清 (permanent purge)」を正当化することと論じている。

その他、韓国における多くの研究は、全体主義的観点から社会主義体制を分析したカール・フリードリヒ (Carl J. Friedrich) とズビグネフ・ブレジンスキー (Zbigniew K. Brzezinski) の理論を援用して、北朝鮮の権力構造、政治体制、イデオロギーを論じる<sup>27</sup>。彼らの著書である *Totalitarian Dictatorship and Autocracy* には、全体主義的な独裁体制の特徴について、①単一のイデオロギー、②通常一人の人間に指導される単一の大衆政党、③秘密警察によるテロ体制、④情報の独占、⑤武力の独占、⑥中央集権的に統制された経済が挙げられている<sup>28</sup>。すなわち、北朝鮮体制においても同じく、それらの特徴が見られるため、北朝鮮体制も全体主義体制であるというのが従来定説であった。

一方、北朝鮮の法制度研究が比較的活発に行われていた日本には、北朝鮮の諸法律が人民の意思を反映したものと評価することで、北朝鮮の人権状況という現実の側面を軽視し、社会主義国としての体制の正統性を主張する研究も存在する<sup>29</sup>。これらの研究に、北朝鮮社会をまるで「地上の楽園」のように描くプロパガンダ的な側面が多少なりとも含まれていることは否めない。いずれにせよ、1980年代以前の日本における北朝鮮研究は、歴史的研究を除き、北朝鮮に関する研究資料や情報が乏しかったが故に<sup>30</sup>、朝鮮半島の情勢を解説する文脈において北朝鮮体制について付随的かつ概括的に記述する程度であったと言える。

いずれにせよ、1980年代以前に行われた北朝鮮研究の一般的な特徴とえば、イデオロ

---

<sup>26</sup> イの研究における「テロ」とは、恐怖、威圧、統制、暴力及び物理的な力などの意味を含む包括的な概念として使われている。

<sup>27</sup> 곽승지 [クァク・スンジ], “북한체제 연구의 쟁점 [北韓体制研究の争点]”, 현대북한연구회편, 『현대 북한연구의 쟁점 2』(서울: 도서출판한울, 2007년), pp. 26-27.

<sup>28</sup> Carl J. Friedrich and Zbigniew K. Brzezinski, *Totalitarian Dictatorship and Autocracy* (Cambridge: Harvard University Press, 1956), pp. 10-13.

<sup>29</sup> 鎌倉孝夫ほか編『入門 朝鮮民主主義人民共和国』雄山閣、1998年。福島正夫『朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法』日本評論社、1974年。金圭昇『朝鮮民主主義人民共和国の刑事法制』社会評論社、1988年。他に北朝鮮の政治体制に関する研究として、中川信夫「朝鮮の人民民主主義体制」(戸沢鉄彦、高橋勇治編『人民民主主義の研究(上)』、政治学研究叢書5、勁草書房、1955年所収)、229-246頁。がある。

<sup>30</sup> 鐸木昌之『北朝鮮 首領制の形成と変容——金日成、金正日から金正恩へ』明石書店、2014年、4頁。

ギー的觀點が大いに反映され、国家の正統性を判断する材料として社会主義が用いられてきたということであろう。しかし、1990年代になると、脱冷戦的な観点から北朝鮮を理解しようとする研究が注目され始める。すなわち、北朝鮮内部の体制理念や社会規範を踏まえて分析、検討する「内在的アプローチ」という方法論の登場が、「外在的アプローチ」に属する全体主義論に対する批判の先頭を切ったのである。全体主義論に対しては、①全体主義という概念が曖昧であり、②冷戦的規範が含蓄されている点、③一党独裁や秘密警察など類似した現象の相違が不明確である点、そして④独裁体制や権威主義的体制、社会主義体制の相違についての分析の限界などが問題点として提起された。とりわけ、キム・ヨン Chol (김연철) は「全体主義的方法論からのアプローチ」が社会主義諸国の変化を説明できないと批判した<sup>31</sup>。また、「外在的アプローチ」が部分的な検証にすぎないとの指摘もある<sup>32</sup>。

このような論争<sup>33</sup>の中で、北朝鮮政治を理解するための多様なアプローチが試みられ、主に「比較社会主義論」と「北朝鮮特殊性論」の重要性が強調された。前者の「比較社会主義論」は「外在的アプローチ」のもう一つの方法として提示され、中国やキューバ、ベトナム、ルーマニア、アルバニアなどの社会主義体制（旧社会主義国家を含む）と北朝鮮体制との比較研究を通じてその成果をあげてきた<sup>34</sup>。後者の「北朝鮮特殊性論」と言えば、最

<sup>31</sup> 김연철 [キム・ヨン Chol], “저발전 사회주의 국가의 추격발전과 전통적 정치체제: 북한, 루마니아, 알바니아 비교 연구 [低発展社会主義国家の急発展と伝統的政治体制: 北朝鮮、ルーマニア、アルバニアの比較研究]”, 『북한연구학회보』, 제 8 권, 제 1 호, 북한연구학회, 2004 년, pp. 39-56.

<sup>32</sup> 국가정보대학원편저 [国家情報大学院編著] 『북한체제연구 [北韓体制研究]』 (서울: 국가정보대학원, 1999 년), p. 25.

<sup>33</sup> ソ・ボヒョクは、北朝鮮体制を如何に認識するかをめぐる「内在的アプローチ」と「外在的アプローチ」との間における論争が、「厳密な意味で研究方法論上の論争というより、研究の観点もしくはその基礎となる認識論に関するもの」と述べ、「非生産的」とであると指摘している。서보혁 [ソ・ボヒョク], “북한인권연구에서 내재적 시각의 의의와 한계 [北韓人權研究における内在的アプローチの意義と限界]”, 『현대북한연구』, 제 9 권, 제 1 호, 북한대학원대학교, 2006 년, p. 128.

<sup>34</sup> 최완규 [チェ・ワンギョ], “북한 체제의 지탱요인 분석: 쿠바 사례와의 비교론적 접근 [北韓の体制維持の要因に関する分析: キューバの事例を通じた比較論的アプローチ]”, 『현대북한연구』, 제 9 권, 제 2 호, 북한대학원대학교, 2006 년, pp. 7-47. 허만호 [ホ・マンホ], “베트남과 북한에서의 2 분법적 사회분화와 정치변동: 유교적 가치와 사회통제에 대한 비교연구 [ベトナムと北韓における二分法的社会分化和政治變動]”, 『한국정치학회보』, 제 38 권, 제 1 호, 한국정치학회, 2004 년, pp. 295-320. 박형중 [박·ヒョンジュン], “다층집

高指導者としての首領の存在とその政治的、社会的役割を強調する鐸木昌之の「首領制国家」論、和田春樹の「遊撃隊国家（正規軍国家）」論、イ・ジョンソク（이중석）の「唯一体制」論及び北朝鮮の政治文化と政治体制の相関関係に着目したブルース・カミングス（Bruce Cumings）の「コーポラティズム」論が代表的である。

これらに加えて、全体主義論に基づく研究も継続的に行われた。その例としては、北朝鮮体制を「絶対君主制」、「全体主義」と述べながら、「指導者への絶対的服従が、「革命の主人」としての人民の絶対的自由においてなされる」ことについて1930年代、1940年代の日本の「天皇崇拜の全体主義国家特有の響きがこだましている」と指摘したガヴァン・マコーマック（Gavan McCormack）<sup>35</sup>や金正日（김정일）体制について「既存の全体主義的体制の特徴的な面」を保持しつつけながらも革命的で理想的な全体主義の衰弱により徐々に出現した体制として「ポスト全体主義」と論じたパトリック・マッキーチャン（Patrick McEachern）<sup>36</sup>などの研究がある。

このように、これまでの北朝鮮研究は、北朝鮮の政治体制に関する研究を中心に行われた。冷戦期における研究が北朝鮮体制をスターリニズム及び全体主義的な社会主義体制と認識していたのに対して、その後の研究では北朝鮮社会の特殊性に注目し、ポスト冷戦期である今日においてもなお社会主義を標榜する北朝鮮体制が維持される「謎」を究明しようとしたのである。こうした北朝鮮政治という研究分野における成果が北朝鮮の人権という北朝鮮研究の新たな地平を切り開いたのは言うまでもない。

とりわけ、多くの北朝鮮研究において明らかとされた北朝鮮体制の諸特徴が人権の普遍性を否定し、かつ自由主義及び個人主義を否定している点で共通していることは決して偶然ではなかろう。要するに、上記で述べたこれまでの北朝鮮の体制に関する先行研究において示された特徴——マルクス・レーニン主義、社会主義、全体主義、愛国主義、国家主義、前近代的政治文化、反帝国主義などは、人権に対する3つの批判論——すなわち、マルクス主義、共同体主義、相対主義に基づいて分析することが可能であるということである。

---

권체제로서의 북한의 정치체제: 중국 및 소련과의 비교”, [多層集権体制としての北韓の政治体制: 中国及びソ連との比較] 『북한연구학회보』, 제 12 권, 제 1 호, 북한연구학회, 2008 년, pp. 73-94.

<sup>35</sup> ガバン・マコーマック（吉永ふさ子訳）『北朝鮮をどう考えるのか—冷戦のトラウマを越えて』平凡社、2004年、80頁。

<sup>36</sup> Patrick McEachern, *Inside the Red Box: North Korea's Post-totalitarian Politics* (New York: Columbia University Press, 2010), pp. 21-22.

すなわち、マルクス・レーニン主義と社会主義的特徴は人権がブルジョア的であるとのマルクス主義からの批判の文脈で、また全体主義と愛国主義、国家主義的特徴は普遍的人権の主体が抽象的人間であると批判する共同体主義の文脈で、前近代的政治文化と反帝国主義的特徴は人権が欧米的伝統に由来することを批判する相対主義の文脈でそれぞれ説明されうるからである。このそれぞれの特性が北朝鮮の人権状況にどのように影響し、如何にして正当化されているかについては第 2 章以降において論ずることにして、本章では従来の北朝鮮研究に影響を受けた北朝鮮人権研究の研究動向と成果、そして限界をまとめておく。

## 第 2 節 北朝鮮の人権状況に関する研究動向

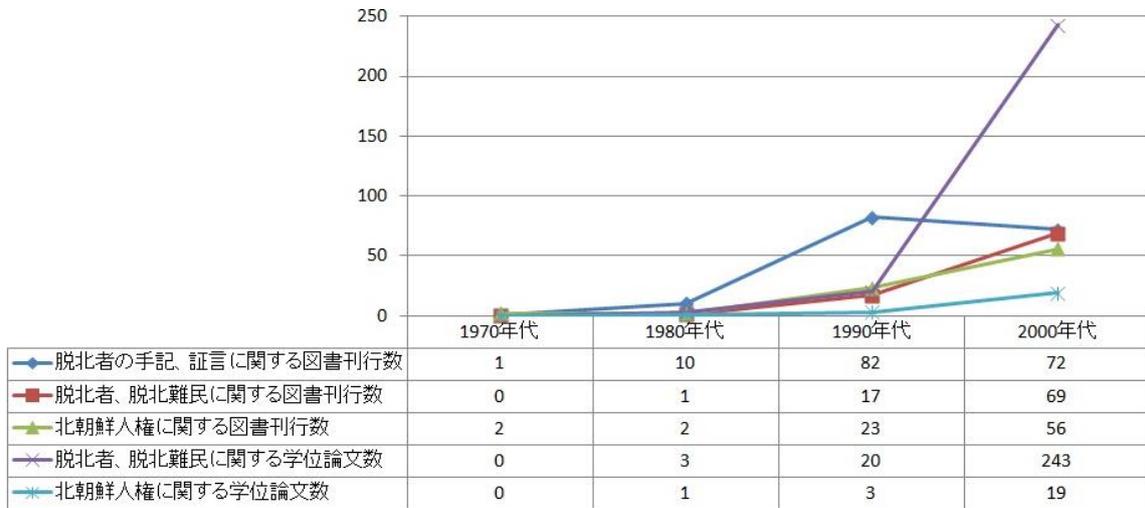
既に示唆したように、北朝鮮の人権状況に対する関心が高まったのは、1990 年代後半に生じた北朝鮮における食糧危機の際であった。1990 年代の北朝鮮では、その前後におけるソ連からの援助の中断と、豪雨などの自然災害により、深刻な食糧不足が生じていた。その上、1994 年の金日成の死は政治的混乱をも加速させた。今日まで解消されていないこの食糧不足により<sup>37</sup>、北朝鮮では 100 万におよぶ人びとが死亡し、数百万名が飢餓状態に陥ったとされている<sup>38</sup>。このような人道的危機を背景に、北朝鮮に関する研究領域の幅が広がったのである。

---

<sup>37</sup> Food and Agriculture Organization of the United States, “North Korea’s food production falls for first time since 2010 as water scarcity hits agricultural sector”, 27 April 2016, <http://www.fao.org/news/story/en/item/412030/icode/>, last accessed 15 August 2017.

<sup>38</sup> 飢饉による死亡者数などに関する正確な統計はない。但し、北朝鮮の公式声明では、1995 年から 1998 年にかけて総人口の 1%にあたる 22 万人であると発表した。一方、別の推計では、350 万人以上（黄長燁の証言）、あるいは約 100 万人とされている。Human Rights Watch, “A Matter of Survival: The North Korean Government’s Control of Food and the Risk of Hunger”, 4 May 2006, <https://www.hrw.org/sites/default/files/reports/northkorea0506webwcover.pdf>, last accessed 13 October 2017. Amnesty International, *North Korea: The Right to Food and Monitoring Human Rights*, ASA 24/001/2009, 2 August 2009. 황장엽 [黄長燁], 『북한민주화와 민주주의적 전략 [北韓民主化と民主主義戦略]』 (서울: 시대정신, 2008 年), p. 28. ステファン・ハガード、マーカス・ノーランド (杉原ひろみ、丸本美加訳) 『北朝鮮：飢餓の政治経済学』中央公論新社、2009 年、113 頁。

【図表 2】韓国における北朝鮮人権研究の現状（筆者作成）



出典：윤여상<sup>39</sup>

【図表 2】に示されている通り、1980年代まで皆無に等しかった北朝鮮の人権状況に関する文献が、1990年代に入って徐々に増加しはじめ、2000年代になって急増している。したがって本稿は、北朝鮮人権研究が本格的に軌道に乗った時期を、北朝鮮政府が国連に食糧危機を知らせ、人道的支援を要請した1995年以降であるとみる。ここまで北朝鮮人権研究が成長できた背景には、食糧危機により急増した「脱北難民」<sup>40</sup>と北朝鮮から韓国への亡命者の存在がある<sup>41</sup>。しかし、北朝鮮人権研究の多くが、中朝国境地域からの脱北者から得られた証言に基づき北朝鮮の人権状況を把握しているため、証言内容の信憑性が疑われることもしばしばある<sup>42</sup>。

このように北朝鮮人権研究は、北朝鮮の「実態」を明らかにしようとする北朝鮮の人権状況に関する調査研究を中心に行われた。1990年以前にも、こうした研究は行われていたものの、そのほとんどが国際的な人権NGOによる調査にとどまっている。これらのことを

<sup>39</sup> 윤여상 [ユン・ヨサン] , 『북한 인권 문헌분석 [北韓人権文献分析]』(서울: 북한인권정보센터, 2008년), pp. 47-102.

<sup>40</sup> 本稿では、政治的、経済的理由などから北朝鮮の国境を越え、中国などの第3国において潜伏しているながら、韓国などを含む外国での定着を望む北朝鮮出身の人びとを「脱北難民」と称する。

<sup>41</sup> 「脱北難民」と韓国への亡命者を含む脱北者の数と人権状況については第3章第2節を参照されたい。

<sup>42</sup> 서보혁 [ソ・ボヒョク] , “북한인권연구에서 내재적 시각의 의의와 한계 [北韓人権研究における内在的アプローチの意義と限界] ” , p. 128.

踏まえて本節では、北朝鮮の人権状況に関する調査研究と理論的研究の動向について論じることとする。

### (1) 北朝鮮の人権状況に関する調査研究

北朝鮮の人権状況に関する調査研究には、①韓国の研究機関等において刊行される北朝鮮人権白書などの文献及び報告書、②人権 NGO による調査報告書、③「脱北難民」、脱北者、海外派遣労働者を対象にした調査報告書、④国際人権 NGO やアメリカ国務省による定期的な人権状況報告書、⑤国連特別報告者や国連事務総長による北朝鮮人権報告書がある。

第 1 に、韓国統一省の「統一研究院」の政府研究機関等において刊行される文献及び報告書というのは、1976 年「国土統一院 [現在の「統一省」]」による『北韓の人権問題』<sup>43</sup>を始め、統一研究院で定期的に出版している『北韓人権白書』などを含むものである<sup>44</sup>。「統一研究院」では、1994 年に北朝鮮の人権状況に関する資料をより体系的に管理するために「北韓人権研究センター」を設置した。「統一研究院」の『白書』は、その「北韓人権研究センター」で行った脱北者を対象にしたインタビュー調査の結果と関連報告書に基づき、市民的・政治的権利の実態、経済的・社会的・文化的人権の実態、少数者の人権の実態、その他（拉致抑留者、戦争捕虜、脱北難民）の人権状況を詳細に記述している。一方、「北韓人権情報センター」の『白書』は、「北韓人権記録保存所」の情報を統計プログラム(NKDB DB & SPSS 13.0)を通じて人権侵害の実態を 16 の権利類型、86 の侵害類型、104 の細部項目などに分類して分析を行っている<sup>45</sup>。その他、韓国の「国家人権委員会」でも、2011 年 3 月に、「北韓人権侵害申告センター」と「北韓人権記録館」を設置し、834 名の証言に基づ

<sup>43</sup> 국토통일원 교육홍보국 [国土統一院教育広報局]，『북한의 인권문제 (자료집) [北韓の人権問題 (資料集)]』(서울: 국토통일원 교육홍보국, 1976 年).

<sup>44</sup> 통일연구원 [統一研究院] (1996-), 『북한인권백서「北韓人権白書」』. 통일부 [統一省] (1999-2003), 『북한인권자료 I-V [北韓人権資料 I-V]』. 통일부 [統一省] (2003), 『북한인권보고서편람 [北韓人権報告書便覧]』. 국가인권위원회 [国家人権委員会] (2002-), 『국가인권위원회 연간보고서 [国家人権委員会年間報告書]』. 대한변호사협회 [大韓弁護士協會] (2006), 『북한인권백서 [北韓人権白書]』. 북한인권정보센터 [北韓人権情報センター] (2007-), 『북한인권백서 [北韓人権白書]』. 좋은벗들 [グッド・フレンズ] (2007), 『북한인권백서 [北韓人権白書]』.

<sup>45</sup> 북한인권기록보존소 [北韓人権記録保存所]，『북한인권백서 [北韓人権白書]』(서울: 북한인권정보센터, 2010 年), p. 7.

いて人権侵害の類型を体系的にまとめた『北韓人権侵害事例集』<sup>46</sup>を公表している。

第2に人権 NGO による調査報告書は、全般的な人権状況から特定の具体的な人権侵害の実態に至るまで多岐にわたっている。それらは、アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International)、ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch)、アメリカの北朝鮮人権委員会 (Committee for Human Rights in North Korea)、世界キリスト教連帯 (Christian Solidarity Worldwide) などの国際人権 NGO 及び「北韓人権市民連合」<sup>47</sup>や「グッド・フレンズ」<sup>48</sup>などの韓国の人権団体によって行われ、食糧問題や公開処刑、強制収容所などに関する調査研究が発表されている<sup>49</sup>。

第3に、「脱北難民」を含む脱北者や海外派遣労働者を対象にした調査報告書がある。それらは中国当局により強制送還された「脱北難民」の人権侵害の実態<sup>50</sup>と中国、ロシア、中

---

<sup>46</sup> 국가인권위원회 정책교육국 인권정책과 [国家人権委員会政策教育局人権政策課], 『북한 인권침해사례집 [北韓人権侵害事例集]』(서울: 국가인권위원회 정책교육국 인권정책과, 2012년).

<sup>47</sup> 「北韓人権市民連合」は、世界で初めて北朝鮮の人権問題に取り組んだ非政府人権団体とされており、1996年5月4日にソウルで発足された。북한인권시민연합 [北韓人権市民連合], <http://kor.nkhumanrights.or.kr/kor/info/about.php>, last accessed 12 October 2017.

<sup>48</sup> 「グット・フレンズ」は、「韓国と北朝鮮の和解と協力」を模索し、「北朝鮮住民に対する人道支援と脱北難民の人権改善のための活動を通して、民族の平和統一に寄与」することを目的とした団体である。좋은벗들 [グット・フレンズ], <http://www.goodfriends.or.kr/introduce/introduce1.html>, last accessed 12 October 2017.

<sup>49</sup> Amnesty International, *North Korea: Summary of Amnesty International's Concerns*, 13 October 1993, ASA 24/003/1993. Amnesty International, *Public Executions: Converging Testimonies*, 22 January 1997, ASA 24/001/1997. 좋은벗들 [グット・フレンズ], 『북한 식량난민의 실태 및 인권보고[北韓の食糧難民の実態及び人権に関する報告]』(서울: 좋은벗들, 1999년). David Hawk, *The Hidden Gulag* (The Committee for Human Rights in North Korea, 2003); Christian Solidarity Worldwide, *North Korea: A Case to Answer - A Call to Act* (New Malden: CSW, 2007). David Hawk, *Concentrations of Inhumanity* (Freedom House, 2007). Anti-Slavery International, “Forced Labour in North Korean Prison Camps”, <http://lastradainternational.org/lisidocs/NK%202007.pdf>, last accessed 13 October 2017. Database Center for North Korean Human Rights, *Political Prison Camps in North Korea Today* (Seoul: Database Center for North Korean Human Rights, 2011).

<sup>50</sup> Amnesty International, *Democratic People's Republic of Korea/Russian Federation: Pursuit, Intimidation and Abuse of North Korean Refugees and Workers*, 8 September 1996, ASA 24/006/1996. U.S. State Department, *The Status of North Korean Asylum Seekers and the U.S. Government Policy toward Them* (The Bureau of Population, Refugees and Migration, 2005). International Crisis Group, “Perilous Journeys: The Plight of North Koreans in

東などに派遣された北朝鮮労働者の劣悪な労働環境を明らかにし、原因を分析するとともに、その解決を促す内容である<sup>51</sup>。

第4に、北朝鮮の人権状況に対する評価を伴う定期的な人権状況報告書がある。例えば、アムネスティ・インターナショナルやアメリカ国務省による定期報告書、フリーダムハウスの市民的・政治的自由度がそれに該当する。アムネスティ・インターナショナルの2016/17定期報告書では、移動の自由と派遣労働者の人権<sup>52</sup>、恣意的逮捕と拘禁<sup>53</sup>、表現の自由、日本人拉致問題などの強制失踪の問題が取り上げられている。アメリカ国務省による定期的な国別報告書には、人権以外にも宗教の自由やテロリズムなどに関するものがあるが<sup>54</sup>、人権報告書では北朝鮮当局による市民的・政治的権利の侵害<sup>55</sup>に着目している。一方フリーダムハウスは、2017年にも選挙権や被選挙権などに関連する「政治的権利」と表現及び信仰、結社の自由や法の支配、個人の権利などに関連する「市民的自由」の二つの項目にお

---

China and Beyond” , 26 October 2006, <https://www.crisisgroup.org/asia/north-east-asia/korean-peninsula/perilous-journeys-plight-north-koreans-china-and-beyond>, last accessed 10 October 2017. Human Rights Watch, “North Korea: Harsher Policies against Border-Crossers” , March 2007, <http://www.hrw.org/legacy/backgrounder/asia/northkorea0307/northkorea0307web.pdf>, last accessed 20 September 2017.

<sup>51</sup> 2012年10月27日、アジア人権人道学会における崔スンミ（コリア政策研究所研究員/高麗大学北韓学科博士課程）による研究発表（報告タイトルは「北朝鮮の労働者海外派遣の実態」）。

<sup>52</sup> 少なくとも5万人の北朝鮮人が国営企業を通してアンゴラ、中国、クウェート、カタール、ロシアなど40か国に派遣されているとされる。彼らの労働の権利については、賃金搾取をはじめとする劣悪な労働環境が指摘されている。Amnesty International, “North Korea 2016/2017” , <https://www.amnesty.org/en/countries/asia-and-the-pacific/north-korea/report-korea-democratic-peoples-republic-of/>, last accessed 21 September 2017.

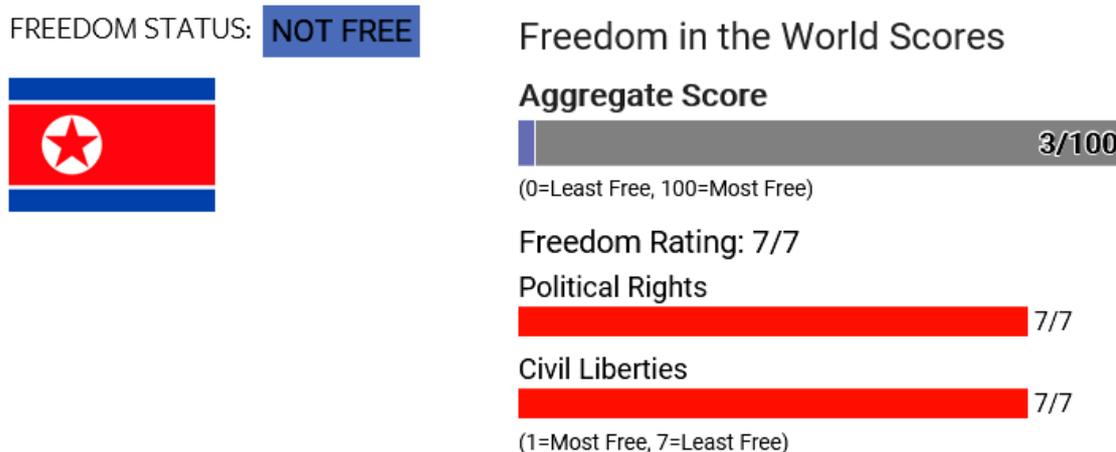
<sup>53</sup> 国家転覆の疑いで5年の労働教化刑を言い渡されたウォームビア (Frederick Otto Warmbier) とスパイ容疑で10年の労働教化刑に処された韓国系アメリカ人キム (Dong-chul Kim) に対する恣意的逮捕と拘禁について述べられている。また、政治犯収容所の囚人たちが国家に対する脅威とみなされた人びととかかわりがあるという理由だけで収監されていることに関しても指摘されている。Amnesty International, *Ibid.*

<sup>54</sup> U. S. Department of State, “Reports” , <https://www.state.gov/j/reports/index.htm>, last accessed 21 September 2017.

<sup>55</sup> 超法規的な殺人及び失踪、恣意的拘禁、政治犯の逮捕、拷問が脱北者により持続的に報告されていることに加えて、表現、言論、結社、宗教、移動の自由、労働の権利、そして政治犯収容所の運営などについて取り上げられている。U. S. Department of State, “Democratic People’s Republic of Korea 2016 Human Rights Report” , <https://www.state.gov/documents/organization/265556.pdf>, last accessed 21 September 2017.

いて北朝鮮は「最悪」と評価した<sup>56</sup>。こうした評価結果は、フリーダムハウスが初めて報告書を発表した1973年から変わらないものである。

【図表 3】フリーダムハウスによる北朝鮮の人権に対する評価



出典：Freedom House<sup>57</sup>

第5に、国連特別報告者と国連事務総長による北朝鮮人権報告書とは、前者が国連人権委員会における決議（2004/13）<sup>58</sup>、後者が国連総会における決議（61/174）<sup>59</sup>によるものである。

2004年、国連人権委員会は「北朝鮮の人権状況に関する国連特別報告者（UN Special Rapporteur on the Situation of Human Rights in the DPRK）」を任命し、北朝鮮の人権状況を調査し、その結果を国連に報告する決議（2004/13）を採択した。2004年から2010年までウィティット・ムンタボーン（Vitit Muntarhorn）が、2010年から2016年までマ

<sup>56</sup> フリーダムハウスは、2017年4月に発表した年次報告書において北朝鮮について次のように述べている。「北朝鮮は、封建的な全体主義を基礎とする一党独裁体制である。監視、恣意的逮捕と拘禁は日常的であり、反体制派に対する刑罰は厳しい。国家は、拷問、強制労働、その他の残虐行為を行っており、飢餓状態の続く政治犯収容所を維持している。」Freedom House, “North Korea: Freedom in the World 2017”, <https://freedomhouse.org/report/freedom-world/2017/north-korea>, last accessed 21 September 2017.

<sup>57</sup> Freedom House, *Ibid.*

<sup>58</sup> UN Commission on Human Rights, “Situation of Human Rights in the Democratic People’s Republic of Korea”, 15 April 2004, UN Doc. E/CN.4/RES/2004/13, paras. 5-10.

<sup>59</sup> UN General Assembly, “Situation of Human Rights in the Democratic People’s Republic of Korea”, 19 December 2006, UN Doc. A/RES/61/174, para. 5.

ルズキ・ダルスマン (Marzuki Darusman) が任命され、「国連北朝鮮人権状況特別報告者」としても活動した。2017年現在は、トマス・オヘア・キンタナ (Tomas Ojea Quintana) が任命され、北朝鮮の人権状況について調査し、人権理事会及び国連総会に報告する任務を果たしている<sup>60</sup>。国連事務総長は、2006年12月19日に採択された国連総会における決議 (61/174)<sup>61</sup>により、2007年から「北朝鮮の人権状況」に関する報告書を総会に提出している。特別報告者と事務総長によるこれらの報告書には、北朝鮮の人権状況に対する評価、訪問した周辺国での調査内容、国際社会に対する勧告、北朝鮮に対する改善勧告などが含まれている。

【図表 4】国連における北朝鮮の人権に関する報告状況 (筆者作成)

	ムンタポーン (2004-2010)	ダルズマン (2010-2016)	キンタナ (2016-現在)	事務総長 (2007-現在)
GA	2005-09	2010-15	2016	2007-17
	A/60/306, A/61/349, A/62/264, A/63/322, A/64/224	A/65/364*, A/66/322, A/67/370, A/68/319, A/69/548, A/70/362	A/71/402	A/62/318, A/63/332, A/64/319, A/65/391, A/66/343, A/67/362, A/68/392, A/69/639, A/70/393, A/71/439, A/72/279
HRC (2006-)	2007-10	2011-16	2017	該当なし
	A/HRC/4/15, A/HRC/7/20, A/HRC/10/18, A/HRC/13/47	A/HRC/16/58, A/HRC/19/65 A/HRC/22/57 A/HRC/26/43 A/HRC/28/71 A/HRC/31/70	A/HRC/34/66	
CHR (-2006)	2005-06	該当なし		
	E/CN.4/2005/34, E/CN.4/2006/35			

\* A/-、A/HRC/-、E/CN.4/-は、国連の文書記号  
GA：国連総会、HRC：国連人権理事会、CHR：国連人権委員会

## (2) 理論的研究

北朝鮮の人権状況に関する理論的研究は、次の【図表 5】に示す通り、5つの研究領域に分類することができる。

<sup>60</sup> 北朝鮮政府は国連特別報告者の北朝鮮へのアクセスを拒否しているため、特別報告者は周辺国の訪問、脱北者との面談、調査期間に発表された関連報告書などを基礎に北朝鮮の人権状況に関する報告書を作成している。

<sup>61</sup> *Op. cit.*, A/RES/61/174, para. 5.

【図表 5】北朝鮮の人権状況に関する研究領域



第 1 に、権利論分析とは北朝鮮における権利概念ないし「人権」概念に関する研究を指す。すなわち、北朝鮮での権利ないしは「人権」がどのようなもので、かつ実際にどのように適用されているかを、政治的または歴史的な見地から分析する。権利論分析の基本的な研究傾向としては、既存の北朝鮮政治体制に関する研究成果を大いに援用してきたことが挙げられる。これらの研究の中には、社会主義法制度の比較をはじめ、北朝鮮の権利論と相反する自然権論に基づく批判的分析、歴史的特殊性に着目した概念分析などがある<sup>62</sup>。

第 2 に、実態批判の範疇に含まれる研究は、北朝鮮における劣悪な人権状況の原因を体制の非民主性にあるとして、北朝鮮の政治過程、政治制度、政治組織などに内在する人権侵害の諸側面について分析したものである。これらの研究の主な特徴は、北朝鮮体制がスターリン主義体制ないしは全体主義体制であることを論証することにあると言える<sup>63</sup>。すな

<sup>62</sup> 정대욱 [ジョン・テウク], “북한의 법질서와 인권 개념 [北韓の法秩序と人権概念]”, 『북한인권법제』(서울: 국가인권위원회, 2006년), pp. 1-51. 장명봉 [ジャン・ミョンボン], “북한의 헌법과 인권 [北韓の憲法と人権]”, 『북한인권법제』(서울: 국가인권위원회, 2006년), pp. 52-91. 신동룡 [シン・ドンリョン], “북한의 집단주의 법원리와 권리-의무에 대한 법문학적 고찰 [北韓の集團主義の法原理と權利・義務に対する法文學的考察]”, 『법철학연구』, 제 12 권, 제 2 호, 한국법철학회, 2009년, pp. 173-202. Jiyoung Song, *Human Rights Discourse in North Korea: Post-Colonial, Marxist and Confucian Perspectives* (New York: Routledge, 2011).

<sup>63</sup> 小川晴久「北朝鮮強制収容所—その役割・歴史・廃絶の課題」(北朝鮮による拉致被害者の救出にとりくむ法律家の会編『拉致と強制収容所—北朝鮮の人権侵害』朝日新聞社、2004年所収)、181-202頁。三浦小太郎『嘘の人権 偽の平和』高木書房、2010年、96頁。小沼堅司「北朝鮮全体主義体制と強制収容所—〈イデオロギー〉と〈テロル〉—」(萩原遼編『光射せ!』創刊号、北朝

わち、プロレタリア独裁と階級闘争、肅清、唯一思想体系の確立、そして先軍政治が、基本的自由の抑圧と強制収容所の運営をはじめとする人権侵害を必然的にもたらしたことを強調するものである。

第 3 に、動向分析に関する研究とは、国際人権レジーム（国連）や国際社会——とりわけ、米国、EU、韓国、日本、国際人権 NGO——において北朝鮮の人権問題がどのように取り上げられているのかに焦点を当て、その意義と限界を明らかにするものである。具体的には、国際関係論的視点が加えられ、北朝鮮の人権問題にかかわる政策の概説と評価を行うとともに、今後の課題を提示するものが一般的である<sup>64</sup>。

第 4 に、国際人権法に基づく分析とは、国際社会において認められている人権の諸規定——例えば「人道に対する罪 (crime against humanity)」、「保護する責任 (responsibility to protect)」、「人間の安全保障 (human security)」などを北朝鮮の人権状況に関連付けた分析、検証した研究を指す。つまり、北朝鮮の人権侵害が「人道に対する罪」に該当するか否か、あるいは北朝鮮の人権問題に対し「保護する責任」の適用が可能か否かを検討

---

鮮帰国者の生命と人権を守る会、2007年所収)、1-14頁。藤井一行「北朝鮮体制とスターリン体制」(中野徹三、藤井一行ほか編著『拉致・国家・人権—北朝鮮独裁体制を国際法廷の場へ』大村書店、2003年所収)、158-65頁。오경섭 [オ・ギョンソプ], “북한의 전체주의적 사회 통제와 체제의 내구성 [北韓の全体主義的社會統制と体制の耐久性]”, 『세종정책연구』, 제 5 권, 제 2 호, 세종연구소, 2009년, pp. 219-258.

<sup>64</sup> 북한인권사회연구센터 [北韓人権社會研究センター], 『유엔 인권메커니즘과 북한인권 [国連人権メカニズムと北韓の人権]』(서울: 통일연구원, 2013년). 홍성필 [ホン・ソンピル], “국제인권에 비추어본 북한의 인권 [國際人権に照らしてみた北韓の人権]”, 『저스티스』, 통권 98 호, 한국법학원, 2007년, pp. 223-247. 김수암 [キム・スアム], “국제사회의 북한인권 공론화와 북한의 대응전략 [國際社會における北韓の人権の公論化と北韓の対応戰略]”, 『통일연구논총』, 제 14 권, 제 1 호, 통일연구원, 2005년, pp. 101-123. 윤여상 [윤·요산], “북한인권 문제에 대한 국제사회의 동향과 전망 [北韓の人権問題に対する國際社會의 動向과 展望]”『민주화와 정치발전』, 제 8 호, 한국정치발전연구원, 2005년, pp. 53-72. Sunsong Park, “Human Rights in North Korea and U. S. Policy”, 『북한연구학회보』, 제 9 권, 제 1 호, 북한연구학회, 2005년, pp. 339-373. 국가인권위원회편 [國家人権委員會編], 『북한인권 관련 국가, 국제기구 및 INGO 의 동향 분석 [北韓の人権問題に関連した國家、國際機構及び INGO 의 動向分析]』(서울: 국가인권위원회, 2007년). 곽대중 [クァク・デジュン], 『한국 시민 운동의 북한인권문제 무관심에 대한 고찰 [北韓の人権問題に対する韓國市民運動의 無關心에 關する 考察]』(서울: 자유기업원, 2004년). 松竹伸幸『平和のために人権を—人道犯罪に挑んだ国連の60年』文理閣、2007年。

したり、「人間の安全保障」の文脈で北朝鮮の人権状況を捉えなおす研究である<sup>65</sup>。これらの研究の特徴としては、国際法的な視点から北朝鮮の人権問題を分析していることに加え、国際的な規範に基づいて北朝鮮の人権状況を改善する可能性を模索している点にあると言える。

第 5 に、北朝鮮の難民や脱北者、海外派遣労働者などの人権を個別적으로取り上げた研究がある。このカテゴリーには、前述した人権状況に関する調査研究を除けば、脱北難民や脱北者、海外派遣労働者が関連諸国においてどのような人権を保持し、または侵害されているのかを、法学的ないしは社会学的に分析することを研究目的とする研究が多い<sup>66</sup>。

本稿では調査研究を除いた北朝鮮の人権研究を以上の 5 つに分けたが、多くの場合、異なる研究領域のいくつかのテーマを同時に扱う混合型研究である。例えば、北朝鮮の人権問題に対する「ヘルシンキプロセス」の適用可能性が多くの研究者によって検討されているが、それは「ヘルシンキプロセス」に関する分析のみならず、北朝鮮が人権をどのように捉えていて、また国際社会は北朝鮮の人権問題を如何に認識し、どのように対応してきたのかについての研究を不可欠とするものである。また、北朝鮮の人権研究という用語は、北朝鮮の人権状況を学際的に分析する研究分野の総称として用いられているため、【図表 5】

---

<sup>65</sup> 승재현 [スン・ジェヒョン], 임예준 [임·예준], 『반인도 범죄로부터 북한주민 보호를 위한 국제사회의 보호책임(R2P)에 관한 연구[反人道犯罪から北朝鮮の住民を保護するための国際社会の保護責任(R2P)に関する研究]』(서울: 한국형사정책연구원, 2014년). 小此木政夫、磯崎敦仁編『北朝鮮と人間の安全保障』慶應義塾大学出版会、2009年。Kjell Magne Bondevik and Kristen Abrams, “Democratic People’s Republic of Korea”, *The Responsibility to Protect: The Promise of Stopping Mass Atrocities in Our Time*, ed. by Jared Genser and Irwin Cotler (New York: Oxford University Press, 2012).

<sup>66</sup> 고기복 [고·기복], “북한이탈주민에 대한 난민으로서의 보호방안에 관한 연구 [北朝鮮離脱住民に対する難民としての保護方法に関する研究]”, 『비교법연구』, 제 4 권, 제 1 호, 동국대학교비교법문화연구소, 2003년, pp. 183-217. 김복수 [김·복수], 조요셉 [조·요셉] 외 [ほか], 『21세기 디아스포라 북한이탈주민 [21世紀のディアスポラ 北朝鮮離脱住民]』(경기: 한국학중앙연구원출판부, 2014년). 북한인권정보센터[北朝鮮人權情報센터], 『러시아 지역 북한 노동자의 근로와 인권 실태 [ロシア地域における北朝鮮労働者の勤労と人権の実態]』(서울: 북한인권정보센터, 2016년). 이상수 [이·상수], “북한인권법에 나타난 미국의 동북아 안보정책변화 [北朝鮮人權法に示唆される米国の東北アジアに対する安保政策の変化]”, 『국가전략』, 제 10 권, 제 4 호, 세종연구소, 2004년, pp. 5-31. 김태현 [김·태현], 노치영 [노·치영], 『재중 북한이탈여성들의 삶 -13인의 탈북 체험을 중심으로- [在中北朝鮮離脱女性の生-13人の脱北体験を中心として]』(서울: 도서출판 하우, 2003년).

に示した「政治」、「人権」に加えて、社会学や心理学、文化人類学などの視点からアプローチする研究もある。

### 第3節 対北朝鮮認識と北朝鮮人権研究の限界

程度の差こそあれ、いかなる国も人権問題を抱えている。しかし、北朝鮮の人権問題に関してここでとりわけ強調しておきたいことは、その劣悪極まりない人権侵害の実態もさることながら、研究者間、人権活動家間、政治家間、そして一般市民の間で、その人権侵害の原因や北朝鮮体制そのものに対する認識の相違がはなはだしい点である。このように個人レベルから国家間の問題に至るまで、対北朝鮮認識に明らかな隔たりが生じた背景としては、①ポストコロニアリズムの影響、②冷戦時代のイデオロギー対立の遺産、もしくは③韓国の独裁体制に対する認識の逆作用<sup>67</sup>などを挙げることができる。

具体的に、①日本の植民地にされていたという歴史の文脈からは、人権を唱えながらも「親日分子」に対する粛清や抑圧につながる事実が無頓着であることや、その反対に植民地朝鮮または朝鮮の人びとが被った損害の側面に配慮するあまり、北朝鮮体制批判に後ろ向きなことが挙げられる。また、②冷戦時代のイデオロギー対立は、「社会主義国」北朝鮮の住民の悲惨な現実に向けるか<sup>68</sup>、限られた事実だけで北朝鮮を「全体主義」に結び付けたがる負の遺産を残した。さらに、③韓国の軍事独裁体制に対する認識の逆作用として、北朝鮮体制に対する批判を慎みながら人道援助に力を入れる「親北」や韓国社会が抱える諸問題に対する解決策を北朝鮮から探し求めようとする「従北」も指摘せざるを得ない<sup>69</sup>。

<sup>67</sup> 허만호 [ホ・マンホ], 『북한 인권 이야기 - 현안과 국제적 논의 [北韓人權の話—懸案と国際的論議]』, 사회과학교양총서 4(대구: 경북대학교출판부, 2014년), pp. 12.

<sup>68</sup> 안드레이·란코프は、韓国の左派に1980年代の反米親北主義の遺産が未だに残っており、北朝鮮体制を正当化する傾向があることを指摘する。彼はさらに、「人権の保護」をスローガンとする韓国の左派は北朝鮮の人権問題について議論すらしめない」と付け加えている。안드레이란코프 [안드레이·란코프], 『북한워크아웃 [北韓ワークアウト]』(서울: 시대정신, 2010년), pp. 106-108.

<sup>69</sup> 『親北主義研究』では、「第1に北韓政権の利益、維持、強化を最優先とする行為、第2に北韓主導の統一を迫及する行為、第3に以上のことを目的に意識的かつ組織的な運動を展開する行為」として「親北」を定義するが、この定義には、今日韓国の「保守派」が「進歩派」の対北朝鮮認識や政策を批判する際に用いる「従北」の意味も含まれていると考えられる。홍진표 [ホン・ジンピョ], 이광백 [イ・グァンベク], 신주현 [シン・ジュヒョン], 『친북주의 연구 [親

このように北朝鮮に対する認識が多様であることは、北朝鮮研究の限界に帰結する。とりわけ北朝鮮人権研究に対しては、①人権に対する恣意的解釈、②人権状況の歪曲または誇張、③ダブル・スタンダードの問題が研究の限界として指摘されている<sup>70</sup>。

先ず①人権に対する恣意的解釈の問題とは、国際人権または普遍的人権についての限定的な理解を基礎にして北朝鮮の人権状況を評価する際の誤謬である。例えば、北朝鮮の人権状況に対する記述において、具体的事例は省略したまま、「反人権性」や「人権蹂躪」、「劣悪な人権状況」といった言葉を安易に用いることが度々ある<sup>71</sup>。すなわち、それらの研究において対象とされている事例がどのような人権に対する侵害なのか、あるいはどのようにして人権侵害に至っているのかに関する説明はかなり概括的である。さらに、北朝鮮の人権状況や人権概念を分析し評価する際に、その評価基準となる人権を、個人主義的価値観のみに基づいて理解したり、消極的権利とされる自由権としてだけで捉えることがある。こうした傾向は主に 1990 年代における諸研究において主に見られる<sup>72</sup>。このことは、②人権状況の歪曲または誇張の問題を生じさせる。そもそも北朝鮮でのフィールドワークが事実上不可能な現状では、脱北者から得られた北朝鮮の人権状況に対する情報がどの程度まで正確であるかに関する信憑性の問題は依然として残る。また、③欧米やその他の国々の人権状況に対しては寛大である一方で、北朝鮮の人権状況に対しては厳格な評価を下す、ダブル・スタンダードの問題がある。この問題に対しては、論者の前述したような対北朝鮮認識が影響しているように見える。

以上を踏まえると、北朝鮮人権研究の限界は、先に述べた通り対北朝鮮認識に加え、これまでの研究が限られた材料（脱北者の証言）だけで北朝鮮の人権状況の実態を明らかにすることに傾斜するあまり、人権そのものに対する研究を軽視してきたことに起因すると考えられる。

本稿は、これらの点に留意しつつ、人権を自由権（市民的・政治的権利）のみならず、

---

北主義研究』(서울: 시대정신, 2010년), p. 17.

<sup>70</sup> 김근식 [キム・クンシク], “북한의 인권: 안으로부터의 시각 [北韓の人権: 内側からの視座]”, 한국인권재단편, 『제주인권학술회의 2001 한반도의 평화와 인권 2』(서울: 도서출판사람생각, 2002년), pp. 106-109.

<sup>71</sup> 전인영 [ジョン・イニョン], “북한의 인권실태 [北韓の人権実態]”, 최성철편, 『북한 인권의 이해』(서울: 북한인권개선운동본부, 1995년), pp. 187-242.

<sup>72</sup> 전현준 [ジョン・ヒョンジュン], 『북한의 인권실태 연구 [北韓の人権実態に関する研究]』(서울: 민족통일연구원, 1993년), pp. 5-6.

社会権（経済的・社会的・文化的権利）、そして第3世代の人権と称される発展権や環境権、平和権までを含みうる権利（rights）または資格（entitlements）と捉え、北朝鮮の唱える「人権」をより包括的に分析することにより、「敵」を生み出すプロセスを明らかにする。

## 第2章 「敵」という概念について

### 第1節 「敵」の範疇

これまでの人間の歴史上、あらゆる場面で「敵」をつくってきた事例は枚挙にいとまがない。二国家間の戦争、地域紛争、内戦、粛清、そしてテロ行為に至るまで、「敵」が存在してきた場所は大いに「政治的」であったにもかかわらず、政治学の領域における「敵」の概念は、総じて付随的な文脈で論じられてきただけである。とりわけ、「敵」が、二つの伝統的な政治理論——すなわち、集団的かつ公的な政治的アイデンティティに関する研究（コミュニタリアニズムやナショナリズムなど）と、政治権力の正当性に関する研究（主権論）の「強力だがマイナーなテーマ」であることは、ロドニー・バーカー (Rodney Barker) が指摘している通りである<sup>73</sup>。

このように、「敵」の概念が社会科学の諸領域において周縁化 (marginalize) されてきた背景には、「敵」という言葉の多義性にあると考えられる。先ず本稿は、政治学の領域における「敵」を取り上げるので、広い意味での私的な「敵」は除き、公的な「敵」を対象とする。また、与野党の対立構図や選挙戦などでみられる対抗者 (adversary) や反対者 (opponent, opposition)、競争相手 (rival) までをその範疇に含んでしまう、自由主義に基づく緩やかで漠然とした「敵」を対象にしているわけでもない。

アレクサンダー・デュットマン (Alexander G. Düttmann) は、「何よりもまず私の実在そのものを否定する他人のこと」<sup>74</sup> (傍点原文、下線筆者) を「敵」と定義し、対立相手とは異なる「敵」の特徴として、彼らとの間では、一般的に「平衡」<sup>75</sup>が保たれていないことを挙げている。この指摘は、現代の国際人権論における「インピューニティ (impunity [処罰されないこと])」の問題を想起させる。デュットマンは彼自身の記した「平衡」が具体的に何を指しているかについて説明していないが、「敵」との闘いにおいて両者が何らかの普遍的なルールに縛られておらず、したがって「敵」の抹殺が恣意的に——換言すれば、政治的、宗教的、歴史的、あるいは文化的に正当化できるとすれば、「我々」と「我々の敵」

<sup>73</sup> Rodney Barker, *Making Enemies* (New York: Palgrave Macmillan, 2007), p. 18.

<sup>74</sup> アレクサンダー・ガルシア・デュットマン (大竹弘二、清水一浩訳) 『友愛と敵対——絶対的なものの政治学』月曜社、2002年、31頁。

<sup>75</sup> 同上、15頁。

が確かに「対等」な関係にあるとは言えないだろう。

政治の領域で「敵」の概念が示すことを明らかにするためには、「敵」に対しては必然的に敵意 (enmity) が伴われるということにとりわけ留意すべきである。敵意に関してはこれまで、①社会の安定と活力のために望ましいもの、あるいは②政治的なものの固有な要素、③アイデンティティの構築において一定の役割を果たすものの、あくまでも補助的な手段であり、かつ回避できるもの、もしくは④必然性はなく、むしろ偶発的な性格を有するものとして論じられてきた<sup>76</sup>。だが、本稿で言う敵意は、より強い排他性を帯びる。というのも、後述する通り、「敵」と化した人びとを「死」に至らしめる要素として作用するからである。こうした意味で、本稿における敵意とは、カール・シュミットの言う「物理的殺りくの現実的可能性 (real possibility of physical killing)」<sup>77</sup>に関わるものに近いと言えよう。

「敵」は、英語では foe あるいは enemy と訳される。この二つの名詞の違いは、日本語の「仇」と「敵」に置き換えられるほどの微々たるものではあるし<sup>78</sup>、北朝鮮でも「<sup>ウンス</sup>원수 [仇]」と「<sup>ジョク</sup>적 [敵]」という語が併用されている<sup>79</sup>。しかしこれらは、同時に決定的な違いを含んでいる異義語でもある。オックスフォード英語辞典によれば、foe の当初の意味は「不倶戴天の仇または死闘における敵対者 (a deadly enemy, an adversary in a deadly feud)」であった。同辞典には、慣用句として「我々の敵 (our foe)」が挙げられており、それを

<sup>76</sup> Rodney Barker, *op. cit.*, p. 19.

<sup>77</sup> カール・シュミット (田中浩、原田武雄訳) 『政治的なものの概念』未来社、1970年、26頁。Carl Schmitt, *The Concept of the Political*, trans. George Schwab (Chicago: University of Chicago Press, 2007), p. 33.

<sup>78</sup> 『日本国語大辞典』において「敵」は「自分にあだとなるもの自分と対立して争う者。特に戦争で戦う相手」と定義されており、「仇」については「遊んだり、わざと競ったりする相手。」「戦争の相手。敵対者。」「深い恨みを抱いている相手。」とされている。『日本国語大辞典』第二版、第九巻、小学館、2001年、604頁。『日本国語大辞典』第二版、第三巻、小学館、2001年、699頁。

<sup>79</sup> 『朝鮮語大事典』では、「원수 (仇)」を「著しい害を及ぼし晴らすことのできない怨恨の対象となる人や集団」と定義しており、慣用句として「階級的仇」、「民族的仇」、「血に刻まれた仇」を挙げている。それに対し「적 (敵)」については「利害関係が根本的に対立しているため、たたかい合ったり、相手に害を及ぼそうとする者 [や対象ないしは現象]。我々の敵は我々の革命の前進を止めようとして国の自主権と人民の利益を損なわせる、あらゆる形の民族的及び階級的敵らである。」우리민족끼리 조선록일오편집사 [わが民族同士 朝鮮 6・15 編集社] , “조선말대사전 [朝鮮語大辞典] ” ,

[http://www.uriminzokkiri.com/uri\\_foreign/dic/index.php](http://www.uriminzokkiri.com/uri_foreign/dic/index.php), last accessed 10 October 2017.

「人類の敵とされる悪魔 (the Devil, regarded as the enemy of mankind)」と定義している。一方、enemy は「憎悪をいだき、他人に対し悪を行おうとする者 (one that cherishes hatred, that wishes or seeks to do ill to another)」とあり<sup>80</sup>、foe よりも控えめな定義をしている。さらに付け加えておくと、foe はどちらかと言えば、古い言葉とみなされており、主に修辭的な意味で使われている。それに対して enemy は、国際法の枠内でも度々目にするのできる術語である。この微妙で決定的な違いが示しているのは、ジョージ・シュワープが論じているように、戦争状態をはじめとする「極限状況や異常な状況において、[...] 戦争行為を支配している一定の承認されたルールや規則が戦闘員によって守られているかどうか、ということである」(傍点筆者)<sup>81</sup>。まさにその「一定の承認されたルールや規則」が、前述したデュットマンの「平衡」につながる。概して言えば、foe 概念と enemy 概念を区分づけるのは、敵国の戦闘員や民間人、戦争捕虜などをどのように取り扱うか——言い換えると、拷問や虐殺などの暴力の対象にするか、それとも戦時国際法などに則って取り扱うかにあると言える。シュワープは、「はじめから呪われ [...] 悪魔に取りつかれてい」て「助命するにはおよばなかった」foe<sup>82</sup>から、敵国の戦闘員であろうとも法的人格を有する人間としての enemy への「敵」の概念の変容が、近代ヨーロッパの主権的国民国家の生成と発達によるものと分析し、またその国民国家の衰退に伴われた共産主義理論の広がり共産主義の実践が foe 概念を再登場させたと論じている。

中世においては、情緒的なレヴェルでの公的「敵」(foe) は、一般的に、悪魔に等しいものとされ、それとの闘争は情け容赦なく遂行された。それゆえ公的な紛争は、戦闘員と非戦闘員との区別とかその他さまざまな差異が無視されているかぎりにおいて、全面的なものであった。ヨーロッパにおける主権的国民国家の登場に伴い、戦争は徐々に世俗化された。foe という述語が enemy に取って代わられるようになったのは、そうした文脈においてであった<sup>83</sup>。 [...]

共産主義者は、ブルジョワジーが国家とその機関——警察と軍隊——を設立することによってプロレタリアートを残酷・無慈悲に抑圧し搾取している、としてブルジョワジ

<sup>80</sup> Oxford English Dictionary, <http://www.oed.com>, last accessed 5 January 2017.

<sup>81</sup> ジョージ・シュワープ (服部平治ほか共訳) 『例外の挑戦』みすず書房、1980年、233頁。

<sup>82</sup> 同上、237頁。

<sup>83</sup> 同上、80頁。

一を断罪することによって、これらの二つの階級のあいだの諸関係に一つの犯罪的要素をさしはさんだ。かくして共産主義者は、国内政治の領域での諸関係を友と敵という二分肢に還元してしまった。両者のいずれにも属さない第三のものは存在しないのである。敵 (foe) は新しい悪魔、すなわち排除すべき階級的悪魔となった […] <sup>84</sup> (強調原文)

このようにシュワープは、「敵」を、中世においては宗教的文脈で、近代においては政治的文脈で、そして現代においてはイデオロギー的文脈で捉え、foe から enemy への転回、また enemy から foe への回帰を説明している。しかし、今日における「敵」は、シュワープが説いているように、enemy 概念から foe 概念への再転換というよりも、より複合的な意味での foe 概念への細分化の視点で捉える必要があると思われる。例えば、国家や民族、権力者に逆らって抵抗活動を起こす人や集団を指す反逆者、政治的目的を達成するために、一般市民に対し、暴力と脅迫を用いるテロリスト、過激な思想を持ち、それに基づき行き過ぎた言動を行う過激派集団、グアantanamo米軍基地の被収容者を指す「非特権的敵性戦闘員 (unprivileged enemy belligerent)」<sup>85</sup>などは、明らかに国際法では認められていない範疇に存在し、都合よくつくられた国内法によって人間としての自己の権利及び自由の行使を制限され、恣意的な拘束、場合によっては即決処刑、死刑の対象となる。彼／彼女らの人間性が国際法や国内法を問わず何らかの法律や原則によって守られた事例はごくわずかに留まっている。

彼／彼女らから法的人格を失わせ、「悪魔 (foe) 化」することで、彼／彼女らとの闘いに「情け容赦なく」臨むことができる。敵を選定し、敵から法的人格を剥奪するプロセスについて、ピエール・コネサは「法の歪曲」<sup>86</sup>と記したが、ハンナ・アーレントは「全体的支配への道の決定的な第一歩」<sup>87</sup>と見た。このような洞察は、コネサの場合はパレスチナの

---

<sup>84</sup> 同上、244-5 頁。

<sup>85</sup> 「非特権的敵性戦闘員 (unprivileged enemy belligerent)」は、「(A) 米国に対する敵対行為を行った者またはその関係者、(B) 米国に対する敵対行為を意図的かつ物質的に支援した者またはその関係者、そして (C) アルカイダの関係者」と非常に広範囲な定義となっている。合衆国法典第 10 編第 948 条 a(7) “Definitions”参照。U.S. Government Publishing Office (GPO), “United States Code, 2010 Edition, Title 10 - ARMED FORCES”, <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/USCODE-2010-title10/html/USCODE-2010-title10-subtitleA-partII-chap47A.htm>, last accessed 19 October 2017.

<sup>86</sup> ピエール・コネサ (嶋崎正樹訳) 『敵をつくる』風行社、2016 年、31 頁。

<sup>87</sup> ハンナ・アーレント (大久保和郎、大島かおり訳) 『全体主義の起原 3: 全体主義』みすず書

人びとに対するイスラエルの政策やグアンタナモ米軍基地の現状から、アーレントはナチス・ドイツの対ユダヤ人政策から得られたものであった。コネサとアーレントが光を当てようとした、イスラエル国防軍の攻撃によって犠牲されたパレスチナ人、グアンタナモ米軍基地の被収容者、ナチス時代のユダヤ人犠牲者に共通するのは、今日人権と呼ばれる、生まれながらにして享有する「はず」の人間としての権利を行使することができなかった〔できない〕事実である。このように法的人格を殺害され、法的に保護されない存在になった人間とは、ジョルジョ・アガンベンが「ホモ・サケル (Homo Sacer [聖なる人間])」と呼んだものと一脈相通ずる。本章第2節では、「敵」に関する様々な政治理論を参考にしつつ、シュミットの「友／敵」理論やアガンベンの「ホモ・サケル」論を援用して、「敵」を政治的に位置づける。第3節では、「敵」とされた人びとの事例を人権の観点から再検討する。

## 第2節 政治学における「敵」

敵対は恣意的なものであり、そのことゆえに、逃れえぬものでもある。そのようなものとして、敵対は時間的、歴史的な被制約性を超越しており、一つの絶対的記憶である。〔…〕たとえ人が、敵がもはや存在しないことを知っていると感じるとき——敵をうち負かしたとか、敵の痕跡が消え失せたとか、講和を結んだとか——でさえ、根拠づけ不可能で、恣意的で、概念的には理解できぬような何か、時間ないし歴史のうちで起こるいかなる変化をも超えて存在し続ける。敵は依然として一つの敵であり、つまりは、一つの可能的な敵として存在し続ける<sup>88</sup>。

政治理論における「敵」という語は戦争論の萌芽とともに登場したと言ってもよからう。その支配的傾向としては、人間の自己保存と政治的共同体の安定や平和の文脈で語られ、主権論に結びつく点が挙げられる。政治の領域における「敵」は、これまでの人類史における数えきれないほど行ってきた戦争や相互対立の文脈において、度々登場している。それにもかかわらず、本節の冒頭でみた通り、「敵」を一概に根拠づけることは難しい。だが、ある特定の政治的決定により、「敵」が創造され、「敵」の物理的抹殺が行われ、正当化さ

---

房、2006年、247頁。

<sup>88</sup> 前掲、『友愛と敵対』、16-17頁。

れてきたことが、歴史上幾度も目撃されている。ここでとりわけ重要なのは、「敵」の排除に至る敵意の醸成が、政治の手段であり、したがって一種の統治形式であった点である。これを踏まえ、本節で取り上げるのは、まさに政治の手段としての「敵」が政治理論においてどのように位置づけられ、かつ評価されたのか、である。

政治上の「敵」は、主として戦争論（正戦論）と社会契約論をはじめとする主権論において主権、国民、領土に対する存在的な脅威とみなされた対象としてしばしば登場している。『戦争論』の著者カール・クラウゼヴィッツ（Carl Phillip Gottfried von Clausewitz）は、戦争を「単に一つの政治的行動であるのみならず、実にまた一つの政治的手段でもあり、政治的交渉の継続で」<sup>89</sup>あるとしながら、次のように定義している。

つまり戦争とは、敵をしてわれらの意志に屈服せしめるための暴力行為のことである。〔…〕物理的暴力（というのは国家と法律の概念を除いて精神的暴力なるものは存在しない）はあくまでも手段であって、敵にわれわれの意志を押しつけることが目的なのであるということである。この目的に確実に到達するためにこそ、われわれは敵の抵抗力を打ち砕かなければならないのである<sup>90</sup>。（強調原文）

戦争行為を政治の手段であり政治の継続として捉えるクラウゼヴィッツと、「敵」の存在から「政治的なもの」を見出し、「友／敵」の区別を「政治的な行動や動機の基因」<sup>91</sup>として捉えるシュミットとの間には、政治と戦争を、換言すれば政治と「友／敵」対立を同列においたという点で共通しているように見える。というのも、シュミットにとって政治とは、「友」と「敵」を区別する必要に常に支配されている領域であり、「主権者」を定義する文脈においても「例外状態（state of exception）〔例外状況とも言う〕」<sup>92</sup>という概念を打ち出しているためである。その「例外状態」が意味するのは、平時の法体系が機能しない状況<sup>93</sup>、すなわち「自国民に対しては死の覚悟を、また殺人の覚悟を要求するとともに、

<sup>89</sup> クラウゼヴィッツ（清水多吉訳）『戦争論（上）』中央公論新社、2001年、63頁。

<sup>90</sup> 同上、35頁。

<sup>91</sup> 前掲、『政治的なものの概念』、15頁。

<sup>92</sup> 「主権者とは、例外状況にかんして決定をくださる者をいう。」カール・シュミット（田中浩、原田武雄訳）『政治神学』未来社、1971年、11頁。

<sup>93</sup> 高橋一行はシュミットが生きたワイマール時代を一例として挙げ、シュミットの「例外状態」を次のように定義している。「例外状態とは、非常事態のことで、危機に対処するために、一時

敵方に立つ人びとを殺りくする」<sup>94</sup>戦争状態ないしは戒厳状態（非常事態）にはかならない。それにもかかわらず、興味深いことに、シュミットは『政治的なものの概念』においてクラウゼヴィッツの戦争論を批判している。つまり、戦争は政治の継続ではないということ、次のようにはっきり示しているのである。

軍事的戦闘そのものは、それ自体としてみれば、たいていはまちがえて引用されるクラウゼヴィッツの有名な文句のように、「別の手段をもってする政治の継続」ではなく、戦争としての、独自の戦略的・戦術的その他の規則や視点をもつものであって、ただ、これらの規則・視点はすべて、誰が敵なのか、という政治的決定がすでになされているということ、前提にするものなのである。[...] 戦争は決して、政治の目標・目的ではなく、ましてその内容ではないが、ただ戦争は、現実可能性として常に存在する前提なのであって、この前提が、人間の行動・思考を独特な仕方規定し、そのことを通じて、とくに政治的な態度を生み出すのである<sup>95</sup>。

要するに、戦争について、クラウゼヴィッツは政治の手段であり、継続として捉えた一方で、シュミットは政治の結果とみていたということになる。しかしながら、どちらも戦争を政治と異常なほど緊密に関係づける点で、依然としてその類似性が見られるし、また「友」側の「敵」に対する非人間化の問題を政治に還元しない——二人にとって戦争は常に政治によって正当化されうる——点では疑問が残る。

シュミットの考察によれば、「国民」は、「友／敵」の対立に基づいて結束している政治的単位である。この政治的単位は、「例外的事態をも含め、決定的事態についての決定権を、概念上必然的につねに握っていないとてはならない、という意味において「主権をもつ」単位」（強調原文）<sup>96</sup>でもある。国民は「友／敵」区別を自ら決定せねばならず、この点に「政治的なものとして存在することの本質がある」<sup>97</sup>。

このようにシュミットは、「敵」の概念を国家の存続にのみ関わる事象として捉えなおす

---

的に法の効力を停止して、治安維持を図る、戒厳令の出される状態のことである。」高橋一行『所有しないということ』御茶の水書房、2017年、4頁。

<sup>94</sup> 前掲、『政治的なものの概念』、48頁。

<sup>95</sup> 同上、27頁。

<sup>96</sup> 同上、36頁。

<sup>97</sup> 同上、55頁。

ことによって政治的に位置づけた最初の政治学者と言っても過言ではなかろう。広く知られている通り、『政治的なものの概念』、『政治神学』、『ライヒ大統領の独裁』などのシュミットの諸著作は、西欧民主主義——とりわけ、議会主義と自由主義を見直し、独裁体制を理論的に構築することに向けられている。それらの著作において、シュミットは主権の本質としての決定主義（決断主義とも言う）について繰り返し論じている。「規範的にみて、決定は、無から生じているのである」<sup>98</sup>という一文に示唆されているように、シュミットにとって、決定は規範よりも先に立ち、規範はあくまでも主権者による決定と解釈によって現実的なものとなる<sup>99</sup>。シュワープは、シュミットの決定主義が「カオスの状況から秩序と平和と安定を確立する個人の能力」と「新たに創出された安定した状況を防衛する、その個人の責任」の二つものに関係しているとみていたが<sup>100</sup>、シュミットが「友／敵」の区別を政治的な標識として提示したのも、まさにその「秩序」と「平和」と「安定」を確立するためであったのである。『ライヒ大統領の独裁』（1928）には、そうしたシュミットの意図が如実に表されている。すなわち、公共の安全と秩序を回復するために、最高決定権を持つ主権者——ライヒ大統領——に「なるべく広汎な諸権限を付与」<sup>101</sup>することで、大統領の地位と権限を強化することの合法性と正当性が力説されているのである。シュミットのこのような主張の法的根拠となるのが、大統領のもつ緊急命令権、非常権限について規定されているワイマール憲法第48条である。ここで、シュミットが主として考察を加えている、ワイマール憲法第48条第1項及び第2項を抜粋しておく<sup>102</sup>。

#### 第48条

〔第1項〕 もしも、各邦国が、ライヒ憲法またはライヒ法律によって課せられた義務を履行しないばあいには、ライヒ大統領は、武力を用いて各邦国にその義務の履行を強制できる。

〔第2項〕 もしも、ドイツ国家において、公共の安全と秩序がいちじるしく攪乱さ

<sup>98</sup> 前掲、『政治神学』、44頁。

<sup>99</sup> 『政治神学』においてシュミットは、国家について「規範的に有効な存在であらねばならない」と結論づけたハンス・ケルゼン（Hans Kelsen）の学説を批判し、「形式的根拠にもとづいて、体系と矛盾するものすべてを不純なものとして排除する」と論じている。同上、27-31頁。

<sup>100</sup> 前掲、『例外の挑戦』、71頁。

<sup>101</sup> カール・シュミット（田中浩、原田武雄訳）『大統領の独裁』未来社、1974年、91頁。

<sup>102</sup> 同上、236頁。

れるかあるいは脅かされたばあいには、ライヒ大統領は、公共の安全と秩序を回復するために必要な措置を講じ、必要とあれば武力を用いて干渉できる。この目的のために、ライヒ大統領は、第 114 条〔個人自由の不可侵権〕、第 115 条〔住居不可侵権〕、第 117 条〔通信の秘密〕、第 118 条〔表現の自由〕、第 123 条〔集会の自由〕、第 124 条〔結社の自由〕と第 153 条〔財産権の保障〕に定めた基本的人権の全部あるいは一部を、一時的に停止できる。

既に示唆したように、シュミットは、大統領の緊急命令権と非常権限が第 48 条第 2 項に挙げられている七基本権以外の権利の停止をも含むとみていた。その背景には、シュミットが、ワイマール憲法第 48 条に基づく大統領の非常事態宣言を純粹に「政治的」な決定に伴われるすぐれて「政治的」な行為とみなしていたことがある。というのは、「政治的なもの」という現象は、ただ「友／敵」結束の現実的可能性と関連づけることによつてのみ理解されるもの<sup>103</sup>であり、非常事態宣言をはじめとする現実的闘争は、「友／敵」の区別という政治的判定を前提とするからである。さらにここで注目すべきは、シュミットが法（この場合の法とは規範として解されうる）の停止を必然的に伴う例外状態の創造を法的なものの枠内で捉えていたことである<sup>104</sup>。

決定はいかなる規範的拘束からもまぬがれ、本来の意味で絶対化される。例外事例において、国家は、いわゆる自己保存の権利によつて法を停止する。「法—秩序」なる概念を構成する二要素が、ここにおいて相対立し、それぞれの概念的独立性を表明するのである。通常の状態において、決定の独立的要素が最小限に抑えられうるのとまったく同様に、例外事例においては規範が無視される。にもかかわらず、例外事例さえもが、法律学的認識の対象たりうるのは、両要素すなわち規範も決定もともに、法律学的なものの枠内にとどまるがゆえにである<sup>105</sup>。

このような言説の根拠は、以下に示す二文に凝縮されているように見える。

<sup>103</sup> 前掲、『政治的なものの概念』、31 頁。

<sup>104</sup> シュミットは、「現行法を侵害する非常事態の諸措置」を「合法的に認められる例外」と述べている。前掲、『大統領の独裁』、31 頁。

<sup>105</sup> 前掲、『政治神学』、20 頁。

[...] 例外は、その逸脱する規範が、変わることなく通用し続けることを、前提としている。棚上げすることなく侵害し、効力を停止することなく逸脱するというのが、例外という概念の構成要素なのである。

「例外状態」を設けることによって、現行法が停止されることの合法化は、既に述べてきたように、公共の安全と秩序をもたらす、正常な状態を取り戻すことが前提にされているからこそのことである。「例外状態」に関する、こうしたシュミットの学説について、ジョルジョ・アガンベンは「法秩序の外にあり、しかしまた法秩序に属している [...] 例外状態の位相幾何学的な構造」<sup>106</sup>と述べながら、それが例外状態と法秩序との間の「逆説的な節合」<sup>107</sup>を可能にしていると指摘する。

規範は、宙吊りという形で例外との関係を維持する。**規範は、例外に対して自らの適用を外し、例外から身を退くことによって自らを適用する。**したがって、例外状態とは秩序に先行する混沌のことではなく、秩序の宙吊りから結果する状況のことである。この意味で、例外はまさしく、その語源 *ex-capere* のとおり、**外に捉えられている**のであって、単に排除されているのではない<sup>108</sup>。(太字原文)

アガンベンは、シュミットの例外状態が「しだいに政治空間と一致するようになった」<sup>109</sup>「現状」を、古代ローマから「ホモ・サケル」を呼び戻すことによって論証しようとしている。「ホモ・サケル」とは、ローマの古法に登場する、殺害可能かつ犠牲化不可能な「剥き出しの生 (*bare life*)」を強いられる「聖なる人間 (*sacred man*)」である。彼らは、「殺害可能」という意味で人間の法の領域の外に置かれ、また「犠牲化不可能」という意味で神の法からも外に置かれているが、その排除によって自らを人間と神に包含させる。ここで、例外状態における規範と法的秩序の中の「ホモ・サケル」が排除されると同時に包含

---

<sup>106</sup> ジョルジョ・アガンベン (上村忠男、中村勝己訳) 『例外状態』未来社、2007年、70頁。

<sup>107</sup> 同上、67頁。

<sup>108</sup> ジョルジョ・アガンベン (高桑和巳訳) 『ホモ・サケル：主権権力と剥き出しの生』以文社、2003年、29頁。

<sup>109</sup> 同上、17頁。

されるという相矛盾性——これをアガンベンは「包含的排除」<sup>110</sup>と言う——が明確となる。

法的秩序の一方の極にある主権者とは、彼に対してはすべての人間が潜勢的にはホモ・サケルであるようなものであり、他方の極にあるホモ・サケルは、彼に対してはすべての人間が主権者として振る舞うような者である。その意味で、主権者とホモ・サケルは、同一の構造をもち互いに相関関係にある正反対の二つの形象を提示するものである<sup>111</sup>。

上記に提示される「ホモ・サケル」は、彼らが法的人格を持たない限りにおいて、本稿で取り上げる「敵」と一致する。アガンベンは、規範が宙吊りにされた法権利の政治空間の中に「ホモ・サケル」の生の形式を挿入することによって、例外状態を明示する。このように、アガンベンの例外状態が、「権力の法的 - 制度的範型と生政治的範型のあいだの隠れた交点にかかわるもの」<sup>112</sup>であるとの図式は、シュミットの「主権者とは、例外状態にかんして決定をくださる者をいう」という一文に示されているように、主権の保持者を確定し、主権者そのものを証明する空間としての「例外状態」とまったく同様な構図である。これらのことは、「友／敵」、さらに言えば、「市民（＝公民）／人間」もが、シュミットの「常態／例外状態」、アガンベンの「主権者／ホモ・サケル」の対峙構図と正確に対応するということを示唆する。以上のことを踏まえると、次のことが言える。すなわち、「敵」の排除に努めると同時に、常に「敵」を保持することが、アガンベンの言葉で表現すると「主権権力の本来の権能」<sup>113</sup>であるということである。

### 第3節 「例外状態」と「インピューニティ」

「例外状態」の問題を、シュミットからポスト全体主義の時代である今日に蘇らせたのは、アガンベンである<sup>114</sup>。アガンベンは、「例外化の純粹空間」<sup>115</sup>として、強制収容所を挙

---

<sup>110</sup> 同上、17頁。

<sup>111</sup> 同上、122頁。

<sup>112</sup> 同上、14頁。

<sup>113</sup> 同上、14頁。

<sup>114</sup> 例外状態は、[...] ますます現代政治において支配的な統治のパラダイムとして立ち現れつつある。前掲、『例外状態』、10頁。

げ、「人道的なものが解決することのできない生政治の範例」<sup>116</sup>であると論じる。人権の時代である今日であるからこそ、「例外状態」は人権の死角であり続けると断言しているのである。彼は、「今日における人道的なものと政治的なものが分離されているという状況」——特に難民問題を「人権と市民権の分裂の極相」と捉え<sup>117</sup>、実際的な面において人権が主権を超えることはできないというアーレントのテーゼを大いに活かしている。アーレントとアガンベンの指摘する人権のアポリアは、人権の体现者であるはずの「ホモ・サケル」が、実際には無権利なまま放置され、さらにその「剥き出しの生」が「新たな国民的同一性へと再コード化」<sup>118</sup>されていった既成事実によって、論証されたかのようにも見える。

皮肉にも、このような彼らの人権に対する「現実的な」批判的分析は、普遍的なもの（the universal）が「完全な非政治性」であり、「徹底的な無国家性」を意味するものとし<sup>119</sup>、したがって普遍性への傾向は単なる「理想的要請」である<sup>120</sup>とするシュミットの学説と一致するところがある。彼の「友／敵」論に展開される「普遍的なもの」の政治的意味は、普遍的概念の占領にあるとされている。つまり、「人類」の名をかかげ、人間性を引き合いに出し、この語を私物化すること」で、「敵から人間としての性質を剥奪し、敵を非合法・非人間と宣告し」<sup>121</sup>、それによって物理的殺戮の可能性にまで至らせることである。

このような、アガンベン、アーレント、シュミットの言説に当てはまる事例として、グアンタナモ・ベイに無期限収容されている囚人たちを挙げるができる。ジュディス・バトラーは、『生のあやうさ』の中で、グアンタナモの囚人たちの処遇を取り上げ、国民主権の名による「法の停止状態」<sup>122</sup>がより強力な主権を再興させることについて論じている。グアンタナモでの出来事に対するバトラーの洞察は、人間の排除とその非人間化が、主権の実践——国家権力の行使——によって行われるということを明らかにしている。人間共同体から排除されるべき存在を隔離（あらゆる権利の停止）することに対する政治的決定

---

<sup>115</sup> 前掲、『ホモ・サケル』、185頁。

<sup>116</sup> 同上、185頁。

<sup>117</sup> 同上、184頁。

<sup>118</sup> 同上、183-4頁。

<sup>119</sup> 前掲、『政治的なものの概念』、65頁。

<sup>120</sup> 同上、67頁。

<sup>121</sup> 同上、63頁。

<sup>122</sup> ジュディス・バトラー（本橋哲也訳）『生のあやうさ—哀悼と暴力の政治学』以文社、2007年、110頁。

が「都合に合わせて作り出された戦術のなかで機能する恣意的判断によって決定されるか、あるいは実施過程そのものが都合のよい法を作り出していく」<sup>123</sup>とのバトラーの指摘は、ワイマール憲法第 48 条によって合法とされたナチス・ドイツの暴政を想起させる。

その他にも、市民権を剥奪されたナチス政権下のユダヤ人から、昨今の難民、無国籍者、そして本稿で取り上げていく北朝鮮における「敵」に至るまで、人間が、たんなる生きものとして、社会的ないしは政治的価値を持たないまま、ただ生かされている实例は後を絶たない。これにはさらに、戦争、粛清、虐殺の被害者も含まれるであろう。これらの人びとに共通する問題であり、本稿が北朝鮮の「敵」を定義づける上でもとりわけ着目しているのは、「インピューニティ (impunity [処罰しないこと])」の問題である。シュミットが指摘していたように、彼らに対する基本的人権の停止が正当化されること、またアガンベンが注視していたように、彼らを殺害しても殺人罪に問われないことがそれである。こうした「インピューニティ」の問題は、国家の「自己保存」のために法が停止された後に現れる「例外状態」と切り離せない<sup>124</sup>。

このような「例外状態」と「インピューニティ」の問題については、北朝鮮の人権状況をめぐっても同様のことが言える。国連調査委員会は、強制収容所を含むその他拘禁施設において体制に対する脅威とみなされるすべての北朝鮮住民——すなわち「敵」——に対する殺害、拷問、性的暴行が処罰の対象とならず、かえってそうした違反行為を当局が隠蔽しようとする風潮を問題視している<sup>125</sup>。「敵」を排除することへと結びつく「敵」に対する人権侵害が北朝鮮の現行法に対する違反であろうとも、それを処罰しないことは、これから述べていくように「敵」を生み出すプロセスを支える柱の一つとなる。北朝鮮の「敵」については第 3 章以降で詳述することとし、ここではそうした「インピューニティ」の問題に介在する「例外状態」とその必然的帰結としての人権侵害が人民の名の下に統制されない権力の結果であるということを強調しておきたい。

---

<sup>123</sup> 同上、107 頁。

<sup>124</sup> 前掲、『政治神学』、20 頁。

<sup>125</sup> *Op. cit.*, A/HRC/25/CRP.1, para. 1085.

### 第3章 排除される人びと

祖国と人民を裏切り、害を及ぼす反逆者、人権蹂躪者らに制裁を加えるのは、真の人権を享有〔しよう〕する人民自らの神聖かつ正当な権利の行使である。人間のクズにまで寛容である国とは、人民の人権擁護に背く反人民的国家にほかならない。歴史と現実、人民の敵に慈悲を施せば、必ず、悪漢の群れが横行することとなり、やがては人民の尊厳と権利が著しく侵害されてしまうということを示している<sup>126</sup>。(強調筆者)

上記の一文は「人民大衆の人権を擁護しよう」を題とする2015年12月9日付の『労働新聞』の編集局論説の一部である。ここで、「人間のクズ」とされた人びと——すなわち、本稿における「敵」とは誰で、彼らにどのような「制裁」が加えられているかについていくつもの事例を挙げておく。人権の「合法的」な制約による「敵」の非公民化(disenfranchisement)が非人間化(dehumanization)に結びつく過程を検討し、かつ国家の保護を失ったむき出しの人間が直面する惨状を示すことにより、政治による排除の問題及びその必然的帰結としての「インピューニティ」の問題の緊急性を喚起するためである。

#### 第1節 北朝鮮における「敵」

アンドレイ・ランコフ(Andrei Lankov)は北朝鮮を「スターリン時代のソ連よりもスターリン主義的な国家」と述べ、ソ連で「アメリカのスパイ」や「反ソ破壊分子」とされた「敵」を粛清する「裁判劇」について言及する<sup>127</sup>。それでは、かつてソ連において「敵」とされた人びととは誰なのか。

ソ連で「人民の敵」に分類されていた人びととは、「一、階級異分子と敵対分子、二、党を欺き、自己の真の見解をかくし、党の政策を瓦解させようとする二心者、三、公然又は非公然と党と国家の鉄の規律を破壊する者、四、ブルジョア分子と癒着している思想的変質者、五、立身出世主義者・我利我利亡者・官僚化した分子、六、自己の不品行によって

<sup>126</sup> “인민대중의 인권을 옹호하자 [人民大衆の人権を擁護しよう]”, 『로동신문 [労働新聞]』, 2015년 12월 9일.

<sup>127</sup> 안드레이 란코프 [アンドレイ・ランコフ], 『북한워크아웃 [北韓ワークアウト]』, pp. 39-41.

党の品位を傷つけ、党の旗を汚した道徳的破壊者、七、党員としての義務を完遂せず、綱領、規約及び党の最重要の諸決定を守らない消極的党員、以上七つ」<sup>128</sup>であったとされる。このあいまいな規定は北朝鮮の「敵」に対しても同様である。北朝鮮における「人民の敵」とは、主として北朝鮮当局が称するところの「反党反革命分子」たる者——すなわち、北朝鮮の公民権を剥奪され、公民<sup>129</sup>として認められない北朝鮮の人びとを指す。さらに言えば、本章の冒頭でみたような、救いようのない「悪漢の群れ」とみなされ、徹底的に「鎮圧」の対象となり、排除または隔離される人びとである。「朝鮮社会科学院」の『政治用語辞典』によれば、「公民」の定義として「社会主義制度を支持擁護する 18 歳以上の男女」であり、「民族反逆者、反革命分子は公民になれない」と記述している<sup>130</sup>。したがって、「社会主義」国家である北朝鮮において公民ではないということは、既述したように、「人民の敵」または「反党反革命分子」であること、また、権利享有の主体ではなくなり、法的保護の対象からも外されることを意味する。北朝鮮における「敵」が具体的にどのような人びとであるかを理解するためには、先ずその「敵」の存在が公的に確認される、次の規定から検討する必要がある。

国家は、階級路線を堅持し、人民民主主義独裁を強化して、内外の敵対分子の破壊策動から人民主権と社会主義制度を強固に守る<sup>131</sup>。(強調筆者)

<sup>128</sup> 菊池昌典『歴史としてのスターリン時代』盛田書店、1966年、124頁。

<sup>129</sup> 市民 (citizen [独: Bürger]) とは、国家の構成員として「主権に参加するもの」であり、集合的には「人民 people」と呼ばれる。一方、公民 (citizen [独; Staatsbürger]) は「国または地方公共団体の政治に参加する資格をもつ国民」のことを言う。市民と公民の概念はほぼ同義に広く用いられる場合もあるが、古代都市国家や中世都市における自由市民ないし絶対王政や封建制に依拠する特権階級としての市民のもつ歴史性が問われる場合がある。その際、市民は国家に対する抵抗ないし「国家からの自由」(消極的自由)を、公民は「国家への自由」(積極的自由)を指向する。本稿では、こうした点に留意しつつ、市民(権)または公民(権)の語を用い、場合によっては両方を併記する。中村哲、丸山真男、辻清明共編『政治学事典』平凡社、1954年、408頁、582-3頁。大学教育社編『現代政治学事典』桜楓社、1994年、297頁、414頁。ルソー(桑原武夫、前川貞次郎訳)『社会契約論』岩波書店、1954年、31頁。

<sup>130</sup> 조선민주주의인민공화국 사회과학원 [朝鮮民主主義人民共和国社会科学院] 『정치용어사전 [政治用語事典]』(평양: 사회과학출판사, 1970년), p. 35.

<sup>131</sup> 「朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法」第12条。「朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法」2016年6月29日最高人民會議第13期第4次會議において修正・補足。Naenara-朝鮮民主主義人民共和国(朝鮮民主主義人民共和国外国文出版社)、「社会主義憲法」、<http://www.naenara.com.kp/ja/politics/?rule>、2017年10月18日最終アクセス。

上記は、国家の階級的性格を定めた北朝鮮の「社会主義憲法」第 12 条である。北朝鮮の『政治事典』は、「人民民主主義独裁」を「反帝反封建民主主義革命の段階において労働階級がその同盟者である農民をはじめとする広範の民主力量を動員し、かつ革命的暴力を用いて、搾取階級の古い統治機構を転覆させた社会で実施する政治的支配」と定義している<sup>132</sup>。「人民民主主義独裁」の対象については、「帝国主義とその手先である地主、隷属資本家」としながら、「親日派、民族反逆者、地主、隷属資本家らを徹底的に掃討すること」を「人民民主主義独裁」の「課業」として挙げている<sup>133</sup>。北朝鮮では、こうした「反社会主義的勢力に対する鎮圧と非社会主義的現象に対する法的制裁」が実現されてこそ、「人民民主主義独裁」が機能すると見ている<sup>134</sup>。「人民の仇に対し独裁を加える」ことは、「勤劳人民大衆の権利と利益を徹底的に擁護する」ことと結びつくと考えられているためである<sup>135</sup>。同じく、北朝鮮の憲法第 162 条においても、裁判所の任務の一つとして「すべての機関、企業、団体と公民が […] 階級の敵や、すべての法の違反者と積極的にたたかうようにする」<sup>136</sup>（強調筆者）ことが定められており、「犯罪者」を「階級的に正しく見分けること」の重要性<sup>137</sup>が謳われている<sup>138</sup>。

---

<sup>132</sup> 사회과학출판사편 [社会科学出版社]，『정치사전 [政治事典]』(평양: 사회과학출판사, 1973 年), p. 1353.

<sup>133</sup> 同上, p. 1353.

<sup>134</sup> 안철훈 [アン・チョンフン]，“인민정권의 기능과 역할 [人民政權の機能と役割]”，심상진편，『위대한 령도자 김정일동지의 사상리론 법학 2』(평양: 사회과학출판사, 1996 年), p. 164.

<sup>135</sup> 안철훈 [アン・チョンフン]，“인민정권의 본질과 중요특징 [人民政權の本質と重要な特徴]”，同上, p. 23.

<sup>136</sup> 「朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法」第 162 条「朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法」2016 年 6 月 29 日最高人民會議第 13 期第 4 次會議において修正・補足。Naenara-朝鮮民主主義人民共和国（朝鮮民主主義人民共和国外国文出版社）、「社会主義憲法」、<http://www.naenara.com.kp/ja/politics/?rule>、2017 年 10 月 18 日最終アクセス。

<sup>137</sup> 김일성 [金日成]，『인민정권건설에 대하여 [人民政權の建設について]』(평양: 조선노동당출판사, 1978 年), p. 449.

<sup>138</sup> かつてソ連においても「階級闘争激化」論や「人民の敵」論によって大量の「粛清」が正当化された。藤田勇は、1947 年に廃止された死刑が 1950 年に再び復活し、1953 年 1 月には「医師団事件」が捏造されて、「人民の敵」への「革命的警戒心」を訴えるキャンペーンがはられ、たことを紹介している。藤田勇「第二〇回党大会と社会主義的適法性路線の展開」（東京大学社会科学研究所編『現代社会主義——その多元的諸相——』東京大学出版会、1977 年所収）、112 頁。

このように、北朝鮮において「敵」と味方を区分する基準となるものは、階級性（思想性）であると言えるが、視点を変えて考えると、非社会主義諸国におけるレッド・パージやアメリカのコインテルプロ（COINTELPRO）<sup>139</sup>の犠牲者を思い出させる。このような視点からだと、「敵」と「政治犯」（ないしは「政治囚」、以下「政治犯」）の相違点を問われるであろう。実際に、「政治的な罪を犯した当人及びその家族を収容する」<sup>140</sup>北朝鮮の「管理所」は、強制収容所よりも정치범수용소<sup>ジョンチボンヌヨンス</sup> [政治犯収容所] または “political prison camps” と称されることが多いのである。

「政治犯」とは、広義に捉えれば、「暴力的であるか否かに関係なく、政治的に動機づけられた違法行為のために監禁された者」<sup>141</sup>である。しかし、この定義が広く支持されているとは言えない。というのは、「政治的に動機づけられた違法行為」が、暴力の行使などその他の犯罪を伴う場合には、政治犯というべきか否かをめぐって意見の一致が見られないからである。例えば、2012年欧州評議会（Council of Europe）の議員総会では、「政治犯の定義」についての決議を採択したが<sup>142</sup>、それによると、拘留刑により自由を奪われた者の罪がいかなる違法行為にも該当しない「純粋に政治的な理由」による場合に限って「政治犯」とみなしている<sup>143</sup>。国際人権 NGO アムネスティ・インターナショナルもまた、暴力を用いて

---

<sup>139</sup> カウンターインテリジェンス・プログラム（counterintelligence program）の略でアメリカの対敵諜報活動プログラムである。アメリカ国内の社会、政治運動を監視、操作、混乱させるのがその目的とされている。かつてマーティン・ルーサー・キング牧師も「過激な信念を持ち、国家の安全保障上の脅威となる」との理由で標的とされた。その他、共産主義者、ベトナム反戦運動家、公民権運動家、アメリカン・インディアン運動家などがコインテルプロの標的となった。「デモクラシー・ナウ」によると、今日の政治運動家に対しても同様の戦術を行っているとされる。Democracy Now, “COINTELPRO”, <https://www.democracynow.org/topics/cointelpro>, last accessed 7 October 2017. American Civil Liberties Union and Brennan Center for Justice at New York University School of Law, “Human Rights Concerns with Programs to Prevent and Counter Violent Extremist (Submission to the OHCHR)”, 2016, [http://www.ohchr.org/Documents/Issues/RuleOfLaw/PCVE/ACLU\\_Brennan\\_Center.pdf](http://www.ohchr.org/Documents/Issues/RuleOfLaw/PCVE/ACLU_Brennan_Center.pdf), last accessed 7 October 2017.

<sup>140</sup> 북한인권정보센터 [北韓人権情報センター], 『북한정치범수용소 실태조사 (강제송환・강제실종 포함) [北韓政治犯収容所実態調査 (強制送還・強制失踪を含む)]』, (서울: 국가인권위원회, 2009年), p. 28.

<sup>141</sup> Aryeh Neier, “Confining Dissent: The Political Prison”, *The Oxford History of the Prison: The Practice of Punishment in Western Society*, ed. by Norval Morris and David J. Rothman (New York and Oxford: Oxford University Press, 1995), p. 392.

<sup>142</sup> Council of Europe Parliamentary Assembly, Resolution 1900 (3 October 2012).

<sup>143</sup> 欧州評議会の決議 1900によれば、次のいずれかに該当する場合には、個人の自由を奪われた

いなかっただにもかかわらず、自らの保持する信念により、拘留ないしはその他の方法によって物理的に拘束されている人びとを「良心の囚人 (prisoners of conscience)」と定義している<sup>144</sup>。このように、「政治犯」の定義に関しては、当該国または地域において行われた違法行為が政治的動機によるものなのか否か、ないしは暴力行使を伴っているか否かをめぐっては様々な見解が示されている。更なる定義上の問題は、「政治犯」の枠内に、罪のない人びとに対し、特定の政治的目的を達成するための非合法的かつ予測不可能な暴力を行使する、いわゆるテロリスト<sup>145</sup>も含まれるということである。これらのことを踏まえて、北朝鮮において「敵」となりうる人びとの範囲をまとめると概ね【図表 6】の通りである。

【図表 6】北朝鮮における「敵」の範囲について（筆者作成）

		政治的動機	
		有	無
暴力行使	有	② テロリスト	
	無	① 狭義の政治犯	③ 「良心の囚人」など
			④ 「連座制」により 囚われた者

「敵」の範囲

者は「政治犯」とみなすこととしている。(a) 拘留が、欧州人権条約 (ECHR) に定められた思想、良心、宗教、表現、集会などの自由などの基本的自由の侵害による場合；(b) 拘留が、いかなる違法行為にも該当しない、純粋に政治的な理由による場合；(c) 政治的動機に基づく拘禁の期間及び条件と、有罪とされた、または、疑われた犯罪に顕著な不釣り合いがある場合；(d) 政治的動機に基づく拘留が他の囚人に比べ、差別的な取り扱いを伴う場合；(e) 拘留が、明らかに不公平な手続きによるものであって、国家の政治的動機によるものであると思われる場合。Ibid, para. 3(b). See also Council of Europe Parliamentary Assembly Document 13011, “Report of the Committee on Legal Affairs and Human Rights, Rapporteur: Mr Strasser”, 5 September 2012, para. 14(b).

<sup>144</sup> Peter Benenson, “The Forgotten Prisoner”, *The Observer*, 28 May 1961, <https://www.theguardian.com/uk/1961/may/28/fromthearchive.theguardian>, last accessed 20 June 2016.

<sup>145</sup> Gregor Bruce, “Definition of Terrorism: Social and Political Effects”, *Journal of Military and Veterans’ Health*, Vol. 21, No. 2, 2013, p. 27.

【図表 6】に示しているように、北朝鮮において「敵」とされる人びとの範疇には、上記に述べた①狭義の政治犯と②テロリストを含む広義の政治犯及び③「良心の囚人」を含む政治的に動機づけられない言動などにより、抑圧または差別される者、そして④「連座制」を適用された者が含まれる。しかしここで留意すべきは、北朝鮮では、一般的に「政治的」とは言えないあらゆる言動が、社会主義制度及び法秩序に対する侵害とみなされ、政治的な罪に還元されてしまう、ということである。かくして彼らは、「人民の敵」と総称される、救いようのない裏切り者となる。具体的に言えば、「人民の敵」とは次の人びとを指す。

- (1) 強制収容所の囚人 (①、②、③、④)
  - (a) 「反党反革命分子」：広義の「政治犯」またはそのようにみなされた者
  - (b) 「連座制」を適用された逮捕者・投獄者・処断者家族
- (2) 脱北者 (③)
  - (a) 在外元北朝鮮人
  - (b) 脱北難民
- (3) 正当な理由なく死に追いやられた人びと (①、②、③)

さらに付け加えると、上に示した「敵」が北朝鮮の現実的な「敵」であるならば、その他に仮想の「敵」が存在するということであり、この点についても同様に注意を払うべきである。現実的な「敵」が北朝鮮当局によって既に「敵」と認定され、非難され、さらには排除の対象となる一方で、仮想の「敵」とは、いつでも「敵」となり得、非人間化される条件の下に留まっている北朝鮮の公民たちなのである。すなわち彼らは、現実的な「敵」を排除することに動員され、かつ加担する北朝鮮の主権者であると同時に、「人民の敵」の予備群でもある。仮想の「敵」は、デュットマンが常に存在し続ける敵を修飾する言葉として用いた「可能的な敵」であり、また広い意味での「ホモ・サケル」でもある。彼らは人間であると同時に北朝鮮の公民であるあるが、彼らに保障されている「人権」とみなされている権利は、彼らが現実的な「敵」——すなわち公民ではないと宣言されると途端にその存在を消すからである。興味深いのは、「例外状態」の常態化を近代民主主義のアポリアと指摘するアガンベンの分析が、北朝鮮の政治と人権状況と驚くほど重なっていることである。さらにこうした「敵」を生み出すプロセスを通して最高指導者に代表される国家主権の権限を増大化していくメカニズムは、シュミットの理論において既に予見されてい

る。「民主主義と全体主義とが内奥において連帯している」<sup>146</sup>と警告するアガンベンの、例外状態の今日性に対する危機意識は、次のような分析にその端を発している。

〔…〕例外がいたるところで規則になっていく過程と並行して、もともとは秩序の周縁に位置していた剥き出しの生の空間〔例外状態〕が、しだいに政治空間と一致するようになった、ということである。そこでは、排除と包含、外部と内部、ビオスとゾーエー、法権利と事実が、還元不可能な不分明地帯に入る。剥き出しの生が秩序によって排除されると同時に捉えられる例外状態は、実は、そのように分離されていることにおいて、政治体系がまるごと依拠している隠された基礎となっていた<sup>147</sup>。(強調筆者)

この学説を、北朝鮮体制の分析に活かすと、「敵」の存在に含蓄される政治的機能がより分かりやすく理解できる。すなわち、北朝鮮における二種類の「敵」——現実の「敵」と仮想の「敵」——の存在が北朝鮮体制の基礎となっているということである。なぜ、そのようなことが言えるのか。この問いに対する答えが、北朝鮮における排除のメカニズムを明らかにする上で極めて重要な鍵となる。北朝鮮体制を基礎づける「敵」について明らかにする前に、次節では、本節で提示した「人民の敵」の分類に基づき、(1) 強制収容所の囚人、(2) 脱北者、(3) 正当な理由なく死に追いやられた人びとの人権状況を中心に取り上げ、「人民の敵」の生がどのようなものであるのかについて見ていく。

## 第2節 「敵」の人権

- (1) 「管理所」の囚人—— (a) 「反党反革命分子」: 広義の「政治犯」またはそのようにみなされた者、(b) 「連座制」を適用された逮捕者・投獄者・処断者家族

北朝鮮において「管理所」と呼ばれる場所<sup>148</sup>は、「政治的な罪を犯した当人及びその家族

<sup>146</sup> 前掲、『ホモ・サケル』、19頁。

<sup>147</sup> 同上、17-18頁。

<sup>148</sup> 北朝鮮では「管理所」の他にも「完全統制区域」や「閉じられた区域」などと呼ばれており、収容所内部では北朝鮮軍部隊の名称のように「0000部隊」と称していると伝えられている。북한인권정보센터 [北韓人権情報センター]，『북한정치범수용소 실태조사 [北韓政治犯収容所実態調査]』，p. 29.

を収容し過酷な処罰を科す、社会から隔離された収容所」<sup>149</sup>を意味する。既述したように、そこに収容される人びとは政治犯だけではない。したがって本稿では、「管理所」または強制収容所と記すことにする。

現在、国家安全保衛部第7局によって統括されている「管理所」は、<sup>ケチョン</sup>价川14号管理所、<sup>ヨドック</sup>耀徳15号管理所、<sup>ミョンガン</sup>明澗（<sup>ファソン</sup>化成）16号管理所、<sup>ケチョン</sup>价川18号管理所、<sup>チョンジン</sup>清津（<sup>スソク</sup>輸城）25号管理所の5カ所である<sup>150</sup>。ここには、少なくとも8万、多くて12万名ほどの囚人が「敵」とされ、収容されていると推定されている<sup>151</sup>。下記の【図表7】に示している通り、「管理所」にはこれまでに一人も釈放されていないとされる「完全統制区域 [終身区域]」と強制労働と政治思想教育による一種の精神改造が行われる「革命化区域」<sup>152</sup>があり、清津25号管理所を除いた「管理所」は保衛部員及び囚人らの住居地域、労働区域、学校、病院のある「村」形態で運営されているとされる<sup>153</sup>。

【図表7】「管理所」の概況

	1. 价川 14号管理所	2. 耀徳 15号管理所	3. 明澗 16号管理所	4. 价川（旧北倉） 18号管理所	5. 清津 25号管理所
形態	「村」	「村」	「村」	「村」	刑務所
「区域」区分	「完全統制区域」	「革命化区域」 「完全統制区域」	「完全統制区域」	区分なし	教化所型 「完全統制区域」
社会への復帰	不可	可、不可	不可	可、不可	可、不可
収容者	本人、家族	本人、家族	家族	本人、家族	本人
管轄	国家安全保衛省	国家安全保衛省	国家安全保衛省	人民保安省	国家安全保衛省

<sup>149</sup> 同上, p. 28.

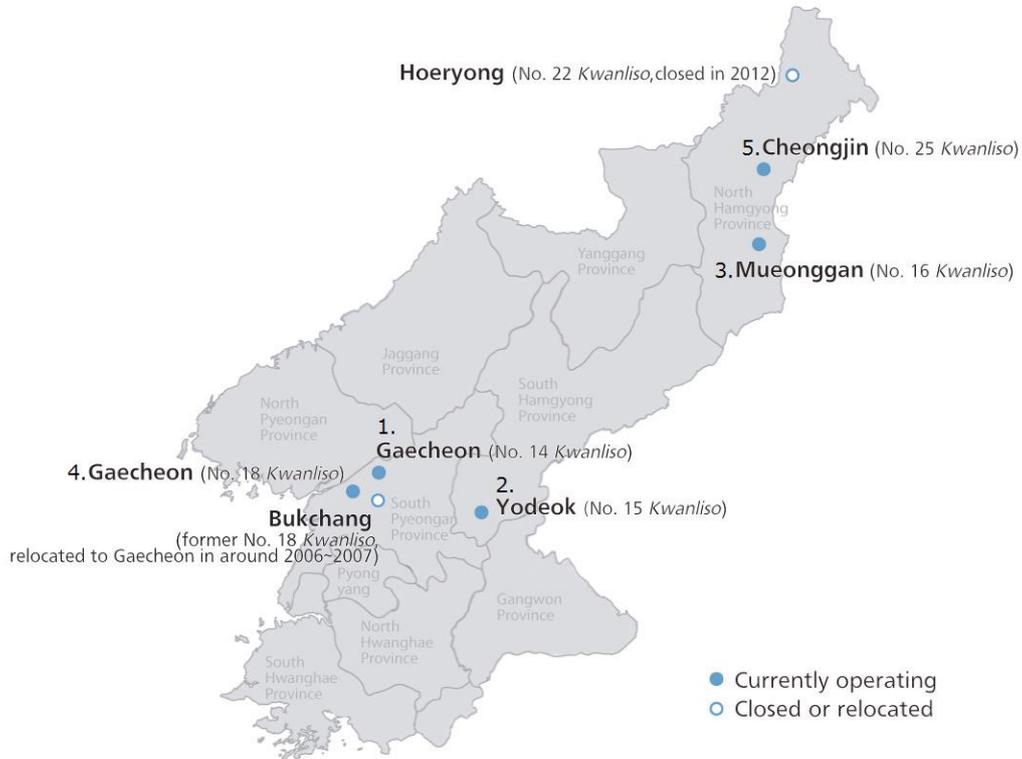
<sup>150</sup> 国連調査委員会の最終報告書（2014）においては、价川18号管理所を除いた4カ所が運営中とされているが、その後の国連北朝鮮人権特別報告者の報告書等に統一研究院の見解を援用し「5カ所」としている。북한인권연구센터편 [北韓人権研究センター編], 『북한인권백서 2017 [北韓人権白書 2017]』 (서울: 통일연구원, 2017年), p. 360.

<sup>151</sup> この数は、脱北者の証言と衛星写真の判読などを基礎とするものである。同上, p. 362.

<sup>152</sup> 「革命化区域」の場合、その刑期は数カ月から10年に及んでいる。Amnesty International, “North Korea: Political Prison Camps”, 3 May 2011, ASA 24/001/2011.

<sup>153</sup> 북한인권연구센터편 [北韓人権研究センター編], 『북한 정치범수용소 [北韓の政治犯収容所]』 (서울: 통일연구원, 2013年), p. 12.

【図表 8】「管理所」の位置（筆者加筆）



注：図中の数字は、【図表 7】の管理所番号と同一のものである。  
出典：White Paper on Human Rights in North Korea 2017<sup>155</sup>

こうした北朝鮮の強制収容所である「管理所」について、小川晴久は「北朝鮮の人権抑圧 […] を根底で支え、機能させている」とし<sup>156</sup>、「人間らしく生きる条件は何一つ保障せず、飢えと暴力を手段として人間の品位をおとしめ、死の強制労働で油を搾り取るように働かせ、殺していく」と述べる<sup>157</sup>。

「管理所」の存在は、1974年3月にアムネスティ・インターナショナルがアリ・ラメダ

<sup>154</sup> 북한인권연구센터편 [北韓人權研究センター編], 『북한인권백서 2017 [北韓人權白書 2017]』, p. 363.

<sup>155</sup> Center for North Korean Human Rights Studies, *White Paper on Human Rights in North Korea 2017* (Seoul: Korea Institute for National Unification, 2017), p. 448.

<sup>156</sup> 小川晴久「解説 全体主義と虚偽を支える北朝鮮の強制収容所」(デビッド・ホーク、北朝鮮人権アメリカ委員会(小川晴久、依藤朝子訳)『北朝鮮 隠された強制収容所』草思社、2004年所収)、128頁。

<sup>157</sup> 小川晴久『北朝鮮 いまだ存在する強制収容所』草思社、2012年、94頁。

(Ali Lameda) を「良心の囚人」と認定し、その釈放を求めてキャンペーンを行った<sup>158</sup>ことから知られはじめた。ラメダは、ベネズエラの共産党員だったが、1965年に平壤の政府系出版社に招かれ、金日成主席（当時）の講演などをスペイン語に翻訳する海外向けの宣伝活動に携わっていた。しかし、北朝鮮の貧しい現状を言及した、家族宛ての手紙が検閲され、「朝鮮民主主義人民共和国の敵」<sup>159</sup>及び「帝国主義者のスパイ」<sup>160</sup>として逮捕、拘禁された。逮捕されてから1年の間、体重が22キロも減ったと述べるラメダは、当時のことについて次のように証言している。

[1967年9月…] 9名の人びとが私のアパートに押し入りました。その9人のうち2人は警察の制服を着ており、残りの7人は社会安全部と呼ばれる組織の人びとでした。彼らは、私が朝鮮の法律に違反した朝鮮民主主義人民共和国の敵だとして逮捕しました。それ以外の詳細は何も教えてくれませんでしたし、何の法律違反なのかについても語ろうとしませんでした。私は独房に閉じ込められ、自白を強要されました。

[…]「自白しろ」と言われ、「何を自白すると言うのか？」と聞くと、「それはお前が知っているはずだ、言え。」と言われました。すると私は、「私を逮捕したのがあなたなら、私に教えてほしい」と言いました。取り調べはいつもこんなやり取りの繰り返しでした。

飢えは統制の手段として用いられました。一日300グラム以下の食糧しか与えられなかったのですが、[…] その食糧も動物のえさのようなものでした。[…] 私は、他の囚人たちのように殴られたり、拷問されることはありませんでしたが、歯を食いしばりながら暴行に耐えるほうが、飢えに苦しみ続けるのよりましだと思います<sup>161</sup>。

この後、平壤に戻り、自宅軟禁されたラメダは、二回目の逮捕を余儀なくされ、スパイ容疑で20年の強制労働の刑に処されたが、既述したアムネスティ・インターナショナルのキャンペーンやベネズエラ政府とルーマニア大統領の仲裁により、1975年5月に釈放され

---

<sup>158</sup> Ali Lameda, “A Personal Account of the Experience of a Prisoner of Conscience in the Democratic People’s Republic of Korea”, Amnesty International, 1979, ASA 24/002/1979, p. 5.

<sup>159</sup> Ibid., p. 12.

<sup>160</sup> Ibid., p. 15.

<sup>161</sup> Ibid., pp. 12-3.

た。

一方、1999年7月から、ドイツ緊急医師団の一員として北朝鮮で活動していたノルベルト・フォラツェン (Norbert Vollertsen) も強制収容所の人びとを目撃している。

強制収容所から逃げてきた人たちの特徴は、異常に痩せ衰えていることだ。私は収容所から逃げてきた人を5人診察したが、全員がひどい怪我をしていた。収容所の衛生状態が悪いため、どの人もひどい臭いがした。もはや人間らしい臭いではない。頭には殴られた新旧の傷痕があった。歯があちこち欠けている人が大半だ。ある人は下顎が何か所も折れていた<sup>162</sup>。

在日朝鮮人の祖父と祖母を持つ姜哲煥 (강철환) の話からは、「連座制」により「敵」と化する一連のプロセスを確認することができる。耀徳15号管理所に9歳から19歳まで収監された彼は、国連調査委員会主催のソウル公聴会において、次のように証言している。

私の祖母は長年の共産党員であり、日本では朝鮮総連の設立にも大きな役割を果たしました。私の祖父は事業を営んでおり非常に裕福でしたので、北朝鮮当局に多額の献金をすることができました。[...] 私が生まれたとき、私は非常に高い階層に属しており、生まれたのも平壤の中心部でした。幼い頃は、[...] 他の北朝鮮住民に比べ、私はとても幸せな子どもだったと思います。しかし1977年に、祖父が仕事に出たきり1ヶ月も戻りませんでした。私たちはその理由を知るために祖父の職場に行きましたが、出張しているとされました。その後、[北朝鮮の] 国家安全保衛部の者がやってきて、祖父が死刑に相当する、国家と民族に対する反逆罪を犯したが、死刑を免除する代わりにどこかに連行されたと告げました。私たちの資産は没収されました。1977年8月4日、私たち家族は耀徳収容所に連行されました。私は9歳でした。収容所に連れて行かれたのは1977年8月8日でした<sup>163</sup>。

---

<sup>162</sup> ノルベルト・フォラツェン (瀬木碧訳) 『北朝鮮を知りすぎた医者 国境からの報告』、草思社、2001年、149頁。

<sup>163</sup> この証言は2013年8月24日に行われたものである。 *Op. cit.*, A/HRC/25/CRP.1, para. 283, note 304.

韓国統一研究院の調査によると、「管理所」への収容は、①体制批判、②「首領」に対する冒涇、③韓国に関する言動や韓国人との接触、④人身売買などの反社会的行為に対する処罰として行われてきた。このようにして「敵」とされた者に対する処罰は、本人のみならず、直系家族、場合によっては遠い親戚までもが「連座制」を適用されると知られている<sup>164</sup>。

さらに『北韓人権白書』には、中国行きを希望する脱北行為が「労働教化刑」を最高刑とする一方で、韓国行きを希望とする脱北行為は「管理所」行きとなる点が指摘されている<sup>165</sup>。

こうした「管理所」における人権侵害について、国連調査委員会はソウル、東京、ロンドン、ワシントン D.C.での公聴会と 240 回を超える非公開インタビューなどを通して収集した証言及び情報に基づき、正当な法的根拠のない抑留を含む拘禁、強制失踪、絶滅させる行為<sup>166</sup>、囚人に対する即決処刑、鞭打ち、幼児殺害、故意による飢餓及びその他不法な手段による意図的な殺害、奴隷化、拷問及び極度に非人道的な拘禁状態、強姦及びその他の性的暴力、政治的または宗教的な理由による迫害<sup>167</sup>が「人道に対する罪」に相当するとの見解を示した<sup>168</sup>。

ナチス・ドイツの絶滅収容所よりも長期にわたって存続している北朝鮮の「管理所」は、「教化所」や「労働鍛練隊」のように合法的な収容施設ではなく<sup>169</sup>、北朝鮮当局もその存在

<sup>164</sup> 『北韓人権白書 2017』によると、「連座制」による差別は、植民地時代に日本の治安組織に従事した者及び朝鮮戦争時の韓国軍捕虜や韓国に渡った者の家族、家族の中に韓国に渡った者がいるか否かを根拠としている。북한인권연구센터편 [北韓人権研究センター編]，『북한인권백서 2017 [北韓人権白書 2017]』，p. 196.

<sup>165</sup> 『北韓人権白書 2017』には「金正恩の登場以後、政治犯収容所への収容理由が〔体制に対する〕批判的発言や反動的言動よりも韓国への脱北を試みるなどの韓国に関することへと変わってきている」という証言があったことを紹介している。同上，p. 161.

<sup>166</sup> 国際法は、「絶滅させる行為」を「住民の一部の破壊をもたらすことを意図した生活条件を故意に課すること（特に食糧及び薬剤の入手の機会の剥奪）」と定義する。「国際刑事裁判所に関するローマ規程」第7条第2項（日本外務省訳）、[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty166\\_1.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty166_1.html)、2017年10月4日最終アクセス。

<sup>167</sup> 国際法は、「迫害」を「集団又は共同体の同一性を理由として、国際法に違反して基本的な権利を意図的にかつ著しくはく奪すること」と定義する。「国際刑事裁判所に関するローマ規程」第7条第2項（日本外務省訳）、[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty166\\_1.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty166_1.html)、2017年10月4日最終アクセス。

<sup>168</sup> *Op. cit.*, A/HRC/25/CRP.1, paras. 1033-1059.

<sup>169</sup> 北朝鮮には、合法的な拘禁施設として①「教化所(교화소)」、②「労働鍛練隊(로동단련대)」

を否定する拘禁施設であるため<sup>170</sup>、「インピーニティ」の問題をはじめ、人権侵害に至る根本的な要素を内在していると言える。その超法規的空間の存在により、北朝鮮住民がより純粋な金日成－金正日－金正恩（김정은）主義者へと再編成されるという——言い換えれば、人民を「純化」する政治的機能を果たしていることを、ここではとりわけ強調しておきたい。

## (2) 脱北者—— (a) 在外元北朝鮮人、(b) 脱北難民

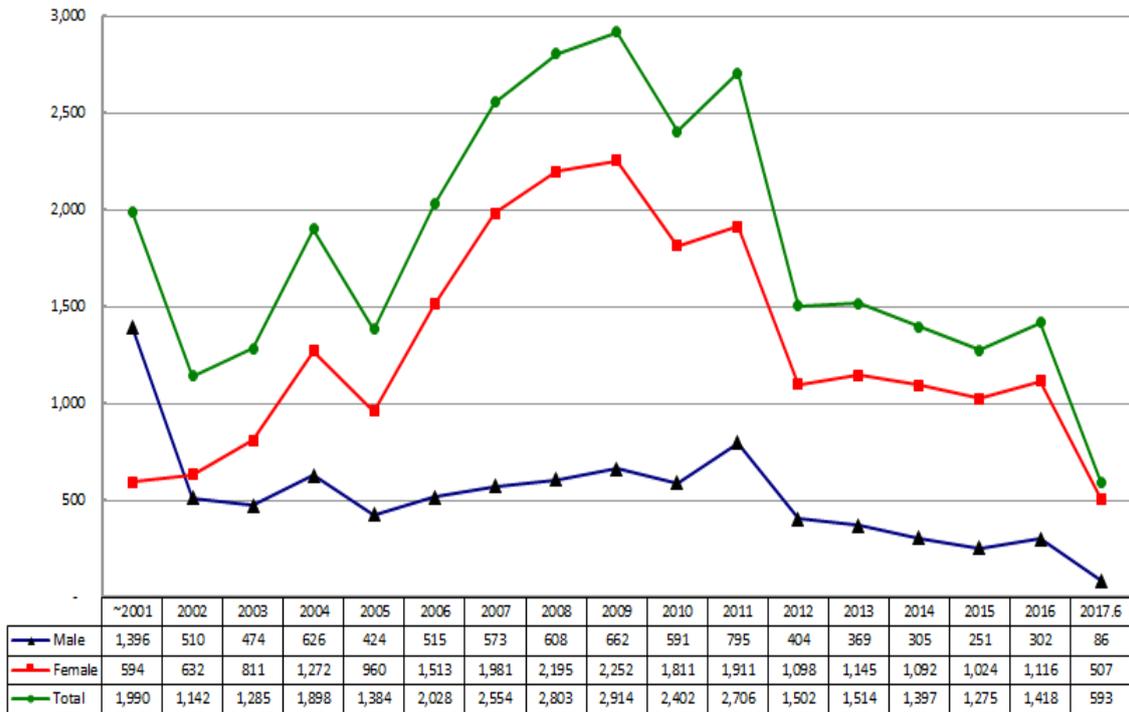
1990年代後半における北朝鮮の大規模な食糧危機以降、脱北者の数は急増し始めた。なかでも韓国への入国を果たした脱北者数は、次の【図表 9】に示されているように、2000年代後半にピークに達し、2017年6月現在 30,805名にのぼる。

---

、③「集結所 (집결소)」、④「拘留場 (구류장)」などがある。「教化所」は国務委員会傘下の人民保安省教化局の管轄する矯正施設で、労働教化刑を宣告された者が収容される。「統一研究院」の調査によれば、2017年現在 19カ所の「教化所」が運営されている。「労働鍛練隊」は、人民保安省管轄のものと同人民委員会労働動力部管轄のものがあり、労働鍛練刑または労働鍛練処罰を言い渡された者が収容される。「集結所」は、道（日本の都道府県に当たる）人民保安局管轄の、強制送還された脱北者や「通行証 [北朝鮮では居住地域の外に出るためには、役場で通行証を発行してもらわなければならない]」を持たず移動する者などを収容し、取り調べる施設である。「拘留場」は裁判の前に被疑者が取り調べを受ける拘禁施設で安全保衛省管轄のものと同人民保安省管轄のものがある。북한인권연구센터편 [北韓人權研究センター編]，『북한인권백서 2017 [北韓人權白書 2017]』，pp. 75-82. 「朝鮮民主主義人民共和国刑法」第 30 条、主体 10 1 (2012) 年 5 月 14 日最高人民會議常任委員會政令第 2387 号により修正・補足。통일법제 데이터베이스 [統一法制データベース]，“북한법령 [北韓法令]”，<http://www.unilaw.go.kr>，last accessed 22 May 2017.

<sup>170</sup> 2014年5月1日に国連人権理事会により行われた北朝鮮の人権状況に関する第2回普遍的定期的レビューにおいて、リ・キョンフン最高人民會議常任委員會法制部長は「管理所」について次のように答弁している。「我が国には、一部の人が云々する政治犯収容所（ママ）たるものは存在しません。我が国にも犯罪者はいますし、彼らに対し刑を執行する教化所があります。刑法において規定されている罪を犯し、労働教化刑の判決が下された人は人民保安機關の運営する教化所で暮らすこととなります。政治犯収容所に関しては、既に何回にわたりその虚構性を明らかにしてきました。改めて明確にしますが、我が国には政治犯という言葉自体ありませんし、法律的にも実践的にも政治犯収容所というものは存在しません。」 UN Web TV, “DPRK Review - 19th Session of Universal Periodic Review”, 1 May 2014, <http://webtv.un.org/watch/dprk-review-19th-session-of-universal-periodic-review/3529620665001/#full-text>, last accessed 9 May 2017.

【図表 9】在韓脱北者の数



注：2017年6月の在韓脱北者数については暫定値である。

出典：“Policies North Korean Defectors”をもとに筆者作成<sup>171</sup>

しかし、食糧や職業を探し求め、国境を越え、中国やタイなどの第3国に一時滞在している脱北者も相当数存在する。いわゆる「脱北者」とは、これらの人びとを含む、すなわち政治的または宗教的自由等を求めて、あるいは北朝鮮における食糧不足及び経済難等を背景として、北朝鮮から韓国や中国、その他の国々に逃れた北朝鮮住民を指す。この脱北者というカテゴリーには、既述したような①韓国の国籍を取得した在韓脱北者や②100人以上の在日脱北者（日本国籍を有する者を含む）<sup>172</sup>、③欧米諸国等において市民権または永住権を取得した脱北者などの（a）在外元北朝鮮人に加え、④タイ、モンゴル、ラオスなどに

<sup>171</sup> Ministry of Unification Republic of Korea, “Policies North Korean Defectors”, [http://www.unikorea.go.kr/eng\\_unikorea/publications\\_data/statistics/defectors/](http://www.unikorea.go.kr/eng_unikorea/publications_data/statistics/defectors/), last accessed 1 October 2017.

<sup>172</sup> 「衆議院議員中村哲治君提出脱北者に対する我が国の対応に関する質問に対する答弁書（2003年2月14日）」、[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b156016.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b156016.htm)、2017年10月21日最終アクセス。日本外務省、「平成26年度 拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告」、2015年9月。

潜伏している大勢の委任難民 (mandate refugees) と⑤欧米諸国等において難民と認定された北朝鮮住民及び庇護申請者などの (b) 脱北難民が含まれる。このように「脱北」をして韓国以外の中国やロシアなどに「不法滞在」する者や欧米諸国で難民として生きる者を含めると、脱北者の人数は想像を遥かに超えるかもしれない。だが、とりわけ「不法滞在」している脱北者に関しては、常に強制送還のリスクを抱えているが故に、彼らに関する統計がない<sup>173</sup>。このことは、脱北者の規模を正確に把握することを難しくする<sup>174</sup>。⑤欧米諸国などにおいて難民 (refugees) と認定された北朝鮮住民及び庇護申請者 (asylum-seekers) の数については、以下の【図表 10】の通りである。

【図表 10】北朝鮮出身の難民及び庇護申請者の数 (国または地域別、2016 年現在)

Country / territory of asylum/residence	Refugees (incl. refugee-like situations)	Asylum-seekers (pending cases)	Total Population
Angola	0	*	*
Australia	22	5	27
Belgium	36	*	37
Canada	485	313	798
Switzerland	*	0	*
Costa Rica	0	*	*
Germany	95	134	229
Denmark	10	*	11
Spain	*	0	*
Finland	*	0	*
France	0	11	11
United Kingdom	585	26	611

<sup>173</sup> 在中脱北者の数については諸説あるが、北朝鮮人道支援 NGO である「グッド・フレンズ」は、食糧危機の直後である 1999 年にその数を 143,000 から 195,000 人と推定していた。しかし、在中脱北者の数は 2000 年代後半以降、脱北行為に対する取り締まりの強化や中国への合法的出国の拡大などにより、その数は急減したとされている。좋은 벗들 [グッド・フレンズ], 『두만강을 건너온 사람들 [豆満江を渡ってきた人びと]』(서울: 정토출판, 1999 년), p. 27. 북한인권연구센터편 [北韓人權研究センター編], 『북한인권백서 2017 [北韓人權白書 2017]』, p. 386.

<sup>174</sup> 同上, p. 386.

Country / territory of asylum/residence	Refugees (incl. refugee-like situations)	Asylum-seekers (pending cases)	Total Population
Ireland	*	*	5
Israel	*	0	*
Kuwait	*	*	5
Luxembourg	12	0	12
Netherlands	55	*	56
Norway	12	0	12
Poland	*	0	*
Russian Federation	79	11	90
Sweden	5	9	14
United States of America	13	13	26
Yemen	*	0	*
<b>Total Population</b>	<b>1409</b>	<b>522</b>	<b>1944</b>

\*: 匿名性の確保のため、非公開

出典: UNHCR Population Statistics Database をもとに筆者作成<sup>175</sup>

それでは何故、これだけの多くの人びとが生まれ育った故郷を捨てざるを得なくなったのだろうか。1989年まではわずか607人にすぎなかった在韓脱北者は、主に政治的理由による亡命者がほとんどであった。しかし、韓国統一省所管の在韓脱北者支援財団である「南北ハナ財団」が脱北者12,777人を対象にして行った調査によれば、【図表11】に示すように、その多くが経済的理由により脱北をしたと答えている。

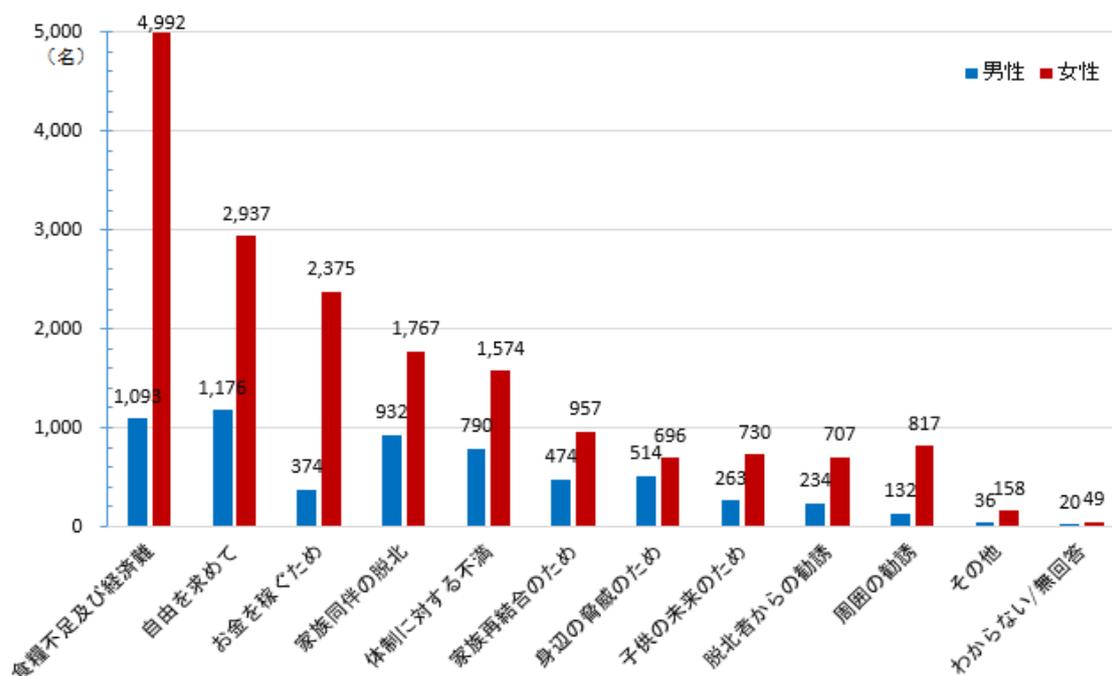
北朝鮮住民の国外への移動が激しくなり始めたのは1990年代以降であると考えられる。1990年代の北朝鮮と言えば、その体制の崩壊が有力視されていた時期である。というのも、46年もの間北朝鮮を「統治」した金日成の死に加え、ソ連からの経済的援助や投資の中断、中国による食糧支援の縮小、そして相次ぐ大規模な自然災害等により、北朝鮮の食糧配給制度が機能できなくなったため、大量の餓死者<sup>176</sup>が発生したからである。まさにその食糧安

<sup>175</sup> UNHCR Population Statistics Database, <http://popstats.unhcr.org/en>, last accessed 1 October 2017.

<sup>176</sup> 飢饉による死亡者数等に関する正確な統計はないが、北朝鮮の公式声明は、1995年から1998年にかけて総人口の1%にあたる22万人が死亡したと伝えている。ハガード・ステファン、ノーランド・マーカス(杉原ひろみ、丸本美加訳)『北朝鮮：飢餓の政治経済学』中央公論新社、2009年、113頁。Amnesty International, *North Korea: The Right to Food and Monitoring Human Rights*, ASA 24/001/2009, 2 August 2009.

全保障の脆弱性が、脱北の主たるプッシュ・ファクターであることは言うまでもなからう。

【図表 11】脱北の動機



注：在韓脱北者 12,777 名のうち、男性が 3,239 名、女性が 9,538 名である。  
 なお、上記の調査結果は複数回答を含むものである。  
 出典：남북하나재단 (북한이탈주민지원재단)<sup>177</sup>

しかし、北朝鮮住民を脱北へと踏み出させる要因はそれだけではなかった。具体的な例を挙げると、中国と韓国の国交正常化に伴われた、中国との国境地域への情報の流入、中国における脱北者に対する取り締まりの一時的緩和<sup>178</sup>、米国や韓国における脱北者支援政策<sup>179</sup>、そしてその他の国々における脱北者の保護事例（難民認定を含む）などが脱北のきっかけを提供しているということである。したがって、周辺国の政治、経済、社会的状況や脱

<sup>177</sup> 남북하나재단 (북한이탈주민지원재단) [南北ハナ財団 (北韓離脱住民支援財団)], 『2014 북한이탈주민 실태조사 [2014 北韓離脱住民実態調査]』(서울: 남북하나재단, 2014년 12월), pp. 132-3.

<sup>178</sup> Andrei Lankov, “North Korean Refugees in Northeast China”, *Asian Survey*, Vol. 44, No. 6, November / December 2004, p. 859.

<sup>179</sup> 韓国ではすべての「北韓離脱住民」(在韓脱北者)に基本金、住居支援金、雇用支援金等の「定着支援金」を支給しており、米国では、北朝鮮人權法 (North Korean Human Rights Act of 2004) により、脱北者支援団体に財政支援を行っている。

北者に対する諸政策が脱北のプル・ファクターとして、それを後押しするような形となっている事実も脱北者問題を考える上で重要な点となるであろう。

一方、脱北者のほとんどは、北朝鮮と国境を接している中国を経由して最終目的地へと向かう。それ故に、脱北者の多くは中国に潜伏しているとされる。したがって、一般的な意味での「脱北者問題」というのは、近年国際社会において話題になっている「駆け込み亡命」や「強制北送」などに見られるように、とりわけ中国において様々な人権侵害にさらされ、人権の死角に置かれている脱北者が難民としての法的地位を得られないという現状を指す。

本項冒頭に示した【図表 9】の在韓脱北者の約 7 割が女性であるように、在中脱北者の約 7 割が女性であると推定されている<sup>180</sup>。これは、中国において北朝鮮出身女性に対する「需要」が高いためである。国連調査委員会は、「北朝鮮の多くの女性が、無理矢理結婚若しくは内縁関係にさせる、または強制的に売春させる目的で、強制的あるいは騙されて北朝鮮から中国へ売られ、または中国国内において売買されている」現状について指摘している<sup>181</sup>。中国における、とりわけ脱北女性たちが経験する人権侵害には、売春や強制結婚（強制送還を免れるための結婚を含む）などを含む人身売買と、それに伴われるドメスティック・ヴァイオレンス、母性権の剥奪、賃金搾取、労働の権利の剥奪、朝鮮出身の女性であることを理由とした侮辱や嫌がらせ、結婚や出産の延期等が含まれる<sup>182</sup>。さらに、脱北女性が中国で出産した子どもたちの人権問題も深刻な状況である。このような子どもたちは、約 20,000 人と推定されているが<sup>183</sup>、無戸籍のままであるため、教育を受ける権利を含む基本的人権を持たぬ「事実上の無国籍者」となっている。出生を登録することにより、子どもたちの母親である脱北女性が中国当局による追放及び送還のリスクにさらされるためであ

---

<sup>180</sup> *Op. cit.*, A/HRC/25/CRP.1, para. 394. また、韓国への入国を果たした女性脱北者の 70～90%が中国やその他のアジア諸国において人身売買や強制結婚、性的搾取の被害者であるとの研究もある。UN General Assembly, “Situation of Human Rights in the Democratic People’s Republic of Korea”, 8 September 2015, UN Doc. A/70/362, para. 41.

<sup>181</sup> UN Human Rights Council, “Report of the Commission of Inquiry on Human Rights in the Democratic People’s Republic of Korea”, 7 February 2014, UN Doc. A/HRC/25/63, para. 44.

<sup>182</sup> 동국대학교 북한일상생활연구센터 [東国大学校 北韓の日常生活研究センター], 『탈북여성의 탈북 및 정착 과정에서의 인권침해 실태조사 [脱北女性の脱北及び定着過程における人権侵害の実態調査]』(서울: 국가인권위원회, 2010년).

<sup>183</sup> *Op. cit.*, A/HRC/25/63, para. 44.

る<sup>184</sup>。

こうした人権問題に対する、中国と北朝鮮当局の立場は一貫している。中国政府はこのような脱北女性とその子供たちの人権問題を否定しており、在中脱北者についても「経済的な理由により不法越境した北朝鮮住民 (DPRK citizens who have entered China illegally do it for economic reasons)」であるため、難民ではないとの見解を示している<sup>185</sup>。そのため、中国で逮捕される脱北者は北朝鮮への送還<sup>186</sup>を余儀なくされる<sup>187</sup>。

一方、北朝鮮も国の許可なく出国することを禁じており、これに違反した者に対しては刑法第 63 条「祖国反逆罪」または第 221 条「非法国境出入罪」により「労働鍛練刑」、「労働教化刑」、「無期労働教化刑」または「死刑」を科している。とりわけ「祖国反逆罪」の場合は、「祖国を裏切り、他国に逃亡または投降、変節し、あるいは秘密を漏らす等の祖国反逆行為」に対する刑罰であるため、その規定に示されているように、恣意的に拡大解釈

---

<sup>184</sup> *Ibid.*, para. 44.

<sup>185</sup> *Ibid.*, Annexes II. Correspondence with China.

<sup>186</sup> 毎年、およそ 5,000 人の脱北者が中国当局によって北朝鮮に送還されているとされる。“European Parliament resolution on the situation of North Korean refugees,” 2012/2655 (RSP), 24 May 2012. このような在中脱北者の強制送還問題に関し、UNHCR (国連難民高等弁務官事務所) では、中国が難民条約の加盟国であることから「ノン・ルフールマン [送還禁止]」原則を守るよう、要請してきた。なかでも、2013 年 5 月 27 日に 9 名の脱北者がラオスにて逮捕され、中国に強制送還された事例は記憶に新しい。これらの 9 名は、庇護申請をする機会を与えられないまま、その翌日である 28 日に北朝鮮へと送還された。UNHCR は、直ちに声明を発表し、送還された 9 名の安全と基本的人権に対する「深刻な憂慮」を表明し、「中国」と名指しこそしなかったものの、すべての国に対し「ノン・ルフールマン原則を順守し、人びとの生命と自由が脅かされる地域へ送還しないよう、強く求めた」。一方、ムンタボーン北朝鮮人権特別報告者 (当時) は、2007 年、国連総会に提出した北朝鮮の人権状況に関する報告書において、避難する人びとのステータスについて詳細に述べている。彼は、脱北者たちが国を離れた時に、迫害を受ける恐れがなかったとしても、自分の意志に反する形で北朝鮮に送還されると迫害を受ける恐れがあるという十分に理由のある恐怖を有するがために、難民または後発難民 (Refugees sur place) に該当するとの見解を示した。UNHCR Press Release, “UNHCR Chief Calls on States to Respect Non-refoulement after North Koreans Deported from Laos”, 30 May 2013, <http://www.unhcr.org/51a7510b9.html>, last accessed 18 October 2017. UN General Assembly, “Situation of Human Rights in the Democratic People’s Republic of Korea”, 15 August 2007, UN Doc. A/62/264, paras. 29–30. なお、「後発難民」については、UNHCR (国連難民高等弁務官駐日事務所編) 『難民認定基準ハンドブック——難民の地位の認定の基準及び手続に関する手引き』、日本語訳第三版 (改訂版)、2008 年 12 月、para. 83. を参照されたい。

<sup>187</sup> 但し、外国公館等において保護される者に対しては、例外的に出国を許可する場合もある。

されることも十分に可能である。2002年に中国から強制送還された開城(개성)出身の在韓脱北者は、強制送還された時のことを次のように話す。

モンゴル国境で中国公安に逮捕され、北朝鮮に送られました。恐怖感で自殺しなきゃと思いました。本当に絶望的でした。6か月間監獄[ここで言う監獄とは「集結所」を指す]にいる間は、外を自由に歩く野良犬がすごくうらやましかったです。一歩歩くことも自由にできませんでしたから。殴打は日常的で、特に飢えはしんどかったです。豚、犬がうらやましいほど。労働もきつくて自由は一切なくて。私が[監獄に]いた時は冬でしたが、薄い服一枚だけ。小さい部屋に百名ほど[が収容されていました]。[…]15年前のことですが、その時の苦痛に耐えられたことが不思議です。人生最悪の経験です<sup>188</sup>。

実際に強制送還された多くの人々が、韓国行きを計画し、キリスト教団体または韓国人と接触したとの理由で、尋問拘留所(「集結所」や「拘留場」)において拷問され、妊婦の場合は強制墮胎などの非人道的な取り扱いを受け、北朝鮮の刑務所である「教化所」、あるいは「管理所」に送られている<sup>189</sup>——さもなければ、処刑または処分されることとなる<sup>190</sup>。近年北朝鮮当局は、脱北者に対する非難や誹謗中傷をますます強めており、韓国や日本、その他欧米諸国に定着した脱北者に対し「反共和国敵対策動の手先」、「卑劣漢」、「祖国反逆者」と称するなど<sup>191</sup>、「敵」と規定している。

---

<sup>188</sup> 筆者によるインタビュー調査、P〇〇(男性、40代)、ソウル、2017年8月27日実施。

<sup>189</sup> しかしその一方で、複数の脱北者による証言によると、食糧のためにのみ国境を越えた者に対しては、比較的軽い刑が科せられているといった複数の証言がある。送還されてから釈放されるまでの拘禁期間は、大体1ヶ月から6ヶ月程度とされる。また、「非出国境出入罪」に対する刑罰が1999年刑法では3年以下の労働教化刑、2004年刑法では2年以下の労働鍛練刑、2012年刑法では1年以下の労働鍛練刑へと次第に緩和されてきていることも事実である。だが、これらのことはノン・ルフールマン原則を適用することにより、これまで「不法越境者」とされた在中脱北者を強制送還されることから守ろうとする現状をさらに複雑にしていると言える。북한인권연구센터편 [北韓人權研究センター編], 『북한인권백서 2015 [北韓人權白書 2015]』(서울: 통일연구원, 2015년), pp. 397, 404-409. 김수암[キム・スアム], “재중 탈북자 실상의 변화와 정책추진방향 [在中脱北者の実状の変化とその政策の推進方向]”, *Knowledge-Net for a Better World* (The East Asia Institute: Seoul, 2012), p. 9. *Op. cit.*, A/HRC/25/CRP.1, para. 410.

<sup>190</sup> *Ibid.*, para. 409.

<sup>191</sup> 조선중앙통신 [朝鮮中央通信], “《인권》의 간판을 단 모략문서 [「人權」を名目にした謀

以上のことを踏まえると、脱北者問題が、単に母国での恐怖や迫害から逃れてきた人びとを国際社会が保護する（または保護すべき）という人道的事案<sup>192</sup>だけにとどまらないことは明らかであろう。つまり、脱北者をめぐる諸問題は、北朝鮮及び中国の国内外の政治問題（人権に対する解釈を含む）と北朝鮮の人権状況とが複雑に絡み合っている複合的な問題であると言えよう。

### (3) 正当な理由なく死に追いやられた人びと

正当な理由なく死に追いやられた人びとは、主として強制収容所の囚人のように「管理所」に送られることなく、また亡命する「機会」さえ与えられないまま、「処刑」された北朝鮮の人びと——すなわち、粛清された人びとを指す。北朝鮮において行われた粛清については、歴史的問題に起因する親日派に対する粛清、政治的権力闘争に起因する粛清、そして宗教弾圧に起因する粛清<sup>193</sup>などが確認されている。本項では、北朝鮮における政治的粛清に焦点を当て、どのような人びとが「敵」として粛清されたかについて述べる。なお、親日派に対する粛清については、それが「敵」の起源でもあることから、次章第2節において詳述する。

広く知られている通り、北朝鮮体制は、金日成、金正日、金正恩の反対派や潜在的な反対派を「反党反革命分子」または「反動分子」などの「敵」と規定し、彼らに対する生命権の剥奪を含む人権侵害を「粛清」の名のもと、正当化することで、より強固に保たれてきたと言える。

初期北朝鮮の指導部は様々な派閥の人びとから成り立っていた。それには、金日成系の「満州派」に加え、朝鮮国内で共産党の地下活動を行った「国内派」、中国で共産主義運動をして帰国した「延安派（中国派）」、ソ連で共産主義教育を受けて北朝鮮に送られた「ソ連派」、咸鏡南道甲山郡を中心に抗日パルチザン闘争を行った「甲山派」が存在した。北朝

---

略文書]”，2013년 10월 11일. 朝鮮中央通信（日本語版）「汚らわしい「脱北者」不倫児」、2015年3月16日。

<sup>192</sup> 在中脱北者をめぐる諸問題は、「すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する」と規定する世界人権宣言第13条2項に違反する重大な人権侵害である。

<sup>193</sup> 北朝鮮では、1946年に行った土地改革の際に宗教施設を没収してから、宗教関係者に対する弾圧を始めたとされている。現在知られている大規模な弾圧事件は、1946年1月の「徳原修道院襲撃事件」、1948年3月の「天道教「3・1運動」再顕運動事件」がある。李瑜煥、朴憲一『北朝鮮社会の実態分析』洋々社、1982年、40-43頁。

鮮における粛清史は、朝鮮戦争中「国内派」に対する逮捕から始まった。朝鮮戦争直後である 1955 年 12 月には、南朝鮮労働党の中心人物であり、北朝鮮の内閣副首相兼外務相を歴任した朴憲永 (박헌영) を含め、「国内派」の李承燁 (리승엽)、李康國 (리강국)、林和 (림화)、趙一明 (조일명)、朴勝源 (박승원) などの 11 名に死刑判決が言い渡された。この判決は、当時の公判資料によれば、彼らの「間諜行為」、「反革命的謀略行為」、「武装反乱陰謀行為」に対する処罰だったとされている<sup>194</sup>。

1956 年には、ソ連共産党第 20 回大会においてスターリン批判が行われたことを受け、北朝鮮でも金日成の個人崇拜と重工業政策に対する反発が上がった。それに対し金日成は、1956 年 8 月の党中央委員会全員会議で金日成を批判した金〇奉〔〇は木へんに斗〕(김두봉) と崔昌益 (최창익)、朴昌玉 (박창옥) などの「延安派」と「ソ連派」を「事大主義的宗派主義者」として粛清する「8 月宗派事件」を起こした<sup>195</sup>。当時、「8 月宗派事件」の関係者及びその家族は「収容所に送られた」とされる<sup>196</sup>。

1967 年 5 月から 1960 年代末までは、「反党宗派主義者」として「甲山派」の朴金喆 (박금철)、李孝淳 (리효순) と崔光 (최광)、許鳳學 (허봉학)、金昌奉 (김창봉) などの軍の幹部を粛清した。1970 年代においても<sup>197</sup>、権力の世襲に反対する金日成の弟である金英柱 (김영주) や金東圭 (김동규) 副主席、李勇武 (리용무) 朝鮮人民軍総政治局長などの幹部が粛清された。

以上をまとめると、1950 年代から 1960 年代にかけての粛清が金日成の権力強化と彼への権力集中や個人崇拜を推し進めるためのものだったとすれば、1970 年代以降は世襲体制の

<sup>194</sup> 『미제국주의의 고용간첩 박헌영, 리승엽 도당의 조선민주주의인민공화국 정권정복 음모와 간첩사건 공판문헌 [米帝国主義の雇用間諜 朴憲永、李承燁徒党の朝鮮民主主義人民共和国の政權転覆陰謀と間諜事件に関する公判文献]』 (평양: 조선민주주의인민공화국 최고재판소, 1956 年), pp. 150-160.

<sup>195</sup> 김세균 [キム・セギョン], “북한체제의 형성과 특징 [北韓体制の形成と特徴]”, 『북한체제의 형성과 한반도 국제정치』 (서울: 서울대학교출판부, 2006 年), pp. 45.

<sup>196</sup> 在韓脱北者チェ・スニ (仮名) は、自分のお祖父さんが「8 月宗派事件」の崔昌益と親族で、当時お祖父さんとお祖母さん、叔父さん、お父さんが突然いなくなったことを証言している。彼女は、「出身成分がよかったお母さんのおかげで離婚させられ、私と弟は収容所送りを免れ」、「1965 年頃に平壤から追放された」と述べた。자유북한운동연합 [自由北韓運動連合], “나는 ‘반혁명분자’ 의 딸 [私は「反革命分子」の娘]”, [http://www.ffnk.net/board/bbs/board.php?bo\\_table=memoirs&wr\\_id=51](http://www.ffnk.net/board/bbs/board.php?bo_table=memoirs&wr_id=51), last accessed 6 October 2017. 서상목 [ソ・サンモク], 『김정일 이후의 한반도 [金正日以後の韓半島]』 (서울: 북코리아, 2004 年), p. 28.

<sup>197</sup> 1973 年 9 月には金正日が党秘書に就任した。

構築とその安定及び強化を目的としたものであったと言える<sup>198</sup>。2015年に処刑された玄永哲(현영철)朝鮮人民軍武力部長や金正恩の叔父であった張成沢(장성택)なども「敵」を生み出す伝統から生み出された「敵」の文脈で理解されうる。

---

<sup>198</sup> 통일연구원편 [統一研究院編], 『2009 북한개요 [2009 北韓概要]』(서울: 통일연구원, 2009년), pp. 68-81.

## 第4章 「敵」の起源

前章では、北朝鮮における「人民の敵」を現実的な「敵」（強制収容所の囚人、脱北者、正当な理由なく死に追いやられた人びと）と仮想の「敵」に分類し（第1節）、それらの人びとの置かれた「敵」としての生を概観した（第2節）。本章では、「人民の敵」とされた人びとが北朝鮮体制の基礎を成すという本稿の仮説を歴史的に検証する。

### 第1節 「反国家及び反民族犯罪」

北朝鮮において公民と非公民を区分付ける——換言すれば、人民と「人民の敵」を決定する根拠はどこにあるか。その手掛かりは、第3章において紹介した「社会主義憲法」第12条の他に<sup>199</sup>、北朝鮮の刑事訴訟法第2条「階級路線の貫徹原則」にも示されている。

国家は、反国家及び反民族犯罪との闘争において、敵と味方を厳格に選び出し、ごく少数の主動分子を鎮圧し、かつ多数の被動分子を包摂する。一般犯罪との闘争においては、社会的教養を中心としながら法的制裁を配合するようにする<sup>200</sup>。（強調引用者）

北朝鮮の法律及び司法制度は、スターリン体制下のソ連における法制度を借用して制定されたものを基礎としている。以後数回にわたる改正を通じて、イデオロギー的闘争を連想させる表現の多くは削除されたが、その本質は変わっていないとみてよい。例えば、上記の「階級路線の貫徹原則」が定められている刑事訴訟法は、1992年に全面改正されてから、数回にわたり修正、補足されてきたが、その「使命」や「基本原則」などが規定された第1章「刑事訴訟法の基本」はそのまま引き継がれている。このように、「敵」を選び出し、鎮圧することの重要性は憲法にも表れており、それについては既に論じた通りである<sup>201</sup>。

<sup>199</sup> 本稿第3章第1節「北朝鮮における「敵」」を参照されたい。

<sup>200</sup> 「朝鮮民主主義人民共和国刑事訴訟法」第2条。主体101（2012）年5月14日最高人民会議常任委員会政令第2387号により修正・補足。전지연 [ジョン・ジョン]，서보학 [ソ・ボハク]，김재봉 [キム・ジェボン]，하태영 [ハ・テヨン]，이백규 [イ・ベッキュ]，『북한 형사소송법 주석(Ⅰ) -증거·수사·예심·기소편- [北韓の刑事訴訟法注釈(Ⅰ) -証拠・捜査・予審・起訴編]』，法務資料 第317輯(과천: 법무부, 2005년)，pp. 805-894.

<sup>201</sup> 第3章第1節を参照されたい。

こうした「階級路線の貫徹原則」に則った「敵」の選別について、金圭昇は「高い党派性と労働者階級性を要求する政治活動」と論じている<sup>202</sup>。

「敵」を区別させる基準となるものは、上記の「階級路線の貫徹原則」に言及されているとおり、「反国家及び反民族犯罪」に関わったか否かであると考えられる<sup>203</sup>。「反国家及び反民族犯罪」とは、北朝鮮の刑法に定められている次の14の「犯罪」を指す。

【図表 12】北朝鮮の「反国家及び反民族犯罪」（筆者作成）

罪 名（第 60 条～第 73 条）		最 高 刑
反 国 家 犯 罪	国家転覆陰謀罪	死刑及び財産没収刑
	テロ罪	死刑及び財産没収刑
	反国家宣伝、煽動罪	5 年以上 10 年以下の労働教化刑
	祖国反逆罪	死刑及び財産没収刑
	間諜罪	10 年以上の労働教化刑
	破壊暗害 <sup>204</sup> 罪	死刑及び財産没収刑
	武装干渉及び対外関係断絶使囂罪	10 年以上の労働教化刑
	外国人に対する敵対行為罪	10 年以上の労働教化刑
反 民 族 犯 罪	民族反逆罪	死刑及び財産没収刑
	朝鮮民族解放運動弾圧罪	10 年以上の労働教化刑
	朝鮮民族敵対罪	10 年以上の労働教化刑
反国家及び反民族犯罪に対する隠匿罪		4 年以下の労働教化刑
反国家犯罪に対する不申告罪		3 年以下の労働教化刑

<sup>202</sup> 前掲『朝鮮民主主義人民共和国の刑事法制』、215 頁。

<sup>203</sup> 鄭日東（정일동）は、刑法上の「反国家犯罪」が「政治的犯罪と政治的忠誠を区分づける基準」と述べ、本稿と類似した見方を示している。さらに、「反国家犯罪」を参考に、北朝鮮の政治犯を特定する基準として、①金日成に対する敵対行為、②反国家的行為、対外安全及び政治的・経済的基盤を損なう行為、③反プロレタリア国際主義的行為に分類している。이용필 [イ・ヨンピル]，“북한 정치테러에 관한 연구 [北韓の政治テロに関する研究]”，p. 340.

<sup>204</sup> 暗害とは「暗に害を与えるものまたはそのような行為」を指す。우리민족끼리 조선록일오편집사 [わが民族同士 朝鮮 6・15 編集社]，“조선말대사전 [朝鮮語大辞典]”，[http://www.uriminzokkiri.com/uri\\_foreign/dic/index.php](http://www.uriminzokkiri.com/uri_foreign/dic/index.php), last accessed 10 June 2014.

反国家犯罪に対する放任罪	3年以下の労働教化刑
--------------	------------

出典：北朝鮮の刑法<sup>205</sup>

「反国家及び反民族犯罪」とは「国家と社会主義制度に反対し、社会主義建設と民族の自主権を実現するための闘争に反対する敵対行為」<sup>206</sup>を指す。刑の執行期間中は、北朝鮮の刑法第 30 条に基づき、公民の権利の一部が停止される<sup>207</sup>。北朝鮮における「敵」については、「敵」に適用されるであろう——罪に問われることもなく即決処刑される場合も十分に考えられる——上記の「犯罪」に対する「非常に幅広く曖昧な」<sup>208</sup>定義のように、「反党反革命分子」、「人民の敵（仇）」、「階級の敵（仇）」、「敵対分子」、「不純分子」、「人間のクズ」などの様々な表現が使われていることは既述した通りである。このことは、国家と民族に対する反逆行為というものが恣意的に拡大解釈される可能性をも裏付ける。

例えば、2013 年 12 月、張成沢国防委員会副委員長が処刑されたことは記憶に新しい。当時張成沢は「党と革命の敵、人民の敵であり、極悪な祖国反逆者」（強調筆者）とされ、「天下の希代の反逆者」とみなされた<sup>209</sup>。2013 年 12 月 13 日付の「朝鮮中央通信」の報道によれば、張成沢は、敵と思想的に同調し、北朝鮮の人民主権を覆す目的で「国家転覆陰謀行為」を敢行したとして、北朝鮮の国家安全保衛部特別軍事裁判所において「革命の名で、また人民の名で、しゅん烈に断罪、糾弾」（強調筆者）され、死刑を言い渡された<sup>210</sup>。その刑法上の罪は、北朝鮮刑法第 60 条に規定されている「国家転覆陰謀罪」であった。

<sup>205</sup> 「朝鮮民主主義人民共和国刑法」、主体 101（2012）年 5 月 14 日最高人民会議常任委員会政令第 2387 号により修正・補足。통일법제 데이터베이스 [統一法制データベース]，“북한법령 [北韓法令]”，<http://www.unilaw.go.kr>, last accessed 22 May 2017.

<sup>206</sup> 조선백과사전편찬위원회, 정치, 법부문편찬위원회 [朝鮮百科事典編纂委員会、政治・法部門編纂委員会]，“반국가 및 반민족범죄 [反国家及び反民族犯罪]”，『광명백과사전 3 정치, 법』（평양: 백과사전출판사, 2009 年），p. 596.

<sup>207</sup> 「朝鮮民主主義人民共和国刑法」第 30 条、主体 101（2012）年 5 月 14 日最高人民会議常任委員会政令第 2387 号により修正・補足。통일법제 데이터베이스 [統一法制データベース]，“북한법령 [北韓法令]”，<http://www.unilaw.go.kr>, last accessed 22 May 2017.

<sup>208</sup> *Op. cit.*, A/HRC/25/CRP.1, para.122.

<sup>209</sup> 조선중앙통신 [朝鮮中央通信]，“천만군민의 치솟는 분노의 폭발. 만고역적 단호히 처단——천하의 만고역적 장성택에 대한 조선민주주의인민공화국 국가안전보위부 특별군사재판 진행 [千萬の軍民のこみ上げる憤怒の爆発、希代の反逆者を断固と処断——希代の反逆者、張成沢に対する朝鮮国家安全保衛部の特別軍事裁判]”，2013 年 12 月 13 日.

<sup>210</sup> 同上.

「反国家及び反民族犯罪」という名称は、1974年には「反革命犯罪」、1987年には「反国家犯罪」と改められてきたものの、「階級路線の貫徹原則」に見られるように、一般犯罪と「政治的性格を帯びる犯罪」を区分しようとする視点が全く変わっていない点は、とりわけ重要である<sup>211</sup>。というのも、次節以降で詳しく見ていくように、北朝鮮で「人権」という言葉が公式的に受け入れられてからも、「人民の敵」に対する人権侵害の多くは「反国家及び反民族犯罪」に対する刑罰として合法化されるか正当化されているからである。

北朝鮮の学術誌『社会科学院学報』は、刑法が「革命の首脳部に害を与え、社会主義制度に根本的に反対する革命の仇を無慈悲に懲罰する」よう規制されているのは「実に正当」とであると論じている<sup>212</sup>。また 1956年 6月に刊行された『金日成総合大学学報』にも「階級の仇を鎮圧し、人民民主主義社会及び国家制度を強固にするために革命の武器としての役割を果たす」ものとして刑法を理解していた<sup>213</sup>。このように、北朝鮮では「国家主権と社会主義制度及び法秩序を故意または過失により侵害した、刑罰を科する程度の危険な行為」を「犯罪」と規定している<sup>214</sup>。これらのことから、北朝鮮における政治犯罪が、反国家的かつ反社会主義的な目的で行われる違反行為とみなされること、またその行為主体が「人民の敵」となることがわかる。

そして、これがまさに、アガンベンが指摘したような、秩序による排除を示すものである。このように、「敵」を排除することの政治的重要性は、「敵」は誰なのか、何をしたのか、なぜ「罪」を犯したのかというようなことよりも、「敵」がただ存在するという事実に関わる。というのも、「敵」の存在により、北朝鮮の公民としての政治性(political identity)が保障され、かつ政治的結束が高められるからである。シュミットは、「物理的殺りくの現

---

<sup>211</sup> 김수암 [キム・スアム], 『북한의 형사법제상 형사처리절차와 적용 실태 [北韓の刑事法制上の刑事手続と適用の実態]』(서울: 통일연구원, 2005년), pp. 33-35.

<sup>212</sup> 문순원 [문·순원], “공화국형법은 선군정치실현의 위력한 법적담보 [共和国刑法は先軍政治の実現のための威力な法的担保]”, 『사회과학원학보』, 제 3호, 루계 제 60호, 사회과학출판사(평양), 2008년, p. 15.

<sup>213</sup> 한락규 [한·락규], “공화국에서의 형사 법령의 발전과 인민 민주주의 제도의 공고화 [共和国における刑事法令の発展と人民民主主義制度の強固化]”, 김일성 종합 대학 편집 위원회, 『김일성 종합 대학 학보』(평양: 김일성 종합 대학, 1956년 6월), p. 45.

<sup>214</sup> 「朝鮮民主主義人民共和国刑法」第 10 条、主体 101 (2012) 年 5 月 14 日最高人民會議常任委員會政令第 2387 号により修正・補足。통일법제 데이터베이스 [統一法制データベース], “북한법령 [北韓法令]”, <http://www.unilaw.go.kr>, last accessed 22 May 2017.

実可能性」<sup>215</sup>に関わる「敵」の存在から「政治的なもの」を見出していた。彼は、ブルジョアとプロレタリアとを対置させることによって「友／敵」対立に基づく結束を作りあげたカール・マルクスについても触れている<sup>216</sup>。こうした見方からすれば、ロシア革命から今日に至る社会主義諸国における「友／敵」の区別が、強力な権限を有する国家によって惹起された政治的な事象であることは当然の帰結となる。さらに言えば、「敵」を特定するのは国家ないしは国家主権<sup>217</sup>を代表する最高指導者だが、その多くの場合——つまり、北朝鮮に限らず——、人民（ないしは国民）の名のもとで、「敵」が特定され、かつ「敵」の隔離が行われ、さらに「敵」の排除に伴われる人権侵害が正当化されてきたことは広く知られている歴史的事実である。そしてその結果として、「味方」を確定し、人びとを「公民」として一体化する政治的動員が図られた。とりわけ国家内部における「敵」の排除は、シュミットが指摘しているように、「追放とか破門とか人権剥奪とか法的保護の停止とか、要するに国内的対敵宣言のさまざまな形」（強調原文）で、国家が「主体的に「内敵」を決定することから始まるということ」を強調しておく<sup>218</sup>。

以上の考え方に照らせば、「反国家及び反民族犯罪」に基づく「敵」の選別は、それが普遍的な意味での人権の侵害を伴うものであろうとも、公の秩序を保つために度々用いられる点からして<sup>219</sup>、相対的には固有の合法的な概念であると同時に、高度に政治的な概念でもあると言えよう。したがって重要なのは、非人民（すなわち「人民の敵」）に対する人権侵害の正当化が、国家ないしは最高指導者の超法規的権限の強化に寄与してきたことである。多くの北朝鮮研究者が論じている通り<sup>220</sup>、北朝鮮における粛清、処刑、収容所送りなどを網羅する政治テロは、国家指導者へのさらなる権力集中をもたらした。その具体的な過程に

---

<sup>215</sup> 前掲、『政治的なものの概念』、26頁。

<sup>216</sup> 同上、95-6頁。

<sup>217</sup> 本稿における「国家主権」とは、「対外的主権すなわち独立・他国との対等と、対内的主権すなわち領域管轄権・対人管轄権を合わせ」たものに関わる「権限」として捉えている。佐藤潤一『平和と人権——憲法と国際人権法の交錯——』晃洋書房、2011年、60頁。

<sup>218</sup> 前掲『政治的なものの概念』、49頁。

<sup>219</sup> 例えば、国際人権規約B規約（自由権規約）第12条「移動の自由及び居住の自由についての権利」、第18条「宗教又は信念を表明する自由」、第19条「表現の自由についての権利」、第21条「平和的な集会の権利」、第22条「結社の自由についての権利」は、「公共の安全」、「公の秩序」などを保護するという理由による制限を認めている。

<sup>220</sup> 이용필 [イ・ヨンピル], “북한 정치테러에 관한 연구 [北韓の政治テロに関する研究]”, pp. 319-70.

については次節で詳しく述べるが、ワイマール憲法第 48 条に該当する、「例外状態」に関する北朝鮮の憲法上の規定の変遷を辿ると北朝鮮の「領袖」ないしは「領導者」<sup>221</sup>の権限が次第に強化されてきたことが見て取れる。

1948 年憲法では、国家の最高権力が「最高人民会議」によって行使され（第 37 条）、首相及び内閣は最高人民会議に「服従」する（第 60 条）と規定されており、行政府に対する立法府の優位が認められていた。また、「例外状態」に関しては「非常事態」と記され、最高人民会議の任期を延長することだけが許されていた（第 46 条）。それに対し、1972 年に新たに採択された「社会主義憲法」では、主席を国家の首班であり、国家主権を代表する者と規定し（第 89 条）、国家の一切の武力を指揮統率する権限を主席に与えた（第 93 条）。だが、例外状態を意味する「戦時状態」及び「動員令」の宣布については中央人民委員会（1998 年に廃止）の権限としている。さらに、20 年ぶりに改正された 1992 年憲法では、一切の武力の指揮統率は国防委員会委員長へ、また戦時状態及び動員令の宣布は国防委員会の権限とした。このことは、それまで後継者とされていた金正日への権力継承過程の一環と見てよかろう。憲法改正 1 年後である 1993 年、金正日が国防委員会委員長に選出されたことに従い、国防に関する権限が彼に移譲されたからである。その 5 年後に改正された 1998 年憲法では、主席制及び中央人民委員会が廃止され、最高人民会議常任委員会が復活し、大赦権と特赦権の行使や条約の批准または廃棄などの権限が与えられ、その役割が強化された。2009 年憲法では、国防委員会委員長を国家の「最高指導者」とし（第 100 条）、国防委員会委員長に「非常事態」及び「戦時状態」、「動員令」を宣布する権限を付与した（第 103 条）。金正日死後（2011 年）の 2012 年憲法、2016 年憲法では国家の「最高指導者」に関する肩書きがそれぞれ国防委員会第 1 委員長、國務委員会委員長と修正されたが、特赦権を始め、国の「非常事態」及び「戦時状態」、「動員令」などの「例外状態」に対する決定権を有する点では 2009 年憲法と何ら変わりがない<sup>222</sup>。以上をまとめると下記の【図表 13】の通りである。

<sup>221</sup> 北朝鮮の最高指導者に対する呼称は、金日成主席については「偉大なる領袖」、金正日国防委員長に対しては「偉大なる領導者」、金正恩党中央委員長は「最高領導者」と称されている。

<sup>222</sup> 但し、北朝鮮の 2016 年「社会主義憲法」には、國務委員会委員長の任務及び権限として「戦時に国家防衛委員会を組織、指導する」ことが加えられている。「朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法」第 103 条第 7 項。2016 年 6 月 29 日最高人民会議第 13 期第 4 次会议において修正・補足。Naenara-朝鮮民主主義人民共和国（朝鮮民主主義人民共和国外国文出版社）、「社会主義憲法」、<http://www.naenara.com.kp/ja/politics/?rule>、2017 年 10 月 18 日最終アクセス。

【図表 13】最高指導者及び「例外状態」に関する権限について（筆者作成）

	最高指導者	特赦権の行使	武力の指揮統率	「例外状態」に関する記述	「例外状態」に関する決定権
1948年憲法 (首相制)	記述なし*1	最高人民会議 常任委員会 (第49条)	記述なし	非常事態 (第46条)	最高人民会議 (第46条)
1972年憲法 (主席制)	主席 (第89条)	主席 (第95条)	主席(第93条)	戦時状態、動員 令(103条)	中央人民委員 会(103条)
1992年憲法	主席 (第105条)	主席 (第107条)	国防委員会委 員長(第113条)	戦時状態、動員 令(第114条)	国防委員会 (第114条)
1998年憲法 (主席制廃止)	記述なし	最高人民会議 常任委員会 (第110条)	国防委員会委 員長 (第102条)	戦時状態、動員 令(第103条)	国防委員会 (第103条)
2009年憲法	国防委員会委 員長 (第100条)	国防委員会委 員長 (第103条)	国防委員会委 員長 (第102条)	非常事態、戦時 状態、動員令 (第103条)	国防委員会委 員長 (第103条)
2012年憲法	国防委員会第 1委員長 (第100条)	国防委員会第1 委員長 (第103条)	国防委員会第1 委員長 (第102条)	非常事態、戦時 状態、動員令 (第103条)	国防委員会第1 委員長 (第103条)
2016年憲法	国務委員会委 員長 (第100条)	国務委員会委 員長 (第103条)	国務委員会委 員長 (第102条)	非常事態、戦時 状態、動員令、 戦時国家防衛 委員会 (第103条)	国務委員会委 員長 (第103条)

\*1 しかし、第37条において「最高人民会議は国家最高権力を行使する」と定めていた。

かくして、国家主権を代表する最高指導者の権限が次第に強化され、とりわけ「例外状態」に関する決定は、複数の代議員または委員によって構成される最高人民会議ないしは委員会（中央人民委員会、国防委員会）から一人の最高指導者へと権限が集中されるようになった。現在、北朝鮮が戦時状態にあるという表現については意見の相違が見られるで

あろうが、「闘争」<sup>223</sup>中であることを念頭に置くと、「友／敵」の区別による「友」の団結と同時に「敵」を排除していく遠心力は、最高指導者の権限の集中と強化とともに、ますます強まっていくであろう。

さらに指摘せねばならないのは、「敵」とされた者の「敵性」が世襲される「成分制度」により、北朝鮮における例外状態が常態化したことである。「成分制度」とは、北朝鮮のすべての人民を「核心 (core)」、「基本 (basic)」、そして「複合 (complex) [動揺・敵対 (wavering/hostile)]」の3つの階層と51の成分に分類し、住居、職業、教育などの面で差別する<sup>224</sup>「社会主義的階級政策」<sup>225</sup>とも言えるものである。これは北朝鮮内において「土台」や「出身成分」と呼ばれ、身分制度のように子々孫々に至るまで世襲される。「反国家及び反民族犯罪」などの政治犯罪を行った者に対しては、本人のみならずその家族もが三世代にわたり連座制を適用され処罰されることが大勢の脱北者によって証言されている<sup>226</sup>。したがって、「管理所」の囚人たちに関して言えることは、姜哲煥の事例からも容易に推察できるように<sup>227</sup>、彼らの大多数が、「成分制度」により、公正な裁判を受ける権利を持たないまま、剥き出しにされた「良心の囚人」であった／あるということである。北朝鮮の「管理所」が半世紀以上も存続し得たのは、その超法規的な<sup>228</sup>社会制度——すなわち、「成分制度」——が「人民の敵」の過生産及び再生産を可能にしたためである。こうした意味で「管理所」は、「階級路線を堅持し、[…]内外の敵対分子の破壊策動から人民主権と社会主義

<sup>223</sup> 「社会主義憲法」第9条は次の通りである。「朝鮮民主主義人民共和国は、北半部において人民政権を強化し、思想、技術、文化の3大革命を力強く展開して社会主義の完全なる勝利を収め、自主、平和統一、民族大団結の原則に基づき、祖国統一を実現するために闘争する。」「朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法」2016年6月29日最高人民会議第13期第4次会議において修正・補足。Naenara-朝鮮民主主義人民共和国(朝鮮民主主義人民共和国外国文出版社)、「社会主義憲法」、<http://www.naenara.com.kp/ja/politics/?rule>、2017年10月18日最終アクセス。

<sup>224</sup> *Op. cit.*, A/HRC/25/CRP.1, paras. 271, 274.

<sup>225</sup> 북한인권연구센터편 [北韓人權研究 センター 編], 『북한인권백서 2011 [北韓人權白書 2011]』(서울: 통일연구원, 2011年), p. 169.

<sup>226</sup> 이금순 [イ・グムスン], 김수암 [キム・スアム], 『북한인권 침해 구조 및 개선전략 [北韓における人権侵害の構造と改善戦略]』(서울: 통일연구원, 2009年), p. 78.

<sup>227</sup> 姜の事例については、第3章を参照されたい。

<sup>228</sup> 北朝鮮当局は、「成分制度」の存在について否定している。2014年の国連人権理事会UPR第2回北朝鮮人権審査においても、リ・キョンフン最高人民会議常任委員法制部長は、社会的階級に基づいて差別することはありえないと答弁した。UN WEB TV, “DPRK Review - 19th Session of Universal Periodic Review”, <http://webtv.un.org/watch/dprk-review-19th-session-of-universal-periodic-review/3529620664001>, last accessed 18 October 2017.

制度を強固に守る」<sup>229</sup>という北朝鮮型「秩序」により排除された「人民の敵」の置かれた超法規的な例外空間にほかならない。さらに言えば、「管理所」の存在は、人民が「人民の敵」を排除することで主権者としての地位を確立したことを証明するものでもある。かくして人民の「生の政治化」が進み、北朝鮮全土が「管理所」と化する。というのも、彼／彼女らが人民として生きるという政治的存在価値は、「敵」を選び出すことにしかないからである。したがって、北朝鮮の人民が政治的に動員されるのは、「友／敵」の区別だけに限られる。こういった意味で、人民は、主権者と言えども「ビオス [政治的に質を持つ生]」ではなく、単に北朝鮮の人口にカウントされるだけの「ゾーエー [生きている単なる事実]」に関わるだけなのである。

## 第2節 「敵」の起源としてのポストコロニアリズムと社会主義

北朝鮮における「友／敵」の区別は、北朝鮮という国家が形成される以前から見られる現象である。朝鮮は、日本の敗戦に伴い——「抗日闘争」の結果ではない——、1945年8月15日に「日本帝国」から「解放」された——したがって、南と北において度々耳にする、「祖国解放の歴史的偉業が達成された」という表現は正しくない——。日本の植民地統治下にあった朝鮮半島は、「解放」後、その北部はソ連によって、その南部はアメリカによって分割統治される。南部と違って、北部では、元朝鮮人官僚の処遇を含め、日本統治下の朝鮮で実施されていたすべての法規定の「清算」が求められた。というのも、朝鮮人民の「奴隸的屈従と無権利状態を制度化することに服務してきたその悪法を撤廃することは、解放を迎えた朝鮮人民に真の民主主義的自由と権利を保障する人権制度を樹立する最初の一步」<sup>230</sup>と考えられていたためである。その「真の民主主義的自由と権利」とは、北朝鮮の政治体制の起源とも言える二つの共産主義に基づくものである。それは、既述したように、「植民地朝鮮での反対派としての共産主義」と「占領軍であったソ連から北朝鮮に輸入

---

<sup>229</sup> 「社会主義憲法」第12条。「朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法」2016年6月29日最高人民会議第13期第4次会議において修正・補足。Naenara-朝鮮民主主義人民共和国（朝鮮民主主義人民共和国外国文出版社）、「社会主義憲法」、<http://www.naenara.com.kp/ja/politics/?rule>、2017年10月18日最終アクセス。

<sup>230</sup> UN General Assembly and Security Council, “Letter Dated 15 September 2014 from the Permanent Representative of the DPRK to the UN Addressed to the Secretary-General”, 15 September 2014, UN Doc. A/69/383-S/2014/668, p. 16.

された公式の共産主義」であり<sup>231</sup>、それらをより北朝鮮的な言葉を用いて置き換えると、それぞれ「社会主義的愛国主義」と「社会主義的民主主義」に対応する。

北朝鮮の研究者であるチェ・ソンウク (최성욱) によれば、「社会主義的愛国主義」とは、「社会主義祖国に対する愛情」を指す<sup>232</sup>。それは必然的に、「歴史的に形成された人民的思想感情」であり、かつ「階級的仇を憎悪し、彼らと妥協せず闘争」する「階級的思想感情」、「党に対する無限の忠誠と党を熱烈に愛する感情」である「党的思想感情」を伴う、と彼は説明する<sup>233</sup>。一方、「社会主義的民主主義」は「ブルジョア民主主義」の対義語として用いられ、「国家が真の自由と権利、そして幸せな生活を実質的に保障する」<sup>234</sup>、勤労人民大衆による政治を指す。北朝鮮では、これらの二つの言葉を繰り返し用いることによって、結果として、祖国に対する自己犠牲の風潮を強めるとともに、「敵」との闘いをエスカレーションすることを可能にした。これらのことはまた、1972年憲法において規定された「集団主義」に結びつき、今日では北朝鮮当局の主張する「人権」論の基礎を成す。しかしながら、既に示唆したように、またこれから見ていくように、「社会主義的愛国主義」と「社会主義的民主主義」の文脈で並べられてきた、勤労人民大衆——ブルジョアの対義語としての労働者——の「真の政治的自由と権利」が「実質的に保障されているという北朝鮮の主張、ないしは「民主主義」の言説は、北朝鮮が「地上の楽園」とも言われていた半世紀以上前から今日に至るまでの独裁体制の実態だけを見ても疑問符が付く。ここで留意すべきは、そうした言説が、世間一般的に言われているような、単なる美辞麗句や虚言ではないということである。というのも、北朝鮮における「人権」の保障は、以下の一文が示しているように、「階級的仇」に対する独裁を前提にするからである<sup>235</sup>。

社会主義的民主主義は、決して、社会主義に反対する敵対分子らと人民の利益を侵害

<sup>231</sup> 前掲『朝鮮の政治社会』、320-40頁。

<sup>232</sup> 최성욱 [チェ・ソンウク] , 『우리 당의 주체 사상과 사회주의적 애국주의 [わが党のチュチェ思想と社会主義的愛国主義]』 (평양: 조선로동당출판사, 1966년), p. 25.

<sup>233</sup> 同上, pp. 29-33.

<sup>234</sup> 리기섭 [リ・ギソップ] , 『사회주의적민주주의 [社会主義的民主主義]』 (평양: 사회과학출판사, 1987년), p. 10.

<sup>235</sup> 「社会主義的民主主義を円満に実施するためには、人民大衆の利益を侵害し、社会主義的民主主義を毀損するあらゆる敵対行為に対し積極的に闘争せねばなりません。」 김일성 [金日成] , 『김일성저작집 [金日成著作集] 32 : 1977. 1-1977. 12』 (평양: 조선로동당출판사, 1986년), p. 536.

する不純分子らにまで自由と権利を保障する超階級的民主主義ではない。社会主義的民主主義は労働階級の基本的な政治活動であり、あくまでも労働階級をはじめとする勤労人民大衆の利益のために服務する民主主義であり、階級的仇らに対する独裁を前提とする<sup>236</sup>。

したがって、北朝鮮で「敵」とされた人びとが排除され、粛清されることがすなわち、人民の「真の政治的自由と権利」を保障することにつながると解釈されうる。社会主義諸国が崩壊して既に久しい現在において、「社会主義的愛国主義」と「社会主義的民主主義」が今日性をもつのは、それらの二つの「社会主義」的な要素が北朝鮮の1972年憲法において規定された「集団主義」に引き継がれ、今日では北朝鮮当局の主張する「人権」論全体に通底しているからである。

北朝鮮の朝鮮人権研究協会の報告書によれば、人権保障制度を樹立するための「基礎」は、北朝鮮（朝鮮半島）が「日帝による植民地統治から解放された時から」築き上げられた。その「基礎」とは、①「植民地反人権法の撤廃」、②「人権法を制定するための機構の組織」、③「司法の民主化」である<sup>237</sup>。重要なのは、人民の自由と権利を保障するための試みが、当然の帰結として、人民民主主義独裁の機能の強化とともに、親日派や民族反逆者とされた人びとに対する粛清を正当化することへと結びついていったことである。そして、このような、初期北朝鮮における人民のごく自然な政治的要求<sup>238</sup>が「敵」を生み出す排除のプロセスの前史を成していると考えられる。こうした「敵」に対する人権侵害を正当化す

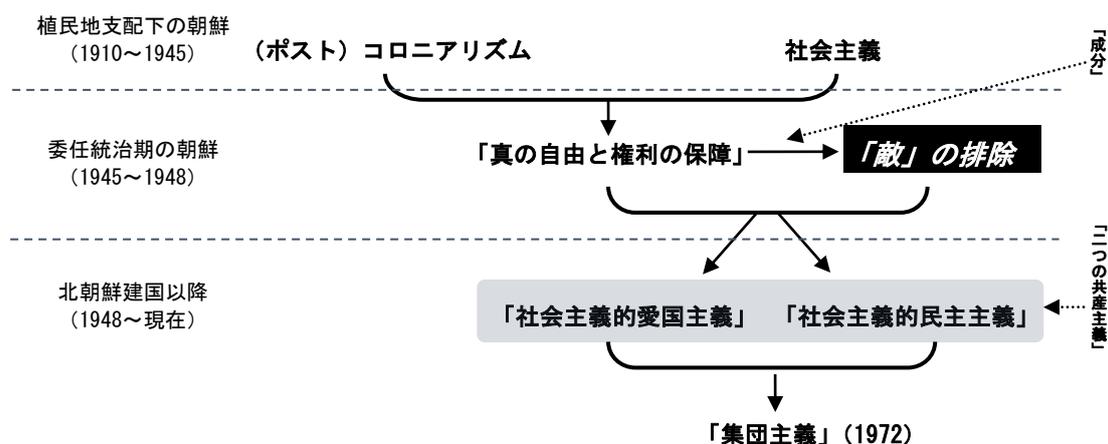
<sup>236</sup> 리기섭 [リ・ギソップ], 『사회주의적민주주의 [社会主義的民主主義]』, p. 146.

<sup>237</sup> *Op. cit.*, A/69/383-S/2014/668, pp. 16-19.

<sup>238</sup> 親日派や民族反逆者を排除させることへの要求は、初期韓国（南部）においても見られる。「民族的綱紀粛清」と題する1945年12月9日付の『東亜日報』の社説には、「親日派、民族反逆者の規定問題が民族的綱紀問題として上程される理由は、今日に至るまでの[彼らの]わが民族に対する罪悪が、[...]民族統一を攪乱し大業の進歩を妨害し遅延させるという一点にある。したがって、これら親日派、民族反逆者に対する厳正なる処断なしには、明朗かつ健全な[国家]建設もまたありえないというのが全人民の主張であり決議である」と述べられていた。さらに、1947年1月4日付の『京郷新聞』は、署名付きの論説で、「南朝鮮の人民が飢餓状態に陥り、[北朝鮮よりも]不安定な生活」を強いられているのは、「親日派、謀利輩[利益を貪る輩]、日帝警察が未だに行政機構と司法警察機構の主役の座に座っており、彼らが自主独立の基礎となる民主的課業を妨げ、人民の食糧を秘匿しているゆえんである」としていた。「民族的綱紀粛清」, 『동아일보 [東亜日報]』, 1945년 12월 9일, 사설 1면. 李珖「歪曲된 [された]食糧政策」, 『京郷新聞』, 1947년 1월 4일, 논단 제 2면.

る歴史的かつ思想的背景が、北朝鮮の政治体制の正統性にも関わる、ポストコロニアリズム及び社会主義であることは、皮肉と言わざるを得ない。この二つの背景はまた、【図表 14】に示すように、既述した「二つの共産主義」と二つの「社会主義的」要素とも相通じる。

【図表 14】北朝鮮における「敵」の起源



北朝鮮における「敵／味方」の区別の始まりは、人民の要求に沿った政治的合目的性に依拠している。この点は、「親日分子」と称される対日協力者や元官僚に対しては朝鮮人民の優位を、地主に対しては農民及び労働者の優位を定めた 1948 年憲法<sup>239</sup>を含む初期北朝鮮の関連法制度において確認される。とりわけ、北朝鮮における「日帝残滓」の撤廃は、初期北朝鮮において「民主主義自主独立国家」を建設するための「革命課業」として広く支持されたものである。北朝鮮は、のちに「管理所」となる「集団収容所」を 1947 年から運営したとされるが、その「集団収容所」に収容されていた人びとが地主、親日派、民族反逆者などである<sup>240</sup>。ここで「親日分子」とみなされた人びとは、1946 年 3 月 7 日付の「親日派、民族反逆者に対する規定」によると次の通りである<sup>241</sup>。

<sup>239</sup> 1948 年 9 月 8 日に採択、実施された「朝鮮民主主義人民共和国憲法」(1954 年～55 年の第 7 次、第 8 次および第 9 次最高人民会議において修正)を指す。戸沢鉄彦、高橋勇治編『人民民主主義の研究(下)』、政治学研究叢書 8、勁草書房、1956 年、323-332 頁。

<sup>240</sup> 서상목 [ソ・サンモク], 『김정일 이후의 한반도 [金正日以後の韓半島]』, p. 28.

<sup>241</sup> 김일성 [金日成], 『김일성저작집 [金日成著作集] 2 : 1946.1-1946.12』(평양: 조선로동당출판사, 1979), pp. 113-114.

1. 日帝により朝鮮が侵略された当時、朝鮮民族を日本帝国主義者たちに売り渡した売国奴とその関係者。
  2. 日帝当局から貴族の称号を付与された者、朝鮮総督府中枢院副議長、顧問及び参議、日本国会の貴族院と衆議院の議員。
  3. 日本の植民地統治時代の悪質な高官（朝鮮総督府局長及び事務官、道知事、道事務官、道参与官）。
  4. 日本の警察及び憲兵の高級官吏（警察警視、憲兵下士官級以上）と思想犯担当判事と検事。
  5. 軍事高等政治警察の悪質分子（人民の怨恨の対象となった者）。
  6. 軍事高等政治警察の秘密探偵の責任者と意識的に密偵行為を敢行した者。
  7. 国内外の民族的かつ階級的な解放運動に参加した民族運動者と革命闘士を虐殺または迫害した者とそれを幫助した者。
  8. 日帝当局により任命された都会議員及び親日団体、ファッショ団体（一進会、一心会、緑旗連盟、大義党、防共団体等）の幹部とそれに関わった悪質分子。
  9. 軍需産業の責任経営者及び軍需品調達責任者などの悪質的な分子。
  10. 日本の行政、司法、警察機関と関わりながら蛮行を敢行し、人民の怨恨の対象となった民間の悪質分子。
  11. 日本の行政、司法、警察部門の官公吏として、人民の怨恨の対象となった悪質分子。
  12. 「皇国臣民化運動」、「志願兵」、「学徒兵」、徴用、徴兵制度を、理論的または政治的な指導者として意識的に展開または実施した悪質分子。
  13. 8・15解放後、民主主義的団体を破壊し、またはその指導者を暗殺するための陰謀を企てたり、テロ団体を組織しそれを直接指導したりした者と、そのような団体を背後で動かした者またはテロ行為を直接実行した者。
  14. 8・15解放後、民族反逆者により組織された反動団体に意識的に加担した者。
  15. 8・15解放後、民族統一戦線の形成を妨害する反動団体に、秘密探偵または宣伝員として意識的に密偵行為を敢行した者と事実を歪曲して虚偽の宣伝を行った者。
- 付則：以上の条項に該当した者であっても、現在悪事を行っていない者及び建国事業に積極的に協力する者に限って、その罪状を減免することもある。

同様に、1946年3月23日に発表された人民民主主義独裁を遂行することに関する「20カ条政綱 [20 개 조 정 강]<sup>イシツプガジョ・ジョンガン</sup>」においても、以下に示すとおり「敵」の起源をたどる手がかりを得ることができる<sup>242</sup>。

- (1) 朝鮮の政治経済生活における過去日帝統治のあらゆる残滓を徹底的に肅清すること
- (2) 国内の反動分子と反民主主義的分子との無慈悲な闘争を展開し、ファッショ的かつ反民主主義的な政党、団体及び個人の活動を絶対禁止すること
- […]
- (7) 日帝統治期の法律、またその影響を受けている法律全般と裁判機関を廃止し、人民裁判機関を民主主義の原則に基づき選挙することにより、一般公民に法律上の同等の権利を保障すること
- […]
- (11) 日本人、日本国、売国奴及び地主の土地を没収し、小作制を撤廃するとともに、没収した土地を農民に無償分配することにより、彼らの所有とすること。灌漑施設を没収し、国家の管理下に置くこと<sup>243</sup>

これらのことは、「朝鮮人民の真の自由と政治的権利を得る」ための「基本的要求」として遂行された<sup>244</sup>。1946年9月から12月にかけて実施した北朝鮮の「公民登録制度」においても、地主や「親日分子」に対する排他性が見られる。戸籍制度の撤廃とともに始まった「公民登録制度」は、居住地登録や公民証発行などを主たる内容とするものだったが、「親日分子や悪質な搾取者と規定された者に対しては公民とせず、彼らが政府に反抗する際は無慈悲に肅清する政策も実施した」<sup>245</sup>。このような地主の土地没収や「親日分子」の公民権、選挙権、被選挙権のはく奪または追放、肅清は、国連調査委員会が言及しているように<sup>246</sup>、

<sup>242</sup> Robert Weatherley and Jiyoung Song, “The Evolution of Human Rights Thinking in North Korea”, *Journal of Communist Studies and Transition Politics*, Vol. 24, No. 2, p. 277.

<sup>243</sup> 김일성 [金日成], 『인민정권건설에 대하여 [人民政權の建設について]』, pp. 145-147.

<sup>244</sup> 同上, p. 147.

<sup>245</sup> 현인애 [ヒョン・イネ], “북한의 주민등록제도에 관한 연구 [北韓の住民登録制度に関する研究]”, 이화여자대학교대학원, 2007 학년도 석사학위 청구논문, 미발간, p. 11.

<sup>246</sup> *Op. cit.*, A/HRC/25/CRP.1, para. 273.

「成分制度」の先例となるものであると言ってよい。

しかしながら、成分に基づく差別が「制度」として本格化した背景にあるのは、国内外における、朝鮮戦争（1950～1953年）とフルシチョフ第一書記によるスターリン批判（1956年）、「8月宗派事件」（1956年）、中ソ対立、東欧における「修正主義」<sup>247</sup>の影響である。すなわち、体制の安定と強化のために、朝鮮戦争の影響により北朝鮮に定住した敵対勢力や「修正主義」の影響を受けた者を除去し続け、前章第2節で述べたように「8月宗派事件」により粛清された「国内派」、「ソ連派」、「延安派」などの背後勢力を掃討する必要があったのである。

そこで北朝鮮は、1957年5月30日に党常務会議を開き、通称「5・30決定」と呼ばれる「反革命分子との闘争を全党的・全人民的運動として展開することについて」と題する決定書を採択する。これに従い、住民の「思想成分」を調査する「中央党集中指導事業」（1958～1960）を実施し、住民を「信頼できる階層と信頼できない階層に分類し、これをさらに核心勢力、動揺勢力、敵対勢力に区分した」<sup>248</sup>。「敵対勢力」に対する捜査は、自己批判や相互批判を始め、思想闘争、人民裁判、拘禁、追放、処刑にまで及んだ。この時期から「成分」に基づく差別が行われ、一般住民も「成分」に対する意識を形成していったと考えられる<sup>249</sup>。さらに1966年4月からは、「隠れ潜んでいる敵を見つけ出せ」<sup>250</sup>というスローガンの下、全住民を対象とした「住民再登録事業」（1966～1969）が行われた。次いで、「住民階層分類事業」（1969～1971）、「住民了解<sup>251</sup>」（1972～現在）が実施され、予め反党・反革命

---

<sup>247</sup> 一般的に、「マルクス主義者ないしは社会主義者のあいだで正統とされる教義から逸脱したものをさす」修正主義は、時間の経過とともに「政治的レッテルとして用いられ」、正統派マルクス主義または体制教義としての「マルクス・レーニン主義」からの「逸脱をさす蔑称」となった。保住敏彦「修正主義」（岡崎次郎編『現代マルクス=レーニン主義事典 上』社会思想社、1980年所収）、939-941頁。安世舟「修正主義」（大学教育社編『現代政治学事典』桜楓社、1994年所収）、442頁。

<sup>248</sup> 현인애 [ヒョン・イネ]，“북한의 주민등록제도에 관한 연구 [北韓の住民登録制度に関する研究]”，p. 13.

<sup>249</sup> 同上，p. 14.

<sup>250</sup> 정경연구소 [政経研究所]，“북괴의 주민사상통치 [北傀の住民思想統治]”，『경향신문 [京郷新聞]』，1982년 5월 12일，6면.

<sup>251</sup> 「了解 [リョヘ]」とは、「事情や状況を調べ、把握すること」を指し、「住民了解」とは、人びとの階級的土台と社会政治的生活の経緯、家庭環境、現況などを歴史的かつ全面的に深く調査すること」と言う。우리민족끼리 조선록일오편집사 [わが民族同士 朝鮮 6・15 編集社]，“조선말대사전 [朝鮮語大辞典]”，[http://www.uriminzokkiri.com/uri\\_foreign/dic/index](http://www.uriminzokkiri.com/uri_foreign/dic/index).

的行為を防ぐことで政治体制の安定と強化を図ったのである。これらの過程において、「敵対分子」、「不純分子」にみなされたいわゆる「危害分子」は、裁判を経て、精神異常者として「45号保養所」に収監されたり、死刑、懲役刑などの処罰が下され、排除または隔離された<sup>252</sup>。

ここで、現在知られている最下階層に分類された人びとの「成分」から「敵」とされる人びとの具体像を描くことができる。その「成分」は次に示すとおりである。

富農、商人、企業家、地主または個人財産を没収された者、親日・親米行為者、反動官僚の輩、入北者、天道教青友党員、仏教徒、キリスト教徒、党除名者、免職者、朝鮮戦争当時南朝鮮を手助けした者、逮捕者・投獄者家族、間諜関係者、反党・反革命宗派分子、処断者家族、出所者、政治犯、民主党员、資本家<sup>253</sup>

これらの人びとの「成分」からも推察できるように、人びとが「敵」と化す背景には、民族主義、国家主義、社会主義がある。北朝鮮の『朝鮮語大辞典』によれば、「成分」の定義は次の通りである。

社会階級的関係によって規定される人びとの社会的区分。すなわち人びと思想上の構成成分であり、影響を受けた階級とその階級の思想の傾斜程度を知るために、出身と職業、社会生活の経緯により、社会成員を社会的部類に分けたもの。人びとの成分は固定不変のものではなく、生活環境の条件に従って変わる<sup>254</sup>。

一方、「階層」は「社会の政治生活と経済生活における地位と役割に基づき区別される人

---

php, last accessed 24 April 2017.

<sup>252</sup> 国連調査委員会は、「成分制度」に基づく階層の正確な比率について、「時間の経過とともにどのように変化してきたかを知ることは困難」であるとしながらも、「韓国統一研究院」の研究資料を参考に、未だに「複合（動揺・敵対）階層」が総人口の約 27%を占めているものと推察する。 *Op. cit.*, A/HRC/25/CRP.1, para. 281.

<sup>253</sup> *Ibid.*, note 292.

<sup>254</sup> 우리민족끼리 조선북일오편집사 [ わ が 民族同士 朝鮮 6 ・ 15 編集社 ], “조선말대사전 [朝鮮語大辞典] ”,

[http://www.uriminzokkiri.com/uri\\_foreign/dic/index.php](http://www.uriminzokkiri.com/uri_foreign/dic/index.php), last accessed 20 April 2017.

びとの集団」と定義されている。北朝鮮当局が「成分制度」を一貫して否定している事実を鑑みれば、上記の「成分」、「階層」という用語は、あくまでも社会主義的階級概念に基づく区分であり、したがって住民を差別するという文脈で用いられているとは考えがたい<sup>255</sup>。

さらに、このような社会主義的階級対立に加えて、ポストコロニアリズムに基づく二項対立が、普通の人びとを「敵」と化する現象の根幹に通底していることも重要である。ポストコロニアリズムとは、その定義に関してはとりわけ、論者の中で意見の一致は見られていないが、一般的に「植民地化の多様な影響について理論的かつ文化的に捉える立場」<sup>256</sup>を指す。こうしたポストコロニアリズムの視点に立てば、「敵」を生み出し排除してきた北朝鮮の過去と現在に 20 世紀中葉に至るまでの植民地主義（コロニアリズム）が与えた影響は大きいと言える。多くのポストコロニアルな研究やナラティブは、過去の植民地支配下の貧しくて抑圧された被害者としての被支配層の人々と植民者の関係性を強調する傾向があり<sup>257</sup>、この点に関しては北朝鮮にも当てはまる。ここで、「ポスト」という接頭語についての本橋哲也の次の記述を参考にしたい。

ポストコロニアリズムの「ポスト」とは単に時間的な「後」を示す言葉ではない。植民地主義による支配の構図を反省し、反転し、反抗するという意図がそこにはある。植民地における支配者は、<自己>を理想的なものとして確立するために<他者>を生産し、自分たちより劣った周縁的存在として排除しようとしてきた。「ポスト」というひっくり返しの姿勢は、そうやって排除されてきた他者が、逆に中心を犯す過程に注目する<sup>258</sup>。

北朝鮮も同じく、「解放」後、独立した国家を建設し、かつ民族性を回復する過程において、「支配／被支配」の関係がひっくり返され、「周縁的存在」が国家の主権者となった。

---

<sup>255</sup> 현인애 [ヒョン・イネ], “북한의 주민등록제도에 관한 연구 [北韓の住民登録制度に関する研究]”, p. 32.

<sup>256</sup> Simone Bignall, “Postcolonialism”, *Encyclopedia of Political Theory*, ed. by Mark Bevir (Thousand Oaks, Calif. : Sage Publications, 2010), p.1087.

<sup>257</sup> Geeta Chowdhry, “Postcolonialism”, *International Encyclopedia of Political Science*, Vol. 7, ed. by Bertrand Badie, Dirk Berg-Schlosser, and Leonardo Morlino (Los Angeles: Sage Publications, 2011), p.2088.

<sup>258</sup> 本橋哲也『ポストコロニアリズム』岩波書店、2005年、xi。

しかし、そこで注目すべきは、——北朝鮮においてはとりわけ——現実の「ポスト」植民地期においてその両者関係が逆転するや否や、さらなる排除をもたらしたことである。換言すれば、ポストコロニアリズムの難点は、被支配民の周縁から中心への復帰にとどまらず、周縁に追いやられた人びとを新たに作り出してしまうこと、またそうした排除の問題をコロニアリズムの非人道性の問題にすり替えてしまうことにあると言える。こうした難点が、愛国者と売国奴の二項対立を促し、北朝鮮では「敵」をつくる背景となったのは、既に述べてきた通りである。

とは言え、本稿では、北朝鮮の「敵」に対する非人道性が、社会主義とポストコロニアリズムを基礎とする北朝鮮政治体制に最初から内在していたと主張するつもりはない。既に示唆してきたように、北朝鮮を含む近代以降の政治体制においては、秩序を確立し、かつ維持するために（またはそのような名目で）、少なくともその政治的変革の初期段階においては、「民主的」なプロセスを経て「敵」を区別するところから排除が行われるからである。

だが、北朝鮮における「敵」現象、ひいては「敵」に対する人権侵害が、初期北朝鮮人民の要求を反映した政治に由来するという見方は、北朝鮮の独裁体制や北朝鮮の人権侵害の実態について全体主義の文脈から論じてきた既存研究の成果を軽視するものとみなされ、批判を受けるかもしれない。これまで北朝鮮研究の主流を成してきたそれらの先行研究の主な傾向は、北朝鮮における数々の政治テロ——例えば、追放、粛清、暗殺、公開処刑など——を「プロレタリア革命の属性」<sup>259</sup>ないしは北朝鮮ならではの特性と捉え、北朝鮮の人権問題が北朝鮮体制の非民主性に起因するものとして強調する点であった。しかしながら、結局のところ、全体主義論や反社会主義論、北朝鮮特殊性論に帰結する見方からだと、「北朝鮮体制＝非民主的」という図式を示すことだけにとどまり、それゆえ、北朝鮮における人権侵害の構造を解明することには至っていないと言わざるを得ない。北朝鮮の人権問題に関してはとりわけ、理論上においても、かつ実際上においても、未だにイデオロギーに基づく対立が見られることについては、第1章で既に述べた通りである<sup>260</sup>。それに加え、脱北者の証言を拠り所にして<sup>261</sup>、北朝鮮の人権状況を「劣悪」とであると断定し、北朝鮮の政治

<sup>259</sup> 이용필 [イ・ヨンピル], “북한 정치테러에 관한 연구 [北韓の政治テロに関する研究]”, p. 319.

<sup>260</sup> 詳細は第1章第3節「対北朝鮮認識と北朝鮮人権研究の限界」を参照されたい。

<sup>261</sup> 脱北者の証言に基づき、北朝鮮の人権状況を明らかにしようとする調査や研究においてとり

体制が「非民主的」であることを例証するのは、たやすいことである。また、その人権侵害の根本的な原因が北朝鮮体制の非民主性にあるとする論じ方は、ともすれば、人権侵害を止めさせるための武力行使をも容認する、いわゆる「人道的介入」の正当化につながりかねないことについても留意すべきである<sup>262</sup>。

北朝鮮の政治と人権状況に関する理解を深めるためには、残忍非道な悪を告発することに終始することよりも一般的な政治理論の枠組みで北朝鮮の政治体制を分析する必要があると考えられる。それはまた、包含と排除をめぐる政治的リスクについて再考する契機となるであろう。北朝鮮では、植民地支配下の、被搾取階級の朝鮮民族に対するアンチテーゼとして「敵」の原型がつくられた。だが、「敵」の存在と排除が北朝鮮体制に不可欠となりはじめたのは、ポストコロニアリズムと社会主義が「集団主義」に統合され、公民の権利を保障することの基本原則となった1972年以降であると思われる。次章では、北朝鮮における「集団主義」が「敵」をどのようにして作りだし、排除してきたのかに焦点を当てる。

---

わけ注意すべきことは、その資料の「信頼性、妥当性、そして解釈の客観性の側面において限界が存在する」点であろう。오경섭 [オ・ギョンソプ], “북한인권 연구동향 -연구방법론을 중심으로- [北韓の人権に関する研究動向—研究方法論を中心として—]”, 강명세편, 『북한인권지표 및 지수개발연구』(서울: 세종연구소, 2011년), p. 99.

<sup>262</sup> 普遍的人権の尊重と内政不干渉の原則をめぐる諸問題については様々な議論が展開されている。これについて詳述することは、本稿の主たる目的ではないが、国連における普遍的定期的レビューや国別特別手続き(Country Mandates)を始め、一国の人権状況が国際的な議題として取り上げられ、その改善が求められるようになって既に久しい。それは、国際社会による「保護する責任」の取り方として捉えることもできるが、保守的な観点からすれば、「独裁が人権弾圧に基づくものならば、内政不干渉はその人権弾圧を幫助することにほかならず、かつその独裁を支援することとなる」という見方に支えられている側面もある。강명세 [カン・ミョンセ], “우리는 왜 북한의 인권을 제기해야 하는가? [我々は何故、北韓の人権を提起せねばならないのか]”, 강명세편, 『북한인권지표 및 지수개발연구』, p. 33.

## 第5章 「敵」の排除と「集団主義の原則」

初期の北朝鮮では、民族的差別と貧困という重層的な不平等から朝鮮人民を解放し、彼／彼女らの人権を回復させるための様々な施策が実行された。前章では、それらの施策に反映されていたのがポストコロニアリズムと社会主義的な要素であり、それがまた、北朝鮮の「敵」の起源であると論じた。これらのことはすなわち、公民の権利の保障と「敵」の排除は表裏一体の関係にあることを示す。興味深いのは、ポストコロニアリズムと社会主義が、北朝鮮国内において、「民主主義」ないしは「愛国主義」の発揚として描かれた点である。さらに朝鮮戦争を経て、外側の「敵」の範疇には、従来の日本帝国主義、資本主義に加えて、アメリカ帝国主義が付け加えられた。北朝鮮では、こうした外側の「敵」と内側の「敵」に対する敵愾心を、様々なプロパガンダを用い、煽り立てることにより、人民集団の結束と一元化を強め、排除を促してきたと考えられる。これが初期以降の北朝鮮において「敵」の再生産を維持させる大原則——すなわち「集団主義」を築き上げる原動力となったのである。

本章では、「集団主義」と「敵」の排除の関係を明らかにすべく、北朝鮮において「集団主義の原則」が含意するものだけでなく、普遍的観点から集団主義を検討し、「集団主義」の排他性 (exclusivity) と包含性 (inclusivity) を分析する。

### 第1節 集団主義の定義

驚くべきことでもないが、北朝鮮には選挙権と被選挙権、言論・出版・集会・示威・結社・信教の自由を含む政治的権利が「存在」する。その具体的な権利内容は、下記の【図表 15】に示す通りである。しかし、そこで忘れてはならないのは、それらの権利の行使によって「人権」の主体としての人民の政治的価値が見出されるのはそのような権利の行使が人民集団の利益となる場合に限るということである。

現に、北朝鮮の「社会主義憲法」は、「公民の基本的権利と義務」の「基本原則」として「集団主義の原則」を定めている。すなわち、北朝鮮憲法第 63 条に規定されている通り、「朝鮮民主主義人民共和国において公民の権利と義務は、「一人はみんなのために、みんなは一人のために」という集団主義の原則に基づく」(強調引用者) のである。本稿が目指すのも、この「集団主義の原則」というものの政治的含意である。

【図表 15】北朝鮮における「公民の基本的権利と義務」の変遷

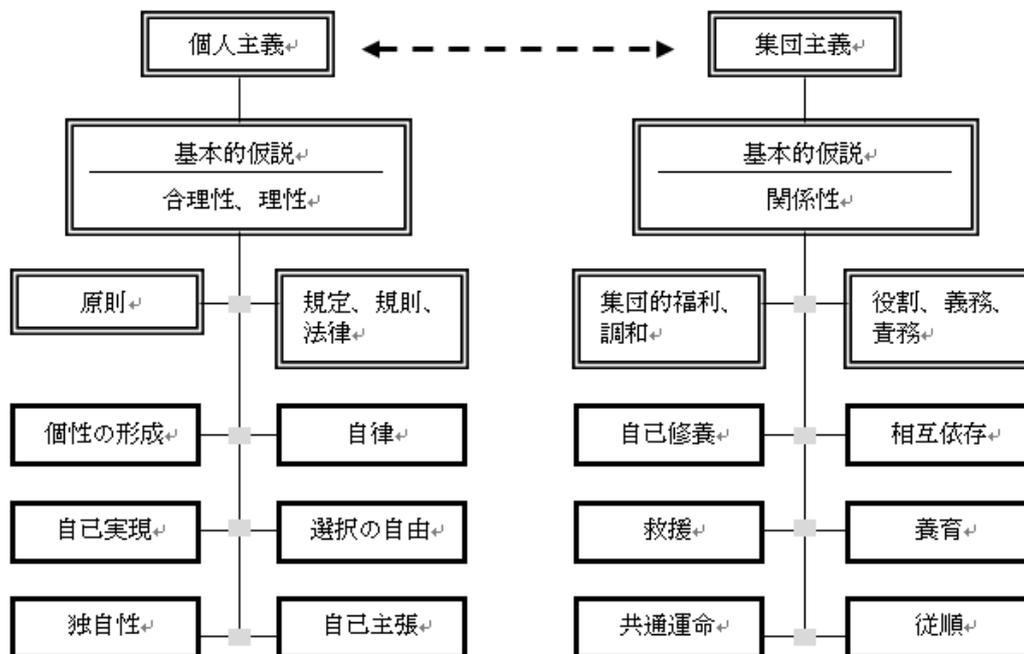
	1948年憲法（第2章）	1972年憲法（第4章）	2016年憲法（第5章）	
基本原則	該当なし	集団主義 [63]		
権利	該当なし	幸福な物質・文化生活の実質的な保障 [64]		
		享有する権利の平等 [65]		
		選挙権と被選挙権 [66]		
	裁判所の判決により選挙権を失った者および精神障害者、親日分子を除く	裁判所の判決により選挙権を失った者、精神障害者を除く		
		言論、出版、集会、示威と結社の自由 [67]		
		信教の自由 [68]		
	宗教儀式挙行の自由	反宗教宣伝の自由	外部勢力を引き入れたり、秩序を乱すための利用禁止	
		苦情申し立てと請願の権利 [69]		
	努力＝報酬均衡の権利	労働の権利 [70]		
		能力に応じて働き、労働の量と質によって分配を受ける		
		休息の権利 [71]		
	老衰や疾病または労働力を喪失した者に対する社会保険制度による保護の権利	無料で治療を受ける権利 [72]		
		高齢や疾病または身体障害により労働能力を失った者、身寄りのない高齢者や子どもは物質的援助を受ける		
		教育を受ける権利 [73]		
	貧困な公民の子女に対する無料教育、大多数の専門学校及び大学の学生に対する国費制	無料義務教育	無料教育（※第3章「文化」）	
		先進的な教育制度と国家の人民的な教育施策による保障		
	科学または芸術活動の自由	科学及び文学・芸術活動の自由 [74]		
		男女同権 [77]		
		母親と子供たちに対する特別保護		
		結婚及び家庭に対する国家の保護 [78]		
	人身の不可侵	人身と住宅の不可侵、信書の秘密の保障 [79]		
	住宅及び信書の秘密の保護			
	中小産業または商業の自由経営	該当なし		
少数民族の権利				
	該当なし	居住、旅行の自由 [75]		
義務	憲法および法令に対する遵守	国家の法と社会主義的生活規範、社会主義的行動準則の遵守	国家の法律と社会主義的生活規範の遵守 [82]	
		祖国防衛 [86]		
	人民経済および文化発展の基礎となる努力する義務	労働の義務 [83]		
	租税納入	該当なし		
	該当なし	集団主義精神の発揚	人民の政治的・思想的統一と団結の固守 [81]	
		帝国主義者、反社会主義の敵対分子の策動に対する革命的警戒心の高揚と国家秘密の厳守	革命的警戒心の高揚と国家に対する献身的な守護 [85]	
		国家と社会・協同団体の財産に対する誠実な管理 [84]		

注：上記表中、[]内数字は2016年憲法の条文番号である。

一般的に集団主義とは、「社会は経済的生産と政治的決定（一般には国家制度の機関を通じて）の集団的統制を基礎として組織されているという——直接には個人主義に対抗する——信念」<sup>263</sup>とされる。集団主義とその反対概念としての個人主義<sup>264</sup>は、これまで社会科学の諸領域において議論されてきた。ハリー・トリアンディス（Harry C. Triandis）の説明によれば、「価値観や社会システム、道徳、宗教、経済開発、近代、憲法構成、文化のパターンなどの分野で用いられてきた諸概念は、個人主義／集団主義概念と密接に関連している」<sup>265</sup>。集団主義は、「境界づけられた明示的かつ堅固な集団（group）」<sup>266</sup>の存在によって定義される。ウイチョル・キム（Uichol Kim）は、「集団主義的社会において個人を際立たせる最も重要な要素が、人が内集団（in-group）に属するか、外集団（out-group）に属す

<sup>263</sup> G. K. ロバーツ著（岡沢憲英ほか編訳）『現代政治分析辞典』早稲田大学出版部、1976年、91頁。

<sup>264</sup> 集団主義と個人主義については、以下の相関図「個人主義と集団主義：統合的枠組み Individualism and Collectivism: An Integrated Framework (Figure 1.1.)」（筆者訳）を参照。Uichol Kim et al., “Introduction”, *Individualism and Collectivism: Theory, Method, and Applications*, ed. by U. Kim, H. C. Triandis, C. Kagitçibasi, S-C. Choi, and G. Yoon (Thousand Oaks, CA: Sage, 1994), p. 7.



<sup>265</sup> Harry C. Triandis, “Theoretical and Methodological Approaches to the Study of Collectivism and Individualism”, *ibid.*, p. 41.

<sup>266</sup> Uichol Kim, “Individualism and Collectivism: Conceptual Clarification and Elaboration”, *ibid.*, p. 32.

るかにある」<sup>267</sup>と述べたが、集団主義の文脈において最も強調されるのは、そうした「我々」対「彼ら」という対立構図である。

近代以降、自由主義、資本主義と関連付けられる個人主義とは異なり、集団主義は前近代的伝統、儒教や血縁関係、共産主義と結びつけられることが多い。北朝鮮の「集団主義」には、その文化的な背景からして儒教や血縁関係を重視する要素が含まれる、ということとは否定できない。しかし、公式的かつ政治的な側面に限って言えば、多くの旧社会主義諸国においても見られるように、その「集団主義」には共産主義の影響が色濃く反映されている。

ソ連では、教育の基本原理として、北朝鮮で謳われている「集団主義の原則」と全く同様の「個人は全体のために、全体は個人のために」という原則の下、「子どもを社会主義的な集団の一員として形成する」集団主義教育を行っていた<sup>268</sup>。こうした教育方針は「個人の利益と全体の利益の合致という労働者階級の道徳原理」<sup>269</sup>を基礎としていた。これらの社会主義的集団主義の原則は、さらに遡って考えてみると、マルクス＝エンゲルスの『共産党宣言』における次の一文と密接な関係にあるように見える。それはすなわち、「階級と階級対立とをともなった古いブルジョア社会にかわって、各人の自由な発展が万人の自由な発展の条件であるようなひとつの協同社会が現れる」<sup>270</sup>（強調筆者）という一節である。

北朝鮮の「集団主義の原則」は、「社会主義憲法」と称される新憲法が制定された1972年に初登場した。つまり、1948年憲法には、上記のような「集団主義」の規定がないのである。とは言え、それまで「集団主義」が謳われてなかったわけでもない。これまでの北朝鮮の「集団主義」に関する研究が、「集団主義」論を共産主義道徳の側面から捉えてきたように<sup>271</sup>、その「集団主義」は共産主義や社会主義的規範の文脈の中において特徴づけられてきた。1958年11月20日、金日成が全国の市、郡党委員会の煽動員講習会で行った演説「共産主義教養について」では、個人主義と利己主義の対義語としての「集団主義」を確認することができる。

---

<sup>267</sup> *Ibid.*, p. 32.

<sup>268</sup> 小川太郎「集団主義教育」『社会主義大事典』第10巻、鹿島出版会、1969年、92頁。

<sup>269</sup> 同上、92頁。

<sup>270</sup> マルクス＝エンゲルス（村田陽一訳）『共産党宣言』大月書店、2009年、76頁。

<sup>271</sup> 이승목 [イ・スンモク], “북한 집단주의의 형성 및 변천에 관한 연구 [北韓における集団主義の形成及び変遷に関する研究]”, 동국대학교 대학원 북한학과 박사학위논문, 2005년, p. 12.

共産主義教養において重要なのは、社会の共産主義的改造において大きな障害となる個人主義と利己主義に反対する問題です。個人主義と利己主義は、社会主義的所有、言い換えると、集团的所有と全人民的所有を強固にすることにおいて妨げとなり、今後全体の包括的な共産主義的、全人民的所有を創設しようとする我々の前進運動を阻むものなのです。<sup>272</sup>

また、北朝鮮の『政治用語事典』においても「集団主義」は次のように定義されている。

自らの個人の利益よりも、社会と集団の利益をより貴重に思い、党と首領のために、また社会主義と共産主義の偉業の終局的勝利のために、助け合い、支え合いながら、自分の全てを捧げ闘争する共産主義思想、共産主義道徳の基本原則を言う。〔…〕 集団主義は、生産手段が社会的所有になり、個人の利益と社会の利益が一致する社会主義制度に基づくもので、個人主義、利己主義とは全く関係がない。集団主義の最高表現は首領に対する果てしない忠誠である<sup>273</sup>。

このように、「集団主義」は「個人主義」、さらには「全体主義」と相反する概念として捉えられた。韓東成(한동성)は「社会主義における個と集団の統一について」と題する論文において「全体主義」が「個人と社会的集団との敵対性を認める点」で「本質的には個人主義の極端な変種である」と論じている<sup>274</sup>。それに加え、上記の『政治用語事典』に示唆されているように、北朝鮮において「集団主義」は「共産主義への過渡期としての社会主義に到達した際の共産主義・社会主義の道徳観」<sup>275</sup>として理解され、従来の北朝鮮研究で

<sup>272</sup> 조선로동당중앙위원회직속당력사연구소 [朝鮮労働党中央委員会直属党歴史研究所] , 『김일성저작선집 [金日成著作選集] 2(1957.2-1960.11)』(평양: 인민출판사, 1970년), p. 145.

<sup>273</sup> 조선민주주의인민공화국 사회과학원 [朝鮮民主主義人民共和国社会科学院], “집단주의 [集団主義]”, 『정치용어사전』(평양: 사회과학출판사, 1970년), p. 569.

<sup>274</sup> 韓東成は、「個人主義」については「社会的集団からの個人の完全な自由を主張し、個人的要求を絶対化する」ものと述べる。韓東成「社会主義における個と集団の統一について」(『朝鮮大学校社会科学研究所社会科学研究』第3号、朝鮮大学校社会科学研究所、1989年4月所収)、106頁。

<sup>275</sup> 이승목 [イ・スンモク], “북한 집단주의의 형성 및 변천에 관한 연구 [北韓における集団主義の形成及び変遷に関する研究]”, p. 26.

は、その規範的、制度的、心理的側面に焦点を当て、北朝鮮体制と社会を分析するツールとしても用いられてきた<sup>276</sup>。しかしながら、それらの既存研究の問題点は、同じく「社会主義憲法」第63条に見られる、そうした「集団主義」に基づく「公民の権利」が、あくまでも「共産主義社会における公益」<sup>277</sup>に過ぎず、したがって「人類普遍的なものとは絶対に折り合わない」<sup>278</sup>と断定してしまうことにある。韓国の北朝鮮研究者である全賢俊(전 현준)も北朝鮮の「集団主義」における「集団」が「社会、国家、党を示すもので、結局のところ首領〔金日成〕に帰結する」ところから、「集団主義」が単に「首領中心の生活態度」を維持させるためのものであると述べている<sup>279</sup>。端的に言えば、こうした先行研究は、社会主義に基づく集団主義の負の側面だけに焦点を当てており、ナショナリズムないしはポストコロニアリズムに基づく集団主義の観点が欠けているのである。言い換えると、集団主義が政治的かつ人権の文脈では民族主義または民族自決権に結びつくという観点がない<sup>280</sup>。このような視点からだと、今日北朝鮮が主張する「人権」を理解することにおいても限界が生じる。これから論じるように、北朝鮮の「集団主義の原則」には、社会主義的な側面(イデオロギー性)だけでなく、ポストコロニアルで共同体主義的な要素(歴史性)も組み込

<sup>276</sup> 차성섭 [チャ・ソンソプ], “북한 공산주의 도덕의 이론적 기초에 관한 연구 [北韓における共産主義道德の理論的基礎に関する研究]”, 한양대학교중蘇연구소, 『중소연구』, 제 73 권, 제 73 호, 1997 년, p. 163-199. 엄홍철 [옴・ホンチョル], 『북한사회의 구조와 변화 [北韓の社会の構造と変化]』 (서울: 경남대출판부, 1990 년). 김진환 [김・ジンファン], “조선노동당의 집단주의 생활문화 정착 시도 [朝鮮労働党による集団主義的生活文化の定着の試み]”, 『북한연구학회보』, 제 14 권, 제 2 호, 북한연구학회, 2010 년, pp. 23-48.

<sup>277</sup> 이승목 [イ・スンモク], “북한 집단주의의 형성 및 변천에 관한 연구 [北韓における集団主義の形成及び変遷に関する研究]”, p. 24.

<sup>278</sup> 同上, p. 25.

<sup>279</sup> 전현준 [전・현준], 『북한의 인권실태 연구 [北韓の人權実態に関する研究]』, pp. 50-51.

<sup>280</sup> 北朝鮮では、「民族自決権 (Right to Self-Determination of Peoples)」について次のように述べている。「自己の運命を自ら決定し、民族に関わるすべての問題に対して自分の判断と決心に基づいて自主的に解決していく民族の基本的権利である。[...] 国際関係においてすべての民族はその規模や発展程度、歴史的伝統に関わらず、自決への神聖な権利を有する。民族自決権は民族の自主的発展の基本要因であり、民族間の平等を保障するための政治、法律的基础である。[...] 民族の権利において重要な側面は、政策を立て貫徹し、經濟發展政策を定めて經濟建設を進め、国の安全を維持し、国防力を固めることにおいて独自の権利を行使することである。」 사회과학원 법학연구소 [社会科学院法学研究所], 『국제법사전 [國際法事典]』 (평양: 사회과학출판사, 2002 년), p. 218.

まれているからである。

既述した通り、「集団主義」のイデオロギー性は、資本主義や自由主義に対比される一方で、「集団主義」の歴史性は、日本支配下の朝鮮の社会状況（朝鮮人民の無権利状態）<sup>281</sup>と密接な関係にある。さらに付け加えると、北朝鮮の「集団主義」には文化的側面もある。本稿ではその特殊性のゆえにあまり取り上げないが、「集団主義」の文化性はヒエラルキー型の家族共同体的な秩序を受け入れてきた文化的伝統に関わっている。こうした文化的先例が、社会政治的存在としての人間集団の頂点に「首領」を置き、個人の肉体的生命を「革命」を成し遂げるための手段とする「社会政治的生命体」論を社会のいたるところに広く浸透させる触媒として作用したと考えられる。このように、「集団主義」に対する朝鮮人民の歴史的、思想的、文化的親密さのゆえに、北朝鮮における「集団主義の原則」は、一元化された社会集団から外れた個人を「敵」にまで仕立て上げることができたのではなかろうか。

以上のような文脈から導き出せる事実は、多くの脱北者が証言している通り<sup>282</sup>、「集団主義の原則」に基づき、公民の権利が保障されるということは、公民の権利が条件付きのものであり、かつそれが「集団主義」によって制限され得るということである。しかしその一方で、看過してはならないことは、その「集団主義」の集団的側面が、一般的な人権の理論や実践面において社会権（文化的権利、経済的権利）や民族自決権に結びつく事実である。こうした人権と「集団主義」の結びつきは、「「国と民族の自主権」こそ、人権である」という北朝鮮の人権観を支えている。

以上を踏まえ、以下の第2節では、社会権の保障を優先とする「社会主義」に基づく人権政策と「集団主義」との関連を、北朝鮮の権利保障システムの変遷を検討することにより明らかにする。第3節では、民族自決権の擁護につながる、「集団主義の原則」とポストコロニアリズムに基づく北朝鮮の言説を、北朝鮮の新聞記事、論文などの一次資料を中心に詳細に分析、検討する。最後に第4節では、結びとして、第1節から第3節までの内容を基礎に、「集団主義の原則」に基づく公民の権利が如何にして「敵」の排除をもたらすの

<sup>281</sup> 当時、労働者及び貧農階級の出現は、民族主義と社会主義の連帯をもたらした。

<sup>282</sup> 例えば、韓泰淵は、集団主義の原則が社会の唯一の規範である限り、北朝鮮における基本権は、「個人を喪失した基本権にすぎず、その当然の帰結としてその基本権における権利は主体なき権利、すなわち全体へと強制するための権利の義務化を意味する」と論じている。한태연 [한·테ヨン], “북괴헌법에 있어서의 기본권 [北傀の憲法における基本権]”, 국토통일원 교육홍보국, 『북한의 인권문제 (자료집)』, p. 34.

かについて論じる。

## 第2節 社会主義と集団主義

北朝鮮問題を総体的に解明するためには、北朝鮮の「社会主義憲法」第1条に明記されている通り、北朝鮮が「全朝鮮人民の利益を代表する自主的な社会主義国家である」ということからメスを入れなければならない。もちろんその現実には、「生産手段の社会化」さえ疑わしく<sup>283</sup>、「能力に応じて」、「必要に応じて」という理想とも程遠いが、本稿はとりわけ、北朝鮮が冷戦構造の終焉後も「社会主義」を唱え続ける、世界でも数少ない「社会主義国家」である事実注目したい。

社会主義国家は、プロレタリアート独裁を実行し、維持する目的で組織される。これはすなわち、社会主義国家が「プロレタリアート独裁の達成に献身した指導層の手になるもの」<sup>284</sup>であることを意味する。したがって、人権との関連で言えることは、社会主義諸国の憲法にもみられるように、個人の権利よりも「プロレタリアート独裁権力に追従する人びとの集団の権利」<sup>285</sup>の保護が「社会主義的適法性 (socialist legality [社会主義的合法性とも言う])」<sup>286</sup>を有するものとなる、という点である。

「社会主義的適法性」は、北朝鮮では「社会主義遵法性 (사회주의준법성<sup>サフエジュイ・ジュンボフソン</sup>)」とされ、「社会主義法を誠実に守護し執行することに対する国家的要求またはそのような原則」と定義されている<sup>287</sup>。このように、その定義においてはソビエトのそれと大きな差異はない。藤井

<sup>283</sup> 藤井一行は、北朝鮮の現体制は「擬似社会主義」ですらなく、いささかも社会主義の名に値しない」と社会主義国家としての北朝鮮を否定する。藤井一行「北朝鮮体制とスターリン体制」(中野徹三、藤井一行ほか編著『拉致・国家・人権—北朝鮮独裁体制を国際法廷の場へ』大村書店、2003年所収)、244-58頁。

<sup>284</sup> ルイス・ヘンキン (小川水尾訳)『人権の時代』有信堂高文社、1996年、172頁。

<sup>285</sup> 이영애 [イ・ヨンエ], “북한의 집단주의적 실태와 변화전망 -근대 인권논의를 중심으로- [北韓の集団主義的実態と変化の展望—近代の人権に関する議論を中心に]”, 『단국대학교 정책과학연구』, 제7권, 단국대학교 정책과학연구소, 1996년, p. 102.

<sup>286</sup> 「社会主義的適法性」という概念は、ロシア革命以降のソビエトの経験のなかで提起されてきたもので、[...] 単なる「適法性 legality」ではなく、「社会主義」の擁護のためにこそ「適法性」は存在するということを表明した独特の観念であり、権力の濫用を抑制する契機をもちながらも、究極的には、「プロレタリアート独裁」を確保し、そのための法の運用を可能とする観念であった。」鮎京正訓『法整備支援とは何か』名古屋大学出版会、2011年、207-208頁。

<sup>287</sup> 우리민족끼리 조선록일오편집사 [わが民族同士 朝鮮6・15編集社], “조선말대사건 [朝

新の分析によれば、「社会主義遵法性」は「首領」と「党」の道具であり、「首領」および「党」自身を拘束する原理にはなっておらず、人民の「自覚性」と「集団性」を特徴とする「社会主義法務生活」の基礎をなすものである<sup>288</sup>。実際に「集団主義」は、「勤労者が固く団結して共同の目的を実現するためのたかう社会主義・共産主義社会生活の基礎をなす」、「労働者階級のもっとも本質的な特性の一つ」として捉えられている<sup>289</sup>。加えて指摘しておく、自由主義国家では個人を社会の主体とする一方で、社会主義国家における諸個人は社会を構成する一成員でしかみなされない。こうした特徴は、北朝鮮のみならず、社会主義中国においても見られる。中国では、「少数・個人の人権より多数・集団の人権の方が重視され」、「すべては社会から出発し、社会がすべての中核にあり、社会があつて個人がある」と考えられている<sup>290</sup>。さらに、「1961年9月のソ連共産党綱領における「共産主義建設者の道德規範」第5項にも、「集団主義と同志的援助、すなわち、各人はみんなのために、みんなは各人のためにという原則」<sup>291</sup>が述べられている。

社会主義諸国に共通して見られる、そうした社会主義的集団主義の特徴は、社会主義国家の優越的権利保障システムに如実に表現されている。その「優越性」<sup>292</sup>とは、弁証法的歴史観や唯物史観に基づくもので、社会主義諸国の「社会主義」的な権利体系を成すとともに<sup>293</sup>、資本主義社会における個人主義的人権概念に対する敵対性と表裏の関係にある。具体的には、資本主義社会のそれとはまったく対照的な権利内容と権利主体が、社会主義的集団主義の特徴とその権利保障システムの「優越性」を示していると言える。

---

鮮語大辞典]” , [http://www.uriminzokkiri.com/uri\\_foreign/dic/index.php?page=1](http://www.uriminzokkiri.com/uri_foreign/dic/index.php?page=1), last accessed 10 October 2017.

<sup>288</sup> 藤井新（平岩俊司、鐸木昌之、坂井隆、磯崎敦仁編）『北朝鮮の法秩序——その成立と変容』世織書房、2014年、60-74頁。

<sup>289</sup> 前掲『朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法』、134頁。

<sup>290</sup> 王雲海「人権への中国的接近」『一橋論叢』第112巻、第1号、日本評論社、1994年7月、51頁。

<sup>291</sup> 前掲『朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法』、72頁。

<sup>292</sup> 조선민주주의인민공화국 최고재판소 편 [朝鮮民主主義人民共和国最高裁判所編] , 『조선민주주의인민공화국 국가사회제도 [朝鮮民主主義人民共和国の国家社会制度] 』(평양: 조선민주주의인민공화국과학원출판사, 1963년), pp. 181-203.

<sup>293</sup> Bernhard Pfahler and Georg Brunner, “Fundamental Rights” , *Marxism, Communism and Western Society: A Comparative Encyclopedia*, vol. 4, ed. by C. D. Kernig (New York: Herder and Herder, 1972), pp. 60-62.

1980年代、「地上の楽園」と称される北朝鮮に対する幻想から醒めつつある頃<sup>294</sup>、非社会主義陣営から社会主義国ならではの人權状況を指摘されると、北朝鮮はそれに対し、自由主義（資本主義）社会における格差問題こそ、勤労人民大衆の生存権に対する甚だしい蹂躪であると非難し、社会主義制度の「優越性」を力説した。

「富める者は益々富み、貧しい者は益々貧しくなる」腐りきったブルジョア社会において、労働階級をはじめとする勤労大衆は、働く権利、食べる権利、着る権利 […] から医療や教育の権利に至るまですべての自由と権利を完全に抹殺されている。彼らにはただ搾取される「権利」とボロをまとって飢える「自由」しかないのである。これが、「万民の福祉」を唱える今日の資本主義社会の現実である<sup>295</sup>。

北朝鮮で出版された多くの文献から簡単に目にすることのできる以上の言説は、既述した通り、「政治的権利の物質的基礎は、社会経済的権利が十分に実現されるときにのみ、いっそう強固なものとなる」<sup>296</sup>というマルクス主義的な発想に基礎づけられている。また、そうした「物質的、文化的生活の基礎」は、国家が「責任をもって保障」するものとされてきた<sup>297</sup>。一見理想的に思える文言だが、1990年代後半約100万に及ぶ人びとが餓死または病死した事実に示唆されているように、以上のような自由権の軽視が結果的には、北朝鮮の人びとを国家に対し「受け身」で依存的な存在にさせ<sup>298</sup>、さらには自由権と社会権の非対称的な保障を常態化させ、国家組織そして最高指導者の権限を強めることに寄与したことは、必然と言わざるを得ない。社会権重視の権利概念について言えば、先にも述べたよう

---

<sup>294</sup> 日本赤十字社と北朝鮮赤十字会との間で締結された帰還協定（在日朝鮮人の帰還事業、1959-1984）によって北朝鮮に渡った「約93,340人の朝鮮人と日本人」の悲惨な生活状況または安否不明に加え、北朝鮮の人權状況及び強制収容所の存在を知らせたアリ・ラメダ（Ali Lameda）の手記などがそのきっかけであったと言えよう。Ian Neary, “Japan”, *Encyclopedia of Human Rights*, ed. by David Forsythe (Oxford: Oxford University Press, 2009), p. 262. Ali Lameda, *op. cit.*.

<sup>295</sup> 리기섭 [リ・ギソップ], 『사회주의적민주주의 [社会主義的民主主義]』, p. 120.

<sup>296</sup> 朝鮮民主主義人民共和国科学院経済法学研究所編（在日本朝鮮人科学者協会社会科学部門法政部会訳）『朝鮮民主主義人民共和国の国家・社会体制』日本評論社、1966年、183頁。

<sup>297</sup> 리기섭 [リ・ギソップ], 『사회주의적민주주의 [社会主義的民主主義]』, p. 65.

<sup>298</sup> 社会主義諸国における公民の権利の一般的特徴は、権利が憲法や法律、すなわち国家によって賦与されるものとみなされていることにある。

に、北朝鮮における「権利」——社会経済的権利を含む憲法上の公民の権利——が人権ではなく、かつ権利ですらないといった指摘がある<sup>299</sup>。北朝鮮の主張する諸権利を人権とみなすことができるか否かについては、次節以降詳しく検討するつもりだが、今日国際的に広く受け入れられている人権のリストの一部が、北朝鮮の諸権利内容と一致することは否定できない事実である。

一方、社会主義的集団主義が権利主体を階級的に捉えることにその特徴があることは、既に示唆した通りである。こうした権利の階級性は、主として資本主義社会の個人主義と利己主義を批判する文脈において示されてきた。

集団主義教養において重要なことは、個人主義と利己主義に反対し、闘争することである。個人主義、利己主義は、集団主義とは根本的に対立する搾取階級の思想である。個人主義、利己主義に反対することなく、人びとを集団主義精神で武装した真の革命家に育て上げることはできない<sup>300</sup>。

個人の利益を優先し、集団の利益と個人の利益を対立させることが個人主義であり、集団の利益を優先し、集団と個人を統一させ、集団の利益と個人の利益を一致させることが集団主義である。これはすなわち、搾取社会の本質が個人主義にあり、社会主義社会の本質が集団主義にあるということを示す<sup>301</sup>。

このように個人主義は、利己主義と同一視され、かつ国家並びに社会の利益を侵害する

---

<sup>299</sup> こうした批判は、主として自由主義に基づく共産主義批判である。例えば、自由主義だけが人権を基礎とする政治体制であると結論づけるドネリーとホワード=ハスマンは、共産主義社会における「権利」は単なる利益 benefits または機会 opportunities であり、共産主義が示すのは人権の徹底的な否定であると論じている。Rohda Howard-Hassmann and Jack Donnelly, “Human Dignity, Human Rights, and Political Regimes”, *American Political Science Review*, Vol. 80, No. 3, 1986, pp. 810-811.

<sup>300</sup> 조선백과사전편찬위원회 정치, 법부문편찬위원회 [朝鮮百科事典編纂委員会 政治・法部門編纂委員会], “집단주의교양 [集団主義教養]”, 『광명백과사전 3 정치, 법』(평양: 백과사전출판사, 2009년), p. 118.

<sup>301</sup> 오윤성 [オ・ユンソン], “제국주의자들이 떠드는 <<인권옹호>>의 반동적본질 [帝國主義者らが騒ぐ「人権擁護」の反動的本質]”, 『정치법률연구』, 제 4 호, 무계 제 52 호, 과학백과사전출판사, 2015년, p. 28.

考え方として排斥されている。したがって、集団の利益（目的）は個人の利益（意思）よりも優先され、義務は権利よりも重視される。個人主義社会における人間関係は「利己的」で「敵対的」な諸個人の諸個人に対する闘争とみなされているため<sup>302</sup>、労働階級から成る集団主義的社会の「和」を乱す「個人」の言動は社会主義制度と社会主義祖国を破壊する「敵」の犯罪行為となる。こうした背景から、公民の権利は義務あつてのものとなる。

繰り返しになるが、以上の北朝鮮の権利保障システムに見られる社会主義的集団主義の特徴は、その他の社会主義諸国においても共通するものである。ジャック・ドネリー (Jack Donnelly) とローダ・ホワード=ハスマン (Rhoda Howard-Hassmann) は、共産主義社会<sup>303</sup>と人権の関係を論じる際に、それらの社会において「権利を享受すること」が「人権を有すること」を意味しないという点を強調している<sup>304</sup>。北朝鮮の事例においても明らかであるように、社会主義的集団主義は個人を社会主義社会の一成員としてしかみなさないし、階級的義務を遂行することが権利付与の前提となるからである<sup>305</sup>。このことに示唆されているのは、「敵 (social outsider) はいかなる権利をも失う」<sup>306</sup>ということにほかならない。

ここで注目したいのも、本章第1節の【図表15】に見られる、祖国防衛、国家秘密の厳守 (1972年憲法)、国家に対する献身的な守護 (2016年憲法) などの「公民の義務」である。これらの「愛国的な条文」<sup>307</sup>は、表面的には世界各国の憲法にも見られるものだが、非社会主義国と異なる点は、「革命的警戒心の高揚」の条文からも捉えられるように、「階級的観点から「社会主義」の守護と「共産主義」の建設を目的としていることである。

このようにマルクス・レーニン主義の「階級闘争」やレーニンの「帝国主義論」に基づ

<sup>302</sup> 「個人主義に基づく搾取社会では、人間関係が個人利己主義的であり、敵対的である。[...] しかし集団主義に基づく社会主義社会では、人びとが尊重し合い、信頼し、緊密に助け合う真なる同志関係を築く。」 장춘철 [ジャン・チュン Chol], “우리식민주주의는 집단주의를 사회생활의 근본원칙으로 삼고있는 참다운 사회주의적민주주의 [我々式民主主義は集団主義を社会生活の根本的原則とする真の社会主義的民主主義]”, 『사회과학원학보』, 제 1 호, 루계 제 58 호, 사회과학원학보편집위원회, 사회과학출판사, 2008 년, p. 26.

<sup>303</sup> ドネリーとホワード=ハスマンは、「ソ連ブロックの公式イデオロギーと組織を手本にした理念型の体制 (an ideal type regime modeled on the structure and official ideology of contemporary Soviet bloc countries)」を「共産主義」と定義している。Rohda Howard-Hassmann and Jack Donnelly, *op. cit.*, p. 809.

<sup>304</sup> *Ibid.*, pp. 810-811.

<sup>305</sup> *Ibid.*, pp. 810-811.

<sup>306</sup> *Ibid.*, p. 811.

<sup>307</sup> 前掲『人権の時代』、173頁。

いて国際関係を捉えていたことが、北朝鮮が当初から主張してきた「全人民の武装化」<sup>308</sup>を実現させ、「先軍政治」と「自衛的核保有」に導く原動力として影響を及ぼしたとも考えられる。だが、1990年代になると上に述べてきた集団主義の社会主義的特徴は弱まっていく。というのも、ソ連崩壊により、国内外の情勢が大きく揺れ動いたからである。その前後においては、ソ連からの援助が中断され、「血で固められた同盟国」であったはずの中国は韓国と国交を結んだ。加えて、1995年から続いた集中豪雨、洪水による大水害、干ばつと台風による高潮の被害によって、深刻な食糧不足とともにエネルギー不足の問題が生じる。さらに、1994年の金日成の死は、内部における政治的混乱を一層深めさせたと考えられる。このように生活の基本である衣、食、住の問題さえ解決できなくなった北朝鮮が、かつてのように社会主義の「優越性」を主張できなくなったのは当然の結果であったのである。

### 第3節 ポストコロニアリズムと集団主義

1990年代国内外における政治、社会情勢の急激な変動は、国家の基本理念である社会主義の弱体化につながった。これは結果的に、北朝鮮の諸政策の性格及び方向性の修正をもたらした。それまで社会主義が北朝鮮において占めてきた比重は、「自主性」を擁護することへ移っていったのである。こうした体制の危機に際して現れた動揺は、国防委員長の権限が強化された1992年憲法においてははっきりと示されている。

【図表 16】北朝鮮の1972年憲法と1992年憲法の比較（筆者作成）

	1972年憲法（社会主義憲法）	1992年憲法（「修正・補充」憲法）
指導指針	（第4条） 朝鮮民主主義人民共和国は、 <u>マルクス・レーニン主義</u> をわが国の現実に創造的に適用した朝鮮労働党 <sup>309</sup> のチュチェ思想をその活	（第3条） 朝鮮民主主義人民共和国は、人間中心の世界観であり、 <u>人民大衆の自主性</u> の実現するための革命思想であるチュチェ思想をその活

<sup>308</sup> 「全人民の武装化」に加えて「全軍の幹部化と現代化、全国土の要塞化を基本的内容とする自衛的軍事路線」の貫徹については、1992年「社会主義憲法」、第60条（第4章「国防」）に明文化された。

<sup>309</sup> 北朝鮮の文献によれば、「朝鮮労働党（조선로동당）」は「1945年10月10日、金日成主席によって創立されその指導を受けるチュチェ型の革命的な党であって、主席が抗日武装闘争期にすすめた組織的的思想的準備を党創立の基礎としている。」北朝鮮には、他にも「朝鮮社会民主党」、

	1972年憲法（社会主義憲法）	1992年憲法（「修正・補充」憲法）
	動の指導指針とする。	動の指導指針とする。
対外関係	（第16条） 〔…〕国家は、 <u>マルクス・レーニン主義とプロレタリア国際主義の原則</u> に基づいて社会主義諸国と団結し、〔…〕	（第17条） 〔…〕国家は、 <u>自主性を擁護する世界人民と団結し、あらゆる形態の侵略と内政干渉に反対し、〔…〕</u>
国家の階級的 성격	（第10条） 朝鮮民主主義人民共和国は、 <u>プロレタリア一党独裁</u> を実施し、階級路線と大衆路線を貫徹する。	（第12条） 国家は、階級路線を堅持し、 <u>人民民主主義独裁</u> を強化して、内外の敵対分子の破壊策動から人民主権と社会主義制度をしっかりと保衛する。

注：下線筆者

【図表16】に示す通り、第1に、国家の指導指針（第4条）と対外関係（第16条）において規定されていた「マルクス・レーニン主義」が1992年憲法では削除されている。その代わり繰り返し強調されているのは、「自主性」である。本節冒頭において「社会主義の弱体化」と記したが、それは「マルクス・レーニン主義」の削除によりその完全な放棄を表しているというよりも、社会主義諸国の崩壊<sup>310</sup>に伴ってチュチェ思想に基づく「朝鮮式社会主義」を推し進めるといった綱領的な意味を込めたものと考えられる。加えて、国家の「階級の本質」<sup>311</sup>も「プロレタリア独裁」（第10条）から「人民民主主義独裁」（第12条）に変わっている。人民民主主義は、その本質において「ブルジョア民主主義に対立するプロレタリア民主主義の一種である」とともに、「反帝国主義の陣営に属する」とされる<sup>312</sup>。すなわち、こうした微妙な修正には、北朝鮮の内側における「階級敵」に対する継続革命と、外側の「帝国主義者」による「内政干渉」に抗して体制を固守しようとする意図が示され

「天道教青友党」が存在する。『朝鮮概観』外国文出版社、1982年、156-8頁。Naenara-朝鮮民主主義人民共和国（朝鮮民主主義人民共和国外国文出版社）、「朝鮮民主主義人民共和国一政党、大衆団体」、<http://www.naenara.com.kp/ja/politics/?organization>, 2017年10月10日最終アクセス。

<sup>310</sup> このことについては、「人権の保護と促進に対する障害要因」の一つとして北朝鮮側から度々主張されることでもある。UN Human Rights Council, “National report submitted in accordance with paragraph 15 (a) of the annex to Human Rights Council resolution 5/1 – Democratic People’s Republic of Korea”, 27 August 2009, UN Doc. A/HRC/WG.6/6/PRK/1, paras. 81, 87.

<sup>311</sup> 大内憲昭『法律からみた北朝鮮の社会』明石書店、1995年、26-8頁。

<sup>312</sup> 戸沢鉄彦「人民民主主義とブルジョア民主主義——人民民主主義の概観——」（戸沢鉄彦、高橋勇治編著『人民民主主義の研究（上）』政治学研究叢書5、勁草書房、1955年所収）、3-4頁。

ていると言える。

今日北朝鮮の最高指導理念である「チュチェ思想」のキーワードであり<sup>313</sup>、「社会主義憲法」第1条にも明記されている「自主」という語は、中ソ対立を背景に打ち出されたと言われている<sup>314</sup>。しかし、初期北朝鮮における「日帝残滓」の撤廃を求める文脈でも、「自主」が度々用いられていた。例えば、金日成が1947年と1952年に行った演説や1948年に発表した政治綱領には、「民主主義自主独立国家」、「自主的民族経済」の建設、「わが国の完全なる自主独立」（いずれも強調筆者）などが言及されている<sup>315</sup>。これらの言説は、いずれも、ポストコロニアルな状況下における諸問題が反映された結果とみてよい。

さらに、中ソ対立という不安定な情勢から築き上げられていった「チュチェ思想」も、自主路線を標榜する点においてはまた、同様のことが言える。「チュチェ思想」は、1970年の第5回朝鮮労働党大会において、マルクス・レーニン主義とともに党の公式イデオロギーとして規定されて以来、1972年の「社会主義憲法」、1980年の第6回朝鮮労働党大会、そして1992年改正憲法を経て、北朝鮮の最高指導理念となった。それゆえ、諸々の北朝鮮研究では、「チュチェ思想」が北朝鮮政治と社会を分析し解明する手がかりとして用いられた。それらの研究において「チュチェ思想」は、「集団主義を基礎とする首領支配の論理」<sup>316</sup>、ないしは「唯一思想体系」<sup>317</sup>を基本原則とする「一人独裁体制」<sup>318</sup>を支えるものとして位置づけられているが、こうした諸研究に見られる論法は「チュチェ思想」を介し、金日成を筆頭とする初期北朝鮮の社会主義体制が現在の政治体制に至った過程を説明するだけ

---

<sup>313</sup> 「チュチェ思想」は、1966年8月12日に『労働新聞』において「自主性を擁護しよう」という題名の論説が掲載されたことから公式化され、1970年11月に開かれた朝鮮労働党第5回大会においてマルクス・レーニン主義とともに党の公式イデオロギーとして打ち出された。その後、1972年に採択された「社会主義憲法」、1974年に公表された「党の唯一思想体系確立の10大原則」を通じて集団主義を基礎とする首領唯一支配体制が確立され、金日成に対する個人崇拜が植えつけられた。なお、金正日によって提示された「党の唯一思想体系確立の10大原則」は、北朝鮮の「社会主義憲法」よりも優先され、かつ金日成の絶対化を確立したものとして知られている。2013年には、「党の唯一領導體系確立の10大原則」へ39年ぶりに改訂された。

<sup>314</sup> 김창희 [キム・チャンヒ], 『북한정치사회의 이해 [北韓政治社会の理解]』, p. 397.

<sup>315</sup> 김일성 [金日成], 『인민정권건설에 대하여 [人民政權の建設について]』, pp. 294, 360, 362, 445.

<sup>316</sup> 김창희 [キム・チャンヒ], 『북한정치사회의 이해 [北韓政治社会の理解]』, p. 397.

<sup>317</sup> 注記313を参照されたい。

<sup>318</sup> 이승목 [イ・スンモク], “북한 집단주의의 형성 및 변천에 관한 연구 [北韓における集団主義の形成及び変遷に関する研究]”, pp. 93-94.

ものであり、北朝鮮政治や社会のポストコロニアルな本質を明らかにしているとは言えない。

北朝鮮における「自主」という語は、金正日の論文「社会主義は科学である」によれば、「世界と自己の運命の主人として、なにものにも従属または束縛されることなく、自主的に生き、発展しようとする社会的人間の属性」<sup>319</sup>とされている。植民地支配から解放された直後の標語が、そしてソ連と中国という大国に挟まれた小国の苦渋の選択が、「自主」であったとするなら、それは、対内的には団結を促し、対外的には強大国からの干渉を遮断する政治的な意図があったと考えられる。この際の「自主」は植民地朝鮮の歴史が影響しているし、これらの関連性は「自主的権利」の言説においてさらに明らかとなる。ここではとりわけ、「チュチェ思想」という唯一思想の下、国と民族の自主性を最大の目的とする<sup>320</sup>北朝鮮における自主性擁護の問題が人権を「自主的権利」という民族集団の自決の権利として解釈している点を強調したい。

わが人民は、国家自主権によって保証されない人権は虚構に過ぎないということを理論的ではなく、実際の体験で体得した。日帝の軍事的占領統治 40 余年、外部勢力による国土分裂、制裁と封鎖のほぼ 70 年間、わが人民が骨身にしみて体験した歴史の教訓がまさに、国なき民は喪家の犬にも劣るということである<sup>321</sup>。

上記は、米国の対北政策を非難する北朝鮮の論説の一部を抜粋したものである。北朝鮮の「社会主義憲法」第 4 条は、「朝鮮民主主義人民共和国の主権」が「労働者、農民、軍人、勤労インテリをはじめ勤労人民にある」としている。この主権者である「人民」の形成過程において、「親日分子、民族反逆者」が「人民」の範疇から排除され、「敵」と化したことは既に述べてきた<sup>322</sup>。こうした「人民」を基礎とする「集団主義」は、前節で論じた階級性の擁護にその基礎を置く社会主義的集団主義よりも、実際的かつ今日的である。という

<sup>319</sup> 김정일 [金正日], “사회주의는 과학이다 [社会主義は科学である]”, 『로동신문』, 1994년 11월 1일.

<sup>320</sup> 「朝鮮はいかなる場合も国と民族の自主性を生命とし、それを少しでも侵したり損なう者は秋毫も容赦しない。」リ・ソンファン『21世紀の朝鮮』外国文出版社、2012年、26頁。

<sup>321</sup> 「共和国の国権を抹殺するための米国の「人権」騒動は破たんを免れない」『朝鮮中央通信（日本語版）』、2014年3月26日。

<sup>322</sup> 김일성 [金日成], 『인민정권건설에 대하여 [人民政權の建設について]』, pp. 294-6.

のも、北朝鮮は「国と民族の自主権」を「人権」とみなしているからである。その「人権」の内容は北朝鮮型の「集団主義の原則」に基づく「公民の基本的権利」を主とするものであるが、「国と民族の自主権」は権利と言うよりも、実際は「公民の基本的義務」に結び付けられ、社会主義祖国を守ることと同一視されているように見える<sup>323</sup>。このように今日まで続く被植民地化のトラウマは、既に示唆したように、「日本帝国主義統治下」における日本の朝鮮人民に対する「民族的抑圧」と並行して語られることが多く、厳密に言えば「ポストコロニアル・集団主義」的な事象である。

以上をまとめると、次の通りとなる。つまり、日本の敗戦と植民地支配からの解放を経て、朝鮮民主主義人民共和国の樹立とともに、朝鮮人民に「民主主義自主独立国家」<sup>324</sup>の公民としての地位を付与することで、「日本帝国主義統治下」において失われた民族の自主性<sup>325</sup>を蘇生させたのである。これは同時に、彼らの愛国の感情を「人民」、「社会主義」、「党」への忠誠に基づく「祖国防衛」に還元させることをも可能にした。ここでもまた、権利は義務にすり替えられた。「祖国防衛」の義務が「人民」の「自主的権利」を保障することにおいて最優先かつ不可欠であるという言説は、かつてから、人民主権 (popular sovereignty) と人民の自決の権利 (right of peoples' to self-determination) にかかわるものとして理解されていた。このような人権の「集団主義」的な側面については、様々な見解があるが、たとえば、自由権規約委員会の一人は、北朝鮮の自由権規約の実施状況に関する第1回政府報告書に対し、次のように評価している。

北朝鮮が外国軍による占領及び植民地主義に対する長い闘いの果てに独立を達成したことを考慮すると、その憲法において非常に優先されている、主権 (sovereignty)、自主性 (independence)<sup>326</sup>、防衛 (security) の問題は理解できるものであり、それらのこ

---

<sup>323</sup> 筆者によるインタビュー調査に応じた脱北者のほとんどが権利と義務を混同していた。J〇〇さん (男性、20代) は「権利というと、外部の侵略から主権 [を守る] とか、侵略されない権利という感じでした」と話した (ソウル、2017年8月25日実施)。またY〇〇さん (女性、30代) も「権利は、選挙する権利とか、入隊する権利、「少年団」に入団しなければならないという義務」と述べた (ソウル、2017年8月27日実施)。

<sup>324</sup> 김일성 [金日成], 『인민정권건설에 대하여 [人民政權の建設について]』, pp. 294.

<sup>325</sup> 고영환 [ゴ・ヨンファン], 『우리 민족제일주의론 [我が民族第一主義論]』 (평양: 평양출판사, 1989년), p. 25.

<sup>326</sup> 北朝鮮では『労働新聞』や「朝鮮中央通信」を始め、政府文書などにおいて independence を「自主性」と訳している。

とはまた、朝鮮人民の自決の権利と密接な関係にある<sup>327</sup>。

この発言は明らかに一面的なものではあるが、重要なのは、こうした「ポストコロニアル・集団主義」の土壌で育まれた人民の自決権が北朝鮮の「人権」論——人権こそ国権<sup>328</sup>であるとの主張に行き着いたことである。

#### 第4節 集団的権利——集団主義と「人権」

これまで見てきた通り、「集団主義」の社会主義的かつポストコロニアルな側面に示されているのは、その「集団主義」を基本原則とする北朝鮮の公民の権利と義務が、一方では北朝鮮の主権者（集団）の「人権」を擁護しようとする意思の表現であるが、他方では「敵」に対する人権侵害の正当化を意味するものである、ということであろう。北朝鮮における「人権」は、今日においてよりいっそう、内側の「敵」に対する独裁を正当化し、外側の敵——とりわけアメリカ帝国主義——の存在を繰り返し叩き込むことで、人民の危機意識を高め、さらなる結束を図るために、用いられている。その一例として、『労働新聞』に掲載された「人権」に関する記事を挙げるができる。2016年1月から12月までの「人権」に関する59本の記事を、①「人権問題」に対する批判、②他国（アメリカ、韓国、日本）の人権状況または人権問題に対する批判、③北朝鮮の「人権」論に分類した結果、①「人権問題」批判が31本、②他国の人権批判が21本、③北朝鮮の「人権」論が7本だった。

しかしここでまた留意すべきは、北朝鮮をはじめ、中国、ベトナムなどの社会主義国家が「人権」という言葉を公認したのは1990年代に入ってからのことだという点である。それまで「人権」は、西側のブルジョア的な権利概念として捉えられ、「普遍的な意味での人権の尊重」<sup>329</sup>は否定されていた。その代わりに、公民の権利という集団的権利が規定され、既述したような、社会権や集団の権利の優位が主張されていた<sup>330</sup>。というのも、普遍的人権

<sup>327</sup> UN Human Rights Committee, “Consideration of Reports Submitted by States Parties under Article 40 of the Covenant”, 12 April 1984, UN Doc. CCPR/C/SR.510, para. 46.

<sup>328</sup> *Op. cit.*, A/69/383-S/2014/668, p. 11.

<sup>329</sup> 宮脇昇『CSCE 人権レジームの研究—「ヘルシンキ宣言」は冷戦を終わらせた』国際書院、2003年、43頁。前掲「人権への中国的接近」、46-50頁。

<sup>330</sup> 社会主義諸国における「人権」概念の否定は、ただ単に「用語上の問題」であったと考えられる。既述したように、北朝鮮の憲法においても一部の人権リストが規定されているし、ソ連や中国、

の自然権的かつ個人主義的側面は、主権者である「公民」<sup>331</sup>だけでなく、「敵」の政治的、思想的自由をも保障することになるからである。要するに、人権の受容は、「社会主義」国家としての基本原則である「集団主義」そのものを損ないかねないリスクを伴うことと等しかったのである。それにもかかわらず、北朝鮮が「人権」という言葉を受け入れたのは、既に述べてきたように、冷戦終結前後の国際情勢と深く関係していると考えられる。

北朝鮮は、1991年9月に韓国とともに国連同時加盟を果たし、その翌年には、刑事訴訟法を改正し、第4条に「人権」を明記した<sup>332</sup>。また、1993年に採択された「弁護士法」第2条にも「人権」が組み込まれている<sup>333</sup>。こうした「人権」の受け入れは、「中国が1991年に最初の「人権白書」を発表して人権概念を体制的に公認」<sup>334</sup>したことやベトナムの1992年憲法における「人権」明記<sup>335</sup>などの影響もあったであろうが、ソ連や東欧社会主義諸国の崩壊により大きな味方を失った北朝鮮が国際社会で生き残るための術でもあったと考えられ

---

ベトナムにおいてもまた同様であるためである。しかしながら、そうした人権リストは、「人権」という概念として採用されたことがなく、国家の承認を必要とする「市民の基本権」ないしは「公民の権利」などとされていた。畑中和夫「市民の基本的権利と自由」（藤田勇ほか著『ソビエト法概論』有斐閣、1983年所収）、109-110頁。

<sup>331</sup> ここで言う公民とは「プロレタリア国家権力によって法的にその成員としての地位を規定付けられた人間」である。浅井敦「中国社会主義法秩序の形成と公民の基本権」（東京大学社会科学研究所編『基本的人権3 歴史Ⅱ』東京大学出版会、1968年所収）、409頁。

<sup>332</sup> 1992年1月15日に改正された刑事訴訟法第4条は次の通りである。「国家は、刑事事件の取扱処理において人権を徹底的に保障する。」同規定は、現在第6条「人権の保障原則」となった。「朝鮮民主主義人民共和国刑事訴訟法」第6条。主体101（2012）年5月14日最高人民会議常任委員会政令第2387号により修正・補足。전지연 [ジョン・ジョン], 서보학 [ソ・ボハク], 김재봉 [キム・ジェボン], 하태영 [ハ・テヨン], 이백규 [イ・ベッキュ], 『북한 형사소송법 주석(Ⅰ) [北韓の刑事訴訟法注釈(Ⅰ)]』, pp. 805-894.

<sup>333</sup> 1993年12月23日に採択された弁護士法第2条は次の通りである。「朝鮮民主主義人民共和国において弁護士は弁護活動と法理上のほう助を通して人権を保障し国家の法律制度を擁護する。」「朝鮮民主主義人民共和国弁護士法」第2条。1993年12月23日最高人民会議常設会議の決定により採択。통일법제 데이터베이스 [統一法制データベース], “북한법령 [北韓法令]”, <http://www.unilaw.go.kr>, last accessed 18 October 2017.

<sup>334</sup> 土屋英雄『中国「人権」考——歴史と当代——』日本評論社、2012年、182頁。

<sup>335</sup> ベトナム憲法第50条には、「ベトナム社会主義共和国において、政治・民事・経済・文化・社会に関する人権は尊重され、市民の権利として具体化され、憲法及び法律において規定されている。」と規定されている。「人権」という用語は、1992年憲法において初めて出てきたとされる。西岡剛「ベトナム社会主義共和国憲法の概要」、独立行政法人国際協力機構（JICA）、[http://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal\\_03.pdf](http://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_03.pdf), 2017年6月14日最終アクセス。

る。そうした「不安」と「焦り」から受け入れた「人権」というのは、「我々式人権(우리식인권<sup>ウリシクイングォン</sup>)」と称されるものにすぎなかったためである。すなわち、北朝鮮における「人権」の受け入れは、普遍的な規範としての人権を認めてはいるものの、実際の人権施策の相対性を主張するにとどまっている。如何なる政治性をも持たない人権の前政治的 (pre-political) 側面や個人主義的側面を否定する点だけを見ても、その中心内容は変わっていない。

われわれは、人権において階級性を隠さない。社会主義人権は、社会主義に反対する敵対分子らや人民の利益を侵害する不純分子らにまで自由と権利を与える超階級的な人権ではない。[...] 党と領導者に忠誠し且つ仕え、全てを捧げ闘争することに、最上の生きる権利と真の人権がある。[...] 少数の階級的仇敵に制裁を加えることがウリ式人権である。<sup>336</sup>

上記は、朝鮮戦争勃発 45 周年記念日の一日前に、北朝鮮の朝鮮労働党機関紙である『労働新聞』を通して打ち出された「真の人権を擁護して」という題の記事である。ここでは、集団主義の社会主義的側面が党と領導者への忠誠に置き換えられている。この記事において終始一貫して熱弁されているのは、帝国主義者らの「人権擁護」策動が「社会主義を誹謗中傷し抹殺するための重要な手段」であるため、「国家と民族の自主権を徹底的に固守」することが人権問題の解決への第一歩となるということである<sup>337</sup>。既に「我々式人権」という用語は用いらなくなったが<sup>338</sup>、こうした言説が現在北朝鮮当局の力説する「人権」論の柱を成しているため、北朝鮮の国内法にも度々登場する「人権」の保障は人権状況の実質的な改善をもたらすまでには至っていないのである。

しかしその一方で、普遍的人権の、とりわけ脆弱階層 (vulnerable groups) とされる特定集団の権利については、国際社会からも評価されるほどの進展を見せているのも事実である<sup>339</sup>。具体例を挙げると、北朝鮮が 2003 年には「障がい者保護法」を、2010 年には「女

<sup>336</sup> “참다운 인권을 옹호하여 [真の人権を擁護して]”, 『로동신문 [労働新聞]』, 1995 年 6 月 24 日.

<sup>337</sup> 同上.

<sup>338</sup> 注記 348 を参照されたい.

<sup>339</sup> 北朝鮮の人権状況に関する特別報告者であるダルスマン (当時) は、第 2 回普遍的定期的レビューにおける北朝鮮政府の「積極的な取り組み」について、国連総会に提出した報告書の中で「進展 (improvement) している」と評し、歓迎の意を表した。彼はまた、国連人権メカニズム

性権利保障法」及び「児童権利保障法」を制定し、また国際人権規約社会権規約（1981年批准）及び子どもの権利条約（1990年批准）、女性差別撤廃条約（2001年加入）、障がい者権利条約（2016年批准）の加盟国となったことなどがある。さらに、2014年には児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書にも批准し、2017年5月には国連人権理事会の障がい者の権利に関する特別報告者の訪朝を初めて許可している。北朝鮮当局が、社会権規約とともに批准した自由権規約については脱退通告を行い（1997年）、北朝鮮の人権状況に関する国連特別報告者や国連調査委員会の訪朝を頑なに拒否してきたことを鑑みれば、上記のような試みは異例と言ってよかろう。しかし、北朝鮮政府が特定集団の権利を保障することに特に力点を置いているとしても、彼／彼女らが「敵」とみなされた存在であればいかなる権利をも保障されないということは容易に推察できる。

それでは、こうした北朝鮮の「人権」政策が意味することは何か。

次章では、1990年代以降変化を見せている北朝鮮の「人権」政策の含意とその限界を分析し検討することにより、北朝鮮における排除のメカニズムを明らかにする。

---

との協力や社会的弱者集団の権利、経済的及び社会的、文化的権利の保障などを含む多くの勧告を北朝鮮政府が受け入れたことを強調している。UN General Assembly, “Report of the Special Rapporteur on the Situation of Human Rights in the Democratic People’s Republic of Korea”, 24 October 2014, UN Doc. A/69/548, para. 44.

## 第6章 排除のメカニズム

前章までにおいて、北朝鮮における「敵」とは、ポストコロニアリズム及び社会主義のもとに結集した「人民」から排除された者であると論じた。この場合、ポストコロニアリズム及び社会主義は、一方では「敵」を生み出す触媒としての機能を果たしているが、他方では北朝鮮における「人権」——すなわち、公民だけを権利の主体とする集団的権利の土台をも成していると言える。本章第1節では、何故そうした「敵」たちが「敵」でなければならなかったのかについて、北朝鮮の「人権」言説から読み解いていく。また、「敵」を排除する制度的手段については第2節で論じる。第3節では、人権と政治をめぐる国際的な諸問題に焦点をあて、「敵」の排除を常態化させる要因を明らかにする。

### 第1節 「政治化された人権」

国際社会において北朝鮮の人権問題が論じられる際には、国家が自国民の基本的人権を広範囲にわたって組織的に侵害する現状及びその人権侵害に関する責任が免ぜられる社会システムや政治体制が、主たる問題として取り上げられている。北朝鮮の人権状況が国際的な問題となったのは、政治的、経済的、社会的停滞の原因が帝国主義者の侵略政策にあるとして、「先軍政治」を推し進め、更なる国際的孤立を招いていた1990年代後半である。具体的には、1997年8月21日、国連人権委員会（現国連人権理事会の前身）の下部機関である「差別防止及び少数者保護に関する小委員会（Sub-Commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities）」において北朝鮮の人権状況に関する決議<sup>340</sup>が採択され、北朝鮮の人権状況がはじめて国際社会の場で取り上げられたのである。当時北朝鮮は、その決議に反対しかつ拒否する旨の声明を発表して市民的及び政治的権利に関する国際規約から脱退すると通報した。すなわち、北朝鮮の「主権と尊厳を害する」その決議には、「敵対勢力が共和国を孤立させかつ窒息させるための政治的な狙い」があると主張したのである<sup>341</sup>。これは、人権に対する古典的な反論である。というのも、それまで人

<sup>340</sup> UN Commission on Human Rights, Sub-Commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities, “Situation of Human Rights in the Democratic People’s Republic of Korea”, 21 August 1997, UN Doc. E/CN.4/SUB.2/RES/1997/3.

<sup>341</sup> UN Commission on Human Rights, Sub-Commission on Prevention of Discrimination and

権は「勤労大衆を愚弄し、欺くブルジョアジーの権利」<sup>342</sup>であるとして批判されていたからである。つまり、北朝鮮において人権は、他の社会主義国同様、ブルジョアジーとプロレタリアートとの階級闘争の観点から理解されていたのである。かつて金日成は、社会主義諸国に対する西側諸国の「人権擁護」について次のように述べていた。

帝国主義者が「人権擁護」を叫びながら社会主義国を攻撃することは、詭弁であり、鉄面皮で笑止千万な行為です<sup>343</sup>。

人権に対する不信感は、当時の国際情勢と深く関連している。金日成が上記のように述べていた 1970 年代後半は、1975 年に安全保障協力会議（CSCE）で締結されたヘルシンキ協定をきっかけに、ソ連をはじめとする東欧社会主義諸国の人権状況が国際的な人権問題となりつつあった時期であった<sup>344</sup>。無論、北朝鮮の人権状況は問題とされないままであったが、欧米における、人権をめぐる自由主義陣営と社会主義陣営の対立は、アジアの社会主義国である北朝鮮にとってもよそごとではなかったであろう。

かくして、国際的な場において主な議題となった人権への警戒感は益々高まり、ソ連解体や東欧社会主義諸国の崩壊を機に、北朝鮮における「人権擁護」というものは、帝国主義諸国が社会主義体制を瓦解、崩壊させるための「平和的移行」戦略<sup>345</sup>であるとされた。こうした「陰謀」論は、とりわけ 1980 年代後半からの北朝鮮の諸文献において度々言及されている。

[帝国主義者らは]「人権」という名の下、社会主義諸国の内政に干渉し、不当な要求を突きつけて、それを受け入れないと、勝手に「制裁」を加え、屈服させようとする横暴をも敢行している。したがって、我々は帝国主義者らとその手先らによる反社会主義

---

Protection of Minorities, “Statement of the Delegation of the Democratic People’s Republic of Korea”, 18 August 1997, UN Doc. E/CN.4/Sub.2/1997/43.

<sup>342</sup> 리기섭 [リ・ギソップ], 『사회주의적민주주의 [社会主義的民主主義]』, p. 126.

<sup>343</sup> 김일성 [金日成], 『김일성저작집 [金日成著作集] 32』, p. 536.

<sup>344</sup> 外池力「CSCE と人権」『明治大学社会科学研究所紀要』、第 33 卷、第 2 号、明治大学社会科学研究所、2012 年 3 月、256-260 頁。

<sup>345</sup> 한봉진 [ハン・ボンジン], 지금희 [ジ・クムヒ], 『인간중심의 사회주의 [人間中心の社会主義]』 (평양: 조선로동당출판사, 1991 년), p. 174.

的策動を粉砕するために、堅固に闘争しなければならない。

[そのためには]先ず、不健全な思想と文化が、わが国の内部に入っていないようにしなければならない。不健全な思想と文化を浸透させ、社会主義を抹殺しようとするのは帝国主義者らの主たる手口の一つである<sup>346</sup>。(強調筆者)

しかし、このような社会主義諸国としての典型的な対人権論に、更なる変化が見られたのは1992年以降である。前章で論じた通り、人権という語の受容とともに、北朝鮮の「人権」言説に国と民族の「自主権」という語が加えられたのである。

人権の主たる敵は、人民たちの自主権を蹂躪し、「人権擁護」の名の下、他国の内政に干渉する帝国主義者らである。我々は、我が国と民族の自主権にやたらと手を出そうとする帝国主義者らのいかなる干渉と専横も絶対に容認せず、国と民族の自主権を堅固に擁護、固守していくであろう<sup>347</sup>。(強調引用者)

これには、依然として帝国主義者が人権と対置されているものの、階級闘争よりも民族自決の理念が色濃く映し出されている。すなわち、人権の主体という観点から捉えると、プロレタリアートから朝鮮民族へと、北朝鮮において「人権」とされてきた集団的権利の享受者が取って代わられたのである。しかしこのことは、北朝鮮の「人権」の主体に階級的要素が全くないということではない。社会主義諸国の崩壊と人権概念の受容により、これまで大きな比重を占めてきたイデオロギー性や階級性を帯びる諸概念の役割が、歴史性と民族性を帯びる諸概念に受け継がれたと考えられる<sup>348</sup>。ここで、北朝鮮における「人権」概念の意味合いが反転した。すなわち、ブルジョアジーの権利だった「人権」は国際社会

<sup>346</sup> 同上, p. 175.

<sup>347</sup> 김정일 [金正日], 『김정일선집 [金正日選集] 13 (1992. 2-1994. 12)』(평양: 조선로동당 출판사, 1998년), p. 477.

<sup>348</sup> 北朝鮮の「人権」概念の確立過程において、イデオロギー性や階級性が相対的に弱体化する傾向は、今後ますます強まっていくと考えられる。『労働新聞』における、人権に関する代表的な論説——1995年6月24日に発表された「真の人権を擁護して」(3面)と2015年12月9日に掲載された「人民大衆の人権を擁護しよう」(2面)を比較してみると、1995年の「真の人権を擁護して」では「社会主義」が72回、「主体」が11回、「我々式」が18回使われたのに対して、2015年の「人民大衆の人権を擁護しよう」では「社会主義」が20回、「主体」が0回、「我々式」が4回(人権に対しては使われず、すべて「我々式社会主義」のみ)にすぎなかった。

において社会主義諸国の人権状況が問題として浮上すると社会主義体制を崩壊させるための政治的手段として理解されていたが、人権概念を受け入れていく過程において「人権」は、打倒の対象から擁護すべき「国家と民族の自主権」となったのである。

そして2009年8月、国連人権理事会の「普遍的定期的レビュー」のために提出された北朝鮮政府の報告書で、人権を「普遍的権利」としながらも「国家によって認められ保障される」と述べ、「人権に対する基本的見解と立場」について次のように付け加えた。

朝鮮民主主義人民共和国政府は、人権は、国家によって認められ保障される普遍的権利であり〔…〕真の人権は自主権であるとの立場を堅持している。〔…〕共和国政府は、他国と他民族の政治・経済制度と発展段階、独自性、歴史的・文化的伝統の多様性を十分に考慮しながら、人権の普遍性についても認めるといった原則を維持している。共和国政府は、国際的な人権問題を扱うことにおいて、主権と平等の尊重と、それに基づく対話と協力を歓迎し奨励する。しかし、ダブル・スタンダードの適用を拒否し、公平性の原則、客観性、そして非選択性を厳守することを要求する。人権は主権国家により保障されるので、共和国政府は、人権問題を口実に他の主権国の内政に干渉し、政府を転覆し、制度を変えようと試みる、如何なることも人権侵害に該当するとみる。したがって、朝鮮民主主義人民共和国は、人権とは国家主権であるとの立場を堅持する<sup>349</sup>。（強調筆者）

また上記の報告書に先立って2009年4月には、憲法を改正し、第8条の文末に「人権を尊重し保護する」を追加した。北朝鮮の「社会主義憲法」第8条は以下のとおりである。

朝鮮民主主義人民共和国の社会制度は、勤労人民大衆があらゆるものの主人であり、社会のあらゆるものが勤労人民大衆に奉仕する人間中心の社会制度である。国家は、搾取と抑圧から解放されて国家と社会の主人となった労働者、農民、軍人、勤労インテリをはじめ勤労人民の利益を擁護し、人権を尊重し保護する。

上記の憲法規定を見ると、北朝鮮の「人権」の主体は明確である。すなわち、人民が「人

---

<sup>349</sup> *Op. cit.*, A/HRC/WG.6/6/PRK/1, paras. 13-15.

権」の主体となっているのである。2014年に発表された北朝鮮の「朝鮮人権研究協会 (조선인권연구협회)<sup>350</sup>」の「人権報告書」<sup>350</sup>においても、「人権」は「国家を所与のものとする人民の自主的権利 (強調引用者)」<sup>351</sup>と定義されている。北朝鮮において「人権」の主体と捉えられる「人民」とは何であろうか。「勤労人民 (working people)」ないしは「人民大衆 (popular masses)」とも称される「人民」という語は、国家を構成する主体的存在としての公民 (市民) の集合体という側面と、単一民族集団としての側面をともに有する。これまで論じてきた通り、前者は社会主義と、後者はポストコロニアリズムと密接な関係にある。さらに言えば、「人民」と、社会主義の文脈で語られる「労働者」、ポストコロニアルな文脈で語られる「民族」は一体的かつ不可分の関係にあるということとなる。重要なことは、人権の主体を政治的な概念である「人民」に限定することに含意されるものである。北朝鮮が個人の人権問題を「集団の一成員としての権利問題」<sup>352</sup>と認識しており、人権についても「国権の保証の下でのみ保証される」<sup>353</sup>ものとみなしていることを踏まえると、北朝鮮の「人権」がその「人民」に限られた権利であるということは、人権の主体という観点からすれば「人権」の排他性に、また人権の内容という観点からすれば「人権」の相対性につながる<sup>354</sup>。

人権とは、その本質において社会的人間の自主的権利を言う。[...] 自主的権利には、全体の社会集団の自主的権利も、また集団の個別的成員の自主的権利も含まれる。人民大衆という社会的集団は、個別的成員から構成されている。個別的成員、すなわち個人は、集団から離れては自主的権利を持たないが、集団の一成員としては自主的権利を有する。全体の社会的集団の自主的権利が保障されれば、集団を構成する個々の成員らの自主的権利も保障される。もし集団を構成する個別的成員の自主的権利が蹂躪されれば、

---

<sup>350</sup> 後にこの報告書は、総会及び安全保障理事会、人権理事会の公式文書(A/69/383-S/2014/668)として配布された。

<sup>351</sup> *Op. cit.*, A/69/383-S/2014/668, pp. 9-10.

<sup>352</sup> *Ibid.*, p. 10.

<sup>353</sup> “인민대중의 인권을 옹호하자 [人民大衆の人権を擁護しよう]”, 『로동신문 [労働新聞]』, 2015년 12월 9일.

<sup>354</sup> とはいえ、北朝鮮が人権の普遍性を否定しているわけではない。北朝鮮は人権を「人類共通の普遍的理念であり正義である」と見ている。*Op. cit.*, A/69/383-S/2014/668, p. 82.

全体の社会的集団の自主的権利も保障されることはない<sup>355</sup>。(強調筆者)

このような見方の基礎をなすのは、人権の主体である人間が集団から離れて「個別的」に存在する「孤立」した個人に対する否定である<sup>356</sup>。繰り返しになるが、「朝鮮民主主義人民共和国は、全朝鮮人民の利益を代表する自主的な社会主義国家である」という憲法上の規定からも想定されるように、北朝鮮における人権の主体は、「革命の動力であり、社会主義および共産主義を建設する担い手」<sup>357</sup>としての「人民」という集団である。またその「人民」という枠の中には、「敵」とみなされた人間の居場所はないことは、先に述べた通りである。

抑圧と搾取から解放された「人民」の「主体的性格」<sup>358</sup>が強調される文脈において、北朝鮮の「人権」概念は、前もって定められ、与えられているのではなく、「人民」の「要求によって提起され」、かつ彼／彼女らの「努力によって実現される」権利<sup>359</sup>とみなされている。それでは、北朝鮮の「人民」成員が「努力」し「実現」しなければならない、北朝鮮の「人権」のリストにはどういった権利が含まれているだろうか。今日、北朝鮮当局が明らかにしつつあるその「人権」観が示すのは、優先的に保障される諸権利の存在である。

地球上の各国の人々は、自分らが生きている国で国家の制度的・法律的保証の下で自主的要求を実現するための権利である人権を行使する。ある国が国家自主権を喪失される場合、その国の人々の人権と人権保障について論じるのは、単なる紙上の空論にしかない。過去の朝鮮の植民地の歴史が、そして現時期、イラクをはじめ世界の多くの国で支配主義勢力によって強行されたり、招かれた人権蹂躪行為がそれに対する明白な

---

<sup>355</sup> 진문길 [ジン・ムンギル], “인권은 사회적인간의 자주적권리 [人権は社会的人間の自主的権利]”, 『김일성종합대학학보(역사, 법률)』, 제 58 권, 제 2 호, 루계 462 호, 김일성종합대학출판사, 2012 년, p. 84.

<sup>356</sup> このことは諸個人を「社会的=歴史的な産物」と捉えるマルクス主義とも相通じる。アリス・イア・スーン・テイ「マルクス主義・社会主義と人権」(E・カメンカ、A・イア・スーン編(西尾孝司訳)『人間の権利—その近代的形成と現代的展開』未来社、1984年所収)、200頁。

<sup>357</sup> 조선민주주의인민공화국 사회과학원 [朝鮮民主主義人民共和国社会科学院], 『정치용어사전 [政治用語事典]』, p. 719.

<sup>358</sup> 前掲『政治学事典』、689頁。

<sup>359</sup> *Op. cit.*, A/69/383-S/2014/668, p. 10.

実証となる<sup>360</sup>。

上記の一文では、植民地支配下の被支配民族としての「朝鮮人民」という集団の記憶が引き合いに出され、「人権」の基礎に国家を置いている。このように、北朝鮮が人権を論じるときに度々持ち出しているのが植民地時代の歴史的教訓であることは、前章第3節「ポストコロニアリズムと集団主義」において見てきた通りである。そうした国家を基礎とする「人権」が問題となるのは、北朝鮮の「人権」が「人権＝国家主権」という国際人権の見地では受け入れることのできない図式を具現するだけに限らず、「人権は、国家主権 (State sovereignty)、すなわち国家自主権 (national independent rights) である」<sup>361</sup>ということと人民の自決権との関連性において、「敵」の排除が正当化されてしまうことである。つまり、「人民の敵」が人民の「最高人権」とされる「国家と民族の自主権」を侵害する存在とみなされ、「敵」に対する制裁が人民の人権を擁護し保護することと同一視されるということである。

その上、北朝鮮の人権問題に対する、国際社会の積極的な取り組みの妨げになっていることとして、北朝鮮当局が次のような文脈で自国の人権状況を一般化してしまうことが挙げられる。

人権に関連する国際条約と国際機構の活動も、具体的にはそれぞれの国の政策と制度に依存して実現される。それゆえ、現国際人権法規は国権を尊重する前提の下でそれぞれの国が共通的に達成すべき人権保障の一般の基準と目標を設定している。これは、それぞれの国が自国の実情に合わせて、自国の発展水準に合わせて人民大衆の権利を保証し、保障しなければならないということを意味する<sup>362</sup>。(強調引用者)

「アジア的人権」論を想起させるようなこうした主張は、事実上、即時的権利とされる自由権<sup>363</sup>に対する否定であり、北朝鮮における人権侵害の問題を相対化しようとする意図が込

<sup>360</sup> 「共和国の人権実状に対する公正な反映」『朝鮮中央通信 (日本語版)』、2014年9月17日。

<sup>361</sup> *Op. cit.*, A/69/383-S/2014/668, p. 11.

<sup>362</sup> 引用は「『労働新聞』人民大衆の人権は不屈の闘争と努力によってのみ獲得できる」『朝鮮中央通信 (日本語版)』2015年12月9日付及び“인민대중의 인권을 옹호하자 [人民大衆の人権を擁護しよう]”，『로동신문 [労働新聞]』，2015년 12월 9일.

<sup>363</sup> 自由権規約については「即時」的な実施が求められているのに対して、社会権規約には同規

められているように思われる。

このようにして「人民」を主体する「人権」が構築された。それは、人民の自決権 (right to self-determination)<sup>364</sup>という国際的に広く認められている普遍的人権を介在した「国家と民族の自主権」である。しかし、その「人権」は、国内的には権利と義務を一体的なものとし、国際的には主権尊重という名のもと人権を国内問題に限るものとして人権問題に関する議論を遮断することに用いられている。またその「人権」たるものが、権利の制限、さらに人権の侵害を正当化する手段と化している点はとりわけ重要である。というのも、上記の諸要因が重なり合い、北朝鮮の人権侵害を常態化させる構造を築き上げているためである。

しかし、北朝鮮の人権状況が比類なく劣悪極まりないとは言え、北朝鮮の「人権」に人権の要素が全くないと断定することはできないと思われる。1957年に平壤で出版された『大衆政治用語事典』には、珍しく——既述したように、1980年代以前の北朝鮮では人権という言葉を好まなかった——「人権」項目があり、次のように定義されている。

政治、経済、文化などあらゆる社会活動分野において人として当然持つ自由、平等の権利を言う。資本主義社会を含むこれまでのすべての階級社会において人権は、支配階級である少数の搾取階級にのみ付与され、大勢の被搾取大衆は人権をはく奪されてきた。ただすべての不平等と搾取制度が清算される社会主義共産主義社会においてのみ、すべての人びとのための人権が保障されることになる。わが国では、憲法によって人権が完全に保障されているが、[...] 資本主義諸国の憲法にも人権を保障すると書かれているものの、人権を保障されるのは単に搾取階級だけである。ファッション化する国々では公民の自由と権利を侵害する各種法令が公然と実施されている<sup>365</sup>。

---

約の諸権利を実現するため「漸進的に達成する」という規定があり、保障されている人権に対する即時的な実施は義務づけられていない。

<sup>364</sup> 人民の自決権は、世界人権規約の社会権規約 (A 規約) および自由権規約 (B 規約) の両規約の第 1 条に規定されている。「すべての人民は、自決の権利を有する (All peoples have the right of self-determination)。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し、かつその経済的、社会的、そして文化的発展を自由に追及する。」しかし、この権利の主体である「人民 (people)」についての明確な定義は示されていない。Article 1, Part 1, ICESCR and ICCPR. Peter R. Baehr, *Human Rights: Universality in Practice* (New York: Palgrave, 2001), p. 55.

<sup>365</sup> 김상현 [キム・サンヒョン], 김광현 [キム・グァンホン] 편 [編], 『대중정치용어사전』

つまり、不平等の解消を人権の主たる目的とする北朝鮮の「人権」論<sup>366</sup>——言い換えると、人権保障に対する集団的かつ非自由権中心のアプローチが人権に反しているとは言えない。さらに言えば、上に示した北朝鮮の事典における「人権」の定義を、北朝鮮や社会主義に対する先入観や偏見を取り除いて読み直せば、普遍的な人権の一部が見えてくるかもしれないのだ。北朝鮮の「社会主義憲法」における権利のリスト（前章第1節【図表15】参照）は、自由主義諸国で保障されている権利のリストと類似したものである。これらの権利のリストをもとに主張される北朝鮮における「人権」について言えることは、その規定上の権利のリストと実際の人権状況とにおける乖離を考慮すれば、北朝鮮の人びとが人権を行使できない状況にあることは言えても、北朝鮮に人権がないと断定的に論じることはできないということである<sup>367</sup>。「敵」をつくり、「敵」に対する人権侵害を正当化する「集団主義の原則」が北朝鮮の憲法に明記されているものの、北朝鮮には明らかに国家がその公民に対し保障しなければならない基本的権利が「存在」することは「敵」を救うことへの僅かながら残された希望の光である。明確な人権侵害が存在することと、「人権」が存在しないことは、必ずしもイコールではないし、この両者を判別し、さらにその存在する「人権」がなぜ人権侵害を防ぐことができないのかを明らかにすることは、人権の文脈で人権を促進することにつながるであろう。これまで述べてきた通り、北朝鮮の「人権」は、北朝鮮の政治的枠組みに当てはめた「人権」であり、それゆえに人権侵害を誘発する「人権」である。こうした意味で、北朝鮮の「人権」は政治化されていると言える。そしてまさにその「政治化された人権」が、「敵」を救うことの妨げとなっているのである。

---

[大衆政治用語事典]』（평양: 조선로동당출판사, 1957년）, pp. 213-214.

<sup>366</sup> 서보혁 [ソ・ボヒョク], “북한인권연구에서 내재적 시각의 의의와 한계 [北韓人權研究における内在的アプローチの意義と限界]”, p. 138.

<sup>367</sup> 韓国の北朝鮮研究者4名による『北韓住民人権実態調査』においても、北朝鮮の半封建的側面の人権観が人権促進の妨げとなるものの、「北朝鮮が社会主義人権観を有しており、国際的な人権規範を原則的に認めている点は[人権促進に]有用である。というのも、国際社会が北韓の人権を評価し、その改善を要求する際に、それ[北朝鮮が社会主義人権観を基礎に人権を理解していること]が北朝鮮当局の否定できない根拠として作用しうるためである」と述べている。이우영 [イ・ウヨン], 서보혁 [ソ・ボヒョク], 김갑식 [キム・ガプシク], 이무철 [イ・ムチョル], 『북한 주민 인권 실태 조사 [北韓住民の人権実態調査]』（서울: 국가인권위원회, 2008년）, p. 9.

ここで再度強調しておくが、北朝鮮の「人権」論がそれほど人権に背いていないということ論じるのは、北朝鮮を擁護するためでも、北朝鮮の人権状況を相対化するためでもない。北朝鮮の主張する「人権」には、北朝鮮の人権状況が改善へ向かい得る可能性が示唆されているとはいえ、それが昨今の人権侵害を正当化してきた、社会主義とポストコロニアリズム、そして「集団主義」に至る政治的社会的基盤の上に形成され、さらに言えば、その正当化のプロセスが絶対的な「悪」や「不正」を基礎としたものではないということを確認するためである。

ともあれ、人権の要素を取り入れてはいるものの、政治経済的に、または社会文化的に、受容し得る権利だけを「人権」とする「政治化された人権」が、人権の基本的要素である相互依存性と不可分性<sup>368</sup>を含んでいないことは人権侵害を引き起こす要因を明らかにするための手がかりを提供する。換言すれば北朝鮮における「政治化された人権」は、「敵」をつくり、排除する間接的な要因であると言える。これを踏まえて次節では、「敵」の人権侵害に直接的に関わる排除の手段に焦点を当てる。

## 第2節 排除の手段

北朝鮮では、人びとの政治的要求として支持され、かつ確立されたポストコロニアリズムと社会主義により、「敵」が区分づけられ、「人民の敵」がつくられてきた。その「人民の敵」の排除は、「反国家及び反民族犯罪」に対する刑罰として合法化されているとともに——その法的手続きが適切であったか否かにかかわらず——、「集団主義」と「集団主義の原則」に基づきその権利内容が選別された「政治化された人権」によって正当化されている。このことは、法の支配 (rule of law) ではなく、「法による支配 (rule by law)」<sup>369</sup>が

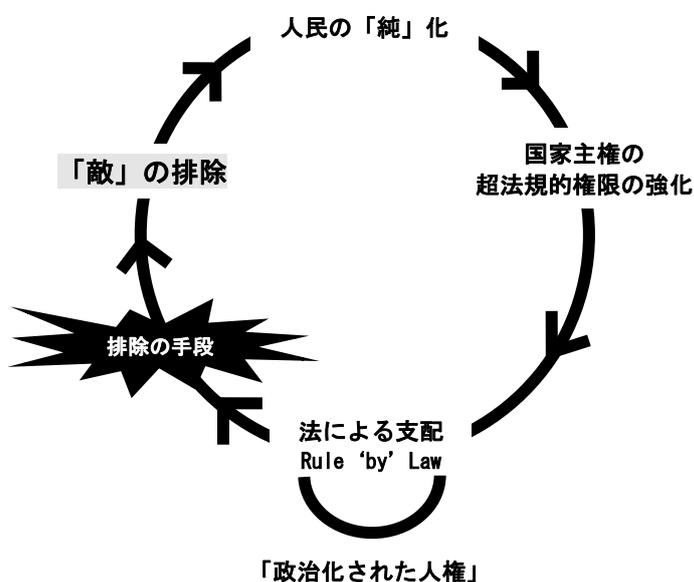
---

<sup>368</sup> すべての人権は不可分である。生きる権利、法の前での平等、表現の自由のような市民的及び政治的権利であろうと、労働、社会保障及び教育の権利のような経済的、社会的および文化的権利であろうと、開発の権利や自決の権利のような集団的権利であろうと、それらのすべての権利は不可分であり、相互に関連し、依存している。1つの権利の改善は、他の権利の向上を促進する。同様に、1つの権利の剥奪は他の権利に悪影響を及ぼす。Office of the UN High Commissioner for Human Rights, “What are Human Rights”, <http://www.ohchr.org/EN/Issues/Pages/WhatareHumanRights.aspx>, last accessed 18 October 2017.

<sup>369</sup> 北朝鮮の季刊誌『社会科学院学報』では法と政治の関係について次のように論じている。「政治的要求、政治的内容は法化し、義務的な行動規範である法として表現される。政治的利益、政治的課題は法を基本的な手段にして実現される。」しかしながらこれは「法の支配」を導くもの

「敵」を非人間化する排除を可能にし、北朝鮮の主権者である「人民」をより純粋な金日成－金正日－金正恩主義者にさせているということにつながる。こうしたメカニズムが、結果として、国家主権の超法規的権限を強めることになっていることは、とりわけ重要であろう。次の【図表 17】は、上で述べてきた「法による支配」と「敵」の排除、人民の「純」化、国家主権の関係を表したものである。

【図表 17】「敵」の排除に至る負のスパイラル



本節では、とりわけ「法による支配」が「敵」を物理的に排除してしまう政策的道具として、(1) 相互監視、(2) 追放、(3) 強制失踪、(4) 「管理所」の運営、そして (5) 処刑を挙げ、10名の脱北者へのインタビュー調査により得られた証言を取り上げながら<sup>370</sup>、「敵」を排除する問題について検討することとする。

ではないと考えられる。というのも、「統一研究院」の指摘通り、北朝鮮の強調する「法政治」は「法を尊重する「法治 rule of law」ではなく、法を統治手段として利用する「法による支配 rule by law」である」からである。최홍락 [チェ・ホンラク], “법치에 대한 일반적 이해 [法治に対する一般的理解]”, 『사회과학원학보』, 제 1 호, 루계 제 62 호, 사회과학출판사, 2009 년, pp. 28-9. 북한인권사회연구센터 [北韓人權社會研究センター], 『북한인권백서 2014 [北韓人權白書 2014]』 (서울: 통일연구원, 2014 년), pp. 219-220.

<sup>370</sup> 注記 7 を参照されたい。

### (1) 相互監視：思想及び表現の自由に対する制限

北朝鮮に居住するすべての人びとのあらゆる社会活動は、朝鮮労働党によって統制されていると言っても過言ではなかろう。北朝鮮当局は、住民の加入が義務付けられている朝鮮労働党傘下の諸社会組織や人民班を通して、人びとを監視し、その日常活動を「指導」する。さらに、様々な国家治安組織が「反国家的な」活動や異議表明などを取り締まる。国連調査委員会は、北朝鮮における国家治安組織、とりわけ住民統制のため、監視及び監察の権限を持つ組織として国家安全保衛部<sup>371</sup>、人民保安部、朝鮮人民軍保衛司令部、検察所、朝鮮労働党内の中央委員会レベルの特別機構を挙げている<sup>372</sup>。中でも、国家保衛部または保衛部と称される国家安全保衛部は、一般的な治安維持を主目的としながら政治警察としての任務を担当する人民保安部とは違って、「首領」を中心とする一党体制を支える監視機関として政治査察を主たる任務としている<sup>373</sup>。具体的には、「反国家及び反民族犯罪」を調査し、政治体制及び最高指導者に対する脅威を摘発するとともに、それを暴力的に弾圧する権限を有する<sup>374</sup>。言い換えれば、「敵」を取り除く役割を国家安全保衛部が果たしているのである。父が国家安全保衛部出身だったと証言した北朝鮮・開城出身の P さんは次のように述べている。

北朝鮮には「三人に一人はスパイ」という言葉があります。各々の工場、企業、人民班、それに国家機関にもスパイがいます。[保衛部の人が] 口を滑らせた人間一人を捕まえて、「お前、〇月〇日〇時に〇〇でこんなこと言っただろう」と威嚇して、「どうかお許してください」と[哀願]してきたら、「[監獄に] 入れてやりたいけれど、見逃してやるよ。代わりに、これ[友達や知人の言動を監視し密告すること]をやれ」と言って、スパイを増やしていく方式ですよ。もちろん、なかでもスパイとしても使えないひどい人びとの場合は、国家にとって危険だと判断した時には逮捕して収容所送りにします。[…] ですから、[保衛部の] 耳に入るかもしれないという恐怖感で、どれだけ仲が良くても正直には話せません<sup>375</sup>。

<sup>371</sup> 国家保衛部または保衛部と称されることが多い。

<sup>372</sup> 国防委員会が国務委員会に改編された 2016 年に、その下部組織である国家安全保衛部は国家安全保衛省に、人民保安部もまた人民保安省に改編された。

<sup>373</sup> 통일연구원편, 『북한개요』(서울: 통일연구원, 2009년), p. 67.

<sup>374</sup> *Op. cit.*, A/HRC/25/CRP.1, para. 134.

<sup>375</sup> 筆者によるインタビュー調査、P〇〇(男性、40代)、ソウル、2017年8月25日実施。

このように、「犯罪」の疑いのある住民を監視し、密告させることで、国家に対する「敵意」を抑制させ、かつ「敵」を除去する体制をより強固にしているのである<sup>376</sup>。

## (2) 追放：移動及び居住の自由に対する侵害

国連調査委員会は、北朝鮮当局が「平壤の「純粋」かつ穢れのないイメージを保つために、家族の一人が重大な犯罪または政治的不正とみなされる行為を犯した場合、家族全員を平壤から追放する」<sup>377</sup>と指摘している。2000年1月に脱北したYさんは祖父の何気ない発言が密告され、平壤から追放されたことを次のように証言した。

私たち家族は元々平壤に住んでいましたが、追い出されてしまったのです。祖父がお酒を飲んで本音を漏らしてしまっ。炭鉱の設備が劣悪すぎるから、事故が起こる前に直さないと、と話したことを誰かが誇張して密告したのです。幸いに祖父は6か月間取り調べを受けた末に釈放されましたが、祖父と息子であった父たちは、平壤にそのまま住むことを許されず、祖父の故郷である清津に島流しにされました<sup>378</sup>。

上記のように、北朝鮮当局は「特に平壤市内の成分不良者たちを地方に大勢移住させ」<sup>379</sup>するなど、政治的に「不純」な「反動分子」や「反党反革命分子」をはじめとする「敵」及びその家族に対する強制追放を、政治的道具として活用する政策を従来から固持している。したがって、平壤に住むことは、いわゆる「忠誠分子」に与えられる一つの特権なのである。

それに対し今日では、脱北者の急増に伴い、中国への違法な越境行為の統制が強化され、さらに北朝鮮の北部国境地域の住民に対する強制移住も伝えられている。2017年5月に出版された『北韓人權白書 2017』によれば、2015年頃、北朝鮮当局は脱北に対する統制のた

---

<sup>376</sup> ランコフは、北朝鮮当局による監視、統制、恣意的逮捕、そして暴力の組織的使用が北朝鮮における収容所システムの拡大をもたらしたと指摘する。アンドレイ・ランコフ（山岡由美訳）『北朝鮮の核心—そのロジックと国際社会の課題』みすず書房、2015年、57-58頁。

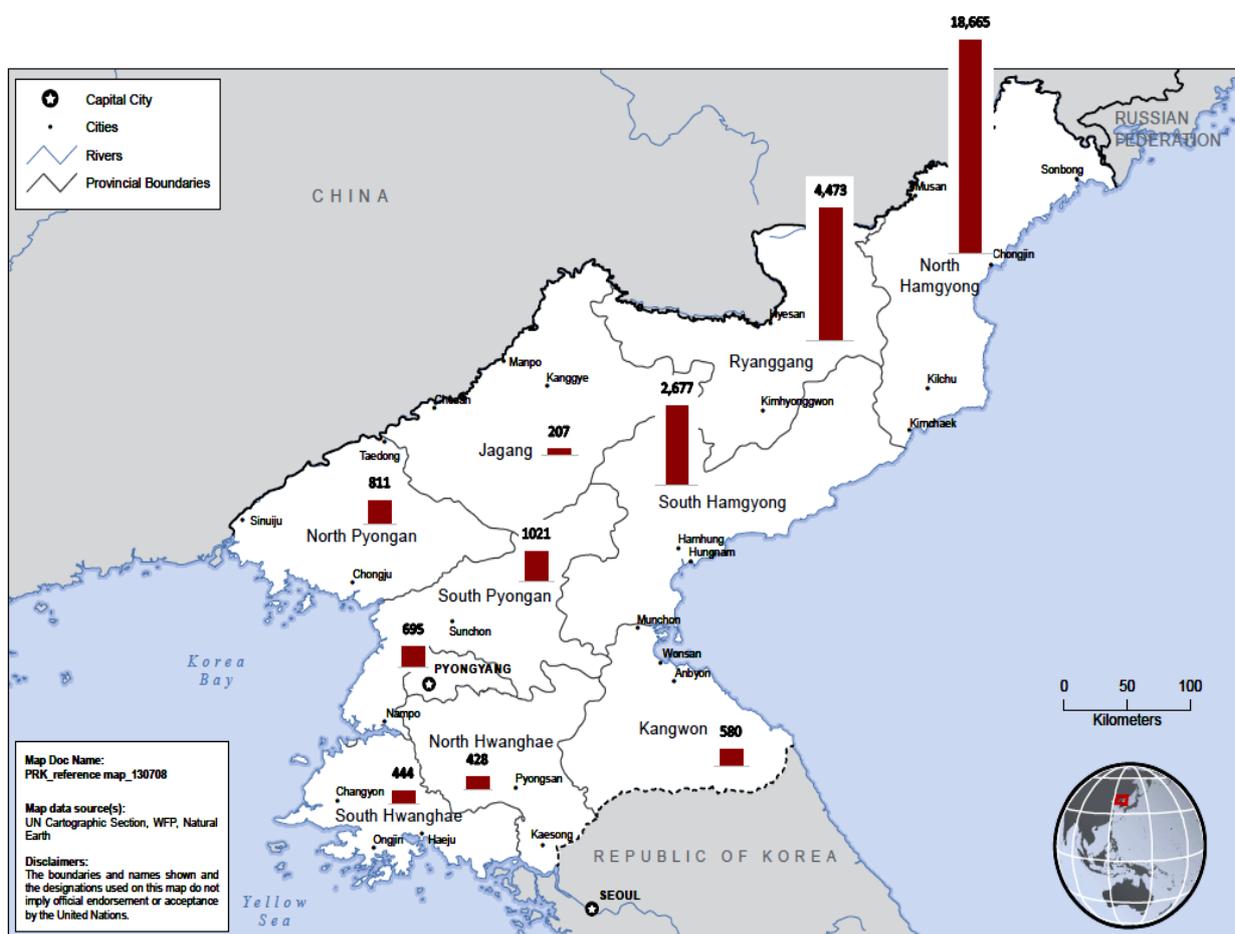
<sup>377</sup> *Op. cit.*, A/HRC/25/CRP.1, para. 488.

<sup>378</sup> 筆者によるインタビュー調査、Y〇〇（女性、30代）、ソウル、2017年8月27日実施。

<sup>379</sup> 북한인권연구센터편 [北韓人權研究センター編], 『북한인권백서 2017 [北韓人權白書 2017]』, p. 104.

めに両江道内の国境近くの 200 世帯ほどを強制移住させたとされる<sup>380</sup>。北朝鮮住民は、当局の許可なしに居住地から離れることも、国内を旅行することもできないため、地域間の生活環境の格差<sup>381</sup>は固着化する。すなわち、【図表 18】と【図表 19】に示されている通り、平壤から最も離れた両江道（Ryanggang）や咸鏡北道（North Hamgyong）が食糧の供給率も低く、また脱北者の数も圧倒的に多いのは決して偶然ではない。

【図表 18】出身地域別脱北者数（筆者加筆）



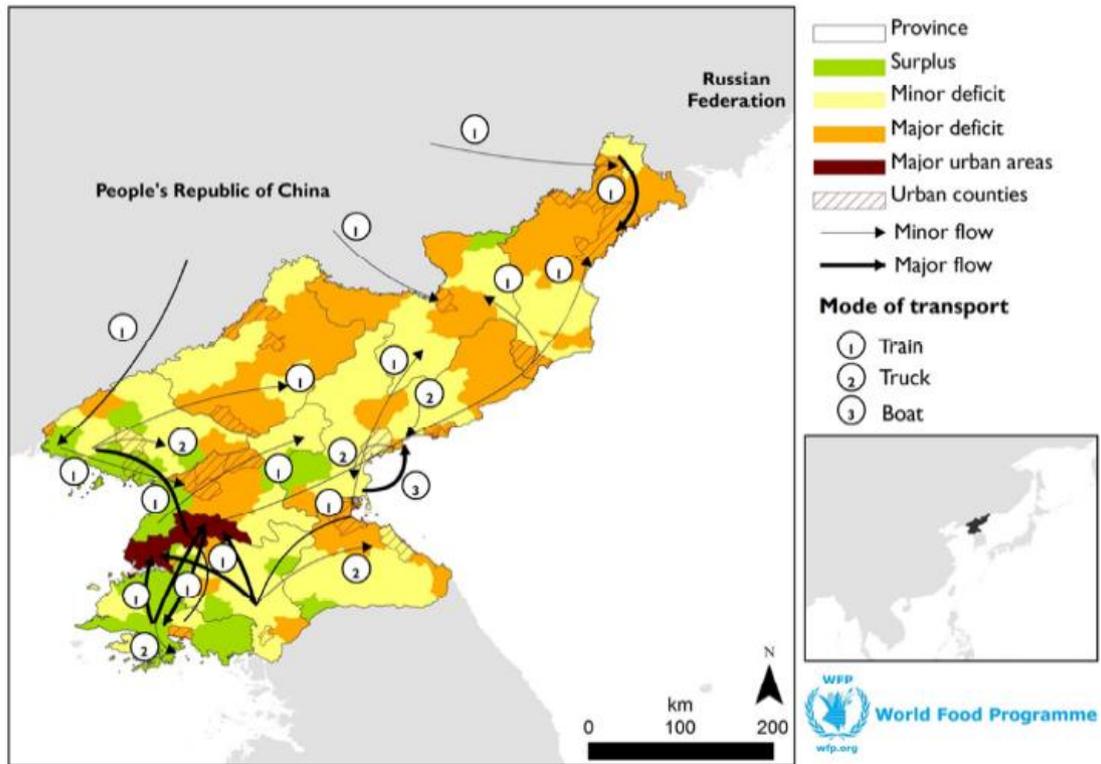
出典：2016 DPR Korea: Needs and Priorities<sup>382</sup>

<sup>380</sup> 同上，p. 104.

<sup>381</sup> 国連調査委員会は、「移動及び居住の自由を侵害する北朝鮮当局の政策が、社会と家族の連帯感を犠牲にして、[地域間の]異質な居住環境を維持し、情報の流れを制限するとともに、国家による統制を最大化する」ことに向けられていると述べている。Op. cit., A/HRC/25/CRP.1, para. 487.

<sup>382</sup> 地図は United Nations Country Team, 2016 DPR Korea: Needs and Priorities, 19 April 2016,

【図表 19】北朝鮮における食糧の移動



出典：Food and Agriculture Organization of the United Nations and World Food Programme<sup>383</sup>

### (3) 強制失踪：生存権及び身体の自由の侵害

国際法は「強制失踪」を「国の機関又は国の許可、支援若しくは黙認を得て行動する個人若しくは集団が、逮捕、拘禁、拉致その他のあらゆる形態の自由のはく奪を行う行為であって、その自由のはく奪を認めず、又はそれによる失踪者の消息若しくは所在を隠蔽することを伴い、かつ、当該失踪者を法律の保護の外に置くもの」と定義している<sup>384</sup>。「敵」

p. 2. 脱北者統計は、통일부 [韓国統一省]，“통계자료 [統計資料]”，<http://www.unikorea.go.kr/content.do?cmsid=3099>、last accessed 23 August 2017.

<sup>383</sup> Food and Agriculture Organization of the United Nations and World Food Programme, “Special Report: FAO/WFP Crop and Food Security Assessment Mission to the DPRK”, 28 November 2013, p. 31, <http://documents.wfp.org/stellent/groups/public/documents/ena/wfp261353.pdf>, last accessed 20 October 2017.

<sup>384</sup> 「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」第2条。日本外務省、「強制失踪条約（強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約）」、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/shissou/index.html>、2017年10月4日最終アクセス。

を排除する手段としての強制失踪は、国連調査委員会が指摘するように<sup>385</sup>、政治的犯罪の被疑者に対して行われる。逮捕時に強制失踪となった者の行方や逮捕の理由などは、家族、友人、職場の同僚、近所の住人に知らされないとされる<sup>386</sup>。北朝鮮の咸鏡北道会寧出身のCさんも強制失踪を目撃している。

友だちのお父さんが、はっきりと物を言う人で信条のある方でしたが、突然いなくなったのです。理由は、思想が悪いとのことだったらしいのです。当時、子どもが小さかったので、お父さんとお母さんを強制的に離婚させて、[お父さん]一人だけ連れて行きました。それでも友だちは、反動分子になってしまったので、ずいぶん苦勞しましたよ<sup>387</sup>。

こうした強制失踪は、人びとが逮捕されてから一切の法的保護を受けさせないために行われていると考えられる。これが意図することは、「敵」の物理的抹殺であろう。一方、国連調査委員会が論じるように、「絶対的服従を示さない者は、当局だけが決定した、また当局だけが知る理由により、いつでも失踪状態になりうるということ」を北朝鮮住民に知らせるために、強制失踪が用いられていると捉えることもできよう<sup>388</sup>。

#### (4)「管理所」の運営：生存権及び身体の自由の侵害

既に「管理所」の存在が国際社会において広く知られ、争点化されている今日では、「管理所」を存続させることで生じる「利点」はほとんどないに等しい。というのも、第3章でみてきたように、「管理所」を含む北朝鮮の拘禁施設における人権侵害が国際的に明るみに出されていることに加え、「管理所」で活用されている囚人労働も北朝鮮の経済を支えているほどの規模ではないからである。それにもかかわらず、「管理所」は、以前に比べその数及び収容者数は減ってきているものの、依然として維持されている。

それでは、北朝鮮において強制収容所が必要とされているのはなぜだろうか。「管理所」における人権侵害に関しては、第3章第2節「敵の人権」において述べた通りなので、こ

<sup>385</sup> *Op. cit.*, A/HRC/25/CRP.1, para. 698.

<sup>386</sup> 「但し、家族は賄賂や個人的接触などの非公式な経路から、情報を得ることもある。」*Op. cit.*, A/HRC/25/CRP.1, para. 698.

<sup>387</sup> 筆者によるインタビュー調査、C〇〇（女性、40代）、ソウル、2017年8月27日実施。

<sup>388</sup> *Op. cit.*, A/HRC/25/CRP.1, para. 699.

ここでは、「管理所」の目的に着目し、「敵」の排除の仕方について論じる。

「管理所」の目的は三つあると考えられる。それはすなわち、「全ての共産主義国の全てのグラーク型の収容所」<sup>389</sup>の類似した特徴とも言える「労働を通しての改造」<sup>390</sup>の観点からすれば、「矯正」と「労働」という目的である。そしてもう一つは、ナチス・ドイツが実行していたものに類似する「絶滅」である。

第1に「矯正」の目的とは、「管理所」が存在するという事実によって収容所の外側の人びとに対してその体制に服従することをより容易にする「教育的」効果の一種としてのもの<sup>391</sup>と北朝鮮社会に再び復帰する機会が与えられている耀徳15号管理所の「革命化区域」<sup>392</sup>における強制労働、生活総和<sup>393</sup>、政治学習によるものを指す。

第2に「労働」とは、「管理所」における囚人労働である。既に示唆したように、「管理所」は自ら工場、農場、鉱山、伐木業を運営しており、囚人は全員「1日12時間かそれ以

---

<sup>389</sup> ハリー・ウー「労改（中国）と強制収容所（北朝鮮）」（北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会『生命と人権』第14号、2000年所収）、39頁。

<sup>390</sup> 同上、39頁。

<sup>391</sup> 「北韓人権情報センター」が2009年に入国した脱北者322名を対象に行った調査によれば、11.9%が「管理所」を直接目撃したことがあると答え、75%が「管理所」の存在を知っていると答えた。一方、「管理所」を知らないと答えたのは12.8%にすぎなかった。윤여상 [ユン・ヨサン], 이자은 [イ・ジャウン], 한선영 [ハン・ソンヨン], 『북한 정치범수용소의 운영체계와 인권실태 [北韓の政治犯収容所の運営体系と人権の実態]』(서울: 북한인권정보센터, 2011年), pp. 26-27.

<sup>392</sup> 「革命化区域」に収監された場合、一般的に3年の刑期が宣告されていると伝えられており、審査結果によって釈放されることもある。但し、「管理所での生活について一切漏洩しないとの誓約書を書かせられ、これに違反すると、再び収監される。」また、釈放後に受け取った公民証には「朝鮮人民軍警備隊労働者」と記載されているため、北朝鮮の一般住民に「管理所」出身であることが発覚されることはない。こうした処遇は、「階級路線の貫徹原則」に示されていた「包摂」に基づいたものであると考えられる。北韓人権情報センターが「管理所」経験者17名に対し面接調査を行った結果、独身で収監された場合、おおよそ3年の刑を言い渡される(裁判なし)が、家族とともに入れられた場合や収監時刑期を知らされていなかった場合は、その刑期は長期化する傾向があると言う。북한인권정보센터 [北韓人権情報センター], 『북한정치범수용소 실태조사 [北韓政治犯収容所実態調査]』, pp. 64-65. 북한인권사회연구센터 [北韓人権社会研究センター], 『북한인권백서 2014 [北韓人権白書 2014]』, pp. 160. 북한인권연구센터편 [北韓人権研究センター編], 『북한 정치범수용소 [北韓の政治犯収容所]』, p. 64.

<sup>393</sup> 「首領の教示」や「指導者のお言葉」を引用して、自己批判または相互批判すること。통일교육원 교육개발과 [統一教育院教育開発課], 『2013 북한이해 [2013 北韓理解]』(서울: 통일부 통일교육원, 2013年), pp. 235-7.

上の強制労働」に服し、「死ぬまで働かされる」<sup>394</sup>。ここでは、最低限の費用で最大限の労働力を引き出すことしか考えられていないため、飢餓や強制労働、その他の暴力行為による死は常に想定内のことである<sup>395</sup>。「管理所」が北朝鮮の経済に好影響を及ぼしていると断定できない現状では、囚人たちに割り当てられた厳しいノルマは、不十分な衣食住の環境下において死に近い囚人を確実に除去する手段として、また、組織としての「管理所」を維持させる財源を生み出す手段として、機能していると言わざるを得ない。

最後に「絶滅」の目的というのは、強制労働、食糧不足、処刑、拷問、労働災害などが常態化した生活条件の下に囚人を留ませたことにより、毎年数千人を死亡させた事実に関わるものである<sup>396</sup>。「管理所」における「絶滅」行為は、長時間にわたり散在的に行われており、しかもその実態について外部からはまったくうかがい知ることができないことから、「敵」の「処分」場所というよりも「使い捨て」の施設として営まれていると言える。

以上の「管理所」の矯正、労働、絶滅という目的が示唆するものは、人間が徹底的に政治の道具とされていることである。それは、逆説的に言えば、金日成－金正日－金正恩主義者と化した「勤労人民」<sup>397</sup>の存在によって「敵」が選り出され、排除されるという「人民主権」の一断面を表しているとも考えられる。

#### (5) 処刑：生存権の侵害

北朝鮮における死刑規定は、第3章や第4章で見てきたように、その恣意的な解釈と判決の恐れが十分にある。死刑の執行は、銃殺刑か絞首刑によって秘密裏に行われるか、他の人びとに対する見せしめの目的で公開処刑が行われる場合もある<sup>398</sup>。アムネスティ・インターナショナルの『2016年の死刑判決と死刑執行』によれば、公開死刑が行われる国はイ

<sup>394</sup> *Op. cit.*, A/HRC/25/CRP.1, paras. 775, 778.

<sup>395</sup> *Ibid.*, para. 781.

<sup>396</sup> *Op. cit.*, A/HRC/25/CRP.1, para. 1043.

<sup>397</sup> 「社会主義憲法」第4条は次のように規定している。「朝鮮民主主義人民共和国の主権は、労働者、農民、軍人、勤労インテリをはじめ勤労人民にある。」「朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法」2016年6月29日最高人民会議第13期第4次会議において修正・補足。Naenara-朝鮮民主主義人民共和国（朝鮮民主主義人民共和国外国文出版社）、「社会主義憲法」、<http://www.naenara.com.kp/ja/politics/?rule>、2017年10月18日最終アクセス。

<sup>398</sup> Amnesty International, *North Korea: Torture, Death Penalty and Abductions*, 2 August 2009, ASA 24/003/2009.

ランと北朝鮮だけである<sup>399</sup>。同報告書は「犯罪にあたらぬ行為、あるいは国内法で定めのない行為」に対しても公開処刑を含む死刑の執行が及んでいることを明らかにした<sup>400</sup>。このように北朝鮮において行われる公開処刑は、国際基準に沿った公正で適切な法的手続きによるものとは言えず、北朝鮮の刑法にも反している。北朝鮮当局はそのような公開処刑の事実を認めており、公開処刑が「住民の全員一致の要請」<sup>401</sup>または「犯罪者の親戚や家族の要求」<sup>402</sup>による執行であると主張している。この主張に示唆されているように、北朝鮮の全住民が公開処刑を目撃しているか、もしくは知っていると言われる<sup>403</sup>。経済的理由により脱北した咸鏡北道出身の在韓脱北者は公開処刑を何度も目撃したと話し、次のように証言した。

初めて [公開処刑を] 見たのは、22 か 23 歳の時でした。唐辛子畑を警備するお爺さんを軍人 6 名が殴り殺したのです。それで、その 6 名に対する公開裁判がありました。学校の授業も中断され、全員集まったのです。[殴り殺しを] 扇動した 3 名が処刑されて、残りは無期懲役か 20 年刑でした。その [死刑を言い渡された] 3 名を 9 名で銃殺しました<sup>404</sup>。

北朝鮮において死刑となる「犯罪」は、第 4 章「敵」の起源」で述べた、国家転覆陰謀罪、テロ罪、祖国反逆罪、破壊暗害罪、民族反逆罪の「反国家及び反民族犯罪」に加え、不法アヘン栽培・麻薬製造罪、麻薬密輸・取引罪、故意的重殺人罪である。しかし、北朝鮮は 2007 年に「刑法付則」を別に設け、「極めて重い形態」という前提で戦闘技術機材・軍事施設の破損（第 1 条）、国家財産の略取（第 2 条）、国家財産の強盗（第 3 条）、国家財

---

<sup>399</sup> アムネスティ・インターナショナル、『死刑判決と死刑執行（抄訳）』2017 年 4 月，ACT 50/5740/2017，[http://www.amnesty.or.jp/library/report/pdf/statistics\\_death\\_penalty\\_2017.pdf](http://www.amnesty.or.jp/library/report/pdf/statistics_death_penalty_2017.pdf)、2017 年 10 月 7 日最終アクセス。

<sup>400</sup> 同上、10 頁。

<sup>401</sup> 前掲『平和のために人権を』、197 頁。

<sup>402</sup> Human Rights Watch, “Statement regarding the UPR Outcome Report on the Democratic People’s Republic of Korea”, 18 March 2010, <http://www.hrw.org/news/2010/03/18-1>, last accessed 8 October 2017.

<sup>403</sup> このことについて国連調査委員会は次のように述べている。「処刑は中心的な場所で公開的に執行されるため、北朝鮮ではほぼすべての住民が処刑を目撃している。」*Op. cit.*, A/HRC/25/CRP.1, para. 827.

<sup>404</sup> 筆者によるインタビュー調査、〇〇（女性、40 代）、ソウル、2017 年 8 月 27 日実施。

産の破損（第4条）、貨幣偽造（第5条）、誘拐（第20条）、強姦（第21条）などの16の「犯罪」に対し死刑を適用できるようにした<sup>405</sup>。上で公開処刑について証言したCさんは人身売買の罪で公開処刑された人も目撃しており、次のように話した。

会寧市の、人の集まる大きい市場で、1、2年の間、何回も、2か月に1回ぐらいの頻度で「公開処刑を」やりました。人身売買が「処刑の」理由でした。あの時は、人びとがたくさんいなくなっていました。中国に行ってしまう。その「人身売買をした」人たちは、貧しいけど可愛い子たちに中国に行くように唆してお金を受け取る人でした。考えてみると、「北朝鮮での」暮らしがすごく大変だったから中国に行ったら「北朝鮮よりは」マシだし、その人たち「人身売買で処刑になった人びと」のことを悪いとも言えないのです<sup>406</sup>。

また、咸鏡北道出身の別の在韓脱北者は、公開処刑の様子について以下のように話した。

処刑される人に対してはいつも、人民を裏切ったから、刑法の〇〇条に基づき死刑を執行すると言って「処刑をしました」。年に2、3回はあったと思います。ただ、中学1年までは行われていたのですが、それ以降は公開処刑、公開裁判のようなものはなくなりました。国際的に問題になって非難されていますから「しなくなったと思います」<sup>407</sup>。

公開処刑がなくなったということに関しては、統一研究院が2016年に行った調査においても、「最近公開処刑が減ったとの証言を収集した」ことを明らかにしている<sup>408</sup>。また、2006年12月に金正恩朝鮮労働党委員長が公開裁判及び公開処刑を禁止する命令を下したとも伝えられている<sup>409</sup>。しかしこうした試みが北朝鮮の人権状況の改善に影響を与えているとは考

---

<sup>405</sup> 북한인권연구센터편 [北韓人權研究センター編], 『북한인권백서 2017 [北韓人權白書 2017]』, pp. 44-45.

<sup>406</sup> 筆者によるインタビュー調査、C〇〇（女性、40代）、ソウル、2017年8月27日実施。

<sup>407</sup> 筆者によるインタビュー調査、K〇〇（男性、20代）、ソウル、2017年8月25日実施。

<sup>408</sup> 북한인권연구센터편 [北韓人權研究センター編], 『북한인권백서 2017 [北韓人權白書 2017]』, p. 59.

<sup>409</sup> Daily NK, “김정은, ICC 회부 겁났나?... “공개처형 금지하라” 지시 [金正恩, ICC への提訴に怯えたのか。「公開処刑禁止」を指示]”, 13 December 2016, <http://www.dailynk.com/>

えにくい。公開処刑が減ったことにより、むしろ非公開処刑の頻度が高くなったとも想定されるし、さらに刑の執行をめぐる透明性を確保することがより難しくなったとも言えるからである。いずれにせよ、公開処刑は人民を裏切った「犯罪者」とされた「敵」に対する刑罰として用いられてきたことは事実である。また、そのような処刑を人びとに見させることにより、常に「敵」を意識させ、「仮想の敵」が「敵」と化すことへの拡散を抑制していたとも考えられる<sup>410</sup>。

### 第3節 排除の常態化——国際的な視点から

既に示唆したように、国際社会において北朝鮮の人権状況に関する議論が本格化した背景には、北朝鮮の実態に関する脱北者の証言と、北朝鮮当局による日本人拉致問題を金正日国防委員長が認めたこと（2002）、そして北朝鮮政府の核拡散防止条約からの脱退（2003）などがある。2003年以降、国連人権委員会（2003年～2005年）及び国連総会（2005年～現在）、国連人権理事会（2008年～現在）では北朝鮮の人権状況に関する決議が立て続けに採択された。それに加えて、2004年には国連人権委員会の決議 2004/13により、北朝鮮の人権状況に関する特別報告者（Special Rapporteur）が設けられ、2013年には国連人権理事会の決議 22/13により、北朝鮮における「組織的で広範囲にわたる重大な人権侵害を調査する」<sup>411</sup>国連調査委員会が設置された。これを受けて、国連安全保障理事会においても北朝鮮の人権状況が議論され（2014年から2016年まで）、2015年には国連調査委員会の最終報告書をフォローアップするための国連事務所が韓国・ソウルに開設された。

【図表 20】北朝鮮の人権に対する国際連合の取り組みと北朝鮮当局の対応（筆者作成）

年	国際連合	北朝鮮
1981		・「国際人権規約（社会権規約及び自由権規約）」批准→但し、B規約第41条は非承認
1983		・自由権規約に関する第1回履行報告書提出（10・24）
1984		・「戦争犯罪時効不適用条約」批准

korean/read.php?cataId =nk04500&num=109841, last accessed 1 March 2017.

<sup>410</sup> *Op. cit.*, A/HRC/25/CRP.1, para. 830.

<sup>411</sup> UN Human Rights Council, “Situation of human rights in the Democratic People’s Republic of Korea”, 9 April 2013, UN Doc. A/HRC/RES/22/13.

年	国際連合	北朝鮮
1987		・ 刑法改正、死刑となる 33 項目の「犯罪」を 5 項目に
1989		・ 「ジェノサイド条約」加入
1990		・ 社会権規約に関する第 1 回履行報告書提出
1992		・ 「児童の権利条約 (CRC)」批准
1993		・ 刑事訴訟法改正、第 4 条に「人権」明記 (1・15)
1995	・ WFP、北朝鮮に食糧支援開始	・ 食糧危機
1996		・ 『労働新聞』、「我々式人権」主張 (6・24)
1997	・ CHR 小委員会、北朝鮮人権状況決議 (8・21)	・ CRC に関する第 1 回履行報告書提出
1998	・ CHR 小委員会、北朝鮮人権状況決議 (8・19)	・ 自由権規約脱退宣言 (8・27) →認められず
1999		・ 憲法改正、「居住、旅行の自由」明記 (第 75 条)
2001		・ 「申請願法」制定
2002		・ 自由権規約に関する第 2 回履行報告書提出
2003	・ CHR、北朝鮮人権状況決議 (4・16)	・ 「女子差別撤廃条約 (CEDAW)」批准
2004	・ CHR、北朝鮮人権状況決議 (4・15)	・ EU と人権対話
2005	・ ウィティット・ムンタホーンが北朝鮮人権特別報告者に任命	・ 金正日国防委員長、拉致を認め謝罪 (9 月)
2006	・ CHR、北朝鮮人権状況決議 (4・14)	・ 社会権規約に関する第 2 回履行報告書提出
2007	・ GA、北朝鮮人権状況決議 (12・16)	・ CRC に関する第 2 回履行報告書提出
2008	・ GA、北朝鮮人権状況決議 (12・19)	・ CEDAW に関する第 1 回履行報告書提出
2009	→この決議 (61/174) により事務総長も総会において「北朝鮮の人権状況」を報告	・ 核拡散防止条約からの脱退宣言 (1・10)
2010		・ 障がい者保護法制定
2011	・ CHR、北朝鮮人権状況決議 (4・14)	・ CRC 代表、北朝鮮訪問 (4 月)
2012	・ GA、北朝鮮人権状況決議 (12・18)	
2013	・ HRC、北朝鮮人権状況決議 (3・27)	・ CRC に関する第 3・4 回履行報告書提出
2014	・ GA、北朝鮮人権状況決議 (12・18)	・ 駐ジュネーヴ北朝鮮代表、HRC 議長に「人権状況決議」と「特別報告者」に対して抗議する書簡を送付 (6・8)
2015	・ UPR 第 1 回北朝鮮人権審査報告書採択 (12・9)	・ 刑法改正、「破壊暗害罪」の最高刑が「死刑」に
2016	・ HRC、北朝鮮人権状況決議 (3・26)	・ 駐ジュネーヴ北朝鮮代表、HRC 議長に抗議書簡 (1・30)
2017	・ HRC、北朝鮮の人権状況を審査 (UPR)	・ 駐ジュネーヴ北朝鮮代表、HRC 議長に抗議書簡 (1・29)
2018	・ GA、北朝鮮人権状況決議 (12・18)	・ 憲法改正、「人権を保護し尊重する」と明記
2019	・ HRC、北朝鮮人権状況決議 (3・25)	・ 人権状況に関する「国家報告書」提出 (UPR)
2020	・ マルズキ・ダルスマンが北朝鮮人権特別報告者に任命 (6 月)	・ 駐ジュネーヴ北朝鮮代表、HRC 議長に抗議書簡 (1・21)
2021	・ GA、北朝鮮人権状況決議 (12・21)	・ 労働保護法制定 (7・8)
2022	・ HRC、北朝鮮人権状況決議 (3・24)	・ 女性権利保障法制定 (12・22)
2023	・ GA、北朝鮮人権状況決議 (12・19)	・ 児童権利保障法制定 (12・22)
2024	・ 超法規的、略式または恣意的処刑に関する特別報告者、政治犯収容所に関して北朝鮮に連絡 →回答なし	・ 駐ジュネーヴ北朝鮮代表、HRC 議長に抗議書簡 (1・19)
2025		・ 駐ジュネーヴ北朝鮮代表、HRC 議長に抗議書簡 (2・1)

← 金日成死去

← 金正日死去

年	国際連合	北朝鮮
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ HRC、北朝鮮人権状況決議 (3・22)</li> <li>・ GA、北朝鮮人権状況決議 (12・20)</li> </ul>	
2013	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ HRC、北朝鮮人権状況決議 (3・21) →この決議 (22/13) により北朝鮮人権調査委 (COI) が設置</li> <li>・ HRC、北朝鮮 COI の委員について発表 (5・7)</li> <li>・ GA、北朝鮮人権状況決議 (12・18)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐ジュネーブ北朝鮮代表、HRC 議長に抗議書簡 (1・28)</li> <li>・ 「障害者権利条約 (CRPD)」署名 (7・3)</li> <li>・ 刑法改正、アヘン栽培・麻薬製造に対する最高刑として「死刑」を追加</li> </ul>
2014	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ COI、最終報告書を発表 (3・17)</li> <li>・ HRC、北朝鮮人権状況決議 (3・28)</li> <li>・ UPR 第 2 回北朝鮮人権審査報告書採択 (5・6)</li> <li>・ 国連、北朝鮮人権事務所をソウルに設置することを発表 (5・30)</li> <li>・ 「北朝鮮人権関連高位級会議」(9・23、北朝鮮代表は会議参加を拒否される)</li> <li>・ ダルスマン北朝鮮人権報告者と人権高等弁務官、北朝鮮当局者ら 4 人と初会合 (10・27、訪北について議論)</li> <li>・ GA、北朝鮮人権状況決議 (12・18)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐ジュネーブ北朝鮮代表、国連人権理事会議長に「COI」と「人権決議」に対して抗議 (2・3)</li> <li>・ UPR 第 2 回北朝鮮人権審査 (5・1)</li> <li>・ 駐ジュネーブ北朝鮮代表、国連人権理事会議長に「祖国統一研究院」と「南朝鮮人権対策協会」によって発表された『白書』(アメリカと韓国の人権状況に関するもの)を送付 (5・12)</li> <li>・ 祖平統代弁人、「南朝鮮に国連「北人権事務所」を設置することを決定したかいらい一味を糾弾」(6・9)</li> <li>・ 「朝鮮人権研究協会」、人権報告書発表 (9・13)</li> <li>・ 朝鮮人権研究協会の報告書を国連総会および国連安全保障理事会の公式文書に配布 (10・16)</li> <li>・ 「我が民族同士 TV」、シン・トンヒョクの父とのインタビューを公開 (10・25)</li> <li>・ 「児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書」署名 (9・9)</li> <li>・ 「児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書」批准 (11・10)</li> </ul>
2015	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ COI の最終報告書発表一周年記念国際会議開催 (ワシントン、2・17-19)</li> <li>・ HRC、北朝鮮人権状況決議 (3・27)</li> <li>・ OHCHR、北朝鮮の人権状況を監視し、記録するための現地事務所を開設 (6 月)</li> <li>・ 北朝鮮の人権状況に関する「パネルディスカッション」開催、北朝鮮は抗議・不参加 (9・21、HRC)</li> <li>・ 安保理にて北朝鮮の人権状況についてブリーフィング (12・10)</li> <li>・ GA、北朝鮮人権状況決議 (12・17)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐ジュネーブ北朝鮮代表、国連人権理事会議長に北朝鮮人権会議がワシントンで開催されたことなどを非難する書簡送付 (2・23)</li> <li>・ 駐ジュネーブ北朝鮮代表、国連人権理事会議長にソウル現地事務所の設置に抗議する書簡送付 (6・23)</li> <li>・ 北朝鮮、国連人権高等弁務官の北朝鮮訪問について言及→OHCHR の「技術協力」についても興味を示唆 (9 月)</li> <li>・ 駐ジュネーブ北朝鮮代表、国連人権理事会議長に自国の人権状況に関する「パネルディスカッション」の開催と人権決議に抗議する書簡送付 (9・25)</li> </ul>
2016	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ HRC、北朝鮮人権状況決議 (3・23)</li> <li>・ トマス・オヘア・キンタナが北朝鮮人権特別報告者に任命 (6 月)</li> <li>・ 国連人権高等弁務官、北朝鮮における人権侵害に係る説明責任の問題に取り組む専門家グループとしてソーニャ・ピセルコとサラ・ホサインを任命 (9・9)</li> <li>・ GA、北朝鮮人権状況決議 (12・19)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 36 年ぶりに朝鮮労働党第 7 回大会を開催 (5・9)</li> <li>・ 駐ジュネーブ北朝鮮代表、国連人権理事会議長に「集団脱北」<sup>412</sup>に関し送還を要求する書簡送付 (5・17)</li> <li>・ 最高人民会議、憲法改正→国防委員会を国務委員会へ (6・29)</li> <li>・ 駐ジュネーブ北朝鮮代表、OHCHR にアメリカの対北敵対政策を非難する口上書送付 (7・8)</li> <li>・ CRC に関する第 5 回履行報告書提出</li> </ul>

<sup>412</sup> 北朝鮮が運営する中国のレストラン「柳京」で働いていた 12 人の女性従業員と支配人の男性 1 人が「脱北」し、韓国に入国した事件を指す。

年	国際連合	北朝鮮
2017	・ HRC、北朝鮮人権状況決議 (3・24)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CEDAW に関する第 2・3・4 回履行報告書提出</li> <li>・ 駐ジュネーブ北朝鮮代表、国連人権理事会議長に「集団脱北」に関し送還を要求する書簡送付 (1・27)</li> <li>・ 朝鮮国際問題研究院、日本の人権状況を批判 (2・21)</li> <li>・ 朝鮮国際問題研究院、アメリカの人権状況を批判 (3・15)</li> <li>・ 障がい者の権利に関する特別報告者の訪問を許可し、現地調査 (5・2-9)</li> </ul>

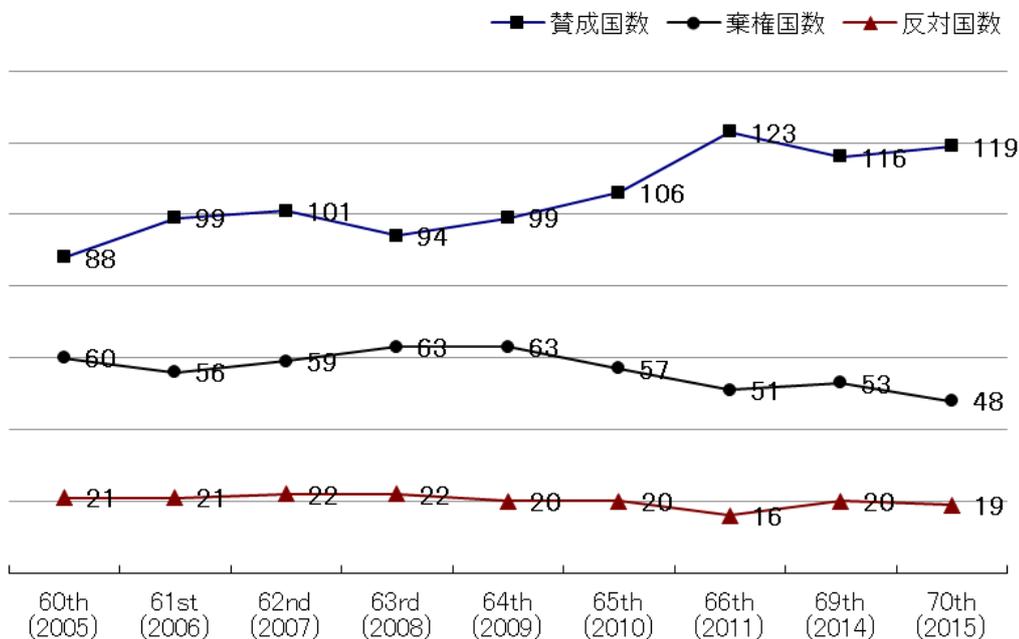
※CHR：国連人権委員会、GA：国連総会、HRC：国連人権理事会、OHCHR：国連人権高等弁務官事務所

【図表 20】に示すように、北朝鮮の人権状況は普遍的な人権問題として、国連でも数年間にわたり深く懸念されてきた。国連総会では、北朝鮮政府に対し、すべての人権及び基本的自由を十分に尊重することを求め<sup>413</sup>、「(a) 北朝鮮における組織的、広範かつ重大な人権侵害に対し、直ちに終止符を打つこと」、「(b) 政治犯収容所を直ちに閉鎖し、すべての政治犯を無条件かつ直ちに釈放すること」、「(c) 北朝鮮住民を保護し、インピーニティの問題に取り組むとともに、人権侵害を惹き起こした罪に責任を有する者を独立した司法制度の下で裁くこと」、「(d) 難民流出の根本的な原因を突き止め対処し、人身売買に加担したものを起訴すること、また人身売買の被害者を処罰しないこと」、「(e) 強制送還された北朝鮮国民の安全を保障し、いかなる処罰も受けさせないこと、また彼らの地位と取扱いに関する情報を提供すること」、「(f) 特別報告者との協力」、「(g) 国連人権高等弁務官及

<sup>413</sup> 国連人権理事会の北朝鮮人権状況決議には、「すべての人権及び基本的自由」の尊重を求める、より詳細な記述がされている。その具体的内容は、(a) 思想、良心、宗教の自由と言論、表現、結社の自由の保障、(b) 成分制度に基づく公民に対する差別及びジェンダーの平等を確保すること、(c) 移動の自由の尊重、(d) 食糧への平等なアクセスを促進すること、(e) 刑務所内の強制労働にかかわるすべての人権侵害を直ちに止めること及びすべての政治囚を釈放し、政治犯収容所を閉鎖すること、(f) 拉致または強制失踪されたすべての人びと及びその子孫を直ちに帰し、その問題を透明性のある方法で解決すること、(g) 離散家族の再会を確保すること、(h) 連座制の廃止であり、同人権理事会はこれらを含むすべての「人権侵害」ないしは「犯罪」を止めるための措置を直ちに講じることを要請している。UN Human Rights Council, “Situation of Human Rights in the Democratic People’s Republic of Korea”, 28 March 2014, A/HRC/RES/25/25, para. 3. UN Human Rights Council, “Situation of Human Rights in the Democratic People’s Republic of Korea”, 27 March 2015, UN Doc. A/HRC/RES/28/22, para. 2. UN Human Rights Council, “Situation of Human Rights in the Democratic People’s Republic of Korea”, 23 March 2016, UN Doc. A/HRC/RES/31/18, para. 2. UN Human Rights Council, “Situation of Human Rights in the Democratic People’s Republic of Korea”, 24 March 2017, UN Doc. A/HRC/RES/34/24, para. 2.

びその事務所と人権の分野において技術的な協力活動に従事すること」、「(h) 普遍的定期的レビューの際に受け入れた勧告を履行し、検討中の勧告事項に対しては前向きに考慮すること」、「(i) 国際的な労働基準を遵守する法令を制定し、関連条約を批准することを検討するとともに、国際労働機関の加盟国になること」、「(j) 引き続き国連人権機関と協力し、また強化すること」、「(k) 人道的援助のための完全かつ安全で妨害のないアクセスを確保すること」、「(l) 国連国別現地チームと開発機関との協力を更に改善すること」「(m) 締結していない国際人権条約の批准または加入を検討し、締結した条約の監視機関への報告及び審査を再開すること」を強く促してきた<sup>414</sup>。これらの決議内容には、本稿における「敵」にかかわる事象——すなわち、基本的人権を行使できない状況、強制収容所の囚人、脱北者、仮定の「敵」の人権状況——が多く含まれている。こうした北朝鮮の人権問題が多く、国連加盟国にとって懸念事項であり続けたことは、【図表 21】の通り、国連総会における北朝鮮人権状況決議の表決結果を見ても納得がいくであろう。

【図表 21】国連総会における北朝鮮人権状況決議の表決結果（筆者作成）



<sup>414</sup> UN General Assembly, “Situation of Human Rights in the Democratic People’s Republic of Korea”, 19 December 2016, UN Doc. A/RES/71/202, para. 14.

しかし、上記の【図表 21】には、北朝鮮の人権状況に関する国際社会の高い関心のみならず、かえって何故北朝鮮の人権状況が改善できずにいるのかという、北朝鮮における人権侵害の常態化に対する手がかりが示唆されている。すなわち、北朝鮮人権状況決議案に反対し続けている国々の存在である。北朝鮮の核開発やミサイル発射実験に対する国連安保理での制裁決議案をめぐるみられる対立と同様に、北朝鮮の人権状況についても国連安保理常任理事国のみならず、193 か国の国連全加盟国のレベルで対立と見解の相違が顕著である。より正確に言えば、そうした対立はいわゆる「北朝鮮問題」に国際社会が如何に対応すべきかをめぐるものというよりも、個々の国家によって異なる多義的な「平和」の構築、ないしは「国家の安全保障」や「人間の安全保障」の問題に関わるものである。この現象を、例えば「パワー・ポリティクス (power politics)」の文脈で従来通りの解釈をすることも可能かもしれない。しかし、本稿が注目するのは、資本主義陣営と共産主義陣営という二大ブロックが対峙していた東西冷戦構造の崩壊以後、さらにその存在感を強めた人権である<sup>416</sup>。言い換えれば、ポスト冷戦時代である今日における国家間の対立は、国際社会における人権理念の受容の流れが続くなか、人権という概念の独占をめぐる対立とも言うことができる<sup>417</sup>。【図表 22】は、国連総会における北朝鮮人権状況決議に反対票を投じた国々が、国連総会決議の中でもかなり論争的な①開発の権利、②人権侵害及び自決権の行使を妨げる手段としての傭兵利用の警戒、③平和への権利宣言に関する三つの決議には

<sup>415</sup> 表決を行わずにコンセンサス採択された第 67 回 (2012)、第 68 回 (2013)、第 71 回 (2016) 国連総会における北朝鮮人権状況決議を除く。表決結果は UNBISnet (<http://unbisnet.un.org/>) から入手した。

<sup>416</sup> 例えば、1993 年に行われたの「世界人権会議」では、世界の 171 カ国の代表 (北朝鮮を含む) と 800 以上の非政府機関 (NGOs)、個人など、約 7,000 名が参加し、「来世紀に向けての人権のための世界的行動についての新たなビジョン」を提示した。同会議において採択された「ウィーン宣言および行動計画」は、「すべての者のためのすべての人権及び基本的自由」が「すべての人間が生まれながら有する権利」であり「それらの伸長及び保護は、政府の第一義的義務である」ことを明らかにし、人権が「普遍的な性格を有することは疑問の余地がない」と表明した。UN General Assembly, “World Conference on Human Rights: Vienna”, 13 October 1993, UN Doc. A/CONF.157/24 (Part I), para.17. 自由人権協会訳『世界人権会議 ウィーン宣言および行動計画 1993 年 6 月』国際連合広報センター、1997 年、1 頁、<http://www.unic.or.jp/files/Vienna.pdf>、2017 年 10 月 19 日最終アクセス。

<sup>417</sup> ここで想起すべきは、シュミットが「普遍的なもの」の政治的意味を普遍的概念の占領にあると指摘したことである。詳細については、第 2 章第 3 節を参照されたい。

賛成したことを表したものである。

【図表 22】北朝鮮人権状況決議に関する「人権ブロック」の形成について（筆者作成）

	60th 2005	61st 2006	62nd 2007	63rd 2008	64th 2009	65th 2010	66th 2011	69th 2014	70th 2015	65/219 <sup>418</sup> ①2010	71/182 <sup>419</sup> ②2016	71/189 <sup>420</sup> ② 2016
ALGERIA	A	N	N	N	N	N	N	A	N	Y	Y	Y
BELARUS	N	N	N	N	N	N	N	N	N	Y	Y	Y
BOLIVIA (PLURINATIONAL STATE OF)	Y	A	A	A	A	A	A	N	N	Y	Y	Y
BURUNDI	A	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	Y	Y	Y
CHINA	N	N	N	N	N	N	N	N	N	Y	Y	Y
CUBA	N	N	N	N	N	N	N	N	N	Y	Y	Y
DEMOCRATIC PEOPLE'S REPUBLIC OF KOREA	N	N	N	N	N	N	N	N	N	Y	Y	Y
DEMOCRATIC REPUBLIC OF THE CONGO	A	N	A		A	A	A	A	A	Y	Y	Y
EGYPT	N	N	N	N	N	N	N	N	N	Y	Y	Y
EQUATORIAL GUINEA			Y		N					Y	Y	Y
GAMBIA	N			A		A	Y	N	A	Y	Y	Y
GUINEA	N	N	N	N	A	N	A	A	A	Y	Y	Y
INDONESIA	N	N	N	N	N	A	A	A	A	Y	Y	Y
IRAN (ISLAMIC REPUBLIC OF)	N	N	N	N	N	N	N	N	N	Y	Y	Y
LAO PEOPLE'S DEMOCRATIC REPUBLIC	N	N	N	A		A	A	N	N	Y	Y	Y
LIBYAN ARAB JAMAHIRIYA	N	N	N	N	N	N	Y	A	A	Y	Y	Y
MALAYSIA	N	A	N	N	N	N	A	A	A	Y	Y	Y
MYANMAR		A	N	N	N	N	N	N	N	Y	Y	Y

<sup>418</sup> 賛成 133 か国、反対 24 か国、棄権 28 か国、無投票 7 か国。反対票を投じた国々は、日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、韓国など。UN General Assembly, “Resolution Adopted by the General Assembly on 21 December 2010: The right to Development”, 31 March 2011, UN Doc. A/RES/65/219.

<sup>419</sup> 賛成 132 か国、反対 53 か国、棄権 4 か国、無投票 4 か国。反対票を投じた国々は、日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国など。UN General Assembly, “Resolution Adopted by the General Assembly on 19 December 2016: Use of Mercenaries as a Means of Violating Human Rights and Impeding the Exercise of the Right of Peoples to Self-determination”, 23 January 2017, UN Doc. A/RES/71/182.

<sup>420</sup> 賛成 131 か国、反対 34 か国、棄権 19 か国、無投票 9 か国。反対票を投じた国々は、日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国など。UN General Assembly, “Resolution Adopted by the General Assembly on 19 December 2016: Declaration on the Right to Peace”, 2 February 2017, UN Doc. A/RES/71/189.

	60th 2005	61st 2006	62nd 2007	63rd 2008	64th 2009	65th 2010	66th 2011	69th 2014	70th 2015	65/219 <sup>418</sup> ①2010	71/182 <sup>419</sup> ②2016	71/189 <sup>420</sup> ② 2016
OMAN			N	N	N	N	N	N	N	Y	Y	Y
PAKISTAN	A	N	A	A	A	A	A	A	A	Y	Y	Y
RUSSIAN FEDERATION	N	N	N	N	N	N	N	N	N	Y	Y	Y
SUDAN	N	N	N	N	N	N	N	N	N	Y	Y	Y
SYRIAN ARAB REPUBLIC	N	N	N	N	N	N	N	N	N	Y	Y	Y
TAJIKISTAN	N			A	A	A	Y	A	Y	Y	Y	Y
TURKMENISTAN	N	A	A	A	A	A	A	A	A	Y	Y	Y
UZBEKISTAN	N	N	N	N		N	N	N	N	Y	Y	Y
VENEZUELA (BOLIVARIAN REPUBLIC OF)	N	N	N	N	N	N	N	N	N	Y	Y	Y
VIET NAM	N	N	N	N	N	N	N	N	N	Y	Y	Y
ZIMBABWE	N	N	N	N	N	N	N	N	N	Y	Y	Y

Y:賛成、N:反対、A:棄権、空欄:無投票  
出典：UNBISnet<sup>421</sup>

開発権や自決権、平和権が人権であるか否かに関しては、国際人権レジームにおいてだけでなく、学問の領域においても論争的であるし、本稿の扱う範囲でもないが、人権を如何に捉えるかに関するこうした類の問題がポスト冷戦時代に、新しい形態の「ブロック」——つまり、「人権ブロック」を築き上げつつあることは、世界の人権問題を普遍的な視点からアプローチしていく際に考慮しなければならない点であろう。「人権ブロック」の背景には政治的イデオロギーや歴史的経緯、文化的状況、あるいは経済的利害関係があるが、具体的にそうした「ブロック」を成り立たせているものは、各々のブロックに属した国家同士で共有する「人権」の内容と国連を中心とする国際人権レジームにおける人権促進メカニズムに対するスタンスであると言える。

第1に、「集団主義の原則」を基礎とする北朝鮮の「政治化された人権」にみられるように、【図表 22】の国々が含まれた「人権ブロック」は、個人の人権よりも集団の人権を、自由権よりも社会権を重視する人権政策を立てている。実際に、国連人権理事会の第26回UPR作業部会（2016年11月）までのすべての普遍的定期的レビューにおいて、ガンビアとギニアを除いた<sup>422</sup>【図表 22】の27カ国（北朝鮮を含む）の政府が行った勧告のほとんどが、女

<sup>421</sup> UNBISnet, “Voting Record Search”, <http://unbisnet.un.org:8080/ipac20/ipac.jsp?session=05N6N50172701.26539&profile=voting&menu=search&submenu=power&ts=1506351150980>, last accessed 26 September 2017.

<sup>422</sup> 2016年11月現在、ガンビアとギニアは国連人権理事会の普遍的定期的レビューにおいて他国政府への勧告を行っていない。

性及び子どもの権利、教育の権利などの社会権に集中している<sup>423</sup>。また、同審査において北朝鮮政府は、89カ国からの436の勧告のうち、自国の「人権」概念と相容れない、強制収容所、特別報告者、そして調査委員会の調査結果に関するすべての勧告を拒否した<sup>424</sup>。これらのことが示唆するのは、北朝鮮における自由権が形骸化しており、その行使が不当な刑罰の理由となること、さらにそうした「政治化された人権」を「人権ブロック」が外側から支え、結果として「人権」が人権を侵害する状況を常態化させてしまうことであろう。

このように「人権ブロック」と人権侵害の常態化が表裏一体の関係にあることは、国連を中心とする国際人権レジームの人権促進メカニズムに対する各国政府のスタンスを見ても一目瞭然である。国連の人権促進メカニズム——中でも特定国の人権状況決議や国連人権理事会の国別の特別手続きの権限<sup>425</sup>に反対する国々は、特定国の「人権問題」を内政不干渉の原則のもと解決すべき事象と見ている。現に北朝鮮政府は国連で提起される自国の「人権問題」を「政権交代と制度転覆の手段」<sup>426</sup>とみなしている。【図表 21】の北朝鮮人権状況決議に反対する国々が人権状況決議に批判的な主たる理由もまた、特定国に対する決議などが当該国の主権を弱体化し、実質的な人権状況の改善につながるとは言えないため、国家主権と領土保全の原則に基づいた建設的な対話が優先されるべきであるとの主張からな

---

<sup>423</sup> UPR-info, “Statistics of UPR Recommendations”, [www.upr-info.org/database/statistics/index\\_smr.php?fk\\_smr=50&cycle=](http://www.upr-info.org/database/statistics/index_smr.php?fk_smr=50&cycle=), last accessed 26 September 2017.

<sup>424</sup> UN Human Rights Council, “Report of the Human Rights Council on its 27th session”, 22 December 2014, UN Doc. A/HRC/27/2, para. 591.

<sup>425</sup> 特別手続きとは、1967年、経済社会理事会の決議 1235 手続きに基づき、個人 (Special Rapporteur, Special Representative of the Secretary-General, Representative of the Commission on Human Rights, Independent Expert) またはワーキンググループ (作業部会) が人権状況の調査、監視を行う人権理事会のメカニズムである。2017年8月現在、44のテーマ別の特別手続き (thematic mandates) と12の国別の特別手続き (country mandates) が設けられている。これらの専門家は、「人権理事会と国連総会へ宛てた報告書を作成するに当たって、[...] 個人からの苦情やNGOからの情報も含め、信頼にたるあらゆる情報を利用」して、「人権侵害を調査し、「特別手続き」に従って個々のケースや緊急事態に介入する。」国際連合広報センター、「特別報告者と作業部会」、[http://www.unic.or.jp/activities/humanrights/hr\\_bodies/special\\_procedures/](http://www.unic.or.jp/activities/humanrights/hr_bodies/special_procedures/)、2017年10月19日最終アクセス。Office of the UN High Commissioner for Human Rights, “Special Procedures of the Human Rights Council”, <http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/SP/Pages/Welcompage.aspx>, last accessed 19 October 2017.

<sup>426</sup> 오윤성 [オ・ユンソン], “제국주의자들이 떠드는 <<인권옹호>>의 반동적본질 [帝國主義者らが騒ぐ「人権擁護」の反動的本質]”, p. 44.

る<sup>427</sup>。これらの主張は、人権の「ダブル・スタンダード (double standard、二重基準)」と「セレクトイビティ (selectivity、選択性)」に対する批判に包括されうる。

国際人権 NGO であるヒューマン・ライツ・ウォッチは、「国連人権理事会がその役割をより効果的に果たすことにおいて最も大きな障害」となるのは「取り上げられるべき国の〔人権〕状況について国家間で意見の相違」が存在することと指摘し、北朝鮮の人権状況決議を含む、6つの国と地域の事例<sup>428</sup>を取り上げ、人権の「セレクトイビティ」と「ダブル・スタンダード」について論じている<sup>429</sup>。具体的には、北朝鮮人権状況決議に棄権または反対した国でもある、アンゴラ、カメルーン、インドネシア、ガボン、パキスタン、キューバ、エジプトの国々が、国連人権理事会において「特定国の人権状況を取り上げ、問題視することは、本質的に〔人権を〕政治化している故に、無効にすべきである」と述べ、それらの「特定国の決議には発展途上国や弱小国だけが狙われている」と主張していることを紹介している<sup>430</sup>。

人権状況決議に対して北朝鮮が拒否し非難する理由もまた、上記の諸国の主張に等しいものである。当時駐ジュネーブ北朝鮮代表部大使であったリ・ Chol (리철) は、2007年6月8日に国連人権理事会議長宛に書簡を送り、次のように抗議している。

「特別報告者」の権限が定められている、朝鮮民主主義人民共和国に関する「決議」は、政治化、セレクトイビティ、そしてダブル・スタンダードの極端な一例を表している。それらは、我が共和国及び国家の社会システムの抹殺を目的としたアメリカ、日本、EUによる陰謀の産物にほかならない。〔…〕我が共和国に対する決議がはじめて採択された2003年、アメリカとその同盟国があらゆる形で圧力を加えてきたので、アメリカによる増え続ける侵略の脅威から我が共和国を守るために、核拡散防止条約から脱退した。

---

<sup>427</sup> UN General Assembly, “Intensely Debating Targeted Country Reviews, Third Committee Approves Draft Texts on Iran, Syria, Democratic People’s Republic of Korea”, 18 November 2014, UN Doc. A/SHC/4122.

<sup>428</sup> 北朝鮮の他にも、コンゴ、スリランカ、スーダンに関する決議または特別手続き、ハイチの人権状況に関する特別会合、そしてガザ紛争に対する国連事実調査団の報告書 (ゴールドストーン報告書) に対する理事国の見解が取り上げられている。

<sup>429</sup> Human Rights Watch, “Curing the Selectivity Syndrome: The 2011 Review of the Human Rights Council”, June 2010, pp. 4-6, <https://www.hrw.org/sites/default/files/reports/hrc0610webwcover.pdf>, last accessed 19 October 2017.

<sup>430</sup> *Ibid.*, p. 5.

前記の圧力の延長としてそれらの諸国は、同年3月から4月にかけて開かれた人権委員会で「決議」を行い、その採択を強行した。[...]「決議」の採択は陰謀によって強行された。投票に先立って、アメリカ、日本、EUは、「決議」草案を支持させ、かつ強制、脅迫、強要するために、絶えず働きかけていた。もし、「決議」草案の支持国に不純な政治的目的が全くないとすれば、なぜそれらの諸国は、そのようにこっそりと卑劣かつ狡猾な方法に依存したのであろうか？[...]その結果、共和国だけが差別的な方法によって一つの標的として強制的に選出された。政治的な偏見によってもたらされたこの「決議」は、国際的に認められた公平性と普遍性の原則に反する、朝鮮民主主義人民共和国の主権に対する侵害であり、政治化、セレクトィビティ、ダブル・スタンダードである<sup>431</sup>。

このように、2007年から現在まで北朝鮮によって毎年数回にわたって送られている上記のような書簡には、北朝鮮の従来为国家主権論や内政不干渉の原則に加えられた、「セレクトィビティ」と「ダブル・スタンダード」が繰り返し主張されている。これと同様の見解は、『労働新聞』や「朝鮮中央通信」などにおいても繰り返されている。現に、いくつかの国々は、人権の普遍性を主張しながらも、それぞれの政治的、理念的、地域的、経済的、文化的利益にしたがって、特定国に対し「セレクトィビティ」や「ダブル・スタンダード」を適用するなど、人権を政治的手段として用いることも多々ある。北朝鮮が反発する国連の決議や国別特別手続き (country mandates) <sup>432</sup>などには、国際社会において人権と人権法を遵守させるために進められてきた「公に名指しして批判する (naming and shaming)」戦略の一つとしての側面もある。さらに特定国に対し人権状況の改善を求める声が、それを要求した国の人権状況や特定の政治的意図を覆い隠すための手段として用いられる可能性を含んでいることもある。

---

<sup>431</sup> UN Human Rights Council, “Letter Dated 8 June 2007 Addressed to the President of the Human Rights Council by the Ambassador and Permanent Representative of the Democratic People’s Republic of Korea to United Nations Office in Geneva”, 12 June 2007, UN Doc. A/HRC/5/G/5.

<sup>432</sup> 北朝鮮の他に、国連人権理事会の国別の特別手続きの対象となっている国家または地域は、2017年9月現在、ベラルーシ、カンボジア、中央アフリカ共和国、エリトリア、ハイチ、イラン、マリ、ミャンマー (ビルマ)、パレスチナ、ソマリア、スーダン、シリアである。Office of the UN High Commissioner for Human Rights, “Country Mandates”, [http://spinternet.ohchr.org/\\_Layouts/SpecialProceduresInternet/ViewAllCountryMandates.aspx](http://spinternet.ohchr.org/_Layouts/SpecialProceduresInternet/ViewAllCountryMandates.aspx), last accessed 10 October 2017.

こうした国際人権レジームなどにおける「人権」の負の側面を考慮すれば、人権の「セレクトイビティ」と「ダブル・スタンダード」の問題は確かに国際人権の課題であると言える。というのも、これまで見てきたように、国際政治の場における人権の主張には「現実の力関係」が影響を及ぼし<sup>433</sup>、大国の利益につながりかねない側面がある<sup>434</sup>からである。北朝鮮をはじめとするいくつかの国が、人権の「政治化」と称し、「セレクトイビティ」と「ダブル・スタンダード」の問題を国際社会に提起してきたことから、人権の国際的な保障の問題が一方的な押し付けになり得る側面を帯びていることがわかる。このような人権の「政治化」をめぐる問題は、近年、国連人権理事会においても人権の保障と促進を妨げるものとして認識されつつある<sup>435</sup>。しかしながら、人権の「政治化」を問題視する国々もまた、国内外において人権を「政治化」し、その「政治化された人権」を用いて人権侵害を正当化しかつ常態化していることは、北朝鮮の事例を通して既に述べてきた通りである。そういった意味で「人権ブロック」は、国際的な場において人権が「政治化」されていることの最たる例である。北朝鮮が自国の人権状況に関する決議を無視し、「敵」を人権の主体の範疇から完全に切り離すとともに国家と民族を主軸とした「人権」論を強固にしたこと、そして体制を「防御」する手段として「人権」を用いることができたのは、まさに「人権ブロック」という人権をめぐる対立構図が事実上北朝鮮の「政治化された人権」を支える役割を果たしてきたからであると考えられる。すなわち「人権ブロック」は、北朝鮮における人権侵害を止めさせようとする国際社会の努力を台無しにし、「敵」を生み出す排除のメカニズムを北朝鮮の外側から支える後ろ盾と言える。

---

<sup>433</sup> 前掲『人権の歴史』、44頁。

<sup>434</sup> Joe Hoover, *op. cit.*, p. 11.

<sup>435</sup> 国連人権理事会諮問委員会は、「一方的で強制的な手段の押し付け」が国際政治および多くの国々の多様な理念に対する挑戦に直結する問題であると述べ、人権の享受を促進させるための措置は「政治化」を最小限に抑えることを優先して講じるべきであると指摘している。UN Human Rights Council, “Research-based Progress Report of the Human Rights Council Advisory Committee Containing Recommendations on Mechanisms to Assess the Negative Impact of Unilateral Coercive Measures on the Enjoyment of Human Rights and to Promote Accountability”, 10 February 2015, UN Doc. A/HRC/28/74, para. 58.

## 終章 人権、政治、そして「敵」の人権

本稿の研究対象である「敵」と呼ばれる人びとは、第3章で述べたように、①「管理所」と称される北朝鮮の強制収容所の囚人、②在韓脱北者、在日脱北者、在中脱北者、そしてその他の国や地域に滞在または居住する「脱北難民」を含む脱北者、③正当な理由なく死に追いやられた人びとを指している。彼／彼女らが何故、人間であればだれもが持っている「はず」の人権を主張することができないのか。この問いに対する答えを明らかにすることが本稿の研究課題であった。そこで本稿では、次の3つの研究テーマ——すなわち、①「敵」に関する理論的研究、②北朝鮮の「敵」に関する歴史的分析、そして③国際人権論と北朝鮮の「人権」論に関する研究を行った。具体的には、「北朝鮮における集団主義と人権」を主題に、シュミットの「友／敵」理論とアガンベンの「ホモ・サケル」論を援用することで昨今の北朝鮮の人権状況を政治現象として捉え、「公民の基本的権利」の基本原則とされる「集団主義」について歴史的な分析を行い、北朝鮮において「敵」が生み出されるメカニズムを明らかにした。すなわち、社会主義、ポストコロニアリズム、集団主義、そして人権が、北朝鮮において「敵」を生み出し、その排除を正当化するために用いられていると考えられる。

先ず、本研究の結論を明確に示すため、各章の要点を整理しておく。

第1章「北朝鮮研究の現在」では、本研究の先行研究として北朝鮮の政治と人権状況に関する研究動向を分析し、その意義と限界について論じた。北朝鮮を対象とするこれまでの研究動向に関し、特徴を一つ挙げるとすれば、それは冷戦の終結をきっかけとしてその研究方法や研究領域が多様化している点である。冷戦期であった1980年代後半までの研究が、北朝鮮体制を社会主義体制として認識し、スターリン主義ないしは全体主義に結び付けて論じていたのに対して、ポスト冷戦期の北朝鮮研究は、北朝鮮内部の体制理念や社会規範を踏まえて分析を行い、北朝鮮体制の「謎」を解明しようとしたのである。また、1990年代後半に生じた北朝鮮の食糧危機を経て、北朝鮮人権研究が急成長したことも注目に値する。北朝鮮人権研究には、主に脱北者と称される北朝鮮出身者から得られた情報をもとに北朝鮮の人権状況を明らかにする調査研究と、政治や国際関係、国際人権、個別的人権状況の文脈で北朝鮮の人権を分析、検討した理論的研究がある。しかし、こうした北朝鮮人権研究においては、冷戦期における北朝鮮研究の成果を活かしつつも、人権分野における北朝鮮当局の取り組みを批判する、類似した研究パターンが見られる。さらに、①国際

人権または普遍的な人権に対する恣意的解釈、②北朝鮮の人権状況に対する歪曲または誇張、③欧米やその他の国々の人権状況に対しては寛大である一方で、北朝鮮の人権状況に対しては厳格な評価を下す、ダブル・スタンダードの問題が、これまでの北朝鮮人権研究の限界として指摘されている。本稿は、これまでの北朝鮮人権研究の成果と限界を踏まえ、北朝鮮当局の唱える「人権」をより包括的に分析することに主眼を置いた。

第2章「敵」という概念について」では、本稿が対象とする「敵」の範疇を、政治の領域における「敵」、そのなかでも与野党の対立構図や選挙戦などでみられる対抗者や反対者、競争相手を除く、カール・シュミットの言う「物理的殺りくの現実的可能性」にかかわる敵意が伴われる「敵」に限定した。シュミットは、主権の本質が「友／敵」区別の決定にあると論じていたが、そうした「敵」の決定は、平時の法体系が機能しない「例外状態」の創造と表裏一体である。また、「敵」についてむき出しの生を強いられる「ホモ・サケル」と捉えたジョルジョ・アガンベンは、「例外状態」と「ホモ・サケル」の存在を「包含的排除」という概念で説明することで、「主権権力の本来の能力」を説いた。本研究では、こうしたシュミットとアガンベンの「敵」及び「例外状態」に関する理論から手がかりを得て、北朝鮮における「敵」の存在が「例外状態」の創造と「インピューニティ (impunity [処罰されないこと])」の問題に代表される国家主権の超法規的権限の強化につながる点を検討したが、それが第4章から第6章までの内容となる。

第3章「排除される人びと」では、北朝鮮における「敵」の具体像を明らかにし、彼／彼女らの置かれた「敵」としての生を概観した。具体的には、①北朝鮮において「反党反革命分子」と呼ばれる者やその家族を含む「管理所」の囚人、②在外元北朝鮮人と脱北難民を含む脱北者、そして③正当な理由なく死に追いやられた人びと、なかでも粛清された人びとが「敵」として総称されている点を明らかにした。また、「敵」とされた彼／彼女らがどのような状況にあり、そしてどのようにして「敵」と化し、排除されていったかについて、北朝鮮の人権状況に関する調査研究と筆者が行ったインタビュー調査などを基礎に政治の排除の問題及びその必然的帰結としての「インピューニティ」の問題に焦点を当て、論じた。

第4章「敵」の起源」では、北朝鮮の刑法に規定されている「反国家及び反民族犯罪」に着目し、北朝鮮体制の基礎をなすポストコロニアリズムと社会主義が「敵」を生み出し、かつその排除を正当化してきたことを検証した。とりわけ第1節では、「反国家及び反民族犯罪」によって「敵」と化した者への人権侵害とその正当化が、国家ないしは国家主権を

代表する最高指導者の超法規的権限の強化に結び付いたことを、北朝鮮憲法における「例外状態」に関する条項と「例外状態」に関する決定権の変遷を辿ることにより、検証を行った。また第2節では、「敵」の起源としてポストコロニアリズムと社会主義を提示し、初期北朝鮮において人民のごく自然な政治的要求として始まった親日派、地主、資本家に対する抑圧と粛清が、「敵」を生み出す伝統を作ってしまったことを論じた。

第5章「「敵」の排除と「集団主義の原則」」では、北朝鮮における「公民の基本的権利と義務」の基礎とされる「集団主義の原則」に、第4章で明らかにした「敵」を生み出すポストコロニアリズムと社会主義の要素がどのように引き継がれたのかに焦点を当て、普遍的観点から集団主義を検討した。ここでは、「敵」の起源であるポストコロニアリズムと社会主義が、その排他性と包含性を保ち続けながら、「集団主義」を介して、今日北朝鮮当局の主張する「人権」——すなわち、民族自決権の保障を最優先とし、社会権の保障を自由権よりも重視する「人権」に結び付いたことを明らかにした。

第6章「排除のメカニズム」では、北朝鮮において「敵」が排除されることの正当性を北朝鮮の「人権」の言説から読み解いた。北朝鮮当局の唱える「人権」、つまり「国と民族の自主権」が人権の要素を含んでいながらも「敵」を生み出す排他性を帯びていることは、北朝鮮の「人権」が普遍的人権ではなく、北朝鮮の政治的枠組みに当てはめ選別した諸権利の集合体であることを明らかにし、それを「政治化された人権」と称した。また、「敵」の人権侵害に直接的に関わる排除の手段として①相互監視、②追放、③強制失踪、④「管理所」の運営、そして⑤処刑を提示した。さらに、「敵」の排除を常態化し、北朝鮮の排除のメカニズムを外側から支える諸要因を明らかにすべく、国際人権レジームにおける人権をめぐる諸問題に注目した。ここではとりわけ、国連総会における北朝鮮人権状況決議の表決結果と国連総会決議の中でも論争的な三つの決議（開発権、傭兵利用、平和権）を取り上げた。これにより、人権を如何に捉えるかをめぐって「人権ブロック」という新しい対立構図が築かれつつあり、それが事実上、北朝鮮の「政治化された人権」を支える役割を果たしていることを論証した。

以上を踏まえ、本稿の結論を整理すると、次の通りとなる。

第1に、北朝鮮の「敵」は、社会主義とポストコロニアリズム、そしてこれらを統合した「集団主義」、さらに集団主義の原則を基礎にした「政治化された人権」によって生み出され、かつその排除が正当化されてきたことである。

第2に、ポストコロニアリズムが初期北朝鮮においては親日派や民族反逆者に代表され

る負の歴史の清算という意味で、また社会主義が勤労人民の真の民主主義と自由を実現するためのものとして、人民に受け入れられていたことを想起すると、「敵」の排除が正当化されてきた背景には、「敵」を生み出すプロセスが「排除」だけでなく「包摂」の機能も有していたことが考えられる。「敵」の存在を認識していながら、自分が「敵」にされないことが意味するのは、社会の一員である「人民」であり国家の主権者である「公民」であることを指すためである。このことはすなわち、たとえその「人権」が政治化されており、またその人が「敵」とみなされた途端に「人権」が消えるとしても、北朝鮮の「人権」を享受する資格を有するということなのである。

第3に、「敵」の存在及び排除が「管理所」という「例外状態」の常態化と「敵」の非人間化を助長する「インピーニティ」の問題をはじめとする、国家主権と最高指導者の超法規的権限の強化に帰結した点である。逆説的に言えば、このことは最高指導者に権力が過度に集中される北朝鮮の中央集権体制が「例外状態」と「インピーニティ」により支えられてきたということをも示す。

最後に、人権をめぐる国際的な対立構図、すなわち「人権ブロック」の顕在化により、北朝鮮の「政治化された人権」論が勢いづけられ、結果として人権をめぐる対立が北朝鮮の人権状況——「敵」が生み出され、排除されることを常態化させる要因として作用している点である。

これらの北朝鮮の「敵」に関わる政治的問題と人権問題は、如何なる政治集団にも属さない非市民状態であるが故に、人権をもっとも必要とする人びとの人権が形骸化していることを示している。このような人権の形骸化が生じたのは、一切の異論を封じ込める、「人民主権」や「民主主義」の名のもと、さらに言えば、「国の安全」や「公共安全」、「公の秩序」のため、という理由で、政治が人権を呑み込んでいるからではなかろうか。こうした意味で、北朝鮮の「政治化された人権」は、政治が人権を呑み込んでしまった極端な一例であると言える。

北朝鮮の「敵」たちは、今現在においてもなお存在するし、これからも存在し続けるかもしれない。非人間化されてしまった「敵」たちを、再び生まれながらにして持つ人権の享受者へと導く鍵は、先ずは人権を普遍的に尊重し遵守する義務を負う国家が普遍的人権に対する認識の相違の問題に取り組み、政治を超えて人権を捉えなおすための対話と協力に臨むことだと考える。本研究が北朝鮮の「敵」の存在に、そして北朝鮮の「悲劇」に人生を翻弄されたすべての人びとにほんの少しの光を当てることに一助となれば幸いである。

## 文 献 目 録

### (1) 日本語文献、論文（翻訳書を含む）

- 鮎京正訓『法整備支援とは何か』名古屋大学出版会、2011年。
- 安明哲（池田菊敏訳）『北朝鮮絶望収容所 完全統制区域の阿鼻地獄』KKベストセラーズ、1997年。
- 石丸次郎『北朝鮮難民』講談社、2002年。
- 伊豆見元ほか編著『北朝鮮 その実像と軌跡』高文研、1998年。
- 稲正樹「国連世界人権会議における「西欧型」人権批判論—中国、ミャンマー、フィリピン政府の場合—」『岩手大学教育学部附属教育実践研究指導センター研究紀要』第6号、岩手大学教育学部、1996年、95-110頁。
- 王雲海「人権への中国的接近」『一橋論叢』第112巻、第1号、日本評論社、1994年7月、45-64頁。
- 大内憲昭『法律からみた北朝鮮の社会』明石書店、1995年。
- 岡崎次郎編『現代マルクス＝レーニン主義事典 上』社会思想社、1980年。
- 小川太郎「集団主義教育」『社会主義大事典』第10巻、鹿島出版会、1969年、92頁。
- 小川晴久『北朝鮮 いまだ存在する強制収容所』草思社、2012年。
- 小川晴久『北朝鮮の人権問題にどう向きあうか』大月書店、2014年。
- 小此木政夫、磯崎敦仁編『北朝鮮と人間の安全保障』慶應義塾大学出版会、2009年。
- 外務省「平成26年度 拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告」、2015年9月。
- 鎌倉孝夫ほか編『入門 朝鮮民主主義人民共和国』雄山閣、1998年。
- 姜哲煥、安赫（池田菊敏訳）『北朝鮮脱出 上、下』文春文庫、1994年。
- 菊池昌典『歴史としてのスターリン時代』盛田書店、1966年。
- 北朝鮮による拉致被害者の救出にとりくむ法律家の会編『拉致と強制収容所 北朝鮮の人権侵害』朝日新聞社、2004年。
- 吉川元『ソ連反体制運動の展開—ソ連人権問題の国際化—』広島修道大学総合研究所、1983年。
- 吉川元『ソ連ブロックの崩壊 国際主義、民族主義、そして人権』有信堂高文社、1992年。
- 木下公勝『北の喜怒哀楽 45年間を北朝鮮で暮らして』高木書房、2016年。

- 金敬黙「北朝鮮食糧危機をめぐる NGO の活動とそのジレンマ—人道・人権分野の NGO ネットワークを事例に一」『国際政治』、第 135 号、日本国際政治学会、2004 年、114-132 頁。
- 金圭昇『朝鮮民主主義人民共和国の刑事法制』社会評論社、1988 年。
- 高昇孝『朝鮮社会主義の理論』新泉社、1978 年、25 頁。
- 国連難民高等弁務官駐日事務所編『難民認定基準ハンドブック—難民の地位の認定の基準及び手続に関する手引き—』、日本語訳第三版（改訂版）、国連難民高等弁務官駐日事務所、2008 年 12 月。
- 佐藤潤一『平和と人権 憲法と国際人権法の交錯』晃洋書房、2011 年。
- 清水奈名子「「保護する責任」概念をめぐる錯綜」『社会と倫理』、第 23 号、南山大学社会倫理研究所、2009 年、41-55 頁。
- 自由人権協会訳『世界人権会議 ウィーン宣言および行動計画 1993 年 6 月』国際連合広報センター、1997 年、<http://www.unic.or.jp/files/Vienna.pdf>、2017 年 10 月 19 日最終アクセス。
- 鐸木昌之『東アジアの国家と社会 3 北朝鮮 社会主義と伝統の共鳴』東京大学出版会、1992 年。
- 鐸木昌之『北朝鮮 首領制の形成と変容 金日成、金正日から金正恩へ』明石書店、2014 年。
- 大学教育社編『現代政治学事典』桜楓社、1994 年。
- 高橋一行『所有しないということ』御茶の水書房、2017 年。
- 田畑茂二郎『国際化時代の人権問題』岩波書店、1988 年。
- 朝鮮民主主義人民共和国科学院経済法学研究所編（在日本朝鮮人科学者協会社会科学部門法政部会訳）『朝鮮民主主義人民共和国の国家・社会体制』日本評論社、1966 年。
- 土屋英雄『中国「人権」考—歴史と当代—』日本評論社、2012 年。
- 外池力「CSCE と人権」『明治大学社会科学研究所紀要』第 33 巻、第 2 号、明治大学社会科学研究所、1995 年 3 月、251-64 頁。
- 外池力「人権批判の構造」『政経論叢』第 80 巻、第 5・6 号、明治大学政治経済研究所、2012 年 3 月、41-66 頁。
- 東京大学社会科学研究所編『基本的人権 3 歴史Ⅱ』東京大学出版会、1968 年。

- 東京大学社会科学研究所編『現代社会主義 その多元的諸相』東京大学出版会、1977年。
- 戸沢鉄彦、高橋勇治編『人民民主主義の研究 下』、政治学研究叢書 8、勁草書房、1956年。
- 中川信夫「朝鮮の人民民主主義体制」（戸沢鉄彦、高橋勇治編『人民民主主義の研究 上』、政治学研究叢書 5、勁草書房、1955年所収）、229-246頁。
- 中村哲、丸山真男、辻清明共編『政治学事典』平凡社、1954年。
- 中野徹三、藤井一行ほか編著『拉致・国家・人権 北朝鮮独裁体制を国際法廷の場へ』大村書店、2003年。
- 西岡剛「ベトナム社会主義共和国憲法の概要」、独立行政法人国際協力機構（JICA）、[http://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal\\_03.pdf](http://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_03.pdf), 2017年6月14日最終アクセス。
- 西川伸一『楽々政治学のススメ』五月書房、2007年。
- 日本国語大辞典第二版編集委員会『日本国語大辞典』第二版、小学館、2001年。
- 萩原遼編『光射せ！』創刊号、北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会、2007年。
- 韓東成「社会主義における個と集団の統一について」（『朝鮮大学校社会科学研究所社会科学』第3号、朝鮮大学校社会科学研究所、1989年4月所収）、105-118頁。
- 福島正夫『社会主義国家の裁判制度』東京大学出版会、1965年。
- 福島正夫『朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法』日本評論社、1974年。
- 藤井新（平岩俊司、鐸木昌之、坂井隆、磯崎敦仁編）『北朝鮮の法秩序 その成立と変容』世織書房、2014年。
- 藤田勇ほか『ソビエト法概論』有斐閣、1983年。
- 松井暁『自由主義と社会主義の規範理論—価値理念のマルクスの分析』大月書店、2012年。
- 松竹伸幸『平和のために人権を—人道犯罪に挑んだ国連の60年』文理閣、2007年。
- 三浦小太郎『嘘の人権 偽の平和』高木書房、2010年。
- 水田洋編『パーク、マルサス 世界の名著 34』中央公論社、1969年。
- 宮脇昇『CSCE 人権レジームの研究—「ヘルシンキ宣言」は冷戦を終わらせた』国際書院、2003年。
- 最上敏樹『人道的介入』岩波書店、2010年。
- 本橋哲也『ポストコロニアリズム』岩波書店、2005年。
- 李瑜煥、朴憲一『北朝鮮社会の実態分析』洋々社、1982年。

和田春樹『北朝鮮現代史』岩波書店、2012年。

アーレント, ハンナ (大久保和郎、大島かおり訳)『全体主義の起原 2 (新装版) 帝国主義』みすず書房、1981年。

アーレント, ハンナ (大久保和郎、大島かおり訳)『全体主義の起原 3 (新装版) 全体主義』みすず書房、1981年。

アガンベン, ジョルジョ (高桑和巳訳)『ホモ・サケル 主権権力と剥き出しの生』以文社、2003年。

アガンベン, ジョルジョ (上村忠男、中村勝己訳)『例外状態』未来社、2007年。

アプルボーム, アン (川上洸訳)『グラウグ ソ連集中収容所の歴史』白水社、2006年。

アムネスティ・インターナショナル『死刑判決と死刑執行 (抄訳)』2017年4月, ACT 50/5740/2017。

イシェイ, ミシェリン (横田洋三監訳、滝沢美佐子ほか訳)『人権の歴史 古代からグローバル化の時代まで』明石書店、2008年。

カノヴァン, マーガレット (寺島俊穂、伊藤洋典訳)『アレント政治思想の再解釈』未来社、2004年。

カミングス, ブルース (横田安司、小林知子訳)『現代朝鮮の歴史 世界のなかの朝鮮』明石書店、2003年。

カメンカ, E、イア=スーン, A 編 (西尾孝司訳)『人間の権利 その近代的形成と現代的展開』未来社、1984年。

キューネル, R (伊集院立訳)『自由主義とファシズム ブルジョア支配の諸形態』大月書店、1977年。

クラウゼヴィッツ (清水多吉訳)『戦争論 上』中央公論新社、2001年。

コーエン, E.A. (清水幾太郎ほか訳)『強制収容所における人間行動』岩波書店、1957年。

コネサ, ピエール (嶋崎正樹訳)『敵をつくる』風行社、2016年。

コンデ, H・ビクター (竹澤千恵子、村島雄一郎訳)『人権用語辞典』明石書店、2001年。

ジジェク, スラヴォイ (岡崎玲子訳)『人権と国家』集英社、2006年。

シュミット, カール (田中浩、原田武雄訳)『政治的なものの概念』未来社、1970年。

シュミット, カール (田中浩、原田武雄訳)『政治神学』未来社、1971年。

シュミット, カール (田中浩、原田武雄訳)『大統領の独裁』未来社、1974年。

- シュワープ, ジョージ (服部平治ほか共訳) 『例外の挑戦』 みすず書房、1980年。
- ステファン, ハガード、マーカス、ノーランド (杉原ひろみ、丸本美加訳) 『北朝鮮 飢餓の政治経済学』 中央公論新社、2009年。
- ソルジェニーツィン, アレクサンドル (木村浩訳) 『収容所群島 1918—1956 文学的考察』 第6巻、新潮社、1977年。
- デュットマン, アレクサンダー・ガルシア (大竹弘二、清水一浩訳) 『友愛と敵対 絶対的なものの政治学』 月曜社、2002年。
- ドゥウオーキン, ロナルド (木下毅、小林公、野坂泰司訳) 『権利論』 木鐸社、1986年。
- トドロフ, ツヴェタン (大谷尚文訳) 『民主主義の内なる敵』 みすず書房、2016年。
- トラヴェルソ, エンツォ (柱本元彦訳) 『全体主義』 平凡社、2010年。
- ハガード, ステファン、ノーランド、マーカス (杉原ひろみ、丸本美加訳) 『北朝鮮 飢餓の政治経済学』 中央公論新社、2009年。
- バトラー, ジュディス (本橋哲也訳) 『生のあやうさ 哀悼と暴力の政治学』 以文社、2007年。
- フォード, グリン、クオン, ソヨン 『北朝鮮 ゆるやかな変革』 第一法規、2008年。
- フォラツェン, ノルベルト (瀬木碧訳) 『北朝鮮を知りすぎた医者 国境からの報告』、草思社、2001年。
- フリーマン, マイケル (高橋宗瑠監訳) 『コンセプトとしての人権 その多角的考察』 現代人文社、2016年。
- ブルンクホルスト, ハウケほか編著 (舟場保之、御子柴善之監訳) 『人権への権利 人権、民主主義そして国際政治』 大阪大学出版会、2015年。
- ベテルハイム, ブルーノ (高尾利数訳) 『生き残ること』 法政大学出版局、1992年。
- ヘンキン, ルイス (小川水尾訳) 『人権の時代』 有信堂高文社、1996年。
- ヘンダーソン, グレゴリー (鈴木沙雄、大塚喬重訳) 『朝鮮の政治社会』 サイマル出版社、1973年。
- ベンハビブ, セイラ (向山恭一訳) 『他者の権利 外国人・居留民、市民』 法政大学出版局、2006年。
- ホーク, デビッド、北朝鮮人権アメリカ委員会 (小川晴久、依藤朝子訳) 『北朝鮮 隠された強制収容所』 草思社、2004年。
- マコーマック, ガバン (吉永ふさ子訳) 『北朝鮮をどう考えるのか 冷戦のトラウマを越え

- て』平凡社、2004年。
- マルクス（城塚登訳）『ユダヤ人問題によせて／ヘーゲル法哲学批判序説』岩波書店、1977年。
- マルクス＝エンゲルス（村田陽一訳）『共産党宣言』大月書店、2009年。
- ミネソタ弁護士会国際人権委員会、アジアウォッチ編（小川晴久、川人博訳）『北朝鮮の人権 世界人権宣言に照らして』連合出版、2004年。
- メンミ、アルベール（白井成雄、菊池昌実訳）『差別の構造』合同出版、1972年。
- メルロー＝ポンティ、モーリス（森本和夫訳）『ヒューマニズムとテロル』現代思潮社、1976年。
- 尹大日（萩原遼訳）『北朝鮮・国家安全保衛部 金王朝を支える恐怖の人民抑圧システム』文藝春秋、2003年。
- ランコフ、アンドレイ（山岡由美訳）『北朝鮮の核心 そのロジックと国際社会の課題』みすず書房、2015年。
- リ、ソnfアン『21世紀の朝鮮』外国文出版社、2012年。
- ルソー（桑原武夫、前川貞次郎訳）『社会契約論』岩波書店、1954年。
- ロッシ、ジャック（染谷茂、内村剛介ほか訳）『ラーゲリ（強制収容所）註解事典』恵雅堂出版、1996年。
- ロバーツ、ジェフリー（岡沢憲芙ほか編訳）『現代政治分析辞典』早稲田大学出版部、1976年。

## (2) 朝鮮語文献、論文

고영환, 『우리 민족제일주의론』 (평양: 평양출판사, 1989년).

[ゴ・ヨンファン、『我が民族第一主義論』(平壤: 平壤出版社、1989年)。]

과학백과사전출판사편, 『정치법률연구』 (평양: 과학백과사전출판사), 2015년 제1호 (루계제 49호) -2017년 제2호 (루계제 58호).

[科学百科事典出版社編、『政治法律研究』(平壤: 科学百科事典出版社)、2015年第1号(累計第49号) ~2017年第2号(累計第58号)。]

근로자사편, 『근로자』 (평양: 근로자사), 1972년 제1호 (루계제 358호) -1990년 제12호 (루계제 584호).

[勤勞者社編、『勤勞者』(平壤: 勤勞者社)、1972年第1号(累計第358号) ~1990年第12号(累計第584号)。]

김상현, 김광현편, 『대중정치용어사전』 (평양: 조선로동당출판사, 1957년).

[キム・サンヒョン、キム・グァンホン編、『大衆政治用語事典』(平壤: 朝鮮労働党出版社、1957年)。]

김완선, 「미제국주의자들이 떠드는 《인권》소동의 반동성」, 『정치법률연구』, 제3호(루계제 15호), 과학백과사전출판사 (평양), 2006년, 45-7쪽.

[キム・ワンソン、「米帝国主義者らの騒ぐ「人権」騒動の反動性」『政治法律研究』、第3号、科学百科事典出版社(平壤)、2006年、45-7頁。]

김일성종합대학출판사편, 『김일성종합대학 학보: 력사, 법률』 (평양: 김일성종합대학출판사), 2011년 2월 [제 57권, 제 1호 (루계 447호)] -2017년 6월 [제 63권, 제 2호 (루계 522호)] .

[金日成総合大学出版社編、『金日成総合大学学報: 歴史、法律』(平壤: 金日成総合大学出版社)、2011年2月(第57巻、第1号[累計447号]) ~2017年6月(第63巻、第2号[累計522号])。]

김일성 종합 대학 편집 위원회, 『김일성 종합 대학 학보』, (평양: 김일성 종합 대학, 1956년 6월), 제 1 판.

[金日成総合大学編集委員会、『金日成総合大学学報』(平壤: 金日成総合大学、1956年6月)、第1版。]

김일성, 『인민정권건설에 대하여』 (평양: 조선노동당출판사, 1978년).

[金日成、『人民政權の建設について』(平壤: 朝鮮労働党出版社、1978年)。]

- 김일성, 『김일성저작집 2 : 1946.1-1946.12』 (평양: 조선로동당출판사, 1979).  
[金日成、『金日成著作集 2 : 1946.1-1946.12』 (平壤 : 朝鮮労働党出版社、1979年)。]
- 김일성, 『김일성저작집 32 : 1977. 1-1977. 12』 (평양: 조선로동당출판사, 1986년).  
[金日成『金日成著作集 32 : 1977. 1-1977. 12』(平壤:朝鮮労働党出版社、1986年)。]
- 김정일, 『김정일선집 13 (1992.2-1994.12)』 (평양: 조선로동당출판사, 1998년).  
[金正日、『金正日選集 13 (1992.2-1994.12)』 (平壤 : 朝鮮労働党出版社、1998年)。]
- 로동당출판사편, 『자주성을 옹호하자』 (평양: 조선로동당출판사, 1966년).  
[労働党出版社編『自主性を擁護しよう』(平壤 : 朝鮮労働党出版社、1966年)。]
- 리기섭, 『사회주의적민주주의』 (평양: 사회과학출판사, 1987년).  
[リ・ギソップ、『社会主義的民主主義』(平壤 : 社会科学出版社、1987年)。]
- 사회과학원 법학연구소, 『국제법사전』 (평양: 사회과학출판사, 2002년).  
[社会科学院法学研究所、『国際法事典』(平壤 : 社会科学出版社、2002年)。]
- 사회과학출판사편, 『사회과학원학보』 (평양: 사회과학출판사), 2008년 제 1호 (루계 58호) -2016년 제 4호 (루계 93호).  
[社会科学出版社編、『社会科学院学報』(平壤 : 社会科学出版社)、2008年第1号(累計58号) ~2016年第4号(累計93号)。]
- 사회과학출판사편, 『정치사전』 (평양: 사회과학출판사, 1973년).  
[社会科学出版社編、『政治事典』(平壤 : 社会科学出版社、1973年)。]
- 심상진편, 『위대한 령도자 김정일동지의 사상리론 법학 2』 (평양: 사회과학출판사, 1996년).  
[シム・サンジン編、『偉大なる領導者キム・ジョンイル同志の思想理論法学 2』(平壤 : 社会科学出版社、1996年)。]
- 조선로동당중앙위원회직속당력사연구소, 『김일성저작선집 2(1957.2-1960.11)』 (평양: 인민출판사, 1970년).  
[朝鮮労働党中央委員会直属党歴史研究所、『金日成著作選集 2 (1957.2-1960.11)』(平壤 : 人民出版社、1970年)。]

- 조선민주주의인민공화국 사회과학원, 『정치용어사전』 (평양: 사회과학출판사, 1970 년).  
[朝鮮民主主義人民共和國社會科學院、『政治用語事典』(平壤: 社會科學出版社、1970 年).]
- 조선민주주의인민공화국 사회과학원, 『철학사전』 사회과학출판사, 1985 년.  
[朝鮮民主主義人民共和國社會科學院、『哲學辭典』(平壤: 社會科學出版社、1985 年).]
- 조선민주주의인민공화국 최고재판소, 『미제국주의의 고용간첩 박헌영, 리승엽 도당의 조선민주주의인민공화국 정권정복 음모와 간첩사건 공판문헌』 (평양: 조선민주주의인민공화국 최고재판소, 1956 년).  
[朝鮮民主主義人民共和國最高裁判所、『米帝國主義の雇用間諜 朴憲永、李承燁徒黨の朝鮮民主主義人民共和國の政權轉覆陰謀と間諜事件に関する公判文獻』(平壤: 朝鮮民主主義人民共和國最高裁判所、1956 年).]
- 조선민주주의인민공화국 최고재판소 편, 『조선민주주의인민공화국 국가사회제도』 (평양: 조선민주주의인민공화국과학원출판사, 1963 년).  
[朝鮮民主主義人民共和國最高裁判所編、『朝鮮民主主義人民共和國の國家社會制度』(平壤: 朝鮮民主主義人民共和國科學院出版社、1963 年).]
- 조선백과사전편찬위원회 정치, 법부문편찬위원회, 『광명백과사전 3 정치, 법』 (평양: 백과사전출판사, 2009 년).  
[朝鮮百科事典編纂委員會 政治・法部門編纂委員會、『光明百科事典 3: 政治、法』(平壤: 百科事典出版社、2009 年).]
- 진문길, 『조선사회과학학술집 110 법학편: 미국식<<민주주의>>의 진상』 (평양: 사회과학출판사, 2010 년).  
[ジン・ムンギル、『朝鮮社會科學學術集 110 法學編: 米國式「民主主義」の真相』(平壤: 社會科學出版社、2010 年).]
- 최성욱, 『우리 당의 주체 사상과 사회주의적 애국주의』 (평양: 조선로동당출판사, 1966 년).  
[チェ・ソンウク、『わが黨のチュチェ思想と社會主義的愛國主義』(平壤: 朝鮮労働黨出版社、1966 年).]
- 한봉진, 지금희, 『인간중심의 사회주의』 (평양: 조선로동당출판사, 1991 년).  
[ハン・ボンジン、ジ・クムヒ、『人間中心の社會主義』(平壤: 朝鮮労働黨

出版社、1991年)。]

### (3) 韓国語文献、論文

강명세편, 『북한인권지표 및 지수개발연구』(서울: 세종연구소, 2011년).

[カン・ミョンセ編、『北韓人權指標及び指数開発研究』(ソウル: 世宗研究所、2011年)。]

고기복, “북한이탈주민에 대한 난민으로서의 보호방안에 관한 연구”, 『비교법연구』, 제 4 권, 제 1 호, 동국대학교비교법문화연구소, 2003년, pp. 183-217.

[ゴ・ギボク、「北韓離脱住民に対する難民としての保護方法に関する研究」、『比較法研究』、第4巻、第1号、東国大学校比較法文化研究所、2003年、183-217頁。]

곽대중, 『한국 시민운동의 북한인권문제 무관심에 대한 고찰』(서울: 자유기업원, 2004년).

[クァク・デジュン、『北韓の人権問題に対する韓国市民運動の無関心に関する考察』(ソウル: 自由企業院、2004年)。]

국가인권위원회 정책교육국 인권정책과, 『북한인권침해사례집』(서울: 국가인권위원회 정책교육국 인권정책과, 2012년).

[国家人權委員會政策教育局人權政策課、『北韓人權侵害事例集』(ソウル: 国家人權委員會政策教育局人權政策課、2012年)。]

국가인권위원회편, 『북한인권 관련 국가, 국제기구 및 INGO의 동향 분석』(서울: 국가인권위원회, 2007년).

[国家人權委員會編、『北韓の人権問題に関連した国家、国際機構及びINGOの動向分析』(ソウル: 国家人權委員會、2007年)。]

국가정보대학원편, 『북한체제연구』(서울: 국가정보대학원, 1999년).

[国家情報大学院編、『北韓体制研究』(ソウル: 国家情報大学院、1999年)。]

국토통일원 교육홍보국, 『북한의 인권문제 (자료집)』(서울: 국토통일원 교육홍보국, 1976년).

[国土統一院教育広報局、『北韓の人権問題(資料集)』(ソウル: 国土統一院教育広報局、1976年)。]

김복수, 조요셉외, 『21세기 디아스포라 북한이탈주민』(경기: 한국학중앙연구원출판부, 2014년).

[キム・ボクス、ジョ・ヨセプほか、『21世紀のディアスポラ 北韓離脱住民』

(京畿：韓国学中央研究院出版部、2014年。)]

김세균, “북한체제의 형성과 특징”, 『북한체제의 형성과 한반도 국제정치』 (서울: 서울대학교출판부, 2006년).

[キム・セギョン、『北韓体制の形成と特徴』 (ソウル: ソウル大学出版部、2006年)。]

김수암, “국제사회의 북한인권 공론화와 북한의 대응전략”, 『통일연구논총』, 제 14 권, 제 1 호, 통일연구원, 2005년, pp. 101-123.

[キム・スアム、「国際社会における北韓の人権の公論化と北韓の対応戦略」、『統一研究論叢』、第 14 卷、第 1 号、統一研究院、2005年、101-123頁。]

김수암, 『북한의 형사법제상 형사처리절차와 적용 실태』 (서울: 통일연구원, 2005년).

[キム・スアム、『北韓の刑事法制上の刑事手続と適用の実態』 (ソウル: 統一研究院、2005年)。]

김수암, “재중 탈북자 실상의 변화와 정책추진방향”, *Knowledge-Net for a Better World* (서울: The East Asia Institute, 2012년), EAI Asia Security Initiative Working Paper 29, [http://www.eai.or.kr/data/bbs/kor\\_report/201212131151143.pdf](http://www.eai.or.kr/data/bbs/kor_report/201212131151143.pdf), last accessed 21 October 2017.

[キム・スアム、「在中脱北者の実状の変化とその政策の推進方向」 (ソウル: The East Asia Institute、2012年) —。]

김연철, “저발전 사회주의 국가의 추격발전과 전통적 정치체제: 북한, 루마니아, 알바니아 비교 연구”, 『북한연구학회보』, 제 8 권, 제 1 호, 북한연구학회, 2004년, pp. 39-56.

[キム・ヨン철、「低発展社会主義国家の急発展と伝統的政治体制: 北朝鮮、ルーマニア、アルバニアの比較研究」、『北韓研究学会報』、第 8 卷、第 1 号、北韓研究学会、2004年、39-56頁。]

김진환, “조선노동당의 집단주의생활문화 정착 시도”, 『북한연구학회보』, 제 14 권, 제 2 호, 북한연구학회, 2010년, pp. 23-48.

[キム・ジンファン、「朝鮮労働党による集団主義的生活文化の定着の試み」、『北韓研究学会報』、第 14 卷、第 2 号、北韓研究学会、2010年、23-48頁。]

김창희, 『북한정치사회의 이해』 (서울: 법문사, 2002년).

[キム・チャンヒ、『北韓政治社会の理解』 (ソウル: 法文社、2002年)。]

김태현, 노치영, 『재중 북한이탈여성들의 삶 -13인의 탈북 체험을 중심으로-』 (서울: 도서출판 하우, 2003년).

[キム・テヒョン、ノ・チヨン、『在中北韓離脱女性の生—13人の脱北体験を中心として』 (ソウル: 図書出版ハウ、2003年)。]

남북하나재단 (북한이탈주민지원재단), 『2014 북한이탈주민 실태조사』 (서울: 남북하나재단, 2014년 12월).

[南北ハナ財団 (北韓離脱住民支援財団)、『2014 北韓離脱住民実態調査』] (ソウル: 南北ハナ財団、2014年12月)。

동국대학교 북한일상생활연구센터, 『탈북여성의 탈북 및 정착 과정에서의 인권침해 실태조사』 (서울: 국가인권위원회, 2010년).

[東国大学校北韓の日常生活研究センター、『脱北女性の脱北及び定着過程における人権侵害の実態調査』 (ソウル: 国家人權委員会、2010年)。

박형중, “다층집권체제로서의 북한의 정치체제: 중국 및 소련과의 비교”, 『북한연구학회보』, 제 12 권, 제 1 호, 북한연구학회, 2008년, pp. 73-94.

[パク・ヒョンジュン、「多層集権体制としての北韓の政治体制: 中国及びソ連との比較」、『北韓研究学会報』、第 12 号、第 1 号、北韓研究学会、2008年、73-94 頁。]

북한인권기록보존소, 『북한인권백서』 (서울: 북한인권정보센터, 2010년).

[北韓人權記錄保存所、『北韓人權白書』 (ソウル: 北韓人權情報センター、2010年)。

북한인권사회연구센터, 『유엔 인권메커니즘과 북한인권』 (서울: 통일연구원, 2013년).

[北韓人權社會研究センター、『国連人權メカニズムと北韓の人權』 (ソウル: 統一研究院、2013年)。

북한인권연구센터편, 『북한인권백서 2011』 (서울: 통일연구원, 2011년).

[北韓人權研究センター編、『北韓人權白書 2011』 (ソウル: 統一研究院、2011年)。

북한인권연구센터편, 『북한 정치범수용소』 (서울: 통일연구원, 2013년).

[北韓人權研究センター編、『北韓の政治犯収容所』 (ソウル: 統一研究院、2013年)。

북한인권연구센터편, 『북한인권백서 2014』 (서울: 통일연구원, 2014년).

[北韓人權研究センター編、『北韓人權白書 2014』(ソウル:統一研究院、2014年)。]

북한인권연구센터편, 『북한인권백서 2015』(서울: 통일연구원, 2015년).

[北韓人權研究センター編、『北韓人權白書 2015』(ソウル:統一研究院、2015年)。]

북한인권연구센터편, 『북한인권백서 2017』(서울: 통일연구원, 2017년).

[北韓人權研究センター編、『北韓人權白書 2017』(ソウル:統一研究院、2017年)。]

북한인권정보센터, 『북한정치범수용소 실태조사 (강제송환·강제실종 포함)』, (서울: 국가인권위원회, 2009년).

[北韓人權情報センター、『北韓政治犯收容所実態調査(強制送還・強制失踪を含む)』(ソウル:国家人權委員会、2009年)。]

북한인권정보센터, 『러시아 지역 북한 노동자의 근로와 인권 실태』(서울: 북한인권정보센터, 2016년).

[北韓人權情報センター、『ロシア地域における北韓労働者の勤労と人権の実態』(ソウル:北韓人權情報センター、2016年)。]

서보혁, “북한인권연구에서 내재적 시각의 의의와 한계”, 『현대북한연구』, 제 9 권, 제 1 호, 북한대학원대학교, 2006년, pp. 127-166.

[ソ・ボヒョク、「北韓人權研究における内在的アプローチの意義と限界」、『現代北韓研究』、第 9 卷、第 1 号、北韓大学院大学校、2006 年、127-166 頁。]

서상목, 『김정일 이후의 한반도』(서울: 북코리아, 2004년).

[ソ・サンモク、『金正日以後の韓半島』(ソウル:ブック코리아、2004年)。]

승재현, 임예준, 『반인도 범죄로부터 북한주민보호를 위한 국제사회의 보호책임(R2P)에 관한 연구』(서울: 한국형사정책연구원, 2014년).

[スン・ジェヒョン、イム・イエジュン、『反人道犯罪から北韓の住民を保護するための国際社会の保護責任(R2P)に関する研究』(ソウル:韓国刑事政策研究院、2014年)。]

신동룡, “북한의 집단주의 법원리와 권리-의무에 대한 법문학적 고찰”, 『법철학연구』, 제 12 권, 제 2 호, 한국법철학회, 2009년, pp. 173-202.

[シン・ドンリョン、「北韓の集団主義の法原理と権利・義務に対する法文学

的考察』、『法哲学研究』、第 12 卷、第 2 号、韓国法哲学学会、2009 年、173-202 頁。]

안드레이란코프, 『북한워크아웃』(서울: 시대정신, 2010 년).

[アンドレイ・ランコフ、『北韓ワークアウト』(ソウル:時代精神、2010 年)。]

엄홍철, 『북한사회의 구조와 변화』(서울: 경남대학교출판부, 1990 년).

[ヨム・ホンチョル、『北韓の社会の構造と変化』(ソウル:慶南大学校出版部、1990 年)。]

오경섭, “북한의 전체주의적 사회 통제와 체제의 내구성”, 『세종정책연구』, 제 5 권, 제 2 호, 세종연구소, 2009 년, pp. 219-258.

[オ・ギョンソプ、「北韓の全体主義的社会統制と体制の耐久性」、『世宗政策研究』、第 5 卷、第 2 号、世宗研究所、2009 年、219-258 頁。]

윤여상, “북한인권 문제에 대한 국제사회의 동향과 전망”, 『민주화와 정치발전』, 제 8 호, 한국정치발전연구원, 2005 년, pp. 53-72.

[ユン・ヨサン、「北韓の人権問題に対する国際社会の動向と展望」、『民主化と政治発展』、第 8 号、韓国政治発展研究院、2005 年、53-72 頁。]

윤여상, 『북한 인권 문헌분석』(서울: 북한인권정보센터, 2008 년).

[ユン・ヨサン、『北韓人權文献分析』(ソウル:北韓人權情報センター、2008 年)。]

윤여상, 이자은, 한선영, 『북한 정치범수용소의 운영체계와 인권실태』(서울: 북한인권정보센터, 2011 년).

[ユン・ヨサン、イ・ジャウン、한・선영、『北韓の政治犯収容所の運営体系と人權の実態』(ソウル:北韓人權情報センター、2011 年)。]

이금순, 김수암, 『북한인권 침해 구조 및 개선전략』(서울: 통일연구원, 2009 년).

[イ・グムスン、キム・スアム『北韓における人權侵害の構造と改善戦略』(ソウル:統一研究院、2009 年)。]

이상수, “북한인권법에 나타난 미국의 동북아 안보정책변화”, 『국가전략』, 제 10 권, 제 4 호, 세종연구소, 2004 년, pp. 5-31.

[イ・サンズ、「北韓人權法に示唆される米国の東北アジアに対する安保政策の変化」、『国家戦略』、第 10 卷、第 4 号、世宗研究所、2004 年、5-31 頁。]

이승목, “북한 집단주의의 형성 및 변천에 관한 연구”, 동국대학교 대학원 북한학과 박

사학위논문, 2005 년.

[イ・スンモク、「北韓における集團主義の形成及び変遷に関する研究」、東  
国大学校大学院北韓学科博士学位論文（未刊行）、2005 年。]

이영애, “북한의 집단주의적 실태와 변화전망 -근대 인권논의를 중심으로-”, 『단국대학교  
정책과학연구』, 제 7 권, 단국대학교 정책과학연구소, 1996 년, pp. 101-112.

[イ・ヨンエ、「北韓の集團主義的実態と変化の展望—近代の人権に関する議  
論を中心に」、『檀国大学校政策科学研究』、第 7 卷、檀国大学校政策科学研究  
所、1996 年、101-112 頁。]

이용필편, 『북한 정치체계』(서울: 교육과학사, 1985 년).

[イ・ヨン필編、『北韓政治体系』(ソウル: 教育科学社、1985 年)。]

이우영, 서보혁, 김갑식, 이무철, 『북한 주민 인권 실태 조사』(서울: 국가인권위원회,  
2008 년).

[イ・ウヨン、ソ・보혁、김갑식、이무철、『北韓住民の  
人權実態調査』(ソウル: 国家人權委員会、2008 年)。]

장명봉, “북한의 헌법과 인권”, 『북한인권법제연구』(서울: 국가인권위원회, 2006 년), pp.  
52-91.

[ジャン・명봉、「北韓の憲法と人權」、『北韓人權法制研究』(ソウル:  
国家人權委員会、2006 年)、52-91 頁。]

전지연, 서보학, 김재봉, 하태영, 이백규, 『북한 형사소송법 주석(Ⅰ)-증거·수사·예심·기  
소편-』, 法務資料 第 317 輯(경기: 법무부, 2005 년).

[ジョン・지연、ソ・보학、김재봉、하태영、이백규、『北韓의 刑事訴訟法注釈(Ⅰ)—  
証拠・捜査・予審・起訴編』(京畿: 法務部、  
2005 年)。]

전현준, 『북한의 인권실태 연구』(서울: 민족통일연구원, 1993 년).

[ジョン・현준、『北韓の人權実態に関する研究』(ソウル: 民族統  
一研究院、1993 年)。]

정태욱, “북한의 법질서와 인권 개념”, 『북한인권법제연구』(서울: 국가인권위원회, 2006  
년), pp. 1-51.

[ジョン・태욱、「北韓の法秩序と人權概念」、『北韓人權法制研究』(ソウ  
ル: 国家人權委員会、2006 年)、1-51 頁。]

좋은 벗들, 『두만강을 건너온 사람들』 (서울: 정토출판, 1999 년).

[グッド・フレンズ、『豆満江を渡ってきた人びと』(ソウル:ジョント出版、1999年)。]

좋은벗들, 『북한 식량난민의 실태 및 인권보고』 (서울: 좋은벗들, 1999 년).

[グッド・フレンズ、『北韓の食糧難民の実態及び人権に関する報告』(ソウル:グッド・フレンズ、1999年)。]

차성섭, “북한 공산주의 도덕의 이론적 기초에 관한 연구”, 『중소연구』, 제 73 권, 제 73 호, 한양대학교中蘇연구소, 1997 년, pp. 163-199.

[チャ・ソンソプ、「北韓における共産主義道德の理論的基礎に関する研究」、『中蘇研究』、第 73 卷、第 73 号、漢陽大学校中蘇研究所、1997 年、163-199 頁。]

최성철편, 『북한인권의 이해』 (서울: 북한인권개선운동본부, 1995 년).

[チェ・ソン Chol 編、『北韓人權の理解』(ソウル:北韓人權改善運動本部、1995年)。]

최완규, “북한 체제의 지탱요인 분석: 쿠바 사례와의 비교론적 접근”, 『현대북한연구』, 제 9 권, 제 2 호, 북한대학원대학교, 2006 년, pp. 7-47.

[チェ・ワンギョ、「北韓の体制維持の要因に関する分析: キューバの事例を通じた比較論的アプローチ」、『現代北韓研究』、第 9 卷、第 2 号、北韓大学院大学校、2006 年、7-47 頁。]

통일교육원 교육개발과, 『2013 북한이해』 (서울: 통일부 통일교육원, 2013 년).

[統一教育院教育開發課、『2013 北韓理解』(ソウル:統一部統一研究院、2013年)。]

통일연구원편, 『2009 북한개요』 (서울: 통일연구원, 2009 년).

[統一研究院編、『2009 北韓概要』(ソウル:統一研究院、2009年)。]

한국인권재단편, 『제주인권학술회의 2001 한반도의 평화와 인권 2』 (서울: 도서출판사람생각, 2002 년).

[韓國人權財團編、『濟州人權學術會議 2001 韓半島の平和と人權 2』(ソウル: 図書出版サラムセンガク、2002年)。]

허만호, “베트남과 북한에서의 2 분법적 사회분화와 정치변동: 유교적 가치와 사회통제에 대한 비교연구”, 『한국정치학회보』, 제 38 권, 제 1 호, 한국정치학회, 2004

년, pp. 295-320.

[ホ・マンホ、「ベトナムと北韓における二分法的社会分化と政治変動：儒教的価値と社会統制に対する比較研究」、『韓国政治学会報』、第38巻、第1号、韓国政治学会、2004年、295-320頁。]

허만호, 『북한 인권 이야기 - 현안과 국제적 논의』, 사회과학교양총서 4 (대구: 경북대학교출판부, 2014년).

[ホ・マンホ、『北韓人權の話—懸案と国際的論議』、社会科学教養叢書4 (大丘: 慶北大学校出版部、2014年)。]

현대북한연구회편, 『현대 북한연구의 쟁점 2』 (서울: 도서출판한울, 2007년).

[現代北韓研究院編、『現代北韓研究の争点 2』 (ソウル: 図書出版ハンウル、2007年)。]

현인애, “북한의 주민등록제도에 관한 연구”, 이화여자대학교대학원 석사학위논문, 2007년.

[ヒョン・イネ、「北韓の住民登録制度に関する研究」、梨花女子大学校大学院修士学位論文 (未刊行)、2007年。]

홍성필, “국제인권에 비추어본 북한의 인권”, 『저스티스』, 통권 98호, 한국법학원, 2007년, pp. 223-247.

[ホン・ソン필、「国際人權に照らしてみた北韓の人權」、『ジャスティス』、第98号、韓国法学院、2007年、223-247頁。]

홍진표, 이광백, 신주현, 『친북주의 연구』 (서울: 시대정신, 2010년).

[ホン・ジンピョ、イ・광백、신·주현、『親北主義研究』 (ソウル: 時代精神、2010年)。]

황장엽, 『북한민주화와 민주주의적 전략』 (서울: 시대정신, 2008년).

[黃長燁、『北韓民主化と民主主義戰略』 (ソウル: 時代精神、2008年)]

(4) 英語文献、論文、資料

- American Civil Liberties Union and Brennan Center for Justice at New York University School of Law. (2016) “Human Rights Concerns with Programs to Prevent and Counter Violent Extremist (Submission to the OHCHR)”, [http://www.ohchr.org/Documents/Issues/RuleOfLaw/PCVE/ACLU\\_Brennan\\_Center.pdf](http://www.ohchr.org/Documents/Issues/RuleOfLaw/PCVE/ACLU_Brennan_Center.pdf), last accessed 7 October 2017.
- Amnesty International. (1993) *North Korea: Summary of Amnesty International's Concerns*, 13 October, ASA 24/003/1993.
- Amnesty International. (1996) *Democratic People's Republic of Korea/Russian Federation: Pursuit, Intimidation and Abuse of North Korean Refugees and Workers*, 8 September, ASA 24/006/1996.
- Amnesty International. (1997) *Public Executions: Converging Testimonies*, 22 January, ASA 24/001/1997.
- Amnesty International. (2001) *North Korea: Political Prison Camps*, 3 May, ASA 24/001/2011.
- Amnesty International. (2009) *North Korea: The Right to Food and Monitoring Human Rights*, 2 August, ASA 24/001/2009.
- Amnesty International. (2009) *North Korea: Torture, Death Penalty and Abductions*, 2 August, ASA 24/003/2009.
- Anti-Slavery International. (2007) “Forced Labour in North Korean Prison Camps”, <http://lastradainternational.org/lisidocs/NK%202007.pdf>, last accessed 13 October 2017.
- Arendt, Hannah. (1950) “Social Science Techniques and the Study of Concentration Camps”, *Jewish Social Studies*, Vol. 12, No. 1, pp. 49-64.
- Baehr, Peter. (2001) *Human Rights: Universality in Practice* (New York: Palgrave).
- Barker, Rodney. (2007) *Making Enemies* (New York: Palgrave Macmillan).
- Benenson, Peter. (1961) “The Forgotten Prisoner”, *The Observer*, 28 May, <https://www.theguardian.com/uk/1961/may/28/fromthearchive.theguardian>, last accessed 20 June 2016.
- Bignall, Simone. (2010) “Postcolonialism”, *Encyclopedia of Political Theory*, ed. by Mark

- Bevir (Thousand Oaks, CA: Sage Publications), pp.1087-1092.
- Bruce, Gregor. (2013) "Definition of Terrorism: Social and Political Effects", *Journal of Military and Veterans' Health*, Vol. 21, No. 2, pp. 26-30.
- Campbell, Tom. (2012) "Human Rights", *Issues in Political Theory*, ed. by Catriona Mckinnon (Oxford: Oxford University Press), pp. 168-189.
- Center for North Korean Human Rights Studies. (2017) *White Paper on Human Rights in North Korea 2017* (Seoul: Korea Institute for National Unification).
- Chowdhry, Geeta. (2011) "Postcolonialism", *International Encyclopedia of Political Science*, Vol.7, ed. by Bertrand Badie, Dirk Berg-Schlosser, and Leonardo Morlino (Los Angeles: Sage Publications), pp.2085-2090.
- Christian Solidarity Worldwide. (2007) *North Korea: A Case to Answer - A Call to Act* (New Malden: CSW).
- Database Center for North Korean Human Rights. (2011) *Political Prison Camps in North Korea Today* (Seoul: Database Center for North Korean Human Rights).
- Donnelly, Jack. (1986) "International Human Rights: A Regime Analysis", *International Organization*, Vol. 40, No. 3, pp. 599-642.
- Donnelly, Jack. (2013) *Universal Human Rights in Theory and Practice*, 3rd ed. (Ithaca: Cornell University Press).
- Forsythe, David P. (ed.). (2009) *Encyclopedia of Human Rights* (Oxford: Oxford University Press).
- Friedrich, Carl J. and Brzezinski, Zbigniew K.. (1956) *Totalitarian Dictatorship and Autocracy* (Cambridge: Harvard University Press).
- Genser, Jared and Cotler, Irwin (eds.). (2012) *The Responsibility to Protect: The Promise of Stopping Mass Atrocities in Our Time* (New York: Oxford University Press).
- Hawk, David. (2007) *Concentrations of Inhumanity* (Freedom House).
- Howard-Hassmann, Rohda and Donnelly, Jack. (1986) "Human Dignity, Human Rights, and Political Regimes", *American Political Science Review*, Vol. 80, No. 3, pp. 801-817.

- Human Rights Watch. (2006) “A Matter of Survival: The North Korean Government’s Control of Food and the Risk of Hunger”, <https://www.hrw.org/sites/default/files/reports/northkorea0506webwcover.pdf>, last accessed 13 October 2017.
- Human Rights Watch. (2007) “North Korea: Harsher Policies against Border-Crossers”, <http://www.hrw.org/legacy/background/asia/northkorea0307/northkorea0307web.pdf>, last accessed 20 September 2017.
- Human Rights Watch. (2010) “Curing the Selectivity Syndrome: The 2011 Review of the Human Rights Council”, <https://www.hrw.org/sites/default/files/reports/hrc0610webwcover.pdf>, last accessed 19 October 2017.
- Human Rights Watch. (2010) “Statement regarding the UPR Outcome Report on the Democratic People’s Republic of Korea”, <http://www.hrw.org/news/2010/03/18-1>, last accessed 8 October 2017.
- International Crisis Group. (2006) “Perilous Journeys: The Plight of North Koreans in China and Beyond”, <https://www.crisisgroup.org/asia/north-east-asia/korean-peninsula/perilous-journeys-plight-north-koreans-china-and-beyond>, last accessed 10 October 2017.
- Jakobson, Michael. (1993) *Origins of the Gulag: The Soviet Prison Camp System 1917-1934* (Lexington, Kentucky: The University Press of Kentucky).
- Kesby, Alison. (2012) *The Right to Have Rights: Citizenship, Humanity, and International Law* (Oxford: Oxford University Press).
- Kim, Uichol, Triandis, Harry C., Kagitcibasi, Cigdem, Choi, Sang-Chin and Yoon, Gene (eds.). (1994) *Individualism and Collectivism: Theory, Method, and Applications* (Thousand Oaks, CA: Sage).
- Lameda, Ali. (1979) “A Personal Account of the Experience of a Prisoner of Conscience in the Democratic People's Republic of Korea” (Amnesty International), ASA 24/002/1979.
- Landman, Todd and Carvalho, Edzia. (2010) *Measuring Human Rights* (New York: Routledge).
- Lankov, Andrei. (2004) “North Korean Refugees in Northeast China”, *Asian Survey*, Vol.

44, No. 6, pp. 856-873.

McEachern, Patrick. (2010) *Inside the Red Box : North Korea's Post-totalitarian Politics* (New York: Columbia University Press).

Montero, Julio C.. (2014) "Human Rights, International Human Rights, and Sovereign Political Authority: A Draft Model for Understanding Contemporary Human Rights", *Ethics & Global Politics*, Vol. 7, No. 4, pp. 143-162.

Morris, Norval and Rothman, David J. (eds.). (1995) *The Oxford History of the Prison: The Practice of Punishment in Western Society* (New York and Oxford: Oxford University Press).

Park, Sunsong. (2005) "Human Rights in North Korea and U.S. Policy", 『북한연구학회보』, 제 9 권, 제 1 호, 북한연구학회, pp. 339-373.

Parliamentary Assembly of the Council of Europe. (2012) "Report of the Committee on Legal Affairs and Human Rights, Rapporteur: Mr. Strasser", Document 13011.

Parliamentary Assembly of the Council of Europe. (2012) Resolution 1900.

Pfahlberg, Bernhard and Brunner, Georg. (1972) "Fundamental Rights", *Marxism, Communism and Western Society: A Comparative Encyclopedia*, Vol. 4, ed. by C. D. Kernig (New York: Herder and Herder), pp.60-62.

Ranciere, Jacques. (2004) "Who is the Subject of the Rights of Man?", *South Atlantic Quarterly*, Vol. 103, Number 2/3, pp. 297-310.

Schaffer, Johan K., Follesdal, Andreas and Ulfstein, Geir. (2014) "International Human Rights and the Challenge of Legitimacy", *The Legitimacy of International Human Rights Regimes: Legal, Political and Philosophical Perspectives* (Cambridge: Cambridge University Press), pp. 1-30.

Schmitt, Carl. (2007) *The Concept of the Political*, trans. George Schwab (Chicago: University of Chicago Press).

Song, Jiyoung. (2010) "How Communist is North Korea? From the Birth to the Death of Marxist Ideas of Human Rights", *Cambridge Review of International Affairs*, Vol. 23, No. 4, pp. 561-587.

Song, Jiyoung. (2011) *Human Rights Discourse in North Korea: Post-Colonial, Marxist*

*and Confucian Perspectives* (New York: Routledge).

U.S. State Department. (2005) *The Status of North Korean Asylum Seekers and the U.S. Government Policy toward Them* (The Bureau of Population, Refugees and Migration).

Vincent, Andrew. (2010) *The Politics of Human Rights* (Oxford: Oxford University Press).

Weatheley, Robert and Song, Jiyoung. (2008) "The Evolution of Human Rights Thinking in North Korea", *Journal of Communist Studies and Transition Politics*, Vol. 24, No. 2, pp. 272-296.

Yi, Eunwon. (2017) "An Over-view and Analysis of the Second Universal Periodic Review of the DPRK: Universality and Politicization of Human Rights", *Asian Yearbook of Human Rights and Humanitarian Law* (Leiden: Brill), Vol. 1, pp.247-263.

(5) 国連公式文書

Food and Agriculture Organization of the United Nations and World Food Programme, “Special Report: FAO/WFP Crop and Food Security Assessment Mission to the DPRK”, 28 November 2013, p.31, <http://documents.wfp.org/stellent/groups/public/documents/ena/wfp261353.pdf>, last accessed 20 October 2017.

UN Commission on Human Rights, Sub-Commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities, “Statement of the Delegation of the Democratic People's Republic of Korea”, 18 August 1997, UN Doc. E/CN.4/Sub.2/1997/43.

UN Commission on Human Rights, Sub-Commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities, “Situation of Human Rights in the Democratic People's Republic of Korea”, 21 August 1997, UN Doc. E/CN.4/SUB.2/RES/1997/3.

UN Commission on Human Rights, “Situation of Human Rights in the Democratic People's Republic of Korea”, 15 April 2004, UN Doc. E/CN.4/RES/2004/13.

UN General Assembly, “Intensely Debating Targeted Country Reviews, Third Committee Approves Draft Texts on Iran, Syria, Democratic People's Republic of Korea”, 18 November 2014, UN Doc. GA/SHC/4122.

UN General Assembly, “Resolution Adopted by the General Assembly on 21 December 2010: The right to Development”, 31 March 2011, UN Doc. A/RES/65/219.

UN General Assembly, “Resolution Adopted by the General Assembly on 19 December 2016: Use of Mercenaries as a Means of Violating Human Rights and Impeding the Exercise of the Right of Peoples to Self-determination”, 23 January 2017, UN Doc. A/RES/71/182.

UN General Assembly, “Resolution Adopted by the General Assembly on 19 December 2016: Declaration on the Right to Peace”, 2 February 2017, UN Doc. A/RES/71/189.

UN General Assembly, “Situation of Human Rights in the Democratic People's Republic of Korea”, 19 December 2006, UN Doc. A/RES/61/174.

UN General Assembly, “Situation of Human Rights in the Democratic People’s Republic of Korea”, 15 August 2007, UN Doc. A/62/264.

UN General Assembly, “Situation of Human Rights in the Democratic People's Republic of Korea”, 24 October 2014, UN Doc. A/69/548.

UN General Assembly, “Situation of Human Rights in the Democratic People’s Republic of Korea”, 8 September 2015, UN Doc. A/70/362.

UN General Assembly, “Situation of Human Rights in the Democratic People’s Republic of Korea”, 19 December 2016, UN Doc. A/RES/71/202.

UN General Assembly, “World Conference on Human Rights: Vienna”, 13 October 1993, UN Doc. A/CONF.157/24 (Part D).

UN General Assembly and Security Council, “Letter Dated 15 September 2014 from the Permanent Representative of the DPRK to the UN Addressed to the Secretary-General”, 15 September 2014, UN Doc. A/69/383-S/2014/668.

UN Human Rights Committee, “Consideration of Reports Submitted by States Parties under Article 40 of the Covenant”, 12 April 1984, UN Doc. CCPR/C/SR.510.

UN Human Rights Council, “Letter Dated 8 June 2007 Addressed to the President of the Human Rights Council by the Ambassador and Permanent Representative of the Democratic People’s Republic of Korea to United Nations Office in Geneva”, 12 June 2007, UN Doc. A/HRC/5/G/5.

UN Human Rights Council, “Letter Dated 30 January 2008 from the Permanent Representative of the Democratic People’s Republic of Korea to the United Nations Office at Geneva, Addressed to the President of the Human Rights Council”, 5 February 2008, UN Doc. A/HRC/7/G/3.

UN Human Rights Council, “Letter Dated 11 March 2010 from the Permanent Representative of the Democratic People’s Republic of Korea to the United Nations Office at Geneva Addressed to the President of the Human Rights Council”, 15 March 2010, UN Doc. A/HRC/13/G/18.

UN Human Rights Council, “Letter Dated 19 January 2011 from the Permanent Representative of the Democratic People’s Republic of Korea to the United Nations Office at Geneva Addressed to the President of the Human Rights

- Council”, 20 January 2011, UN Doc. A/HRC/16/G/2.
- UN Human Rights Council, “Letter Dated 28 January 2013 from the Permanent Mission of the Democratic People’s Republic of Korea to the United Nations Office at Geneva Addressed to the President of the Human Rights Council”, 19 February 2013, UN Doc. A/HRC/22/G/4.
- UN Human Rights Council, “Letter Dated 12 May 2014 from the Permanent Representative of the Democratic People’s Republic of Korea to the United Nations Office at Geneva Addressed to the President of the Human Rights Council”, 3 June 2014, UN Doc. A/HRC/26/G/2.
- UN Human Rights Council, “Letter Dated 15 September 2014 from the Permanent Representative of the Democratic People’s Republic of Korea to the United Nations Office at Geneva Addressed to the President of the Human Rights Council”, 24 September 2014, UN Doc. A/HRC/27/G/4.
- UN Human Rights Council, “Letter Dated 23 February 2015 from the Permanent Representative of the Democratic People’s Republic of Korea to the United Nations Office at Geneva Addressed to the President of the Human Rights Council”, 9 March 2015, UN Doc. A/HRC/28/G/7.
- UN Human Rights Council, “Letter Dated 25 September 2015 from the Permanent Representative of the Democratic People’s Republic of Korea to the United Nations Office at Geneva Addressed to the President of the Human Rights Council”, 30 September 2015, UN Doc. A/HRC/30/G/8.
- UN Human Rights Council, “Letter Dated 10 June 2016 from the Permanent Representative of the Democratic People’s Republic of Korea to the United Nations Office at Geneva Addressed to the President of the Human Rights Council”, 16 June 2016, UN Doc. A/HRC/32/G/7.
- UN Human Rights Council, “Letter from the Democratic People’s Republic of Korea Concerning the Report of the Special Rapporteur on the Situation of Human Rights in the Democratic People’s Republic of Korea, Geneva, 29 January 2009”, 10 March 2009, UN Doc. A/HRC/10/G/6.
- UN Human Rights Council, “National Report Submitted in Accordance with Paragraph

15 (a) of the Annex to Human Rights Council Resolution 5/1 - Democratic People's Republic of Korea", 27 August 2009, UN Doc. A/HRC/WG.6/6/PRK/1.

UN Human Rights Council, "Note Verbale Dated 1 February 2012 from the Permanent Mission of the Democratic People's Republic of Korea to the United Nations Office at Geneva Addressed to the President of the Human Rights Council", 13 February 2012, UN Doc. A/HRC/19/G/1.

UN Human Rights Council, "Report of the Commission of Inquiry on Human Rights in the Democratic People's Republic of Korea", 7 February 2014, UN Doc. A/HRC/25/63, para. 44.

UN Human Rights Council, "Report of the Detailed Findings of the Commission of Inquiry on Human Rights in the Democratic People's Republic of Korea", 7 February 2014, UN Doc. A/HRC/25/CRP.1.

UN Human Rights Council, "Report of the Human Rights Council on its 27th Session", 22 December 2014, UN Doc. A/HRC/27/2.

UN Human Rights Council, "Research-based Progress Report of the Human Rights Council Advisory Committee Containing Recommendations on Mechanisms to Assess the Negative Impact of Unilateral Coercive Measures on the Enjoyment of Human Rights and to Promote Accountability", 10 February 2015, UN Doc. A/HRC/28/74.

UN Human Rights Council, "Situation of Human Rights in the Democratic People's Republic of Korea", 9 April 2013, UN Doc. A/HRC/RES/22/13.

UN Human Rights Council, "Situation of Human Rights in the Democratic People's Republic of Korea", 28 March 2014, UN Doc. A/HRC/RES/25/25.

UN Human Rights Council, "Situation of Human Rights in the Democratic People's Republic of Korea", 27 March 2015, UN Doc. A/HRC/RES/28/22.

UN Human Rights Council, "Situation of Human Rights in the Democratic People's Republic of Korea", 23 March 2016, UN Doc. A/HRC/RES/31/18.

UN Human Rights Council, "Situation of Human Rights in the Democratic People's Republic of Korea", 24 March 2017, UN Doc. A/HRC/RES/34/24.

United Nations Country Team, *2016 DPR Korea: Needs and Priorities*, 19 April 2016.

(6) 웹페이지, 新聞等 (日本語、朝鮮語、韓国語、英語順)

外務省、<http://www.mofa.go.jp>、2017年10月4日最終アクセス。

国際連合広報センター、<http://www.unic.or.jp>、2017年10月19日最終アクセス。

衆議院、<http://www.shugiin.go.jp>、2017年10月21日最終アクセス。

Naenara-朝鮮民主主義人民共和国 (朝鮮民主主義人民共和国外国文出版社)、「社会主義憲法」、<http://www.naenara.com.kp/ja/politics/?rule>、2017年10月18日最終アクセス。

No Fence 北朝鮮の強制収容所をなくすアクションの会、<http://www.nofence.jp>、2017年10月21日最終アクセス。

내나라 [我が国] , <http://www.naenara.com.kp/ko/>, last accessed 21 October 2017.

로동신문 [労働新聞] , <http://www.rodong.rep.kp/ko/>, last accessed 21 October 2017.

우리민족끼리 조선록일오편집사 [わが民族同士 朝鮮6・15編集社] , “조선말대사전 [朝鮮語大辞典]”, [http://www.uriminzokkiri.com/uri\\_foreign/dic/index.php](http://www.uriminzokkiri.com/uri_foreign/dic/index.php), last accessed 10 October 2017.

조선중앙통신 [朝鮮中央通信] , <http://www.kcna.kp>, last accessed 21 October 2017.

『로동신문 [労働新聞]』, 조선로동당 중앙위원회기관지 [朝鮮労働党中央委員会機関紙] .

『민주조선 [民主朝鮮]』, 민주조선사 [民主朝鮮社] .

북한인권시민연합 [北韓人權市民連合] , <http://kor.nkhumanrights.or.kr/kor/info/about.php>, last accessed 12 October 2017.

자유북한운동연합 [自由北韓運動連合] , <http://www.ffnk.net>, last accessed 6 October 2017.

좋은벗들 [グッド・フレンズ] , <http://www.goodfriends.or.kr/introduce/introduce1.html>, last accessed 12 October 2017.

통일법제 데이터베이스 [統一法制データベース] , “북한법령 [北韓法令] ”, <http://www.unilaw.go.kr>, last accessed 22 May 2017.

통일부 [韓國統一省] , <http://www.unikorea.go.kr>, last accessed 23 August 2017.

통일부 북한자료센터 [韓國統一省 北韓資料センター] , <http://unibook.unikorea.go.kr/MA/>, last accessed 21 October 2017.

Amnesty International, <https://www.amnesty.org/en>, last accessed 21 September 2017.

Daily NK, <http://www.dailynk.com/korean>, last accessed 1 March 2017.

Democracy Now, <https://www.democracynow.org>, last accessed 7 October 2017.

Freedom House, <https://freedomhouse.org>, last accessed 21 September 2017.

Food and Agriculture Organization of the United States, <http://www.fao.org>, last accessed 15 August 2017.

Ministry of Unification Republic of Korea, [http://www.unikorea.go.kr/eng\\_unikorea](http://www.unikorea.go.kr/eng_unikorea), last accessed 1 October 2017.

Office of the UN High Commissioner for Human Rights, <http://www.ohchr.org>, last accessed 21 October 2017.

Oxford English Dictionary, <http://www.oed.com>, last accessed 5 January 2017.

U.S. Department of State, <https://www.state.gov>, last accessed 21 September 2017.

U.S. Government Publishing Office (GPO), <https://www.gpo.gov>, last accessed 19 October 2017.

UN Web TV, <http://webtv.un.org>, last accessed 9 May 2017.

UNBISnet, <http://unbisnet.un.org>, last accessed 26 September 2017.

UNHCR Media Centre, <http://www.unhcr.org/media-centre.html>, last accessed 18 October 2017.

UNHCR Population Statistics Database, <http://popstats.unhcr.org/en>, last accessed 1 October 2017.

UPR-info, [www.upr-info.org](http://www.upr-info.org), last accessed 26 September 2017.